

第2章 審査の総括報告

I 府省横断的な政策評価の状況と今後の課題

1 一般政策の政策評価

1-1 実績評価方式による評価

(要旨)

(1) 評価方式の特性と政策評価の枠組み

① 実績評価方式は、政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から評価する方式である。あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式である。

したがって、実績評価方式による評価を行うに当たっては、まず、目標に関し達成すべき水準を数値化等により明確にすることが基本となる。

② 基本計画及び実施計画において、実績評価方式による評価を行うこととしている府省は、15府省である。これら府省における実績評価方式による評価の対象とする政策の数や切り出し方、大きさについては、府省により様々となっている。

(2) 政策評価の実施状況

実績評価方式による評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された15府省の計276件を審査の対象とした。各府省横断的な現状は次のとおりである。

i) 目標に関し達成水準が数値化等により特定されている評価の割合は75.4%である(平成19年度71.1%、18年度57.2%、17年度54.6%)。

ii) 目標の達成度合いについて、あらかじめ判定基準を定量的に示すなど明確にしている府省は、文部科学省及び農林水産省である。

iii) 施策を構成する個々の事務事業等にまで掘り下げた分析・検証が、農林水産省及び経済産業省において行われている。

(3) 今後の課題

① 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されていない政策が多い府省においては、所管する政策の特性等を勘案しつつ、基本計画等において、あらかじめできる限りその水準を数値化等により特定していくことが必要である。このためには、政策効果を具体的に測定できる指標の設定や充実が必要である。府省によっては、所管する政策の特性上、数値化等による特定は困難とするものもあるが、その方策として、例えば、評価結果を導き出す根拠となった指標の測定結果を参考に目標値が設定できないか検討することも有効である。

可能な限りの検討を行ってもなお目標に関し達成しようとする水準が特定できないものなどについては、実績評価方式として期待される機能を発揮することに

限界がある。このようなものについては、政策の特性に応じ、総合評価方式や事業評価方式、あるいはこれらの主要な要素を組み合わせた仕組みの適用について検討するなどの見直しを行うことも有効である。

- ② 実績評価方式は、「あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定」して事後に評価を行う方式である。政策評価の妥当性の確保のためには、達成水準が数値化等により特定できる目標を設定することに加え、さらに、目標の達成度合いの判定方法や基準をあらかじめ明示することも求められる。

目標の達成度合いの判定方法や基準を明示していない府省においては、政策評価の結果に無用の疑念を生じさせることがないようにするためにも、どのような達成度合いであれば、「達成した」、「ほぼ達成した」等の評価結果とするのか、その判定方法・基準をあらかじめ明示しておくことが必要である。

なお、判定方法・基準をあらかじめ明示することが困難な場合には、評価を行う際に、なぜそのような判定をしたのか、その理由や根拠を可能な限り明示することが必要である。

- ③ 実績評価方式は、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、あらかじめ設定した目標について、これに対する実績を定期的・継続的に測定し、当該目標の達成度合いを評価する方式である。このことから、評価を行うに当たっては、あらかじめ設定した指標による効果を測定し、なぜ目標がそのような達成度合いになったのかについての原因分析を行った上で評価結果を導くことが基本である。

特に目標の達成度合いが低調であるような場合は、なぜ目標が低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行った上で評価結果を導くことで、当該評価結果を的確に政策の見直しや改善につなげることができることから、こうした原因分析を十分に行うことが求められる。

- ④ 実績評価方式では、評価方式の特性上、目標が達成されていない場合の原因を必ずしも十分に把握することができない。このため、目標期間中の達成度合いが芳しくない、目標が達成されないなど問題のある施策については、必要に応じて、事業評価方式や総合評価方式を用いて、施策を構成する個々の事務事業等にまで掘り下げた分析・検証や政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げた分析・検証を行うことが有益である。その上で、政策に係る問題点を把握するとともに、その原因について分析・検証を行うことが有益である。

また、こうした分析・検証を行う場合には、その結果を導き出す根拠として用いた具体的な情報・データや事実等を十分かつ的確に示していく必要がある。

(説明)

(1) 評価方式の特性と政策評価の枠組み

(評価方式の特性)

実績評価方式については、基本方針において、「政策を決定した後に、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、政策の目的と手段の対応関係を明示しつつ、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を定期

的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価する方式」とされている（基本方針（別紙）〔実績評価方式〕）。

実績評価方式は、「あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定」して事後に評価を行う方式である。「政策効果」とは、評価法において「政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」とされており（評価法第3条第1項）、政策によってもたらされる国民の利便や環境への負荷といったプラス面及びマイナス面を含めた成果（アウトカム）を意味している（注1）。

したがって、「達成すべき目標」については、あらかじめアウトカムに着目した目標を設定することが基本である。それを具体的に示し、その達成度合いを把握することが困難である場合には、できる限り客観的に達成度合いが測定可能となるよう、アウトカムに着目した目標に関連した指標を設定することが必要となる。

また、実績評価方式は、「目標の達成度合いについて評価する」方式であることから、目標そのもの又は測定のための指標を定量的に把握することが可能である場合には、達成度合いを客観的に測定することが容易となる。この点に関し、評価法においては、政策効果を「できる限り定量的に把握すること」とされている（評価法第3条第2項）。また、基本方針においては、政策効果を定量的に把握することが「困難」であるか又は「政策評価の客観的かつ厳格な実施の確保に結びつかない」場合に、政策効果を定性的に把握する手法を用いる場合においても、「できる限り、客観的な情報・データや事実を用いること」とされている（基本方針Ⅰ-3-ア）。

このように、実績評価方式は、アウトカムに着目した目標を設定し、目標の達成度合いについてできる限り定量的に把握し、評価するという評価方式である。これにより、実績評価方式を用いた評価は、評価法第3条及び基本方針により政策評価に求められている、①アウトカムを把握し評価すること、②できる限り定量的に把握することという要件を満たすこととなる。

実績評価方式において設定される目標を大別してみると、①完了、完成の水準（最終的な到達水準）（例えば、「ブロードバンド・ゼロ地域の解消（目標年度：平成22年度）」（総務省））、②中間的な到達水準（例えば、「汚水処理人口普及率を平成19年度に86%」（国土交通省））、③維持すべき一定の水準（例えば、「新規漁業就業者数を毎年度1,500人確保」（農林水産省））となっている。実績評価方式では、目標が達成されたかどうかは明らかになるものの、目標が達成されていない場合の原因について必ずしも十分に把握することができない。

目標の達成度合いについては、基本方針において、「実績を定期的・継続的に測定するとともに、目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括」するとされている。アウトカムの発現までには一定の時間を要することが通常であることから、基本的に、目標期間の始期から終了時までの複数年にわたってアウトカムの発現状況等を毎年度測定し、その期間内において達成された

実績を目標期間終了時において全体として総括することにより、目標の達成度合いの評価を行うことが想定されている(注2)。実績評価方式は、年度ごとに達成度合いについて評価・分析していくことになじまないと判断される場合には、一定期間を経た段階での総括的な評価を行うこととし、それまでの各年度においては実績の測定を行うことを想定していると考えられる。

(注1) 行政活動に投入された資源(インプット)により行政が産出したサービスを「アウトプット」といい、行政活動から産出されたサービスによりもたらされた成果を「アウトカム」という。

(注2) 実績評価方式は、定期的・継続的に実績を測定し、必要に応じて、随時、関係する施策等の改善・見直し又は目標自体の見直しを行うことも想定されている。

(政策評価の枠組み)

現在、基本計画等において実績評価方式による評価を行うこととしている府省は、15府省(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)(注3)である。これら15府省の基本計画等の内容をみると、実績評価方式による評価の基本的枠組みは、おおむね基本方針で掲げられている「実績評価方式」に沿ったものとなっている(資料I-1-1-①及び資料I-1-1-②参照)。

また、実績評価方式は、各府省の主要な施策を幅広く対象として、共通の目的を有する行政活動の一定のまとまりを政策評価の対象とすることを想定している。各府省の基本計画等には、政策評価の対象とする政策が定められている。その範囲と単位についてみると、当該府省の所掌事務を対象に、「当該行政機関がその任務を達成するために社会経済情勢等に応じて実現すべき主要な行政目的に係る政策」(評価法第6条第3項)を単位として行うこととしている。ただし、対象とする政策の切り出し方や大きさについては、府省により様々である(資料I-1-1-③参照)。

実施年度は、毎年度実施するとしているものと特定年度に実施するものに大別される。15府省のうち、9府省では、図表I-1-1-①のとおり、当該府省における主要な政策を体系化した上で、所掌するすべての政策を対象に毎年度実績評価方式による評価を行うこととしている。

一方、残りの6府省は、次のとおり行うこととしている。

- i) 実績評価方式による評価の対象とする政策を基本計画期間中に網羅するもの(内閣府及び経済産業省)
- ii) 基本計画期間中に、主要な政策の特性等に応じて、「毎年度」、「2年に1回」又は「3年に1回」の頻度で、実績評価方式又は総合評価方式により評価を行うもの(総務省)
- iii) 5年間の基本計画期間の各年度を、実績評価方式による評価を行う年度、評価指標のモニタリングを行う年度に分けるとともに、並行して総合評価方式による評価を行うもの(厚生労働省)
- iv) 基本計画期間中に事後評価の対象としようとする政策から当該年度において実

績評価方式による評価を行う政策を選定するもの(公正取引委員会及び防衛省)

図表 I-1-1-1-① 実績評価方式による評価の対象範囲と実施年度

実施年度 対 象	毎年度実施	特定年度に実施	計
所掌するすべての政策	国家公安委員会・警察庁、金融庁、 公害等調整委員会、法務省、財務省、 文部科学省、農林水産省、国土交通 省、環境省 (9府省)	内閣府、総務省、厚生労働省、経済 産業省 (4府省)	13 府省
一部の政策	公正取引委員会、防衛省 (2府省)	—	2 府省
計	11 府省	4 府省	15 府省

(注) 各府省の基本計画等に基づき、当省が作成した。

(注3) 外務省は、基本計画(平成18年2月策定)において、事後評価を総合評価方式の手法を取り入れた評価としているが、その実施においては「実績評価方式の手法を踏まえつつ」行うものとしている。
宮内庁は、事業評価方式を基本として事後評価を行うこととしている。

(2) 政策評価の実施状況

ア 審査の対象

実績評価方式による評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された15府省(内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省)の計276件を審査の対象とした。

(実施府省数及び件数の推移)

評価法が施行された平成14年度以降における実績評価方式による評価の実施府省数及び件数をみると、図表I-1-1-1-②のとおり、実施府省数15府省となっており、また、実施件数は、各府省における政策体系の大ぐくり化等を背景として、減少傾向にある。

図表 I-1-1-1-② 実績評価方式による評価の実施府省数及び件数の推移

(単位：府省、件)

	平成14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
府省 (指数)	8 (100)	13 (163)	14 (175)	13 (163)	14 (175)	15 (188)	15 (188)
件数 (指数)	471 (100)	500 (106)	488 (104)	441 (94)	407 (86)	318 (68)	276 (59)

(注) 過去の審査結果を基に、当省が作成した。

指数は、平成14年度の実績を100とした場合の当該年度の割合を示す。

イ 審査の結果

15 府省が実施した実績評価方式による評価について、共通の点検項目に基づき個別審査を行い、その結果を通知した。この個別審査も踏まえた、各府省横断的な現状は次のとおりである（共通の点検項目については、資料序－⑥参照）。

（ア）共通の点検項目に基づく個別審査

- 点検項目：目標に関し達成すべき水準が数値化されているなど具体的に特定されているかどうか

（考え方）

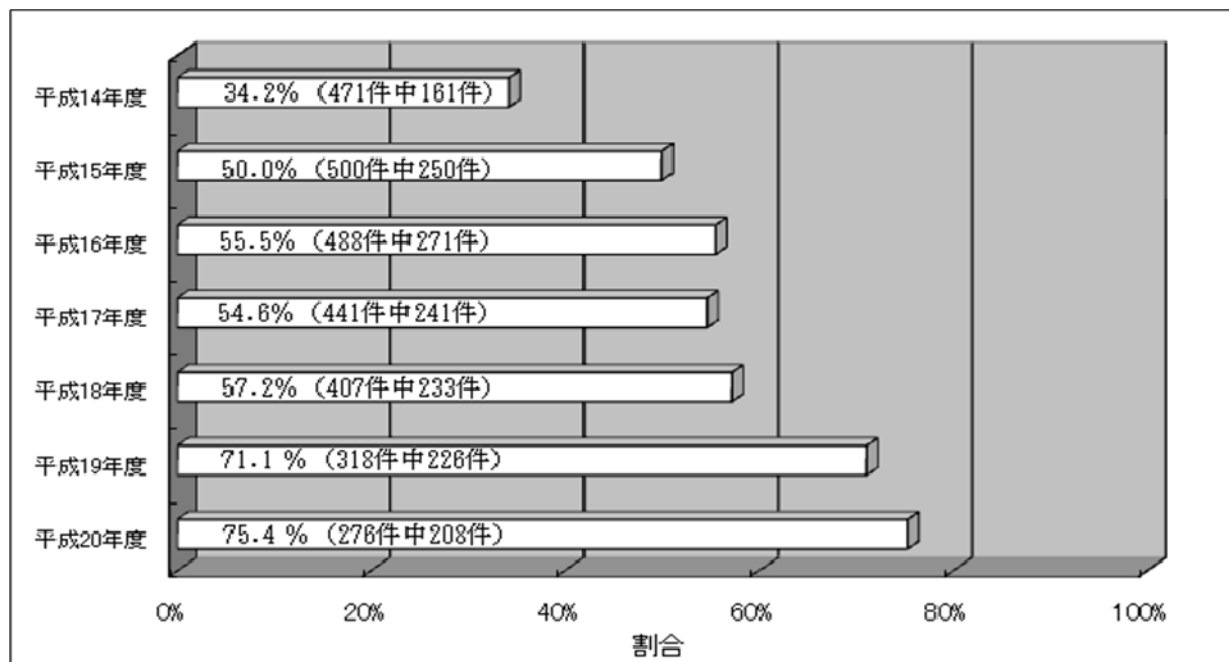
実績評価方式は、あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価していく方式であるので、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

このため、達成水準が数値化等により特定されているかどうかを点検した。

（点検結果）

達成水準が数値化等により特定(注4)されている評価の割合は、図表 I－1－1－③のとおり、平成 20 年度は、15 府省全体で 75.4%となっており、19 年度から更に上昇している（資料 I－1－1－④参照）。

図表 I－1－1－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（府省全体）



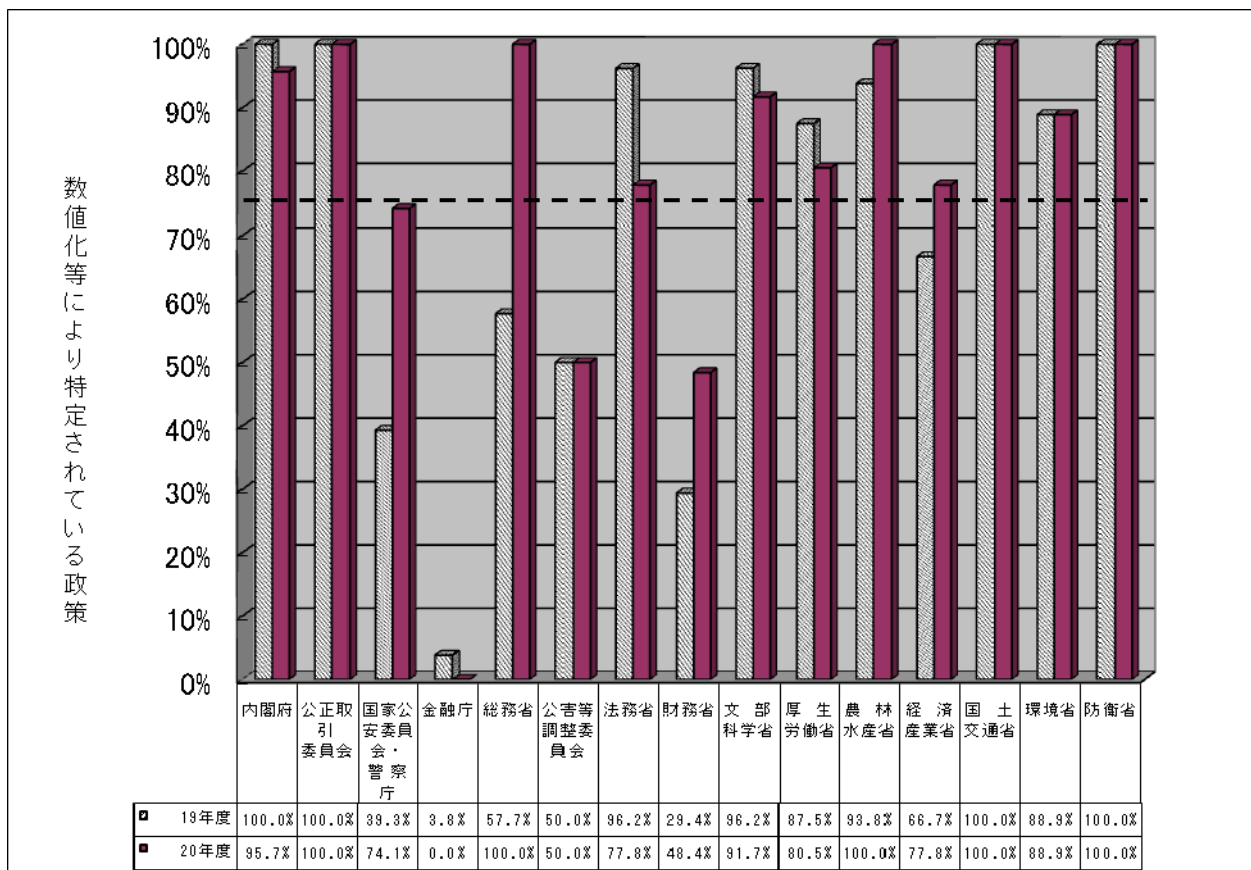
（注） 各府省の評価書に基づき当省が作成した。

（注4） 評価対象政策に複数の指標が設定されている場合、少なくとも一つの指標について達成水準が数値化等により特定されている場合には、達成水準が数値化等により特定されている政策として計上した。

府省別にみると、図表 I-1-1-④のとおり、公正取引委員会、総務省、農林水産省、国土交通省及び防衛省は 100%となっており、金融庁、公害等調整委員会及び財務省では 50%以下にとどまっている（資料 I-1-1-④参照）。

また、当該 15 府省について、平成 19 年度との比較でみると、10 府省（公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、総務省、公害等調整委員会、財務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）において、達成水準が数値化等により特定されている評価の割合が同率又は上昇している（資料 I-1-1-④参照）。

図表 I-1-1-④ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（府省別）



(注) 1 各府省の評価書に基づき当省が作成した。

2 グラフ中の点線は、平成 20 年度における 15 府省全体での目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合 (75.4%) を示す。

(イ) 目標の達成度合いについての判定基準

実績評価方式における目標の達成度合いについての判定は、国民への説明責任の観点から、明確な判定基準に基づき整理されることが望ましい。目標に対する実績が数値により測定可能なものとなっていれば、目標の達成度合いは明らかである。このことから、目標の達成度合いの水準をどのように評価するか

についての判定基準が明示されていれば、目標の達成度合いを客観的に評価することが可能となる。

各府省の実績評価方式による評価における目標の達成度合いの判定方法についてみると、次のとおりである。

- a 農林水産省では、すべての政策について毎年度、目標と実績を定量的に比較することを基本として、当該年度における目標値を設定している。その目標値に対する実績値の比率により、あらかじめ3段階に分けて設定された各政策共通の判定基準（A、B、Cの達成ランク）に従って目標の達成度合いを判定している（詳細については「Ⅱ 各府省の政策評価の状況と今後の課題」の「13 農林水産省」を参照）。
- b 文部科学省では、個々の政策の特性に応じ、すべての政策ごとに4段階の判定基準（S、A、B、Cの達成ランク）を設定し、この判定基準に従って目標の達成度合いを判定している（詳細については「Ⅱ 各府省の政策評価の状況と今後の課題」の「11 文部科学省」を参照）。
- c その他の府省では、目標の達成度合いについての判定基準が明確にされていない。明確に示すことが困難である場合においては、目標の達成度合いをどのように判定しているかについて説明することが求められる。

なお、評価結果を「達成した」、「ほぼ達成した」などとパターン化された文言等によって整理している府省があるが、目標の達成度合いについての判定基準が明確に示されているわけではない。

（ウ）目標の達成度合いの評価・検証

実績評価方式は、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、あらかじめ設定した目標について、これに対する実績を定期的・継続的に測定し、当該目標の達成度合いを評価する方式である。このことから、評価を行うに当たっては、あらかじめ設定した指標による効果を測定し、なぜ目標がそのような達成度合いになったのかについての原因分析を行った上で評価結果を導くことが基本である。

この点につき、平成20年度の評価では、いくつかの府省において、あらかじめ設定した指標による効果の測定が行われていないほか、目標の達成度合いが低調であるにもかかわらず、十分な原因分析を行わずに評価結果を導いている事例がみられた。

（エ）政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証

実績評価方式は、あらかじめ設定した目標の達成度合いを評価する方式であるため、政策を構成する個々の事務事業等については、必ずしも評価・検証の対象となるわけではない。

実績評価方式において、具体的な事務事業等についての評価・検証が行われ

ている場合には、その評価・検証がどのような質の情報を提供するものであり、それがどのように政策評価の結果に結びついているのかが重要となる。

このような観点から、農林水産省では、目標の達成度合いが低いなど問題のある政策がある場合には、これを構成する個々の政策手段を対象に、また、経済産業省では、必要に応じて、評価の対象となる施策の目標を実現するための具体的措置のうち、予算規模の大きいもの等、特に重要と判断される事業を対象に、政策を構成する個々の事務事業等についての評価・検証を実施している（詳細については「Ⅱ 各府省の政策評価の状況と今後の課題」の「13 農林水産省」及び「14 経済産業省」を参照）。

（3）今後の課題

実績評価方式による評価は、17府省中15府省で実施されている。ほとんどの府省において実績評価方式による評価を実施している中で、実績評価方式による評価については、これまでも、政策評価の質の向上の観点から、「目標に関し達成すべき水準の特定化」、「目標の達成時期の明確化」、「目標の達成度合いの判定基準の明確化」などについての指摘を行ってきた。

今般、審査の対象とした各府省の政策評価をみると、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は75.4%（平成19年度は71.1%）となっており、改善傾向がみられる。

しかしながら、目標の達成度合いの判定方法や基準について、あらかじめ明示している府省は、依然として少なく、取組の進展を図る余地があるものとなっている。

なお、平成20年12月の行政支出総点検会議の指摘事項において、「各府省は、自ら所管する政策について、必要性、有効性、効率性等の観点から政策評価を行い、その結果を政策の企画立案や実施に役立てており、政策評価が無駄の削減に一層資するよう、その取組を強化すべきである。」との提言がなされたことを受けて、実績評価方式による評価においても、その評価の特性を考慮しつつ対応していくことが必要である。

このような状況を踏まえ、引き続き、政策評価の質の向上に向け、以下のような取組を推進していくことが必要である。

（政策の特性等に応じた政策評価の設計）

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されていない政策が多い府省においては、所管する政策の特性等を勘案しつつ、基本計画等において、あらかじめできる限りその水準を数値化等により特定していくことが必要である。このためには、政策効果を具体的に測定できる指標の設定や充実が必要である。府省によっては、所管する政策の特性上、数値化等による特定は困難とするものもあるが、その方策として、例えば、評価結果を導き出す根拠となった指標の測定結果を参考に目標値が設定できないか検討することも有効である。

可能な限りの検討を行ってもなお目標に関し達成しようとする水準が特定できな

いものなどについては、実績評価方式として期待される機能を発揮することに限界がある。このようなものについては、政策の特性に応じ、総合評価方式や事業評価方式、あるいはこれらの主要な要素を組み合わせた仕組みの適用について検討するなどの見直しを行うことも有効である。

（目標の達成度合いの判定方法・基準）

実績評価方式は、「あらかじめ政策効果に着目した達成すべき目標を設定」して事後に評価を行う方式である。政策評価の妥当性の確保のためには、達成水準が数値化等により特定できる目標を設定することに加え、さらに、目標の達成度合いの判定方法や基準をあらかじめ明示することも求められる。

目標の達成度合いの判定方法や基準を明示していない府省においては、政策評価の結果に無用の疑念を生じさせることがないようにするためにも、どのような達成度合いであれば、「達成した」、「ほぼ達成した」等の評価結果とするのか、その判定方法・基準をあらかじめ明示しておくことが必要である。

なお、判定方法・基準をあらかじめ明示することが困難な場合には、評価を行う際に、なぜそのような判定をしたのか、その理由や根拠を可能な限り明示することが必要である。

（目標の達成度合いの評価・検証）

実績評価方式は、政策の不断の見直しや改善に資する見地から、あらかじめ設定した目標について、これに対する実績を定期的・継続的に測定し、当該目標の達成度合いを評価する方式である。このことから、評価を行うに当たっては、あらかじめ設定した指標による効果を測定し、なぜ目標がそのような達成度合いになったのかについての原因分析を行った上で評価結果を導くことが基本である。

特に目標の達成度合いが低調であるような場合は、なぜ目標が低調な達成度合いにとどまったのかについての十分な原因分析を行った上で評価結果を導くことで、当該評価結果を的確に政策の見直しや改善につなげることができることから、こうした原因分析を十分に行うことが求められる。

（事業評価方式や総合評価方式を用いた掘り下げた分析・検証）

実績評価方式では、評価方式の特性上、目標が達成されていない場合の原因を必ずしも十分に把握することができない。このため、目標期間中の達成度合いが芳しくない、目標が達成されないなど問題のある施策については、必要に応じて、事業評価方式や総合評価方式を用いて、施策を構成する個々の事務事業等にまで掘り下げた分析・検証や政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げた分析・検証を行うことが有益である。その上で、政策に係る問題点を把握するとともに、その原因について分析・検証を行うことが有益である。

また、こうした分析・検証を行う場合には、その結果を導き出す根拠として用いた具体的な情報・データや事実等を十分かつ的確に示していく必要がある。

1-2 事業評価方式による評価

(要旨)

(1) 評価方式の特性と政策評価の枠組み

事業評価方式は、事前の時点で評価を行い、途中や事後の時点での検証を行うことにより、事業等の採否、選択等に資する情報を提供することを主眼とした方式である。また、一般政策については、事前評価における政策の効果の把握の手法が必ずしも開発されておらず、評価法において、事前評価の実施が義務付けられていない。このような状況において、各府省では、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の費用を要するものについて事前評価を行い、事前評価を行った政策で一定期間経過したもの等について事後評価を行うこととしている。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象に事業評価方式による評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までの間に評価書が総務大臣に送付された10府省の計485件（事前評価：9府省446件、事後評価：6府省39件）を審査の対象とした。各府省横断的な現状は次のとおりである。

(ア) 事前評価

- ① 得ようとする効果が明らかにされている評価の割合は39.7%である（平成19年度：28.2%）。
- ② 事後的な検証を行う時期が特定されている評価の割合は81.1%である（平成19年度：40.5%）。
- ③ 効果の把握の方法が特定されている評価の割合は77.8%である（平成19年度：52.0%）。

(イ) 事後評価

- ① 得ようとした効果が明らかにされている評価の割合は53.8%である（平成19年度：56.4%）。
- ② 把握された効果が明らかにされている評価の割合は53.8%である（平成19年度：46.2%）。

(3) 今後の課題

- ① 新規に開始しようとする政策のうち、国民生活や社会経済に与える影響が大きいもの、多額の費用を要するものについては、積極的に事前評価を行うよう努めることが必要である。
- ② 事前評価を行うに当たっては、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態（「何を」、「どの程度」、「どうするのか」）を明らかにすることが必要である。
- ③ 事前評価を行った政策や、既存の政策のうち、国民生活や社会経済に与える影

響が大きいものや多額の費用を要したものについて、事後の評価・検証を行い、それにより得られたデータや知見を以後の政策評価や政策の企画立案に活用するよう努めることが必要である。

- ④ 主に施策レベルの政策を対象とする実績評価方式による評価では、目標が達成されていない場合の原因について必ずしも十分に把握することができないため、必要に応じて政策を構成する個々の事務事業等まで掘り下げて分析を行うことが望まれる。

(説明)

(1) 評価方式の特性と政策評価の枠組み

(評価方式の特性)

事業評価方式については、基本方針において、「個々の事業や施策の実施を目的とする政策を決定する前に、その採否、選択等に資する見地から、当該事業又は施策を対象として、あらかじめ期待される政策効果やそれらに要する費用等を推計・測定し、政策の目的が国民や社会のニーズ又は上位の目的に照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか、政策の実施により費用に見合った政策効果が得られるかなどの観点から評価するとともに、必要に応じ事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証する方式」とされている（基本方針（別紙）〔事業評価方式〕）。

政策の企画立案や実施に当たっては、いくつかの選択肢の中から選ぶことが求められることがあり、特に、事務事業や場合により施策（以下「事業等」という。）については、個々の具体的な選択が必要となる場合が多い。その際、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものなどについては、事前の時点であらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、合理的な選択を行うことが求められる。

このような要請にこたえるものとして、事前の時点で政策評価を行い、途中や事後の時点で検証を行うことにより、事業等の採否や選択等に有用な情報を提供することを主眼とした事業評価方式による評価を挙げることができる。

(政策評価の枠組み)

(ア) 事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法が必ずしも開発されておらず、評価法において、事前評価の実施が義務付けられていない。一方、基本方針において、「評価法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外のものであっても、同条第1号に該当するものについては、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとする。」（注1）とされている（基本方針I-4-イ）。

このような状況にあつて、各府省の基本計画をみると、14府省が自発的な取組として事前評価を行うこととしている。この14府省の評価の方式について基

本計画等に定められている内容をみると、その基本的な枠組みは、おおむね基本方針で掲げられている「事業評価方式」に沿ったものとなっている（資料Ⅰ－１－２－①及びⅠ－１－２－②参照）。そのうち、実際に事前評価を行っている９府省についてみると、新規に予算要求を行おうとする政策を中心に、国民生活や社会経済への影響が大きいものや多額の費用を要するもの等について事前評価を行うこととされている（資料Ⅰ－１－２－③参照）。

（注１） 評価法第９条第１号：当該政策に基づく行政上の一連の行為の実施により国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすこと又は当該政策がその実現を目指す効果を発揮することができることとなるまでに多額の費用を要することが見込まれること。

（イ）事後評価

基本方針において、「事前評価については、（略）政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくものとする」とされている（基本方針Ⅰ－４－ウ）。事前評価における政策効果を把握する手法等が必ずしも開発されていない状況においては、効果の発現状況について事後的に検証を行うことが重要である。

このような状況にあって、各府省の基本計画をみると、事前評価を行うこととしている１４府省は、事前評価を行った政策について何らかの形で事後に評価・検証を行うこととしている。このうち、８府省は事前評価の対象とした政策を事業評価方式による事後評価の対象としている（注２）（資料Ⅰ－１－２－④参照）。実際に事後評価を行っている５府省の基本計画等についてみると、事後評価の対象としている政策は、事前評価を行った政策で一定期間が経過したものや終期が到来したもの、既存の政策で国民生活や社会経済への影響が大きいものや多額の費用を要したもの等とされている（資料Ⅰ－１－２－⑤参照）。

（注２） 各府省の基本計画をみると、①事前評価を実施した政策について、原則として事後評価を行うこととされている府省（厚生労働省及び防衛省）、②事前評価を実施した政策について、必要に応じて事後評価を行うこととされている府省（内閣府、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、法務省及び財務省）、③実績評価方式による評価において、必要に応じて政策手段としての事務事業レベルまで掘り下げて分析を行うこととされている府省（文部科学省、経済産業省及び国土交通省）に分類することができる。

（２）政策評価の実施状況

ア 審査の対象

一般政策を対象に事業評価方式による評価が行われ、平成２０年１月１日から１２月３１日までの間に評価書が総務大臣に送付された１０府省（宮内庁、金融庁、総務省、公害等調整委員会、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び防衛省）の計４８５件を審査の対象とした。

政策評価の実施件数の内訳は、事前評価が９府省（金融庁、総務省、公害等

調整委員会、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び防衛省）計 446 件、事後評価が 6 府省（宮内庁、金融庁、総務省、法務省、厚生労働省及び防衛省）計 39 件である。

（実施府省数及び件数の推移）

評価法が施行された平成 14 年度以降における事業評価方式による評価の実施府省数及び件数をみると、図表 I-1-2-①のとおり、事前評価の実施府省数は、近年、10 府省前後で推移しており、また、実施件数は、17 年度まで増加した後、一部府省において政策体系を大ぐり化したことなどから、18 年度に一度減少に転じたが、19 年度以降は再び増加している。一方、事後評価の実施府省数は、近年、6 府省前後で推移している。また、実施件数は、平成 19 年度と同数となっている。

図表 I-1-2-① 事業評価方式による評価の実施府省数及び件数の推移
(単位：府省、件)

		平成 14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
事前 評価	府省	9	8	9	12	9	8	9
	件数	244	275	299	329	218	248	446
事後 評価	府省	3	3	7	6	6	6	6
	件数	53	23	40	101 ^{(注)2}	101 ^{(注)3}	39	39

- (注) 1 過去の審査結果を基に当省が作成した。
 2 101 件のうち 58 件は、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」(平成 16 年 3 月 19 日閣議決定)において、規制影響分析 (R I A) を試行的に行うこととされていたことに基づき、経済産業省において行われた事業評価方式による事後評価である。
 3 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」(平成 14 年 3 月 29 日閣議決定)において、委託・推薦等に係る事務・事業及び第三者分配型補助金等・補助金依存型公益法人に関わる個々の補助金等について少なくとも 3～5 年ごとに政策評価を行い、当該事務・事業の必要性及び当該補助金等の政策的必要性について定期的な検証を行うこととされている。101 件のうち 73 件は、これに基づき、2 府省 (厚生労働省及び経済産業省) において行われた事業評価方式による事後評価である。

イ 審査の結果

10 府省が実施した事業評価方式による評価について、共通の点検項目に基づき個別審査を行い、その結果を通知した。この個別審査も踏まえた、各府省横断的な現状は次のとおりである (共通の点検項目については、資料序-⑥参照)。

(ア) 事前評価

- ① 点検項目：政策の実施により得ようとする効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。

(考え方)

評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政

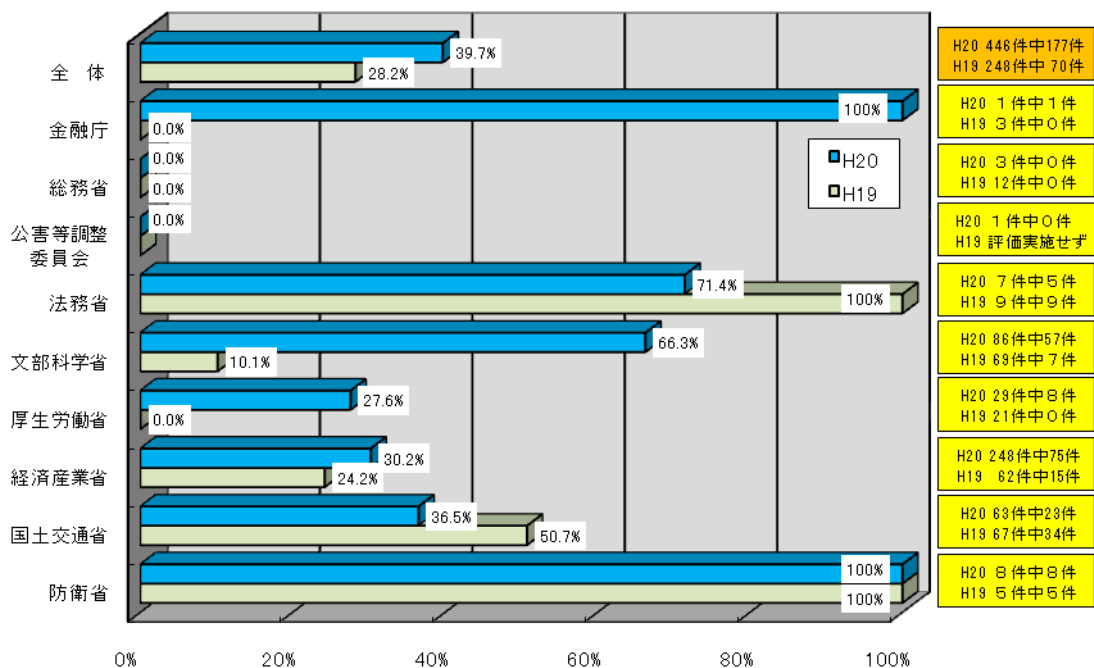
策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条第1項）。政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。このことから、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているかどうかを点検した。

（点検結果）

各府省の政策評価をみると、図表 I-1-2-②のとおり、得ようとする効果（「何を」、「どの程度」、「どうする」）が明らかにされている評価の割合は、9府省全体で39.7%（446件中177件）となっている。

また、平成19年度と比較してみると、図表 I-1-2-②のとおり、19年度の28.2%（248件中70件）から20年度の39.7%（446件中177件）へと増加している。

図表 I-1-2-② 得ようとする効果が明らかにされている評価の割合



（注） 1 各府省が実施した事前評価についての審査結果を基に作成した。
 2 「得ようとする効果が明らかにされているもの」とは、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものである。

- ② 点検項目： i) 事後的な検証を行うこととしているか。また、その時期は特定されているか。
 ii) 事後的な検証が予定されている場合、政策効果の把握の方

法は、得ようとする効果が実際に得られたかどうかを事後的に把握することが可能な程度に特定されているか。

(考え方)

事前評価については、政策効果が発現した段階においてその結果の妥当性を検証すること等により得られた知見を以後の事前評価にフィードバックする取組を進めていくことが重要である（基本方針Ⅰ－４－ウ）。

政策の実施により「得ようとする効果」を的確に把握するためには、効果の把握の方法が特定されており、かつ、それが効果をできる限り具体的（定量的）に把握できるものであることが望ましい。また、政策効果が発現した段階における事後的な検証を適切に行うためには、実際に得られた効果が当初得ようとしていた効果との関係でどのように評価されることとなるのかを、事前評価の段階で明らかにしておくことが望ましい。このことから、事後的な検証を行う時期及び効果の把握の方法が特定されているかを点検した。

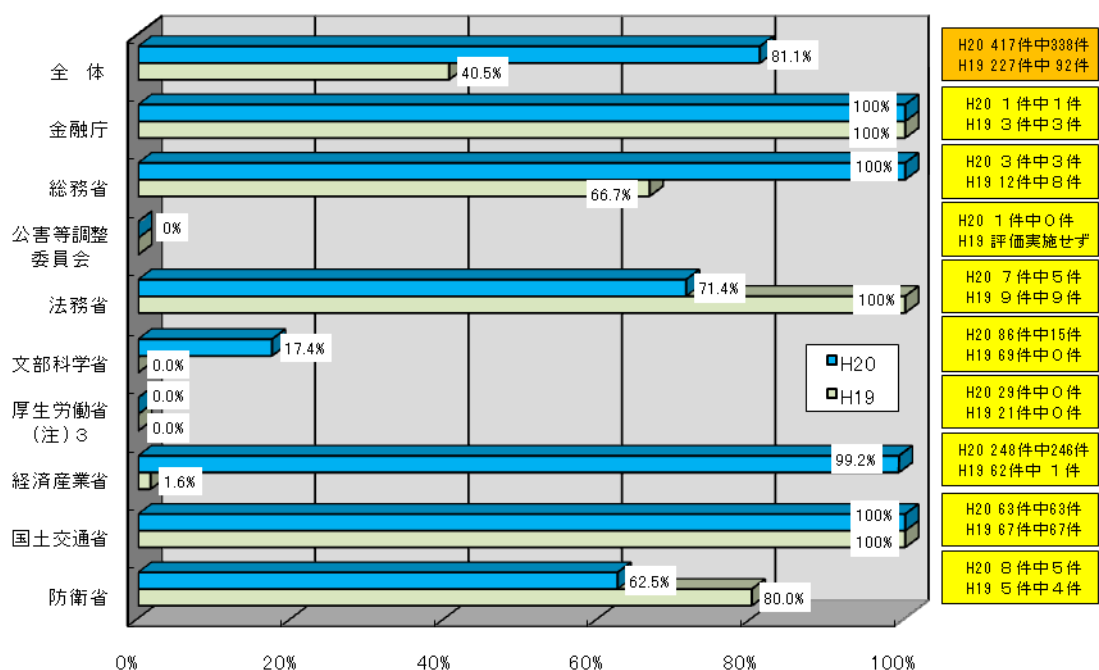
(点検結果)

各府省の政策評価をみると、図表Ⅰ－１－２－③のとおり、事後的な検証を行う時期が特定されている評価の割合は、9府省全体で81.1%（417件中338件）となっている（注3）。また、図表Ⅰ－１－２－④のとおり、効果の把握の方法が特定されている評価の割合は、9府省全体で77.8%（446件中347件）となっている。

また、平成19年度と比較してみると、前者は19年度の40.5%（227件中92件）から20年度の81.1%（417件中338件）へと増加している。後者も平成19年度の52.0%（248件中129件）から20年度の77.8%（446件中347件）へと増加している。

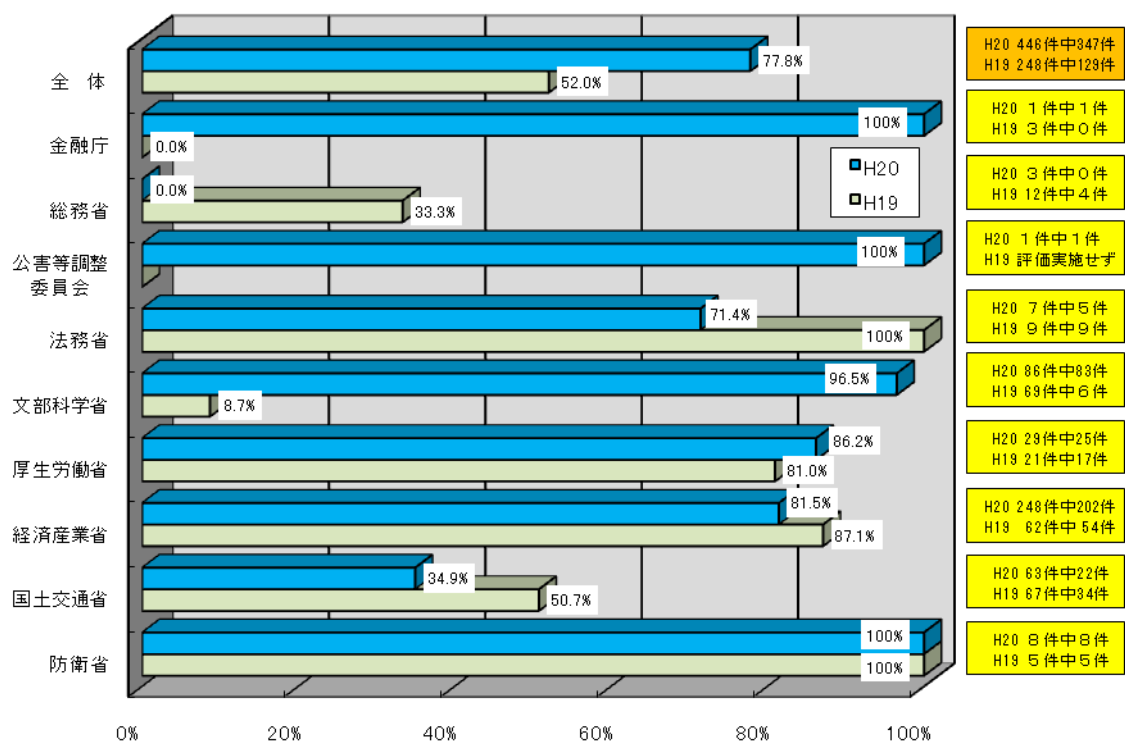
（注3） 審査の対象とした446件のうち、厚生労働省の29件については、同省の基本計画において、事前評価（新規事業関係）を実施した政策について、評価の実施後、一定期間が経過したものを事後評価の対象とする旨が明記されている（「Ⅱ各府省の政策評価の状況と今後の課題」の「12厚生労働省」参照）。このことから、「検証を行う時期の特定」に関する点検項目の審査の対象としておらず、同点検項目の対象は417件となっている。

図表 I - 1 - 2 - ③ 検証を行う時期が特定されている評価の割合



- (注) 1 各府省が実施した事前評価についての審査結果を基に作成した。
 2 当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。
 3 厚生労働省では、事業評価（新規事業関係）に関し、「実施後、一定期間が経過したもの」について事後評価の対象とする旨を基本計画に明記しており、「厚生労働省における政策評価実施要領」（平成 19 年 4 月厚生労働省政策評価官室。平成 19 年 9 月一部変更）において、「原則として事業開始後 3 年を経過したもの」と規定している。

図表 I - 1 - 2 - ④ 効果の把握の方法が特定されている評価の割合



- (注) 1 各府省が実施した事前評価についての審査結果を基に作成した。
 2 政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。

(イ) 事後評価

- 点検項目： i) 政策の実施により得ようとした効果はどの程度のものかなど、具体的に特定されているか。
- ii) 政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか。また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているか。

(考え方)

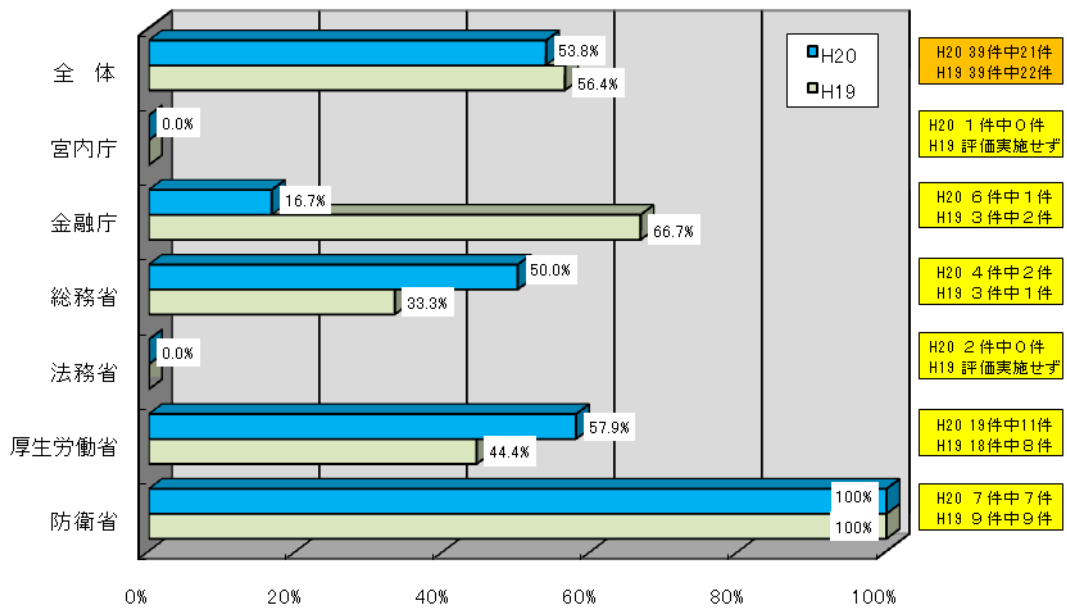
評価法では、行政機関は、その所掌に係る政策について、適時に、その政策効果を把握し、これを基礎として、必要性、効率性又は有効性の観点その他当該政策の特性に応じて必要な観点から評価を行うこととされている（評価法第3条第1項）。また、基本方針において、事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針 I-5-A）。このことから、政策の実施により実際にどの程度の効果が得られているのかが具体的に把握されているか、また、把握された効果が得ようとした効果の全体を表すものとなっているかなどを点検した。

(点検結果)

各府省の政策評価をみると、図表 I-1-2-⑤のとおり、当初見込んでいた効果がどの程度のものであったのかが明らかにされている評価の割合は、6府省全体で 53.8%（39件中 21件）となっている。また、図表 I-1-2-⑥のとおり、実際に得られた効果が具体的に把握されている評価の割合は、53.8%（39件中 21件）となっている。

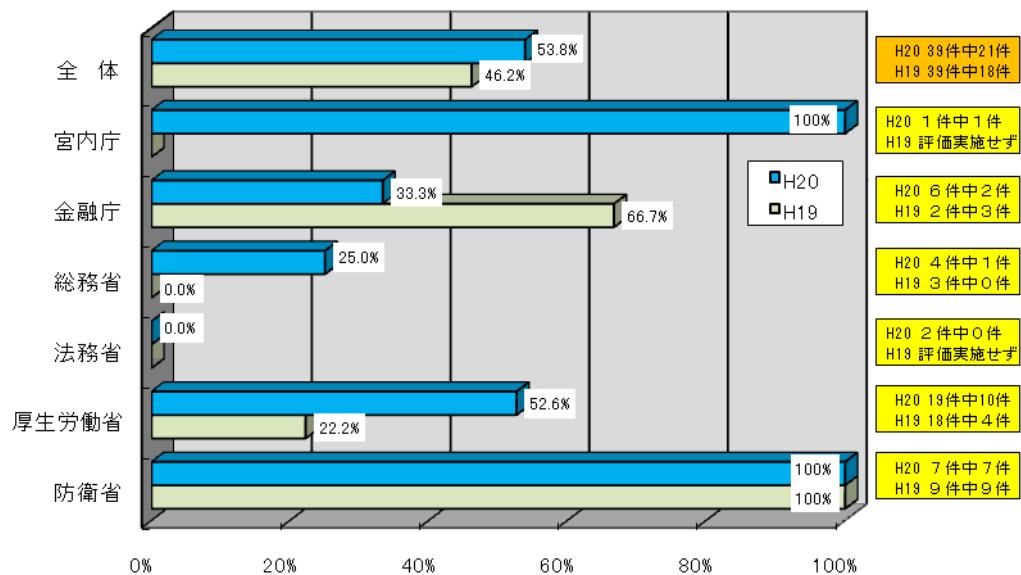
また、平成 19 年度と比較してみると、前者は 19 年度の 56.4%（39件中 22件）から 20 年度の 53.8%（39件中 21件）へと減少している。一方、後者は平成 19 年度の 46.2%（39件中 18件）から 20 年度の 53.8%（39件中 21件）へと増加している。

図表 I - 1 - 2 - ⑤ 得ようとした効果が明らかにされている評価の割合



(注) 1 各府省が実施した事後評価についての審査結果を基に作成した。
 2 得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。

図表 I - 1 - 2 - ⑥ 得られた効果が具体的に把握されている評価の割合



(注) 1 各府省が実施した事後評価についての審査結果を基に作成した。
 2 把握された効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているものを表す。

(3) 今後の課題

平成 20 年 12 月の行政支出総点検会議の指摘事項において、「各府省は、自ら所管する政策について、必要性、有効性、効率性等の観点から政策評価を行い、その

結果を政策の企画立案や実施に役立てており、政策評価が無駄の削減に一層資するよう、その取組を強化すべきである。」との提言がなされたことを受けて、事業評価方式による評価においても、その評価の特性を考慮しつつ対応していくことが必要である。

（事前評価）

事業等には、国民生活や社会経済に与える影響が大きいもの、多額の財政支出を伴うものがある。このような事業等については、いったん開始してから見直しを行ったのでは、著しく損失を生じる場合もあるため、事業等の採択の段階で政策評価を行うことが求められている。このため、新規に開始しようとする事業等のうち、国民生活や社会経済に与える影響が大きいもの、多額の費用を要するものについては、積極的に事前評価を行うよう努めることが必要である。

また、これまで政策評価の質の向上の観点から、「得ようとする効果の明確性」などの点検項目により審査を行ってきたが、評価法施行7年目を迎えてもなお、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」かが特定されている評価の割合は前年度より増加したとはいえ、依然として39%程度にとどまっている（「1-2-(2)-イ審査の結果」参照）。事前評価において、政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を明確にしておくことが必要である。また、当該効果が実際に得られたかどうかを事後に把握・検証する時期やその方法を特定しておくなど基本的な評価設計を充実させていくことが必要である。

（事後評価）

事前評価を実施した政策や、既存の政策のうち、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の費用を要したものについて、事後に把握された政策効果の評価・検証を行い、それにより得られたデータや知見を以後の政策評価や政策の企画立案に活用するよう努めることが必要である。

また、主に施策レベルの政策を対象とする実績評価方式による評価では、目標が達成されていない場合の原因について必ずしも十分に把握することができない。このため、必要に応じて政策を構成する個々の事務事業等まで掘り下げて分析を行うことが望まれる。

さらに、事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム（国民生活にとっての成果）に着目した目標を設定することとされている成果重視事業の取組も参考にしつつ、事業評価方式による評価を推進していくことが期待される。

1-3 総合評価方式による評価

(要旨)

(1) 評価方式の特性と政策評価の枠組み

- ① 総合評価方式は、政策の見直しや改善に向け、政策評価の結果を政策に反映する上で特定のテーマを設定し、テーマに係る政策手段とともに政策効果の発現状況を具体的に明らかにし、政策の問題点の把握とその原因の分析を実施し、問題点の解決に資する情報を提供するという性格を有する方式である。
- ② 基本計画において、総合評価方式による評価を行うこととされている府省は、13府省である。

(2) 政策評価の実施状況 37件

一般政策を対象に総合評価方式による評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された10府省112件の政策評価のうち、特定のテーマを設定している8府省37件について整理した結果は、以下のとおりである。

- ① 政策評価の設計については、以下の状況がみられる。
 - i) 7府省の政策評価では、評価対象のテーマに関する情報・データに基づき、政策効果を具体的に把握した上で、様々な角度から調査・分析がなされ、評価が行われている。
 - ii) 防衛省の政策評価では、評価対象のテーマに関する情報・データに基づいた政策効果が具体的に把握されておらず、政策効果の把握に代えて、制度、取組、行政活動の実績（アウトプット）の説明が行われている。
- ② 政策評価の時点については、おおむね、効果がある程度発現し、実際の効果等に関する情報・データの収集が可能となった時点において評価が行われている。
- ③ 政策効果等の調査・分析手法については、以下のように、参考となる調査・分析手法の適用がみられる。
 - i) 施策の体系が明確に位置付けられているもの（国土交通省）
 - ii) 政策の論理的な構造について分析がされ、政策効果の把握が行われているもの（文部科学省）
 - iii) 政策の問題点について深く掘り下げた分析が行われているもの（国土交通省）

(3) 今後の課題

- ① 総合評価方式による評価を的確に行うためには、まず政策評価の目的などをあらかじめ明確にし、得ようとする情報の内容に応じて、合理的な調査・分析手法を選択し組み合わせるなど政策評価の設計を十分に検討することが必要である。
- ② 各府省により行われた政策評価の中には、的確な調査・分析手法が適用されているものがあり、こうした他府省の事例を参考にすることが有益である。

- ③ 政策の見直しや改善に資する評価を行うためには、政策の問題点の把握のみならず、その原因について掘り下げた分析を行うことが必要である。

(説明)

(1) 評価方式の特性と政策評価の枠組み

(評価方式の特性)

総合評価方式については、基本方針において、「政策の決定から一定期間を経過した後を中心に、問題点の解決に資する多様な情報を提供することにより政策の見直しや改善に資する見地から、特定のテーマについて、当該テーマに係る政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析し、政策に係る問題点を把握するとともにその原因を分析するなど総合的に評価する方式」とされている（基本方針（別紙）[総合評価方式]）。

このように、総合評価方式は、

- ① 政策の見直しや改善に向け、政策評価の結果を政策に反映する上で特定のテーマを設定し、
- ② テーマに係る政策手段とともに政策効果の発現状況を具体的に明らかにし、
- ③ 政策の問題点の把握とその原因の分析を実施し、問題点の解決に資する情報を提供する

という性格を有する評価方式であり、事後評価が中心となる。

なお、各府省から送付を受けた評価書において設定されている特定のテーマは、図表 I-1-3-①のとおりである。

図表 I - 1 - 3 - ① 評価の対象とされた特定のテーマ

府省 (件数)	テ ー マ
内閣府 (3)	電子政府の構築 (内閣府本府電子政府構築計画)
	沖縄振興計画 (沖縄の振興への取組)
	障害者施策の総合的推進 (障害者基本計画)
公正取引委員 会 (4)	下請法違反行為に対する措置－役務委託等の下請取引分野における下請法の運用及び処理の影響について－
	規制改革分野における競争環境の整備－「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」の作成・公表－
	独占禁止法違反行為に対する措置－大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を排除した後の取引の適正化の状況－
	法令遵守意識の向上－入札談合の防止に係る発注機関における法令遵守意識の向上等－
国家公安委員 会・警察庁 (1)	警察による国際協力の推進
金融庁 (1)	金融システム改革 (日本版ビックバン)
文部科学省 (2)	少子化社会対策に関連する子育て支援サービス
	若年者雇用対策
厚生労働省 (9)	国立高度専門医療センターの独立法人化
	感染症対策の充実
	第10次労働災害防止計画
	障害者雇用促進法に基づく障害者雇用対策の見直し
	介護事業運営適正化に関する介護事業者に対する規制の見直し
	戦没者の父母等に対する特別給付金制度
	若年者雇用対策
	少子化社会対策に関連する仕事と生活の調和の実現に向けた取組
	子育て支援サービス
国土交通省 (5)	環境政策・省エネルギー政策－環境行動計画を踏まえて－
	不動産取引価格情報の開示－土地市場の条件整備－
	河川環境の整備・保全の取組み－河川法改正後の取組みの検証と今後の在り方－
	船舶の運航労務に係る事後チェック体制の強化策
	安全性と効率性が両立した船舶交通環境の創出－ふくそう海域における大規模海難の防止及び航行時間短縮への取組み－
防 衛 省 (12)	防衛省の視聴覚広報の在り方について
	弾道ミサイル防衛政策
	防衛省における大量破壊兵器等の不拡散への取組
	防衛省における国民保護施策
	中央指揮システム (CCS) の充実整備
	自衛官の再任用制度
	貸費学生制度
	PFI方式を取り入れた公務員宿舎整備
	看護師養成課程の4年制化
	船舶の維持におけるたん航性及び安全性並びにその使用目的に対する適合性の確保 (船舶検査制度)
	不用弾、不良弾の陸上処分
	特別損失補償及び施設周辺損失補償

(注) 各府省から送付を受けた評価書に基づき本省が作成した。

総合評価方式による評価は、政策効果の発現状況を様々な角度から分析すること
を特徴とする一方で、評価の目的や評価を行うに当たっての問題意識をあらかじめ
明確にしておかなければ、分析の焦点が定まらず、現状を記述するにとどまってし
まう可能性がある。評価を政策の見直しや改善に結び付けるためには、評価の対象
とする政策及びこれに関する特定のテーマを設定するに当たって、十分な検討を行
うことが求められる。

（政策評価の枠組み）

基本計画において、総合評価方式による評価を行うこととされている13府省（内
閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、法務省、外務
省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、国土交通省及び防衛省）につ
いて、基本計画に定められている評価方式の内容をみると、おおむね上記の①から
③までの要素を含んだものとなっている（資料Ⅰ－1－3－①参照）。

このうち、国土交通省においては、総合評価方式による評価の具体的な実施のた
めの計画の検討や事前準備が十分に行えるように、5年を計画期間とする基本計画
において各年度に行う評価テーマが定められている。また、総合評価方式による評
価を的確に行うため、基本計画において、図表Ⅰ－1－3－②のとおり実施手順が
定められている。

図表Ⅰ－1－3－② 国土交通省政策評価基本計画（平成19年4月）の抜粋

- | |
|--|
| <p>ア それぞれのテーマに即した目的や政策目標を明確に設定し、関連する施策
等の範囲を明らかにする。</p> <p>イ 当該プログラムの目的とした成果が適切に達成されているかどうかを検証
する。</p> <p>ウ それがどのように達成されたか、またどの程度達成されたかを分析し、可
能な限り明らかにする。必要があれば、プログラムの効果について、短期的
効果と中長期的効果に分けて分析するとともに、可能であれば、各施策等ご
との費用と効果の関係についても言及する。</p> <p>エ 今後、目的や目標をよりよく達成し、効果的・効率的に成果をあげるため
には、何が課題で、改善方策として何が考えられるかについても明らかにす
る。</p> <p>オ 評価実施後、その結果のほか、バックデータ等の関係資料、実施過程にお
いて第三者から示された専門的知見から助言等の概要、当該評価結果に対す
る第三者の意見等を評価書として取りまとめ、公表する。</p> |
|--|

なお、総務省及び外務省では、総合評価方式を用いて主要な行政目的に係る政策
を評価しようとしており、特定のテーマを設定して評価が行われている他の府省と

は異なる枠組みの下で評価が行われている（資料 I - 1 - 3 - ②参照）。

（２）政策評価の実施状況

ア 審査の対象

13 府省のうち、一般政策を対象に総合評価方式による評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付されたのは、10 府省（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び防衛省）である。政策評価の実施件数は計 112 件であり、すべて事後評価である。このうち、特定のテーマを設定し行われている政策評価 8 府省 37 件を審査の対象とした（注）。

（注）評価書の形で送付されてきているも、中間的な報告（法務省 2 件）並びに平成 18 年度及び 19 年度に行われた政策評価のフォローアップ（厚生労働省 4 件）については、審査の対象から除いている。

また、総務省（9 件）及び外務省（66 件）については、主要な行政目的に係る政策を評価しようとしており、他の府省とは異なる枠組みで行われているため、審査の対象から除いている。なお、総務省及び外務省により行われた総合評価方式による評価については、「Ⅱ-6 総務省」及び「Ⅱ-9 外務省」を参照

（実施府省数及び件数の推移）

評価法が施行された平成 14 年度以降における、特定のテーマを設定し行われている総合評価方式による評価の実施府省数及び件数をみると、図表 I - 1 - 3 - ③のとおりであり、実施件数については、近年 30 件前後で推移している。

図表 I - 1 - 3 - ③ 総合評価方式による評価の実施府省数及び件数の推移

（単位：府省、件）

	平成 14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度
府 省	2	5	6	9	9	8	8
件 数	29	7	31	29	36	26	37

（注）1 過去の審査結果を基に当省が作成した。

2 審査の対象とした政策評価について計上している。

イ 審査の結果

特定のテーマを設定して評価が行われている 8 府省の政策評価について、その政策評価の設計、政策評価の時点及び政策効果等の調査・分析手法について整理した結果は、以下のとおりである。

（ア）政策評価の設計

総合評価方式は、評価対象として設定した個々のテーマに応じて各種の政策効果等の調査・分析手法を組み合わせ、政策効果を具体的に明らかにし、政策

の問題点の把握とその原因を分析し、問題点の解決に資する情報を提供するものである。このため、政策評価の実施に当たっては、評価の目的や評価を行うに当たっての問題意識を明確にし、得ようとする情報の内容に応じて、合理的な調査・分析手法を選択するとともに、信頼できる情報・データに基づき、政策効果を具体的に把握した上で評価を行うことが重要であり、個々の政策評価における設計が重要である。

今回、審査の対象とした政策評価の設計をみると、おおむね、政策評価の目的（なぜ評価を行い、何を明らかにするのか）、政策評価の視点（どのような情報を得ようとするのか）、政策評価の手法（設定した評価指標、適用した調査・分析手法）が記述されているが、政策効果の把握について、以下の状況がみられる。

- ① 7府省（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省）の政策評価では、評価対象のテーマに関する情報・データに基づき、政策効果を具体的に把握した上で、様々な角度から調査・分析がなされ、評価が行われている。

このうち、文部科学省及び国土交通省の政策評価においては、施策を構成する個々の事務事業等や政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析・検証し、政策の問題点を把握するとともにその原因について分析を行っており、他の評価方式では必ずしも得ることができない多様な情報が提供されている。

- ② 防衛省の政策評価では、評価対象のテーマに関する情報・データに基づいた政策効果が具体的に把握されておらず、政策効果の把握に代えて、制度、取組、行政活動の実績（アウトプット）の説明が行われており、問題点の把握については、定性的な現状認識の整理にとどまっている。

（イ）政策評価の時点

総合評価方式は、政策効果を具体的に明らかにし、政策の問題点を把握するとともにその原因を分析し、問題点の解決に資する情報を提供するものである。このため、評価対象のテーマに関し、政策効果がある程度発現し、実際の政策効果等の把握に必要な実績に基づく各種の詳細な情報・データが入手可能であるという条件が整った時点において実施するのが最も有効である。

今回、審査の対象とした8府省（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、文部科学省、厚生労働省、国土交通省及び防衛省）の政策評価では、おおむね、評価対象のテーマについての政策が実施された後で、その効果がある程度発現し、実際の効果等に関する情報・データの収集が可能となった時点において評価が行われている。

このうち、金融庁及び国土交通省の政策評価においては、政策が実施されてから現在までの長期間にわたって測定されたデータが用いられている。

(ウ) 政策効果等の調査・分析手法

政策評価においては、政策効果等に関する各種の情報・データを収集し、合理的な手法を用いて測定又は分析を行い、測定又は分析された結果について政策の目的や目標などの一定の尺度（政策評価の基準）に照らして検討し、客観的な判断を行うことが求められる。

今回、審査対象とした各府省の総合評価方式による評価をみると、以下のよう
に、参考となる調査・分析手法の適用がみられる。

(施策体系の明確化)

総合評価方式による評価を行うに当たっては、あらかじめ目標及び目標を達成するための施策を明らかにしておくことが重要である。国土交通省では、図表 I-1-3-④のとおり、施策をハード施策とソフト施策に区分し、施策の体系を明確に位置付けているものがみられる。

図表 I - 1 - 3 - ④ 施策の体系が明確に位置付けられているもの

府 省 名	国土交通省		
政策評価の名称	安全性と効率性が両立した船舶交通環境の創出—ふくそう海域における大規模海難の防止及び航行時間短縮への取組み—		
○ 政策の目的及び指標 安全性と効率性が両立した船舶交通環境を創出するため、「社会資本整備重点計画」において以下の指標を掲げた。			
<ul style="list-style-type: none"> ・「ふくそう海域における航路を閉塞するような大規模海難の発生数」 【平成 15 年度～19 年度の発生数を 0 とする】 ・「ふくそう海域における管制船舶の入港までの航行時間の短縮」 【平成 14 年度に比べ東京湾において約 15%短縮（19 年度）】 			
○ 対象とする施策 当該指標を達成するための取組を、ハード施策（海上交通環境の整備）とソフト施策（安全対策の推進）に大別した上で、各区分の評価を行い、指標達成について総合評価を行っている。			
< 目標と評価対象施策との関係 >			
	目 標	ふくそう海域における航路を閉塞 するような大規模海難の発生数	ふくそう海域における管制船舶の 入港までの航行時間の短縮
評価対象施策			
海上交通環境の整備	主要国際幹線航路の整備及び保全	○	○
	A I S を活用した次世代型航行支援システムの整備	○	○
	高機能航路標識等の整備	○	○
	海上交通センターの拡充	○	○
	航行援助システムの I T 化	○	
安全対策の推進	海難防止思想の普及等	○	
	海上交通センター等の的確な運用	○	○
	海上交通法令の励行等の実施	○	
	新しい交通体系の導入等に向けた検討	○	
(注) 1 ふくそう海域とは、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門港を指す。			
2 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。			

(政策効果の把握)

政策が目的達成のために妥当かどうか、どういった事業がどのように実施されるべきか、政策実施のためにどれだけの資源が必要なのかなど、政策の論理的な構造を検証しているものは少ない。このような中で、文部科学省では、図表 II - 1 - 3 - ⑤ のとおり、政策の論理的な構造（インプット→アウトプット→アウトカムという政策の流れ（ロジック・モデル））について、予想される仮定の連鎖の因果関係の分析とともに政策効果の把握が行われているのがみられる。

図表 I - 1 - 3 - ⑤ 政策の論理的な構造について分析がされ、政策効果の把握が行われているもの

府 省 名	文部科学省																																																												
政策評価の名称	重要対象分野に関する評価書－若年者雇用対策－																																																												
<p>○ 青少年の意欲向上・自立支援事業（自立に支援を要する青少年の体験活動）の効果</p> <p>本事業は、青少年が自立した人間として成長することを支援するため、ひきこもりなど社会との関係が希薄な青少年の福祉作業所などでの社会体験への参加を支援したり、不登校やいわゆるニートなどの悩みを抱える青少年に対し、自然体験や生活体験に取り組む機会を提供する委託事業である。</p> <p>本事業について、インプット⇒アウトプット⇒アウトカムのロジック・モデルに基づいて、効果を分析した。</p> <p>(1) インプット・アウトプット</p> <p>「青少年の意欲向上・自立支援事業」は、平成 17 年度から開始され、18 年度には 1.85 億円、19 年度には 1.88 億円の予算が措置されている。その結果、以下のとおり、青少年の自立のための支援体制の整備が進んだ。</p> <p>【自立に支援を要する青少年を対象とした体験活動の取組を実施した都道府県数と事業数】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>年度</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ひきこもり青年、不登校児童・生徒、ニート等の自立に支援を要する青少年を対象とした体験活動の取組を実施した</td> <td>都道府県数</td> <td>31</td> <td>36</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>事業数</td> <td>96</td> <td>112</td> <td>138</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) アウトカム</p> <p>平成 17～19 年度に実施した事業のうち、青年長期社会体験推進事業（対象：ひきこもり青年）に参加した青少年の変容は以下のとおりである。</p> <p>【青年長期社会体験推進事業（対象：ひきこもり青年）に参加した青少年の変容状況】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">分類</th> <th>人数</th> <th>%</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">改善</td> <td>進学</td> <td>29</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>復学（通信制を含む）</td> <td>49</td> <td>8%</td> </tr> <tr> <td>就職した</td> <td>36</td> <td>6%</td> </tr> <tr> <td>求職活動を始める</td> <td>84</td> <td>14%</td> </tr> <tr> <td>アルバイトに就く</td> <td>79</td> <td>13%</td> </tr> <tr> <td>ボランティア活動等を継続する</td> <td>70</td> <td>12%</td> </tr> <tr> <td>定期的な相談に通う</td> <td>101</td> <td>17%</td> </tr> <tr> <td>外出できる</td> <td>40</td> <td>7%</td> </tr> <tr> <td>家族と食事や対話ができる</td> <td>13</td> <td>2%</td> </tr> <tr> <td>具体的な行動まではつながらなかったが、意欲が向上したと臨床心理士等第三者が認めた</td> <td>8</td> <td>1%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">変化なし</td> <td>89</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>598</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 評価</p> <p>自立に支援を要する青少年として、ひきこもり青年、不登校児童・生徒、ニート等を対象とした事業を実施した平成 19 年度の都道府県数は、17 年度の 31 道府県から 40 道府県に増加しており、支援体制の整備が伺える。また、事業数については、96 事業から 138 事業に増加している。それぞれの内訳についても、概ね順調に増加しており、本施策については、順調に進捗した。</p> <p>また、参加者の変容については、ひきこもり青年は 85 パーセントの改善、不登校児童・生徒は 86 パーセントの改善、ニートは 89 パーセントの改善を示し、自立に支援を要する青少年に対する体験活動の高い有効性が示された。</p> <p>(注) 文部科学省の評価書を基に当省が作成した。</p>						年度	17	18	19	ひきこもり青年、不登校児童・生徒、ニート等の自立に支援を要する青少年を対象とした体験活動の取組を実施した	都道府県数	31	36	40	事業数	96	112	138	分類		人数	%	改善	進学	29	5%	復学（通信制を含む）	49	8%	就職した	36	6%	求職活動を始める	84	14%	アルバイトに就く	79	13%	ボランティア活動等を継続する	70	12%	定期的な相談に通う	101	17%	外出できる	40	7%	家族と食事や対話ができる	13	2%	具体的な行動まではつながらなかったが、意欲が向上したと臨床心理士等第三者が認めた	8	1%	変化なし		89	15%	合計		598	100%
	年度	17	18	19																																																									
ひきこもり青年、不登校児童・生徒、ニート等の自立に支援を要する青少年を対象とした体験活動の取組を実施した	都道府県数	31	36	40																																																									
	事業数	96	112	138																																																									
分類		人数	%																																																										
改善	進学	29	5%																																																										
	復学（通信制を含む）	49	8%																																																										
	就職した	36	6%																																																										
	求職活動を始める	84	14%																																																										
	アルバイトに就く	79	13%																																																										
	ボランティア活動等を継続する	70	12%																																																										
	定期的な相談に通う	101	17%																																																										
	外出できる	40	7%																																																										
	家族と食事や対話ができる	13	2%																																																										
	具体的な行動まではつながらなかったが、意欲が向上したと臨床心理士等第三者が認めた	8	1%																																																										
変化なし		89	15%																																																										
合計		598	100%																																																										

(政策の問題点の把握と原因分析)

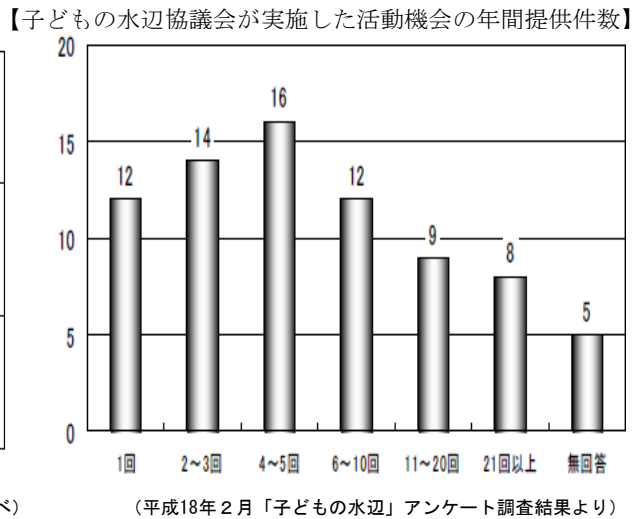
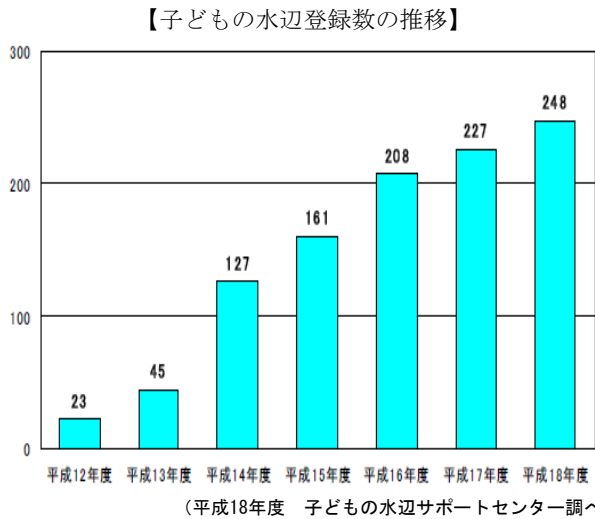
各府省により行われた政策評価においては、政策の問題点について深く掘り下げた分析がなされているものは依然として少ない。こうした中で、国土交通省では、図表 I-1-3-⑥のとおり、各取組の進ちょく状況を定量的に検証するとともに、今後の課題について深く掘り下げた分析が行われているのがみられる。

図表 I-1-3-⑥ 政策の問題点について深く掘り下げた分析が行われているもの

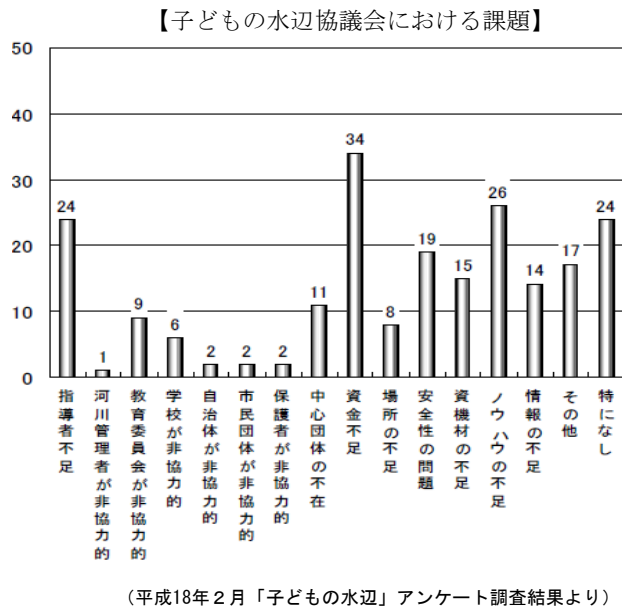
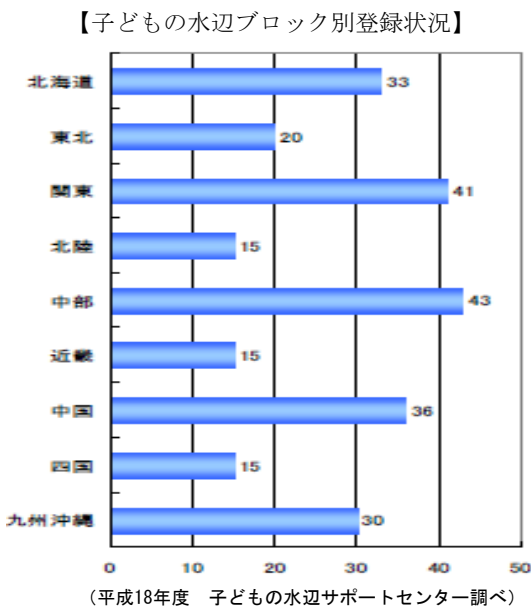
府 省 名	国土交通省
政策評価の名称	河川環境の整備・保全の取組み－河川法改正後の取組みの検証と今後の在り方－

○ 川に学ぶ社会（河川における環境教育）

平成10年の「川に学ぶ」社会をめざしての報告以降、河川における環境教育は着実に広がってきた。河川の情報提供、出前講座、資機材の整備・貸出、子どもの水辺への支援等、河川管理者の取組みが根付きつつある。子どもの水辺は増加しており、3省連携（文部科学省、環境省、国土交通省）による取組みが広がっている。



しかしながら、平成18年に子どもの水辺協議会に実施したアンケート結果等を分析すると以下の課題が見られる。



- ・ 子どもの水辺の登録数は伸びてはいるが、全国的には偏在しており、全国的に広がるような施策の改善を行っていく必要がある。
- ・ 活動を促進するために、現地での活動に必要とされる資金、ノウハウや指導者等の確保を進める必要がある。
- ・ 川での体験活動に関して、地域での市民団体等とRACの指導者等の情報共有を進める必要がある。

(注) 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。

(3) 今後の課題

(政策評価の設計)

総合評価方式は、政策効果を具体的に明らかにし、政策の問題点を把握するとともにその原因を分析し、問題点の解決に資する情報を提供するものであり、総合評価方式による評価を的確に行うためには、政策評価の設計を十分に検討することが必要である。

まず、政策評価の目的や評価を行うに当たっての問題意識をあらかじめ明確にすることが重要であり、評価テーマを設定するに当たって、十分な検討を行うことが求められる。

その上で、得ようとする情報の内容に応じて、合理的な調査・分析手法を選択し組み合わせるとともに、実際の政策効果等の把握に必要な情報・データに基づいて評価を行うことが重要である。

また、政策効果の把握、政策の問題点の把握とその原因分析が行われ、他の評価方式では必ずしも得ることができない多様な情報を得るためには、政策目標とそれを達成するための各政策手段の役割分担がそれぞれ明確にされていることも重要である。

(政策効果等の調査・分析手法)

各府省により行われた政策評価の中には、的確な調査・分析手法が適用されているものがあり、総合評価方式による評価を的確に行うためには、こうした他府省の事例を参考にすることが有益である。

(政策の問題点の把握と原因分析)

各府省により行われた政策評価においては、政策の問題点を把握しその原因について詳細な分析を行っているものは依然として少ない。政策の見直しや改善に資する評価を行うためには、政策の問題点の把握のみならず、その原因について掘り下げた分析を行うことが必要である。

(総合評価方式の積極的な活用)

実績評価方式による評価を行っている政策のうち、その特性により、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが困難であるとされるものについては、実績評価方式として期待される機能を発揮することに限界があることから、総合評価方式による評価を積極的に活用していくことも有効である。

また、目標が達成されていないなど問題のある政策について、総合評価方式の特性をいかして、目標が達成されていないなどの問題点の原因を様々な角度から掘り下げて分析、検証することが有益である。

2 事前評価が義務付けられた4分野の政策評価

2-1 研究開発を対象とする評価

(要旨)

(1) 評価の枠組み

(評価法と国の研究開発評価に関する大綱的指針)

研究開発を対象とする政策評価は、研究開発施策（各府省の研究開発の方針等やその方針等を具体化する研究開発制度）及び個々の研究開発課題が対象となる。

評価を行うに当たっては、事前評価、事後評価のいずれであっても、評価法及び基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成20年10月31日内閣総理大臣決定。以下「大綱的指針」という。）を踏まえて行うものとされ、各府省は、大綱的指針に沿って、評価方法等を定めた具体的な指針（以下「研究開発評価指針」という。）を策定することとされている。

以前の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成17年3月29日内閣総理大臣決定、20年10月31日廃止。以下「旧大綱的指針」という。）においては、評価実施上の共通原則として、①追跡評価実施の定着化・充実、②評価項目・評価基準の設定・明確化等が明示されている。

(2) 評価の実施状況

(ア) 各府省における旧大綱的指針に沿った研究開発評価指針等の策定状況・規定内容

政策評価として研究開発評価が行われている9府省（総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省。以下「9府省」という。）について、

① 各府省における旧大綱的指針に沿った研究開発評価指針の策定状況をみると、

i) 旧大綱的指針に沿った研究開発評価指針が策定されている府省が8府省（総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省及び防衛省）

ii) 旧大綱的指針以前の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成13年11月28日内閣総理大臣決定、17年3月29日廃止）に沿って策定された研究開発評価指針がそのまま用いられている府省が1府省（国土交通省）

② 旧大綱的指針に明示された原則が、各府省の政策評価基本計画、政策評価実施計画及び研究開発評価指針に規定されているかについてみると、追跡評価実施の定着化・充実が規定されていない府省が1府省（国土交通省）

みられた。

(イ) 各府省の評価の実施状況

旧大綱的指針では、評価実施上の共通原則として、評価基準の設定・明確化

が明示され、各府省の研究開発指針においても評価基準をあらかじめ明確かつ具体的に設定することとされている。

しかし、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに政策評価として研究開発評価が行われた 7 府省（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省）の評価をみると、評価が行われる際に用いられている評価基準が個々の事業ごとに評価書上明らかにされている府省はないなどの状況がみられた。

また、研究開発施策の評価については、研究開発制度の評価が 4 府省（総務省、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省）で行われている。経済産業省においては、研究開発制度と各研究開発課題を包含する施策ごとに評価が行われている。

（3）今後の課題

（大綱的指針に沿った研究開発評価の実施）

近年の経済・社会における研究開発への期待の高まり等に的確に対応していくため、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号。以下「研究開発力強化法」という。）の制定などによる研究開発強化への取組や、「経済財政改革の基本方針 2008」（平成 20 年 6 月 27 日閣議決定）において研究開発予算の使われ方の評価・検証の徹底が求められた。これに対応して、より実効性の高い研究開発評価の実施推進を図るため、旧大綱的指針の見直しが行われ、平成 20 年 10 月 31 日に新たな大綱的指針が内閣総理大臣決定されている。

これまでの各府省における研究開発を対象とする評価において、評価が行われる際に用いられている評価基準が個々の事業ごとに評価書上明らかにされていないなどの状況がみられる。このことを踏まえ、各府省においては新たな大綱的指針に沿った研究開発評価指針を策定し、i) 必要性、効率性、有効性の三つの観点について、評価項目を明らかにする、ii) 評価基準をあらかじめ明確に設定するなど、新たな大綱的指針に沿った評価を行う必要がある。

（研究開発施策の評価の実施）

研究開発施策の評価については、各府省とも、評価の方法等を模索している状況にあり、当該研究開発施策が、必要性、有効性、効率性の観点からみて妥当であることを定性的に説明することが中心となっている状況がみられる。このことを踏まえ、研究開発施策の評価が、研究開発分野の P D C A（目標設定→実行→評価→反映）サイクルの一環を成し、今後の施策の見直し・改善につながるものとなるよう、今後、新たな大綱的指針に沿った研究開発評価指針に基づき、各府省において評価項目、評価基準を明らかにして評価をより積極的に実施することが望まれる。

また、研究開発施策の評価は、施策、制度などを対象として、目標が設定された施策ごとに実施され、特に、複数の個別研究開発課題等から構成される研究開発施策については、それぞれの個別研究開発課題等の目標が達成されることにより当該研究開発施策の目標が達成されるなどの関連付けが明確になっているか、などを重視した評価を実施することが望まれる。

(説明)

(1) 評価の枠組み

(評価法と大綱的指針)

研究開発を対象とする政策評価を行うに当たっては、事前評価、事後評価のいずれであっても、評価法及び基本方針で定めるところによるほか、大綱的指針を「踏まえて行う」ものとされている（基本方針 I-4-オ及び I-5-オ。図表 I-2-1-①参照）。

大綱的指針は、各府省等が行う評価について適用される。また、各府省は、大綱的指針に沿って、評価方法等を定めた具体的な指針（研究開発評価指針）を策定することとされている。

図表 I-2-1-① 政策評価と大綱的指針による評価との関係

基本方針	大綱的指針
<p>研究開発を対象とする事前評価及び事後評価の実施に当たっては、法及び基本方針で定めるところによるほか、「国の研究開発評価に関する大綱的指針」を踏まえて行うものとする。</p>	<p>本指針による評価は、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成 13 年法律第 86 号）に基づく政策評価と対象とする範囲は異なるが、基本的に目指す方向を同じくするものである。本指針は、政策評価に求められている諸要素を踏まえ、さらに、研究開発の特性を考慮したものであり、本指針による評価の実施に当たっては、同法に基づく政策評価と整合するよう取り組むこととする。</p>

(注) 基本方針及び大綱的指針を基に作成した。

近年の経済・社会における研究開発への期待の高まり等に的確に対応していくため、研究開発力強化法の制定などによる研究開発強化への取組が進められており、これに対応してより実効性の高い研究開発評価への取組の強化が急務となっている。また、「経済財政改革の基本方針 2008」において研究開発予算の使われ方の評価・検証の徹底が求められたところである。

このため、優れた研究開発の成果を創出し、それを次の段階の研究開発に切れ目なく連続してつなげ、研究開発成果の国民・社会への還元を迅速化する、的確で実効ある評価を実施することなどの観点から、各府省等における研究開発評価の改善への取組を加速化することが必要となっており、このような状態を踏まえて、旧大綱的指針の見直しが行われ、平成 20 年 10 月 31 日に新たな大綱的指針が内閣総理大臣決定されている。

なお、各府省が平成 20 年度に行った研究開発を対象とする政策評価は旧大綱的指針及び旧大綱的指針に沿って各府省において策定された研究開発指針に基づいて実施されている。

（研究開発施策、研究開発課題）

旧大綱的指針が対象とする研究開発評価とは、研究開発施策、研究開発課題、研究開発機関等及び研究者等の業績の評価を指しており、これら四つのうち、評価法という「政策」(注1)に該当し得るのは、研究開発施策及び研究開発課題である。

- ① 研究開発政策、戦略、制度、プログラム等の研究開発施策については、旧大綱的指針において、「国の政策や機関等の設置目的に照らして妥当であるか、関連施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているか、施策の目的に照らして妥当な成果が得られているか（又はその見込みがあるか）等に特に留意して評価する」とこととされている（旧大綱的指針第3章－1参照）。
- ② 研究者等が具体的に研究開発を行う個別のテーマである研究開発課題については、旧大綱的指針において、研究開発課題を資金の性格別に、i) 競争的研究資金による課題、ii) 重点的資金による課題、iii) 基盤的資金による課題の三つに区分され、課題の目的、性格、分野等に応じて、評価手法や評価項目等を適切なものにする事とされている（旧大綱的指針第3章－2参照）。

(注1) 評価法において、「政策」とは、「行政機関が、その任務又は所掌事務の範囲内において、一定の行政目的を実現するために企画及び立案をする行政上の一連の行為についての方針、方策その他これらに類するもの」とされている（評価法第2条第2項）。

図表 I - 2 - 1 - ② 旧大綱的指針における研究開発の種類と政策評価の対象

旧大綱的指針の区分	評価の対象	政策評価
研究開発施策	各府省が特定の行政目的を実現するため策定した研究開発政策、戦略、制度、プログラム等	対象
研究開発課題	研究者等が具体的に研究開発を行う個別のテーマ	対象（10億円以上の費用を要するものについて事前評価の義務付けあり）
研究開発機関等	研究開発を自ら実施している機関及び研究開発資源を配分する研究開発推進のための特殊法人等の運営状況等	対象外
研究者等の業績	研究者及び研究支援者の業績	

(注) 1 評価法、行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成 13 年政令第 323 号。以下「評価法施行令」という。)及び旧大綱的指針を基に作成した。
 2 研究開発課題のうち、独立行政法人、特殊法人等が研究開発主体の場合は、政策評価の対象外となる。

(2) 評価の実施状況

ア 評価の実施件数

9府省のうち、研究開発を対象とする政策評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付されたのは、7府省（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び防衛省。以下「平成20年評価実施7府省」という。）計824件（注2）である（資料I-2-1-②参照）。内訳は、研究開発課題の評価が796件（事前評価218件、中間評価21件及び事後評価557件）、研究開発施策の評価が28件（中間評価28件）となっている（注3）。

（注2） 経済産業省の評価の件数については、同省の評価単位である「施策」に即して数えると0件となるが、研究開発課題等の個々の評価対象に即して数えると824件となる。このため、各府省の評価の合計件数は前者によれば742件、後者によれば824件となる（資料I-2-1-②の注参照）。

（注3） 本報告においては、研究開発を対象とする評価について、旧大綱的指針でいう「事前評価」、「中間評価」、「事後評価」及び「追跡評価」の区分を用いる（図表I-2-1-③参照）。旧大綱的指針でいう「事前評価」は評価法の事前評価（政策を決定する前に行う評価）に、「中間評価」、「事後評価」及び「追跡評価」は評価法の事後評価（政策を決定した後に行う評価）に当たる。

図表I-2-1-③ 旧大綱的指針による評価の時点別区分

区分	事前評価	中間評価	事後評価	追跡評価
研究開発施策	原則実施			
研究開発課題	評価法及び評価法施行令では、10億円以上の費用を要することが見込まれる研究開発課題に実施を義務付け	5年以上の期間を有したり、研究開発期間の定めがない場合、3年程度を目安として定期的に実施	原則実施	施策・課題終了後、一定期間を経過後に実施

（注） 評価法、評価法施行令及び旧大綱的指針を基に作成した。

イ 評価の実施状況

（ア）旧大綱的指針に沿った評価の実施状況

（旧大綱的指針）

科学技術基本計画（平成18年3月28日閣議決定）において、研究開発評価は「国民に対する説明責任を果たし」、「柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出」、「研究開発の重点的・効率的な推進及び質の向上」、「研究者の意欲の向上」、「より良い政策・施策の形成」等を図る上で極めて重要なものとされており（第3章-2-(5)-③）、各府省が研究開発評価を実施する際に依拠するのが、旧大綱的指針及び旧大綱的指針に沿って具体的な評価方法等を定めた研究開発評価指針である。

旧大綱的指針は、平成17年3月に策定されたものであり、評価実施上の共通原則として、①追跡評価（注4）の充実・定着化、②評価項目・評価基準の設定・明確化、③効果的・効率的な評価システムの運営等が盛り込まれている。

（注4） 研究開発終了後、一定の時間を経過してから、副次的効果を含め、研究開発の直接の成果（アウトプット）から生み出された社会・経済等への効果（アウトカム）や波及効果（インパクト）を確認するもの

（旧大綱的指針に沿った研究開発評価指針の策定状況）

9府省について、研究開発評価指針の策定状況をみると、

- i) 旧大綱的指針に沿った研究開発評価指針が策定されている府省が8府省（総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省及び防衛省）
- ii) 旧大綱的指針以前の「国の研究開発評価に関する大綱的指針」（平成13年11月28日内閣総理大臣決定、17年3月29日廃止）に沿って策定された研究開発評価指針がそのまま用いられている府省が1府省（国土交通省）

（評価実施上の共通原則に係る規定状況）

旧大綱的指針に明示された評価実施上の共通原則（図表I-2-1-④参照）が、9府省の政策評価基本計画、政策評価実施計画及び研究開発評価指針に規定されているかについてみると、

- ① 追跡評価実施の定着化・充実は、1府省（国土交通省）で規定されていない。
- ② 「効果的・効率的な評価システムの運営」（重層構造における評価の運営、時系列的な評価の運営、評価システムのレビュー）については、2府省（財務省及び国土交通省）で規定されていない（資料I-2-1-③参照）。

図表 I - 2 - 1 - ④ 旧大綱的指針（評価実施上の共通原則）－抄－

<p>第2章 評価実施上の共通原則</p> <p>【追跡評価実施の定着化・充実】</p> <p>4. 評価時期の設定</p> <p>（略）</p> <p>研究開発施策、研究開発課題等においては、終了後、一定の時間を経過してから、副次的効果を含め、研究開発の直接の成果（アウトプット）から生み出された社会・経済等への効果（アウトカム）や波及効果（インパクト）を確認することも有益である。このため、必要に応じて、学会における評価や実用化の状況、研究開発を契機とした技術革新や社会における価値の創造、さらに、大型研究施設の開発・建設等の場合は当該施設の稼働・活用状況等を適時に把握する等により、追跡評価を行い、研究開発成果の活用状況等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、関連する研究開発制度等の見直し等に反映する。なお、追跡評価については、その実施状況にかんがみ、今後、その一層の定着・充実を図ることとする。</p>
<p>【評価基準の設定】</p> <p>5. 評価方法の設定</p> <p>（3）評価項目・評価基準</p> <p>評価は、必要性、効率性、有効性の3つの観点の下、研究開発の特性に応じて、適切な評価項目及び評価基準を設定し実施する。（略）</p> <p>また、評価基準については、設定された各評価項目についての判断の根拠があいまいにならないよう、あらかじめ明確に設定する。</p>
<p>【効果的・効率的な評価システムの運営】</p> <p>7. 効果的・効率的な評価システムの運営</p> <p>研究開発評価は、その実施主体や評価対象、評価時期等において極めて多様である。特に、国費を用いて実施される研究開発は、さまざまな機関間の階層構造や機関内の階層構造の下で重層的に実施されていること、さらに研究開発は時系列的にも相互に関連しながら連続して実施されていくことから、それらを全体として効果的・効率的に運営していく必要がある。</p> <p>このため、研究開発実施・推進主体は、評価システムの運営に関する責任者を定め、それぞれの主体の責任の範囲において、評価の相互連携・活用や評価のための体制・基盤の整備等によってその評価システムの機能や効果を全体として向上させていくことに努める。</p> <p>（1）重層構造における評価の運営（略）</p> <p>（2）時系列的な評価の運営（略）</p> <p>（3）評価システムのレビュー（略）</p>

（旧大綱的指針に沿った各府省の評価の実施状況）

旧大綱的指針では、評価実施上の共通原則として、評価項目・評価基準の設定・明確化及び追跡評価の一層の定着・充実化が明示されている。

しかし、平成20年評価実施7府省の評価をみると、評価が行われる際に用いられている評価基準が個々の事業ごとに評価書上明らかにされている府省はないなど、以下の状況がみられた（資料Ⅰ－2－1－③参照）。

- ① 評価項目については、旧大綱的指針において、必要性（科学的・技術的意義等）、効率性（計画・実施体制の妥当性、費用構造や費用対効果の妥当性等）、有効性（目標の実現可能性、目標の達成度等）の三つの観点の下、設定することとされている。

しかし、事後評価が行われた7府省のうち、この三つの観点についての評価が明らかにされているのは4府省（総務省、文部科学省、農林水産省及び国土交通省）となっており、残りの3府省（厚生労働省、経済産業省及び防衛省）においては、いずれかの観点を欠くものとなっている。

- ② 評価基準については、旧大綱的指針において、設定された各評価項目についての判断の根拠があいまいにならないよう、あらかじめ明確に設定することとされている。また、各府省の研究開発評価指針においても評価基準をあらかじめ明確かつ具体的に設定することとされている。

しかし、行われた事前評価及び事後評価のいずれをみても、当該事業の評価において、評価が行われる際に用いられている評価基準が個々の事業ごとに評価書上明らかにされている府省はない。

- ③ 追跡評価については、旧大綱的指針において、研究開発成果の活用状況等を把握するとともに、過去の評価の妥当性を検証し、関連する研究開発制度等の見直し等に反映することの重要性にかんがみ、追跡評価の一層の定着・充実を推進する必要があるとされている。

しかし、これまで、追跡評価を実施した府省はない（注5）。また、事前評価及び事後評価において、追跡評価を実施する具体的な時期を特定し、評価書上明らかにされている府省はない。

（注5）文部科学省では、科学技術振興調整費により実施された課題の一部について試行的に追跡評価を実施している。また、経済産業省では、政策評価の対象としていないプロジェクトレベルの追跡評価を実施している。

（イ）研究開発施策

研究開発施策とは、研究開発政策、戦略、制度、プログラム等を指すものであり、その評価について、旧大綱的指針では、「今後、その一層の定着・充実を図る」こととされている（旧大綱的指針第3章－1）。

9府省の研究開発施策の評価を研究開発評価指針を基に分類すると、研究開発施策のうち、①研究開発戦略に着目した評価が行われることとされているのが3府省（総務省、農林水産省及び防衛省）、②研究開発に関連する政策等（複数の研究開発課題を包含するまとめ）に着目した評価が行われることとされているのが4府省（文部科学省、経済産業省、国土交通省及び防衛省）、③研究

開発制度に着目した評価が行われることとされているのが8府省（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省）である。

各府省の取組状況についてみると、研究開発制度の評価が4府省（総務省、文部科学省、厚生労働省及び農林水産省）で行われている。また、経済産業省においては、研究開発制度と各研究開発課題を包含する施策ごとに評価を行っている。

研究開発施策の評価については、各府省とも、引き続き評価の方法等を模索している状況にあり、当該研究開発施策が、必要性、有効性、効率性の観点からみて妥当であることを定性的に説明することが中心となっている。

しかし、旧大綱的指針に「研究開発施策の評価結果については、当該研究開発施策の見直しや改善、より良い施策の形成等のために活用する」とあるように、研究開発施策評価は、一定の間続く方針としての「施策」の評価であり、さらに、科学技術関係の予算規模は平成20年度で3兆5,555億円と多額に上るものである。これらを踏まえると、研究開発施策の評価が定期的に行われ、その評価が更なる施策の改善に資するものとなること、すなわち評価が研究開発分野におけるPDCAサイクルの一環を成すものとなることが望まれるものである。そのような観点から、5府省（文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び防衛省）の研究開発評価指針においては、研究開発施策の定期的な評価実施が示されているところである。今後、研究開発評価指針に基づき、各府省において評価をより積極的に実施することが望まれる。

国の政策は、一般的に、階層的な体系になっており、国の研究開発についても、複数の個別研究開発課題等を政策上の特定の目的や目標ごとに一つのまとまりとした施策、競争的資金制度、さらに、分野ごとの研究推進方針や戦略、計画などの体系が整備され、推進されている。研究開発施策の評価は、このような施策、制度などを対象として、目標が設定された施策ごとに実施され、特に、複数の個別研究開発課題等から構成される研究開発施策については、それぞれの個別研究開発課題等の目標が達成されることにより当該研究開発施策の目標が達成されるなどの関連付けが明確になっているか、さらに、関連施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているか、などを重視した評価を実施することが望まれる。

（3）今後の課題

（大綱的指針に沿った研究開発評価の実施）

近年の経済・社会における研究開発への期待の高まり等に的確に対応していくため、研究開発力強化法の制定などによる研究開発強化への取組や、「経済財政改革の基本方針2008」において研究開発予算の使われ方の評価・検証の徹底が求められた。これに対応して、より実効性の高い研究開発評価の実施推進を図るため、旧大綱的

指針の見直しが行われ、平成 20 年 10 月 31 日に新たな大綱的指針が内閣総理大臣決定されている。

これまでの各府省における研究開発を対象とする評価において、評価が行われる際に用いられている評価基準が個々の事業ごとに評価書上明らかにされていないなどの状況がみられる。このことを踏まえ、各府省においては新たな大綱的指針に沿った研究開発評価指針を策定し、i) 必要性、効率性、有効性の三つの観点について、評価項目を明らかにする、ii) 評価基準をあらかじめ明確に設定するなど、新たな大綱的指針に沿った評価を行う必要がある。

(研究開発施策の評価の実施)

研究開発施策の評価については、各府省とも、評価の方法等を模索している状況にあり、当該研究開発施策が、必要性、有効性、効率性の観点からみて妥当であることを定性的に説明することが中心となっている状況がみられる。このことを踏まえ、研究開発施策の評価が、研究開発分野の P D C A サイクルの一環を成し、今後の施策の見直し・改善につながるものとなるよう、今後、新たな大綱的指針に沿った研究開発評価指針に基づき、各府省において評価項目、評価基準を明らかにして評価をより積極的に実施することが望まれる。

また、研究開発施策の評価は、施策、制度などを対象として、目標が設定された施策ごとに実施され、特に、複数の個別研究開発課題等から構成される研究開発施策については、それぞれの個別研究開発課題等の目標が達成されることにより当該研究開発施策の目標が達成されるなどの関連付けが明確になっているか、さらに、関連施策との連携を保ちながら効果的・効率的に推進されているか、などを重視した評価を実施することが望まれる。

2-2 個々の公共事業についての評価

(要旨)

(1) 評価の枠組み

各府省は、事業費 10 億円以上の個々の公共事業について、事前評価を実施することが義務付けられている。また、事業採択後事業が 5 年未着手又は 10 年未了の場合等に事後評価を実施することが義務付けられている。

評価の実施が義務付けられたもの以外についても、独自の取組として評価を行っている府省がみられる。

(2) 評価の実施状況 2,442件

5 府省が個々の公共事業について評価を行っている。その状況は、以下のとおりである。

- ① 評価手法の改善に向けた取組がみられる一方で、評価手法の改善が必要と考えられるものもみられた。
- ② 今後新たに採択される事業の事前評価や、過去に政策決定された事業の再評価に当たっては、累次の閣議決定を踏まえ、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うことが重要となっている。
- ③ 費用便益比 (B/C) の算定に用いられたバックデータが明らかになっていないものがみられるなど、外部検証可能性の確保及び評価内容の信頼性の確保の観点から、必ずしも十分とはいえない状況にある。

このような中で、外部検証可能性の確保及び評価内容の信頼性の確保に向けた取組を行っている府省もみられる。

(3) 今後の課題

- ① 評価手法の一層の充実を図ることが重要である。

費用対効果分析のマニュアルについては、策定からの社会経済情勢の変化や評価事例の蓄積などを踏まえ、引き続き見直しを行う必要がある。

- ② 直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うことが必要である。
- ③ 評価結果の信頼性、透明性を向上させるとともに、説明責任を全うするためにも、費用対効果分析に用いられたデータや関係情報について情報公開や情報へのアクセスの利便性の確保を図っていくことが必要である。

費用便益比の算定に用いられたデータや算定根拠等について、既にこれらを明らかにする取組を行っている府省がみられる。このような取組を参考にして、費用便益比の算定に用いられたデータや算定根拠等を特段明らかにしていない府省においても、これらを明らかにする取組が期待される。

(説明)

(1) 評価の枠組み

(個々の公共事業の評価)

各府省は、事業費 10 億円以上を要することが見込まれる個々の公共事業(注1)について、事前評価を実施しなければならないとされている(評価法第9条及び評価法施行令第3条)。また、各府省の実施計画において、政策決定後5年を経過した時点で未着手であるもの及び政策決定後10年を経過した時点で未了であるもの等について、事後評価の方法を定め、実施することとされている(評価法第7条第2項及び第8条、評価法施行令第2条)(注2)。

なお、評価法により事前評価の義務付けがされていない事業費10億円未満の個々の公共事業や、政策決定後5年を経過した時点で未了のもの及びその後一定期間ごとの時点で未了のものについても独自に評価を実施することとしている府省がみられる(注3)。

(注1) 評価法における公共事業は、一般会計予算でいう公共事業関係費に該当する事業から、施設の維持、修繕に係る事業及び災害復旧を除いたものをいう。

(注2) 個々の公共事業については、評価法の施行に先立って評価の制度が導入されていた経緯もあり、事前の評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていたこと等から、事前評価の実施が評価法の下で義務付けられることとなったものである。また、政策決定後の一定の期間、未着手又は未了の事業についての評価も、評価法の施行に先立って行われてきている。

(注3) 厚生労働省は、事業採択(政策決定)後5年を経過した時点で実施中の事業を事後評価の対象としている。

経済産業省は、事業採択(政策決定)後5年を経過した時点で実施中の事業等についても事後評価を実施している。

国土交通省は、施設の維持管理に係る事業、災害復旧事業等を除くすべての国土交通省所管公共事業を対象としている。

(各府省における個々の公共事業の評価の概要については資料I-2-2-③参照)

(評価の時点別区分)

評価法では、評価を実施する時点と政策決定の前後関係により、政策評価を「事前評価」と「事後評価」とに区分している。公共事業の評価について、この意味の「事後評価」を更に事業が採択されてから完了するまでの間に行われる評価と事業完了後に行われる評価とに分けることがほぼ定着している(注4、5)。

(注4) 本報告では、事後評価については、事業採択(政策決定)されてから完了するまでの間に行う評価を「再評価」と、事業完了後に行う評価を「完了後の評価」と整理して用いることとする。このうち、「再評価」は、評価法でいう政策決定後の一定の期間、事業に未着手又は未了のものについての評価に当たるものである。

(注5) 事業完了後に行う評価は、評価法により義務付けられているものではないが、自発的な取組として、農林水産省及び国土交通省が実施している。

(評価の実施時期)

個々の公共事業の評価においては、おおむね、個別箇所ごとに予算内示される事業についての評価が概算要求時までに行われ、支出負担行為実施計画により事業採択等を行うための評価が年度末までに行われている。個々の公共事業の評価の多く

は後者の評価となっている。

(2) 評価の実施状況

(審査の対象)

個々の公共事業について評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 5 府省（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）計 2,442 件を審査の対象とした。

図表 I - 2 - 2 - ① 個々の公共事業の評価の実施状況

(単位：件)

評価法における区分	事前評価	事後評価		計
	「事前評価」	「再評価」	「完了後の評価」	
本報告における区分	事業採択時に行う評価	事業が採択されてから完了するまでの間に行う評価	事業完了後に行う評価	
厚生労働省	28	78	0	106
農林水産省	240	242	303	785
経済産業省	8	8	0	16
国土交通省	472	922	118	1,512
環境省	23	0	0	23
計	771	1,250	421	2,442

(注) 公共事業の多くは、地方公共団体等が事業実施主体となる補助事業等である。

(評価の手法)

公共事業を所管する各府省では、それぞれの基本計画の下で、おおむね事業種別ごとに、個々の公共事業についての評価の実施対象、実施時期、実施手法等を定めた評価実施要領等及び費用対効果分析(注6)を行うための手法や原単位等を示したマニュアル等を策定し、これらに基づき個々の公共事業について評価を実施している。

(注6) 貨幣換算した便益だけでなく、貨幣換算することが困難な定性的な効果項目も含めて事業の投資効果を評価する手法を費用対効果分析という。

個々の公共事業の評価については、評価の信頼性を高める観点から、累次の閣議決定においても示されているとおり、評価手法の改善への取組が求められている。

各府省においては、評価法の施行に先立ち平成 10 年度に個々の公共事業の評価が導入された後も、引き続き、評価手法の改善に向けた各種取組が行われている。

評価手法の改善に向け、近年、以下のような取組がみられる。

図表 I - 2 - 2 - ②

評価手法の改善への主な取組状況

府 省	主な取組状況
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「農林水産省政策評価会水産庁専門部会」において、これまでの調査研究や知見の蓄積を踏まえ、「水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン」の改正に向けた検討を行っている。主な検討内容は以下のとおりとなっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 漁場関係事業の便益算定項目の追加
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「公共事業評価手法に関する検討会」及び「事業評価手法検討部会」において、既往の研究の蓄積状況や諸外国の状況等を踏まえ、評価手法における課題について検討を行い、平成 20 年 6 月、「公共事業評価の費用便益分析に関する技術指針（共通編）」の改定を行った。主な改定内容は以下のとおりとなっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 支払意思額による生命の価値（精神的損害） ・ CO₂削減効果の貨幣価値原単位 ○ 「道路事業の評価手法に関する検討委員会」において、「費用便益分析マニュアル」が平成 15 年 8 月の改定から一定期間経過していること、事業評価手法に関するさまざまな議論がなされたことを踏まえ、費用便益分析における便益・費用の計算方法や事業評価手法の考え方について検討を行い、20 年 11 月に、「費用便益分析マニュアル」の改定を行った。主な改定内容は以下のとおりとなっている。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 業務目的、非業務目的の人の時間価値 ・ 車両の時間価値 ・ 交通事故の死亡事故の損失額に精神的損失額を追加 ○ 「河川環境整備に関わる CVM を適用した経済評価検討会」において、これまで実務的に用いられてきた「河川に係る環境整備の経済評価の手引き（試案）」について、CVM 実施に係る技術的な示唆が明確でないなどの課題や対外的な指摘等を踏まえ、平成 20 年 5 月に、より具体的な手順・判断基準を示した「CVM を適用した河川環境整備事業の経済評価の指針（案）」を取りまとめた。 ○ 「治水経済調査マニュアル（案）」について、平成 11 年 6 月に策定されてから一定期間が経過しており、昨今の河川事業を取り巻く環境の変化の中で、これまでの事業評価の運用実績、各地の事業評価監視委員会等における評価手法に関する意見、新たな知見や最新データなどを踏まえ、費用便益分析を含む事業評価手法について見直しを行うため、平成 21 年 1 月に「河川事業の評価手法に関する研究会」が設置され、検討が行われている。

一方、TCMにより評価が適切に行われていないものや、評価時期が同じであるにもかかわらず、評価書ごとに同一施設の価値の算定方法が異なるものなど評価手法の改善が必要と考えられるものがみられた（第3章II参照）。

なお、CVMについて、便益算定に際しての評価方法に関して留意すべき一般的な課題を提起している（第3章I参照）。

（人口動態等を踏まえた厳正な需要予測の実施）

現在、我が国では、本格的な人口減少・超高齢社会の到来が予想されているところである。例えば、平成17年国勢調査に基づく国立社会保障・人口問題研究所の推計（平成18年12月）においては、日本の総人口は、17年の1億2,777万人から、以後長期の人口減少過程に入り、42年の1億1,522万人を経て、58年には1億人を割って9,938万人となり、67年には8,993万人になるものと推計されている。

このような状況にあつて、累次の閣議決定において、事業評価の実施に当たって

は、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うことが求められている。また、平成18年4月27日の経済財政諮問会議においては、公共投資改革に関して、有識者議員から「整備水準の向上や人口減少社会の到来を踏まえ、維持更新費も含め、評価を厳格化することにより真に必要な事業を厳選する」ことなどが提言され、これに関して、竹中総務大臣（当時）から、政府全体での人口動態等の社会経済情勢の変化を直視した再評価（評価の見直し）の実施について提言がなされた。

なお、行政支出総点検会議の「指摘事項～ムダ・ゼロ政府を目指して～」(平成20年12月1日)においても、「公共事業については、個別に指摘した事項にとどまらず、社会資本の整備の状況、人口減少社会の到来、危機的な財政事情等を踏まえ、真に必要な事業への一層の重点化、更なるコスト縮減等による効率化を、引き続き図るべきである。その際、需要予測、費用対効果の事前・事後の検証と、その公表による国民に対する説明責任の明確化が不可欠である」などの指摘がなされている。

今後新たに採択される事業の事前評価や、過去に政策決定された事業の再評価に当たっては、累次の閣議決定を踏まえ、直近の人口動態等を踏まえた厳正な需要予測を行うことが重要となっている。

（外部からの検証可能性の確保）

基本方針において、政策評価に関する情報の公表に関して、「法第10条第1項に規定する評価書の作成に当たっては、政策評価の結果の外部からの検証を可能とすることの重要性を踏まえ、同項各号に掲げられている事項について可能な限り具体的かつ明確に記載し、その際、評価結果の政策への反映の方向性を明らかにするものとする」こととされている（基本方針Ⅰ－8－ア）。

また、同じく政策評価に関する情報の公表に関して、基本方針において、「評価の際に使用したデータ、仮定、外部要因等についても明らかにするものとする」こととされている（基本方針Ⅰ－8－ア）。

これらに関し、特に、個々の公共事業の評価においては、累次の閣議決定において示されているとおり、関連情報を含めて評価に係る情報の公開を徹底することとされている。

こうしたことから、費用対効果分析に用いられたデータや関係情報についても、評価書に含めること又はより積極的な公開と情報へのアクセスの利便性の確保を一層推進していくことが重要となっている。

個々の公共事業の評価を行っている5府省とも、評価の基となったデータや関係情報等については、そのすべてを評価書に含めることは物理的制約等により困難であるとしている。

評価に用いられた各種情報を入手するアクセス利便性の観点から、評価書及び評価書に含まれていない情報のホームページへの掲載状況をみると、5府省とも評価書が掲載されている。このうち3府省（農林水産省、国土交通省及び環境省）では、評価書に加えて、事業の必要性や効果等をより詳しく説明したり、費用対効果分析

等の具体的内容やそのバックデータ等を明らかにしたりする説明資料も掲載されている。

図表 I - 2 - 2 - ③ 評価書及び評価書に含まれていない情報のホームページへの掲載状況

府省名	事業名	評価書	評価書以外の説明資料	評価実施要領	費用便益分析マニュアル等
厚生労働省	水道水源開発施設整備事業	○	—	○	○
農林水産省	農業農村整備事業等	○	○	○	○
	林野公共事業	○	○	○	○
	水産関係公共事業	○	○	○	○
経済産業省	工業用水道事業	○	—	○	○
国土交通省	土地区画整理事業等	○	○	—	○
	市街地再開発事業等	○	○	—	○
	道路事業等	○	○	○	○
	河川事業	○	○	○	○
	都市・幹線鉄道整備事業等	○	○	○	○
	港湾整備事業等	○	○	○	○
	空港整備事業等	○	○	○	○
	航路標識整備事業等	○	○	○	○
環境省	官庁営繕事業	○	○	○	○
	廃棄物処理施設	○	○	—	—
	自然公園等事業	○	○	—	—

- (注) 1 平成20年12月末現在における各府省の情報のインターネットへの掲載状況を整理したものであり、評価書に含まれていない情報が掲載されていることによって外部検証可能性が確保されているかどうかについて精査を行ったものではない。
- 2 上記に示した事業に含まれる個々の事業について行われた評価のうち、少なくとも一つの事業で公表しているものがあれば「○」を付している。
- 3 「評価書以外の説明資料」は、事業の必要性や効果等をより詳しく説明したり、費用対効果分析等の具体的内容やそのバックデータ等を明らかにしたりするものである。

5 府省の評価書やその説明資料の内容をみると、その内容から費用便益比の算定に用いられたバックデータが明らかになっていないものがみられるなど、外部検証可能性の確保及び評価内容の信頼性の確保の観点から、必ずしも十分とはいえない状況にある。

このような中で、国土交通省では、道路事業等や河川事業などの直轄事業について、便益の算定に用いられた一定のデータや算定条件を同省のホームページに掲載している。また、環境省では、廃棄物処理施設整備に対する国庫補助事業の事前評価に加えて、新たに自然公園等事業の新規採択時評価について、便益の算定に用いられたデータや算定根拠を同省のホームページに掲載している。

(3) 今後の課題

(評価の手法)

個々の公共事業の評価における評価の信頼性を高める観点から、各府省においては、今後とも、評価手法の一層の充実を図ることが重要である。

費用対効果分析のマニュアルについては、策定からの社会経済情勢の変化や評価事例の蓄積などを踏まえ、引き続き見直しを行う必要がある。

(人口動態等を踏まえた厳正な需要予測の実施)

今後新たに採択される事業の事前評価や、過去に政策決定された事業の再評価に当たっては、本格的な人口減少・超高齢社会の到来などの状況に適切に対応するため、政策決定後に明らかになった人口動態等の実績を踏まえた需要予測に基づき、事業の必要性等の検証を行うことが必要である。

(外部からの検証可能性の確保)

外部からの検証可能性の確保については、評価結果の信頼性、透明性を向上させるとともに、説明責任を全うするためにも、費用対効果分析に用いられたデータや関係情報について情報公開や情報へのアクセスの利便性の確保を図っていくことが必要である。

費用便益比の算定に用いられたデータや算定根拠等について、既にこれらを明らかにする取組を行っている府省がみられる。このような取組を参考にして、費用便益比の算定に用いられたデータや算定根拠等を特段明らかにしていない府省においても、これらを明らかにする取組が期待される。

上記については、基本方針及び「政策評価の実施に関するガイドライン」を踏まえ、的確な対応を行っていく必要がある。

2-3 個々の政府開発援助についての評価

(要旨)

(1) 評価の枠組み

- ① 政府開発援助については、外務省及び政府開発援助の実施機関を中心(注1)に、政策、施策(プログラム)、事業(プロジェクト)の各レベルの対象について、評価が行われてきている。こうした枠組みの中で、外務省では、i)個々の政府開発援助についての事前評価、ii)個々の政府開発援助についての未着手・未了案件の事後評価及びiii)政策レベルの「政府開発援助」についての事後評価が行われている。
- ② 個々の政府開発援助の事前評価については、供与限度額が10億円以上のプロジェクト関連の無償資金協力及び供与限度額が150億円以上のプロジェクト関連の有償資金協力を対象に行われている。
- ③ 個々の政府開発援助の事後評価については、政策決定後5年を経過した時点で資金協力が実施されていないもの(未着手のもの)及び政策決定後10年を経過した時点でそれが終了していないもの(未了のもの)を対象に行われている。

(注1) 政府開発援助に係る評価は、外務省以外の府省においても行われているが、評価法で義務付けられている個々の政府開発援助の評価に該当する評価については、外務省のみが行っている。このことから、本項目においては、外務省が実施した個々の政府開発援助の評価について整理している。

(2) 評価の実施状況

ア プロジェクト・レベルの事前評価 43件(無償資金協力22件、有償資金協力21件)

- ① 外務省の基本計画では、政策評価の基本的な観点として必要性、有効性、効率性の三つが掲げられている。しかし、行われた評価をみると、特に有償資金協力に係る評価において、有効性、効率性の観点の分析が不十分である例がみられる。
- ② 無償資金協力に係る評価においては、成果目標について達成水準が特定されているものが多いが、有償資金協力に係る評価においては、それが特定されていないものが多い。

イ プロジェクト・レベルの事後評価 25件(すべて有償資金協力)

未着手・未了案件の事後評価については、主として当該事業の継続の必要性を判断するために行われるものである。

今回審査の対象とした25件すべての評価について、対象国内におけるニーズが高く、早期の効果の発現を図る必要があること等からいずれも資金協力を「継続」との対応方針が示されている。

(3) 今後の課題

(事前評価における評価の観点の充実)

政府開発援助の実施機関である独立行政法人国際協力機構(注2)が行った評価の定量的な分析などを活用して、評価の観点の充実を図っていくことは、的確な政策の採択や実施の可否を検討する上で有益である。

また、行政支出総点検会議の指摘事項(平成20年12月1日)において、政府開発援助について、一層のコスト縮減を図り、その成果を各年度の予算に反映させるとともに国民に分かりやすい形で説明すべきであると提言されており、今後、特に効率性の観点からの評価を充実させることが望まれる。

(事前評価における成果目標の達成水準の明確化)

事前評価における成果目標については、実施機関が定量的な成果目標を活用した評価を行っており、また外交的な目標は定量化しにくいという事情はあるものの、外務省においても当該プロジェクトの直接的な効果を特定しておくことが望まれる。

(注2) 平成20年9月以前は、技術協力の実施や無償資金協力の事前調査等は独立行政法人国際協力機構(JICA)、有償資金協力の貸付けは国際協力銀行が担当していた。しかし、独立行政法人国際協力機構法(平成14年法律第136号)の改正により、平成20年10月より、政府開発援助の実施については、新JICAが技術協力、有償資金協力、無償資金協力を一元的に担う体制となった。

(説明)

(1) 評価の枠組み

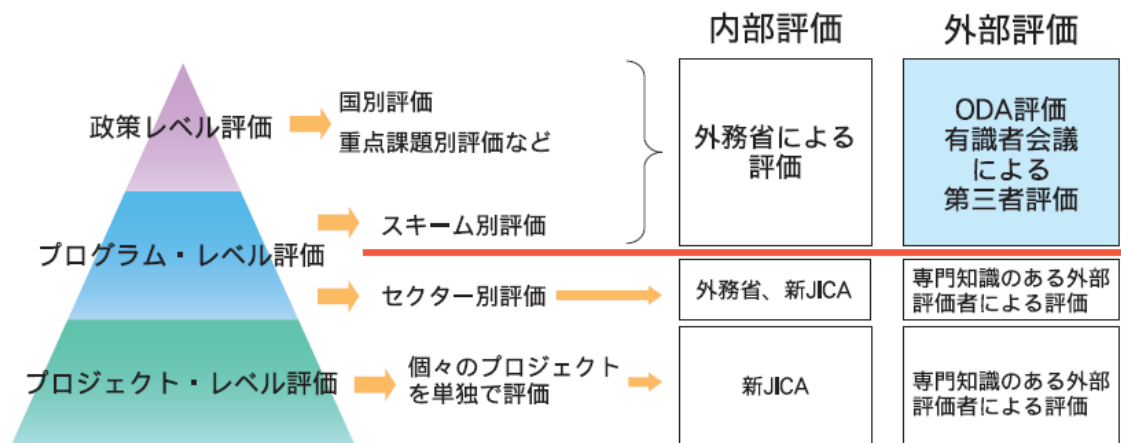
(政府開発援助をめぐる評価の体系)

これまで政府開発援助については、評価法施行以前から、外務省及び政府開発援助の実施機関によって評価の取組が行われてきた。現在では、政策、施策(プログラム)、事業(プロジェクト)の各レベルの対象について、外務省、第三者等(注3)、実施機関がそれぞれ主体となって評価が行われている。

こうした枠組みの中で外務省では、評価法に基づき、①個々の政府開発援助(事業(プロジェクト)レベル)についての事前評価、②個々の政府開発援助(事業(プロジェクト)レベル)についての未着手・未了案件の事後評価及び③政策レベルの「国別援助政策」、「重点課題別援助政策」についての事後評価が行われている。外務省の政府開発援助についての評価の関係を整理すると、図表I-2-3-①及び図表I-2-3-②のとおりとなる。

(注3) 第三者等とは、第三者、対象国政府・機関又は合同によるものをいう。

図表 I - 2 - 3 - ① 外務省における政府開発援助の実施体制と評価対象



(注) 外務省「経済協力評価報告書 2008」による。

図表 I - 2 - 3 - ② 外務省における政府開発援助の評価 (平成 20 年度現在)

レベル	名称	対象	事前段階	事後段階
政策レベル	・国別評価 ・重点課題別評価	・国別援助政策 ・重点課題別援助政策		○ <u>評価法に基づく評価 (総合評価)</u> ● 第三者評価 ● 合同評価
プログラム・レベル	・セクター別評価 ・スキーム別評価	・1か国1セクターにおける援助活動全般 ・援助スキーム		● 第三者評価 ● 被援助国政府・機関評価 ● 合同評価
プロジェクト・レベル	・事業評価	・無償資金協力・技術協力	○ <u>評価法に基づく評価 (注 2)</u>	● 外務省による評価 (無償) ● 第三者評価
		・有償資金協力	○ <u>評価法に基づく評価 (注 3)</u>	○ <u>評価法に基づく評価 (未着手・未了の案件(注 4))</u>

- (注) 1 外務省「経済協力評価報告書 2008」を参考に作成した。
 2 評価法第9条及び評価法施行令第3条第5号に定める供与限度額が10億円以上の主としてプロジェクト関連の無償資金協力に対する事前評価
 3 評価法第9条及び評価法施行令第3条第5号に定める供与限度額が150億円以上のプロジェクト関連の有償資金協力に対する事前評価
 4 未着手案件は、政策決定後5年を経過した時点で貸付契約等が締結されていない、あるいは、締結されているが貸付実行等が開始されていない経済協力案件。未了案件は、政策決定(閣議決定)後10年を経過した時点で貸付実行等が未了である経済協力案件。(なお、無償資金協力は、これまで未着手・未了の案件はない。)

(個々の政府開発援助の評価の対象)

評価法の下では、個々の政府開発援助のうち、供与限度額が10億円以上のプロジェクト関連の無償資金協力及び供与限度額が150億円以上のプロジェクト関連

の有償資金協力について、事前評価を行わなければならないとされている（評価法第9条及び評価法施行令第3条第5号）。また、各府省の実施計画において、政策決定後5年を経過した時点で未着手であるもの及び政策決定後10年を経過した時点で未了であるもの等について、事後評価の方法を定め、行うこととされている（評価法第7条第2項、第8条及び評価法施行令第2条）。

個々の政府開発援助については、評価法の施行に先立って評価の取組が行われてきた経緯があり（注4）、事前の評価についても、実施機関によって行われるなど、事前の評価に必要な政策効果の把握の手法その他の事前評価の方法が開発されていると考えられたことから、事前評価の実施が評価法の下で義務付けされることとなったものである（資料I-2-3-①参照）。

（注4） 個々の政府開発援助については、昭和50年代から外務省及び実施機関において事後評価が行われてきており、また、平成13年から実施機関において事前評価が行われてきている。

また、政府開発援助については、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）上級会合（1991年12月）において「DAC評価原則」（評価項目としては、妥当性、有効性、効率性、インパクト及び自立発展性の5項目）が採択されており、外務省及び実施機関では、同原則を参考にして政府開発援助について、評価を行っている。

（評価の時点）

個々の無償資金協力及び有償資金協力については、当該資金協力に係る取極^{とりきめ}（交換公文）の締結についての閣議決定を行うことにより「政策の決定」がなされたものとして扱われている。

外務省では、対象国から資金協力の要請を受けた後、交換公文の締結について閣議請議を行う前に個々の無償資金協力及び有償資金協力に係る事前評価が行われている。また、交換公文の締結について閣議決定が行われ、更に対象国と日本国との間で交換公文に署名を行った後に、評価書が総務大臣に送付されるとともに公表されている（注5）（資料I-2-3-②及びI-2-3-③参照）。

また、事後評価は、交換公文について閣議決定を行った後5年を経過しても資金協力が実施されていないもの（未着手のもの）又は資金協力は実施されているが10年を経過してもそれが終了していないもの（未了のもの）を対象として行われる。

（注5） 閣議決定により政府としての方針を決定した後、更に対象国との間で資金協力に係る交換公文に署名を行った後に事前評価の評価書の公表を行っていることについて、外務省では、公表等に当たり、対象国との二国間関係等慎重な外交配慮が必要なことをその理由として挙げている。

（2）評価の実施状況

ア 審査の対象

個々の政府開発援助については、外務省が評価を行い、評価書を総務大臣に送付している。平成20年1月1日から12月31日までに送付された計68件を審査の対象とした。その内訳は、プロジェクト・レベルの事前評価が43件（無償資

金協力 22 件及び有償資金協力 21 件)、プロジェクト・レベルの事後評価が 25 件 (すべて有償資金協力) である。

イ プロジェクト・レベルの事前評価

(ア) 評価の枠組み

外務省では、基本計画の下で「外務省における事前評価の実施について－実施方針－」(平成 15 年 4 月外務省経済協力局調査計画課評価室。平成 19 年一部変更。以下「実施方針」という。)を定め、これらに基づき個々の政府開発援助についての事前評価を行うこととしている(資料 I-2-3-④参照)。実際には、実施機関による事前評価(無償資金協力については基本設計調査等の事前の調査を指し、有償資金協力についてはプロジェクトについての調査・審査を指す。以下同じ。)を基に、これらの評価に加えて、より政策的な側面からの評価を行うこととしている。

実施方針においては、資金協力の必要性、有効性、効率性のほか、「環境社会配慮・外部要因リスクなど留意すべき点」の分析を行うこととされている。

(イ) 評価の内容

① 有償資金協力

必要性については、開発のニーズ及び我が国の基本政策との整合性の観点から具体的に分析している。

有効性については、課題である状況の改善、二国間関係の増進といった観点から定性的な評価がなされている。一方、実施機関の行う評価では、図表 I-2-3-③のように定量的な目標値が算出されている。

効率性については、すべての案件において「進捗状況を適切に監理することにより、案件の効率性が確保される。」と記載されており、具体的な分析がなされていない。一方、実施機関の行う評価では、図表 I-2-3-④のように、事業の実施により得られると見込まれる効果と費用の関係について定量的な分析が行われている事業もある。

なお、事後の評価の枠組みについては、実施機関が事後評価を行う旨が明記されている。

図表 I-2-3-③ 評価の対象とされた資金協力のうち、実施機関の事前評価で成果指標に達成水準が設定されている例

援助対象事業 【対象国】	外務省の評価書における資金協力案件の有効性に係る評価	実施機関の評価における成果の目標												
<p>東西道路改修事業（国道70号線）（Ⅰ） 【パキスタン・イスラム共和国】</p>	<p>本計画の実施により、両州を結ぶ輸送機能を向上させ、都市部と地方部のアクセスを強化するとともに、地域経済の発展に資することが見込まれる。さらには、パキスタンの経済・社会発展を通じた我が国との二国間関係の強化が期待される。</p> <div data-bbox="411 616 858 869" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>実施機関の評価においては、当該事業の目標の達成水準が具体的に設定されているにもかかわらず、外務省の評価においては定性的なものとなっている。</p> </div>	<p style="text-align: center;">評価指標（運用・効果指標）</p> <table border="1" data-bbox="884 414 1410 660"> <thead> <tr> <th>指標名</th> <th>基準値（2005年）</th> <th>目標値（2014年）〔事業完成2年後〕</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年平均日交通量（PCU/日）</td> <td>2,959</td> <td>7,760</td> </tr> <tr> <td>所要時間（分）</td> <td>133</td> <td>48</td> </tr> </tbody> </table> <p>受益者数：約1,000万人（本事業対象区間を含む国道70号線沿線（ムルタン〜クエッタ間。一部国道50号線を含む）の人口（1998年））</p>	指標名	基準値（2005年）	目標値（2014年）〔事業完成2年後〕	年平均日交通量（PCU/日）	2,959	7,760	所要時間（分）	133	48			
指標名	基準値（2005年）	目標値（2014年）〔事業完成2年後〕												
年平均日交通量（PCU/日）	2,959	7,760												
所要時間（分）	133	48												
<p>南部ハイウェイ建設事業（Ⅱ） 【スリランカ民主社会主義共和国】</p>	<p>本計画の実施により、首都圏と南部地域との間の道路交通の円滑化を図ることが見込まれる。さらには、スリランカの経済・社会発展を通じた我が国との二国間関係の強化が期待される。</p>	<p style="text-align: center;">評価指標（運用・効果指標）</p> <p style="text-align: center;">指標名：年平均日交通量（台/日）</p> <table border="1" data-bbox="884 918 1410 1294"> <thead> <tr> <th>区間（インターチェンジ間）</th> <th>目標値（2013年【事業完成2年後】）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>コッタワ〜カハトゥドゥワ</td> <td>27,279</td> </tr> <tr> <td>カハトゥドゥワ〜ゲラニガマ</td> <td>34,294</td> </tr> <tr> <td>ゲラニガマ〜ドダンゴダ</td> <td>21,925</td> </tr> <tr> <td>ドダンゴダ〜ウェリペナ</td> <td>8,387</td> </tr> <tr> <td>ウェリペナ〜クルンドゥガハヘテクマ</td> <td>7,922</td> </tr> </tbody> </table> <p>受益者数：約54万人</p>	区間（インターチェンジ間）	目標値（2013年【事業完成2年後】）	コッタワ〜カハトゥドゥワ	27,279	カハトゥドゥワ〜ゲラニガマ	34,294	ゲラニガマ〜ドダンゴダ	21,925	ドダンゴダ〜ウェリペナ	8,387	ウェリペナ〜クルンドゥガハヘテクマ	7,922
区間（インターチェンジ間）	目標値（2013年【事業完成2年後】）													
コッタワ〜カハトゥドゥワ	27,279													
カハトゥドゥワ〜ゲラニガマ	34,294													
ゲラニガマ〜ドダンゴダ	21,925													
ドダンゴダ〜ウェリペナ	8,387													
ウェリペナ〜クルンドゥガハヘテクマ	7,922													

（注）外務省の評価書及び実施機関の事業事前評価表を基に作成した。

図表 I - 2 - 3 - ④ 評価対象とされた資金協力のうち、実施機関の事前評価において費用便益分析が実施されている例

援助対象事業 【対象国】	実施機関における分析の内容			
	分析項目	分析の前提		
		費用	便益	プロジェクトライフ
バンコク大量輸送網整備事業(パープルライン) (I) 【タイ王国】	経済的内部収益率：13.2%	事業費(税金を除く)、運営維持管理費	走行経費削減効果、走行時間節約効果等	30年
ヴァルナ港及びブルガス港コンテナターミナル整備事業 【ブルガリア共和国】	経済的内部収益率：22.0%	事業費、運営・維持管理費(税金を除く)	船舶大型化に伴う輸送費削減、陸上運送費削減	30年
チェンナイ地下鉄建設事業 【インド】	経済的内部収益率：10.95%	事業費(税金を除く)、運営・維持管理費	従来交通機関及び道路のコスト節約効果、本線利用者及び他交通機関利用者の移動時間の節約効果、道路混雑緩和によるバス等輸送システムの運転費の節約効果、事故減少及び公害緩和効果	30年

- (注) 1 外務省の評価書及び実施機関の事業事前評価表を基に作成した。
 2 「経済的内部収益率」は、費用便益分析における指標の一種である。その定義は、プロジェクトから得られる経済的便益の現在価値が、プロジェクトに要する経済的費用の現在価値と等しくなるような割引率とされる。
 3 便益は、各事業の「運用・効果指標」をも基に算出されている。

② 無償資金協力

必要性については、被援助国の現状説明や被援助国が必要とする援助内容等が述べられている。

有効性については、事業の達成水準が定性的、定量的に分析されているほか、被援助国の開発基本計画や我が国の当該被援助国への援助方針との整合性の観点からも評価が行われている。また、二国間関係強化への効果も言及されている。一方、実施機関の基本設計時の事業事前計画表(注6)においても、図表 I - 2 - 3 - ⑤のように、事業の達成水準が定量的に特定されているものが多くみられる。

効率性については、定量的には示されていないものの、設計方法や事業範囲選定の工夫等の観点から評価がなされている。なお、実施機関の基本設計時の事業事前計画表では、効率性については言及されていない。

- (注6) 無償資金協力によるプロジェクトの実施に先立ち、実施機関は事前の調査を行い、当該プロジェクトの必要性、妥当性を技術的な観点から検討した上で、事業計画の立案、概算事業費の積算を行っている。事業事前評価表は、これをまとめたものである。

図表 I-2-3-⑤ 有効性の記述についての外務省の評価書と実施機関の基本設計時の事業事前計画表との比較

援助対象事業 【対象国】	外務省の評価書における資金協力案件の有効性に係る評価	実施機関の基本設計時の事業事前計画表における成果の目標												
<p>シカソ地域飲料水給水計画 【マリ共和国】</p> <div data-bbox="172 589 392 920" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>実施機関の事業事前計画表においては、当該事業の目標の達成水準が具体的に設定されているが、外務省の評価においては定性的なものとなっている。</p> </div>	<p>(1) 本計画対象村落において、約 70 村落の無給水村落に衛生的な給水施設が建設され、安全な飲料水を利用できる住民が増加することが期待される。</p> <p>(2) マリは「貧困削減戦略文書」に基づき、水供給分野において 3つの戦略文書を策定して、2015年までに安全な飲料水と基礎的な衛生施設を利用できない人の割合を半減する、との目標を定めており、本計画の実施は同国の開発計画に合致する。また、我が国の対マリ援助方針は、基礎生活分野（水供給、教育、保健・医療）や基礎インフラ分野に重点を置いて支援を行う方針であり、本計画は我が国の援助方針にも合致する。また、我が国は、1980年代より給水施設の建設を実施してきており、このような我が国の継続的な支援は、同国の不衛生な水の利用により発生する「ギニア虫症」（ギニア・ウォーム）対策に大きく貢献することから外交的意義は大きい。</p> <p>(3) 本計画の実施により、日本とマリの二国間関係強化への効果が期待される。</p>	<p>プロジェクト全体計画の目標達成を示す 成果指標</p> <table border="1" data-bbox="938 443 1417 808"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>事業実施前 (2007年)</th> <th>事業実施後 (2011年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シカソ州の対象5県の給水率</td> <td>68.8%</td> <td>73.3%</td> </tr> <tr> <td>シカソ州の対象5県における無給水施設村落数</td> <td>285村落</td> <td>211村落</td> </tr> <tr> <td>シカソ州の対象5件における給水人口</td> <td>991,300人</td> <td>1,054,600人</td> </tr> </tbody> </table> <div data-bbox="986 875 1358 1072" style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>外務省の評価では、開発基本計画との関係や二国間関係への寄与といった政策的な観点が定性的に説明されている。</p> </div>	成果指標	事業実施前 (2007年)	事業実施後 (2011年)	シカソ州の対象5県の給水率	68.8%	73.3%	シカソ州の対象5県における無給水施設村落数	285村落	211村落	シカソ州の対象5件における給水人口	991,300人	1,054,600人
成果指標	事業実施前 (2007年)	事業実施後 (2011年)												
シカソ州の対象5県の給水率	68.8%	73.3%												
シカソ州の対象5県における無給水施設村落数	285村落	211村落												
シカソ州の対象5件における給水人口	991,300人	1,054,600人												

<p>カトマンズーバクタプール間道路改修計画【ネパール】</p>	<p>(1) 本件の実施により、以下のような成果が期待される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カトマンズーバクタプール間の交通量が約2倍（現在：約4万台/日→2021年：約8万台/日（ジャリプティ付近））に増加するとともに、交通渋滞の緩和により、カトマンズーバクタプール間の所要時間が約半分（現在：48分（渋滞時→2021年：23分）に短縮されることが期待される。 ・道路拡幅と交差点改良及びバス停整備により、大型車両と歩行者、バイク、自動三輪車等が分けられ、交通事故の減少が期待される。 <p>(2) また、ネパールにおいては、今後20年間の方針として「戦略道路網整備計画」を2005年12月に策定し、効率的、効果的、安全かつ信頼性のある戦略道路を連結することで人々のより良い生活を目指すこととしており、本件の実施は、同国の開発計画に合致する。また、我が国の対ネパール援助方針においても、「地方における貧困削減」や「民主化・平和構築支援」を重視した支援を行う方針であり、また、地方の貧困削減にも不可欠である経済成長の基盤となる、道路、電力等の基礎インフラ整備を促進することとしており、我が国の援助方針とも合致する。</p> <p>(3) さらに、本計画の実施により、日本とネパールの二国間関係強化への効果が期待される。</p>	<p>プロジェクト全体計画の目標達成を示す成果指標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>成果指標</th> <th>現状の数値 (2006年12月)</th> <th>計画値 (2021年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交通量の増加（ジャリプティ交差点）</td> <td>40,000台/日</td> <td>80,000台/日</td> </tr> <tr> <td>走行時間の短縮（ティンクネ〜スルヤピナヤク間）</td> <td>48分</td> <td>23分</td> </tr> <tr> <td>交通事故の減少（事故車両台数）</td> <td>340台/年</td> <td>交通事故車両台数が減少する。</td> </tr> </tbody> </table>	成果指標	現状の数値 (2006年12月)	計画値 (2021年)	交通量の増加（ジャリプティ交差点）	40,000台/日	80,000台/日	走行時間の短縮（ティンクネ〜スルヤピナヤク間）	48分	23分	交通事故の減少（事故車両台数）	340台/年	交通事故車両台数が減少する。
成果指標	現状の数値 (2006年12月)	計画値 (2021年)												
交通量の増加（ジャリプティ交差点）	40,000台/日	80,000台/日												
走行時間の短縮（ティンクネ〜スルヤピナヤク間）	48分	23分												
交通事故の減少（事故車両台数）	340台/年	交通事故車両台数が減少する。												

実施機関の事業事前計画表で用いられている定量的指標の一部が取り込まれている。

(注) 外務省の評価書及び実施機関の基本設計時の事業事前計画表を基に作成した。

ウ プロジェクト・レベルの事後評価

(ア) 評価の枠組み

事後評価は、政策の決定後において、政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとされている（基本方針I-5-A）。未着手・未了案件の事後評価については、主として当該事業の継続の必要性を判断するために評価が行われるものであり、外務省ではニーズが依然として存在するか、遅延要因があるか等を検討している。

(イ) 評価の内容

今回審査の対象とした未着手・未了案件に係る評価について、評価書の様式をみると、「経緯・現状」及び「今後の対応方針」の記載項目がみられる（資料I-2-3-⑤参照）。このことから、外務省における個々の政府開発援助

についての事後評価においては、未着手又は未了となっている経緯やプロジェクトの現状を明らかにした上で、プロジェクトに係る評価を行い、資金協力についての今後の対応方針を決定する仕組みとなっていることがうかがえる。

政策決定後5年を経過した時点で未着手である1件及び政策決定後10年を経過した時点で未了となっている24件の合計25件の有償資金協力についての評価結果をみると、すべての案件において、対象国内におけるニーズが高く、工事が進ちよくしていること等から資金協力を「継続」するとしている。また、資金協力を「継続」するとしている案件が未了となっている理由については、すべての案件において対象国の事情により遅延したものであることが明らかにされている。

(3) 今後の課題

(事前評価における評価の観点の充実)

事前評価における評価の観点について、実施機関が行った評価における見込まれる効果と費用の関係についての定量的な分析などを活用して、効率性の観点など評価の観点の充実を図っていくことは、的確な政策の採択や実施の可否を検討する上で有益である。行政支出総点検会議の指摘事項(平成20年12月1日)においても、政府開発援助について、一層のコスト縮減を図り、その成果を各年度の予算に反映させるとともに国民に分かりやすい形で説明すべきであると提言されており、今後、特に効率性の観点からの評価を充実させることが望まれる。

(事前評価における成果目標の達成水準の明確化)

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提である。どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが必要である。また、どのような効果が発現すれば得ようとする効果が得られたといえるのかがあらかじめ具体的に特定されていなければ、政策効果が発現した段階において、把握した効果を基に有効性について検証することが困難である。このため、得ようとする効果の状態について具体的に示す取組が重要である。

外務省における個々の政府開発援助に係る事前評価の成果目標については、実施機関が定量的な成果目標を活用した評価を行っており、また外交的な目標は定量化しにくいという事情はあるものの、外務省においても当該プロジェクトの直接的な効果や直接達成しようとする水準を特定しておくことが望まれる。また、事後的な検証を行う時期や効果把握の方法を特定することが望まれる。

2-4 規制の政策評価

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

各府省は、評価法第9条及び評価法施行令第3条第6号に基づき、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容を変更する際には、事前評価を実施することが義務付けられている。

(2) 政策評価の実施状況

規制の新設又は改廃に関して事前評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までの間に評価書が総務大臣に送付された件数は、12府省（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の計156件である。

規制の事前評価の各府省横断的な現状をみると、次のとおりである。

- ① 分析対象期間が設定されている評価の割合は、7.7%（156件中12件）であり、引き続き低い水準にとどまっている。
- ② すべての評価において、発生・増減することが見込まれる費用・便益の要素が挙げられているが、分析手法については、定性的記述により分析されているものが多く、金銭価値化又は定量化により分析されているものは、費用及び便益それぞれで1割程度と少ない。
- ③ 費用要素の区分別にみた場合、遵守費用については1.9%（156件中3件）の評価において言及されておらず、行政費用については7.1%（156件中11件）の評価において言及されておらず、その他の社会的費用については32.7%（156件中51件）の評価において言及されていない。また、分析が行われているものについても、遵守費用については153件中12件（7.8%）の評価において費用を負担する主体が示されておらず、行政費用については145件中35件（24.1%）の評価において費用を負担する主体が示されていない。
- ④ すべての評価において、費用と便益の関係の分析が行われている。分析手法については、費用便益分析を用いているものが2.6%（156件中4件）、費用効果分析を用いているものが3.2%（156件中5件）、その他費用分析又は定性的な分析を用いているものが94.2%（156件中147件）となっている。
- ⑤ ベースライン以外の代替案を提示している評価の割合は78.8%（156件中123件）、「代替案は想定されない」等としている評価の割合は9.0%（156件中14件）、ベースライン以外の代替案についての記述がない評価の割合は12.2%（156件中19件）となっている。また、規制緩和の場合において、規制の廃止を代替案として比較を行っている評価の割合は、18.5%（27件中5件）となっている。
- ⑥ 6件の評価において、レビューを行う時期又は条件が記載されていない。な

お、一部の府省においては、レビューを行う時期又は条件の特定に加え、レビューの方法を明示しているものがみられる。

- ⑦ 不確実性の程度についての説明を行っている評価の割合は、1.9%（156 件中 3 件）となっている。

（3）今後の課題

- ① 規制の目的、内容及び必要性の説明に関し、規制緩和の場合においては、緩和後の規制の必要性を説明することが必要である。
- ② 分析の対象とする期間として個別の事例に応じた適切な期間を明示的に示していく必要がある。
- ③ 客観的な評価を行うためには、費用及び便益は、可能な限り定量化又は金銭価値化して算定した上で、両者の関係について可能な限り定量的な手法を用いて分析することが望まれる。
- ④ 費用要素について、（ア）遵守費用、（イ）行政費用及び（ウ）その他の社会的費用の各区分を明示して分析を行っていくことが必要である。また、その際、費用を負担する主体を示すことが必要である。
- ⑤ 想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、比較考量を行っていくことが必要である。また、代替案が想定されない場合には、その旨を説明することが必要である。当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことが望まれる。
- ⑥ 規制の事前評価に係るレビューを適切に実施していくことが必要である。また、レビューを行う時期又は条件の特定に加えて、レビューの方法を明示していくことが望まれる。さらに、法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについて「規制改革推進のための3か年計画」（平成19年6月22日閣議決定）等累次の閣議決定の趣旨を踏まえて盛り込まれた一定期間経過後見直しを行う旨の条項（見直し条項）に基づき当該規制の見直しを行う場合には、ガイドラインに基づくレビューを活用することが望まれる。
- ⑦ 不確実性が伴う場合には、推計値の不確実性の程度についての説明を行っていく必要がある。定量化又は金銭価値化による分析を行うためのデータの入手が難しく、データの一部を把握できていない場合でも、一定の前提条件を置いて定量化するなどして、これを説明していくことが望まれる。

なお、経済財政諮問会議においても、規制の事前評価について「①評価の客観性・透明性、②説明責任、③規制の効果とコストの定量的分析、などの面で改善余地が大きい。総務省は各府省の事務負担にも配慮しつつ、一段の質の向上を指導すべきである」等の指摘が行われたところである。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(規制の事前評価)

規制の政策評価については、平成 19 年 10 月 1 日から、評価法第 9 条及び評価法施行令第 3 条第 6 号に基づき、各府省に対して、法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容を変更する際に、事前評価を実施することが義務付けられている。

また、基本方針においては、「規制の事前評価については、その実施が義務付けられている規制以外のものについても、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努めるものとする」とされている。

さらに、基本方針に基づき、規制の新設又は改廃に係る政策の事前評価を円滑かつ効率的に実施するため、規制の事前評価の内容、手順等の標準的な指針を示す「規制の事前評価の実施に関するガイドライン」(平成 19 年 8 月 24 日政策評価各府省連絡会議了承。以下「ガイドライン」という。)が策定されている。

(経済財政諮問会議等における議論)

規制の事前評価について、経済財政諮問会議において、平成 20 年 2 月 28 日に、規制の新設プロセスの強化に関して、「規制を新設する府省による自己評価のみとなっている」、「規制政策の観点から新設が妥当かどうかについて、省庁横断的な審査は十分には行われていない」などの指摘が行われた。次いで、平成 20 年 6 月 10 日に、改めて「①評価の客観性・透明性、②説明責任、③規制の効果とコストの定量的分析、などの面で改善余地が大きい。総務省は各府省の事務負担にも配慮しつつ、一段の質の向上を指導すべきである」、「規制の新設・改廃の妥当性も含めて、省庁横断的に、第三者機関がチェックを行う新たな仕組みを構築すべきである」との指摘が行われた。

また、「規制改革推進のための第 3 次答申」(平成 20 年 12 月 22 日規制改革会議)では、規制の新設の際の事前評価・チェック機能の強化について、内閣府(規制改革担当大臣)が、規制改革会議の協力を得ながら、法律案のみならず、規制に係る省令や通達等まで含めたより広範な規制案について、十分な期間が確保可能なタイミングで、所管府省庁から規制案の具体的内容の提出を受けて事前チェックを行う体制の実現に向けての課題が提起された。

(各府省の基本計画における記載内容)

規制の事前評価についての各府省の基本計画における記載内容は、図表 I - 2 - 4 - ①のとおりである。

図表 I - 2 - 4 - ① 規制の事前評価についての基本計画における記載内容

府 省	規制の事前評価についての記載内容
内 閣 府 宮 内 庁	方式及び対象についてガイドライン等を踏まえ決定する旨を規定 —
公正取引委員会	評価法施行令第3条第6項の規定に基づき法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制の新設又は改廃を行う際には、事前評価を行う旨を規定 また、同項において事前評価の実施を義務付けられている規制以外についても、事前評価の実施に努める旨を規定
国家公安委員会・ 警察庁	新規に開始しようとする政策のうち、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きいものについて、重点的に実施する旨を規定
金 融 庁	評価法第9条及び評価法施行令第3条第6号に該当する政策（規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容を変更することを目的とする政策）についてガイドライン等に基づき実施する旨を規定 また、規制の事前評価は、規制によって発生する効果や負担を予測し、それを評価するものであることから、その実施に際しては、規制の新設又は改廃の可否や規制の具体的な内容やその程度についての検討に資するよう分析を行う旨を規定
総 務 省	規制の新設又は改廃を目的とする政策を事業評価方式による事前評価の対象とする旨を規定
公害等調整委員会	—
法 務 省	法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策を事前評価の対象とする旨を規定 また、省令、告示等の制定又は改廃により規制を新設又は改廃することを目的とする政策についても、その政策の特性に応じて、積極的に事前評価を実施するよう努める旨を規定
外 務 省	法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（租税、裁判手続、補助金の交付の申請手続その他の総務省令で定めるものに係る作用を除く。）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更（提出すべき書類の種類、記載事項又は様式の軽微な変更その他の国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすことが見込まれないものとして総務省令で定める変更を除く。）をすることを目的とする政策を事前評価の対象とする旨を規定
財 務 省	評価法第9条の規定に基づき事前評価の実施が義務付けられた政策を対象とする旨を規定 また、評価法第9条の規定に基づき実施が義務付けられた政策以外の政策についても、政策効果の把握の手法等に関する研究・開発を進めるとともに、積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努める旨を規定
文部科学省	毎年度、評価法施行令第3条第6号に掲げる政策を対象として、法令案の策定に先立って、行政行為ごとに、事業評価を実施する旨を規定 また、同号によりその実施が義務付けられている規制以外のものについても、基本方針に基づき積極的かつ自主的に事前評価を行うよう努める旨を規定

厚生労働省	法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策を事前評価の対象とする旨を規定
農林水産省	評価法施行令第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策を対象とし事前評価を実施する旨を規定 また、費用及び便益の分析については定量的な把握を行うことを原則とするが、定量的な把握が不可能な場合にあっては、定性的に把握する手法を用いる等の旨を規定
経済産業省	公共の利益のために、国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する法令の制定又は改廃時に、①規制の目的、内容及び必要性等、②規制によりもたらされる便益や費用、③代替案との比較と規制の有効性等を評価し、明らかにする旨を規定
国土交通省	以下に該当する施策等を原則として対象とする旨を規定 ア 新たに導入を図ろうとする施策等（予算、規制、税制、財政投融资（政策金融を含む。）、法令等） イ 既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするもの
環境省	評価法施行令第3条第6号に規定する規制の新設又は改廃を目的とする政策を対象とし事前評価を実施する旨を規定
防衛省	—

(注) 各府省の基本計画を基に当省が作成した。

(2) 政策評価の実施状況

ア 審査の対象

平成20年1月1日から12月31日までの間に総務大臣に送付された規制の事前評価に係る評価書の件数は、12府省（内閣府、公正取引委員会、国家公安委員会・警察庁、金融庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の計156件となっている。政策評価の実施件数の内訳は、図表I-2-4-②のとおりである（注1）。

(注1) 一つの評価書において、二つ以上の作用を含んでおり、作用ごとに発生する効果と負担の関係を分析しているものについては、作用ごとに分割して計上した。

図表 I - 2 - 4 - ② 規制の事前評価の実施府省及び件数
(単位：件)

府 省	件 数
内 閣 府	1
公正取引委員会	3
国家公安委員会・警察庁	18
金 融 庁	22
総 務 省	11
法 務 省	1
文部科学省	12 (注2)
厚生労働省	30 (注3)
農林水産省	2
経済産業省	19
国土交通省	30 (注4)
環 境 省	7
計 12 府省	156 (注5)
(参考) 平成 19 年 10 月～12 月 計 7 府省	25 (注6)

- (注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。
 2 評価書の件数は 7 件である。
 3 評価書の件数は 27 件である。
 4 評価書の件数は 12 件である。
 5 評価書の件数は 130 件である。
 6 評価書の件数は 24 件である。

イ 審査の結果

平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの間に評価書を送付された 12 府省が行った規制の事前評価 156 件について、ガイドラインに沿って設定した点検項目に照らし各府省横断的な現状をみると次のとおりである。

まず、評価の対象とした法令のレベルの割合をみると、図表 I - 2 - 4 - ③のとおり、法律以下のレベルのものを対象としたものが 156 件中 100 件 (64.1%) (法律のみを対象としたものが 97 件 (62.2%)、法律と法律の下位法令 (政令、省令及び告示等) とを一括して対象としたものが 3 件 (1.9%)。)、政令以下のレベルのものを対象としたものが 45 件 (28.8%) (政令のみを対象としたものが 33 件 (21.2%)、政令と政令の下位法令 (省令及び告示等) とを一括して対象としたものが 12 件 (7.7%)。)) となっており、事前評価の実施の義務付けの対象外である省令以下のレベルのもののみを対象としたものが 11 件 (7.1%) (省令のみを対象としたものが 10 件 (6.4%)、省令と省令の下位法令 (告示等) とを一括して対象としたものが 1 件 (0.6%)。)) となっている。

図表 I - 2 - 4 - ③ 評価の対象とした法令のレベル

(単位：件 (%))

府 省	実施 件数	法律以下の レベルのもの		政令以下の レベルのもの		省令以下の レベルのもの	
		法律 のみ	法律を含む 組合せ	政令 のみ	政令を含む 組合せ	省令 のみ	省令を含む 組合せ
内 閣 府	1	1 (100%)	—	—	—	—	—
公正取引 委員会	3	3 (100%)	—	—	—	—	—
国家公安委員 会・警察庁	18	18 (100%)	—	—	—	—	—
金 融 庁	22	9 (41.0%)	—	2 (9.1%)	6 (27.3%)	5 (22.7%)	—
総 務 省	11	3 (27.3%)	2 (18.2%)	1 (9.1%)	1 (9.1%)	3 (27.3%)	1 (9.1%)
法 務 省	1	—	1 (100%)	—	—	—	—
文部科学省	12	10 (83.3%)	—	2 (16.7%)	—	—	—
厚生労働省	30	17 (56.7%)	—	13 (43.3%)	—	—	—
農林水産省	2	1 (50.0%)	—	1 (50.0%)	—	—	—
経済産業省	19	5 (26.3%)	—	7 (36.8%)	5 (26.3%)	2 (10.5%)	—
国土交通省	30	27 (90.0%)	—	3 (10.0%)	—	—	—
環 境 省	7	3 (42.9%)	—	4 (57.1%)	—	—	—
計 12 府省	156	97 (62.2%)	3 (注2) (1.9%)	33 (21.2%)	12 (注3) (7.7%)	10 (6.4%)	1 (注4) (0.6%)
(参考) 平成 19 年 10 月～12 月 計 7 府省	25	6 (24.0%)	2 (8.0%)	15 (60.0%)	2 (8.0%)	—	—

(注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に本省が作成した。

2 「法律及び政令及び省令」が1件、「法律及び政令」が1件、「法律及び省令」が1件となっている。

3 「政令、省令及び告示等」が3件、「政令及び省令」が9件となっている。

4 「省令及び告示等」が1件となっている。

① 点検項目：規制の目的、内容及び必要性について

i) 規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性が説明されているか。

ii) 規制緩和の場合、緩和後の規制の必要性が説明されているか。

(考え方)

規制の新設又は改廃に当たっては、規制という手段を用いて行政が関与す

ることの必要性をできる限り客観的に説明することが重要である（規制の政策評価に関する研究会最終報告 10 ページ）。

（点検結果）

規制の新設又は改廃の区別でみると、図表 I - 2 - 4 - ④のとおり、規制の新設・追加・強化・拡充（以下「規制の新設等」という。）に該当するものが 156 件中 121 件（77.6%）、規制の新設等と規制の緩和の両方に該当するものが 6 件（3.8%）、規制の緩和に該当するものが 27 件（17.3%）、規制の廃止に該当するものが 2 件（1.3%）となっている。

すべての評価において、規制の新設又は改廃の目的、内容及び必要性について説明が行われている（規制の目的、内容及び必要性の説明例については、図表 I - 2 - 4 - ⑤参照）。しかし、規制緩和の場合において、1 件の評価（注 2）については、緩和後の規制の必要性が明確に説明されていない。

（注 2）総務省の 1 件が該当する。

図表 I - 2 - 4 - ④ 規制の新設又は改廃の区分

（単位：件（%））

府 省	実施 件数	規制の新設等	規制の新設等・ 規制の緩和	規制の緩和	規制の廃止
内 閣 府	1	1 (100%)	—	—	—
公正取引 委員会	3	2 (66.7%)	—	—	1 (33.3%)
国家公安委員 会・警察庁	18	18 (100%)	—	—	—
金 融 庁	22	6 (27.3%)	2 (9.1%)	14 (63.6%)	—
総 務 省	11	7 (63.6%)	1 (9.1%)	3 (27.3%)	—
法 務 省	1	—	—	1 (100%)	—
文部科学省	12	9 (75.0%)	—	3 (25.0%)	—
厚生労働省	30	26 (86.7%)	—	4 (13.3%)	—
農林水産省	2	1 (50.0%)	—	—	1 (50.0%)
経済産業省	19	17 (89.5%)	2 (10.5%)	—	—
国土交通省	30	27 (90.0%)	1 (3.3%)	2 (6.7%)	—
環 境 省	7	7 (100%)	—	—	—
計 12 府省	156	121 (77.6%)	6 (3.8%)	27 (17.3%)	2 (1.3%)
(参考) 平成 19 年 10 月～12 月 計 7 府省	25	20 (80.0%)	—	5 (20.0%)	—

（注） 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

図表 I - 2 - 4 - ⑤ 規制の目的、内容及び必要性の説明例

府 省 名	厚生労働省																									
政策評価の名称	派遣先の事業場に対する立入検査等																									
<p>1. 現状・問題分析とその改善方策（規制の新設・改廃の必要性）</p> <p>派遣労働者数の増加等に伴い、派遣先における業務災害も増加していることから、派遣労働者について危害防止のための措置義務を負っている派遣先の事業場等についても適切な立入検査等を行うことにより、より適正な保険給付を行う必要がある。</p> <p>(現状・問題分析に関連する指標：労働災害による休業4日以上の死傷者数)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th></th> <th>H14</th> <th>H15</th> <th>H16</th> <th>H17</th> <th>H18</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>派遣労働者</td> <td></td> <td></td> <td>667</td> <td>3,686</td> <td>5,885</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>全労働者</td> <td></td> <td></td> <td>132,248</td> <td>134,298</td> <td>131,478</td> </tr> </tbody> </table> <p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働者死傷病報告をもとに厚生労働省労働基準局労働安全衛生部において集計。 ・派遣労働者については、派遣元事業主から提出された労働者死傷病報告を集計。 ・派遣労働者に係る平成16年の死傷者数は、同年3月1日以降に新様式の労働者死傷病報告により提出されたものを集計。 								H14	H15	H16	H17	H18	1	派遣労働者			667	3,686	5,885	2	全労働者			132,248	134,298	131,478
		H14	H15	H16	H17	H18																				
1	派遣労働者			667	3,686	5,885																				
2	全労働者			132,248	134,298	131,478																				
<p>2. 規制の新設・改廃の内容・目的</p> <p>(内容・目的)</p> <p>行政庁は、派遣先又は船員派遣の役務の提供を受ける者（以下「派遣先等」という。）に対して労災保険法の施行に関し必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができることとともに、当該職員に、労災保険法の施行のために必要な限度において、派遣先の事業場又は船員派遣の役務の提供を受ける者の事業場（以下「派遣先の事業場等」という。）に立ち入り、関係者に質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができるものとし、報告等を行わない場合又は立入検査に応じない場合は、罰則を課すこととする。</p> <p>(注) 厚生労働省の評価書を基に当省が作成した。</p>																										

② 点検項目：費用及び便益の分析について

- i) 分析対象期間が設定されているか。
- ii) 「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」を、比較対象（ベースライン）として設定しているか。
- iii) 費用及び便益の各要素の分析が行われているか (①発生・増減することが見込まれる具体的な費用・便益の要素が挙げられているか、②各要素について、費用を負担する主体が示されているか（行政費用については、主体の別（国、地方公共団体又は関係法人）についても示されているか）、③便益を受ける主体が示されているか。

さらに、費用要素の区分については、次の区分により分析が行われているか（又は、それぞれの区分に対応する「費用」が存在しない場合は、その旨が説明されているか。）。

- ① 遵守費用
- ② 行政費用

③その他の社会的費用

(考え方)

- ① 分析の対象とする期間は、費用及び便益の経年的変動や推計における予測精度を考慮して、個別の事例に応じた適切な期間を設定する必要がある（ガイドラインⅡ－3－（2）－ア－（i））。
- ② 「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」を、比較対象（以下「ベースライン」という。）として設定し、費用及び便益の推計は、ベースラインと「当該規制の新設又は改廃を行った場合に生じると予測される状況」とを比較することによって行う（代替案を検討する場合もベースラインと比較する。）（ガイドラインⅡ－3－（2）－ア－（ii））。
- ③ 規制の新設又は改廃によって、発生又は増減することが見込まれる具体的な費用及び便益の要素を可能な限り列挙し、説明する。そして、各要素について、費用を負担する主体又は便益を受ける主体を示すとともに、各要素の発生過程を説明する。

客観的な評価を行うためには、費用及び便益は、可能な限り定量化又は金銭価値化して示すことが望ましい。定量化又は金銭価値化ができない場合は、定性的に分かりやすく説明する。ただし、費用は、便益と比べて、金銭価値化による推計を行いやすい面があることに留意すべきである。なお、定量化と金銭価値化の両方が可能な場合は、両者を行って説明するよう努める（ガイドラインⅡ－3－（2）－ア－（iii））。

(点検結果)

- ① ▪ 図表Ⅰ－2－4－⑥のとおり、分析対象期間が設定されている評価の割合は、7.7%（156件中12件）となっている（分析対象期間が設定されている例については、図表Ⅰ－2－4－⑦参照）。
- ② ベースラインについては、すべての評価において設定されている。
- ③ すべての評価において、発生・増減することが見込まれる具体的な費用・便益の要素が挙げられている（費用及び便益の各要素の説明例については、図表Ⅰ－2－4－⑧参照）。

しかし、分析手法については、定性的記述により分析されているものが多く、金銭価値化又は定量化により分析されているものは、費用及び便益それぞれで1割程度と少ないものとなっている。

また、費用要素の区分別にみた場合については、図表Ⅰ－2－4－⑨のとおり、遵守費用については、1.9%（156件中3件）の評価において言及されておらず、行政費用については7.1%（156件中11件）の評価において言及されておらず、その他の社会的費用については32.7%（156件中51件）の評価において言及されていない（注3）。

さらに、費用及び便益の各要素が分析されているものについて、費用

を負担する主体又は便益を受ける主体が示されているかについてみると、遵守費用については153件中12件(7.8%)の評価において費用を負担する主体が示されておらず(注4)、行政費用については145件中35件(24.1%)の評価において費用を負担する主体が示されていない。その他の社会的費用及び便益については、すべての評価において費用を負担する主体又は便益を受ける主体が示されている(図表I-2-4-⑩参照)。

(注3) 行政費用について言及のない11件及びその他の社会的費用について言及のない51件については、費用の区分(①遵守費用、②行政費用、③その他の社会的費用の別)が示されていないもの8件を含む。

(注4) 遵守費用について費用を負担する主体が示されていない12件のうち3件については、費用の区分(①遵守費用、②行政費用、③その他の社会的費用の別)が示されておらず、かつ、主体の明示なく「規制の導入に伴って新たな費用は発生しない」等としている。

なお、費用の区分(①遵守費用、②行政費用、③その他の社会的費用の別)を示した上で、「費用は発生(増加)しない」、「特になし」等としているものについては、審査上、費用を負担する主体が示されているものとして整理している。

図表I-2-4-⑥ 分析対象期間が設定されている評価の件数及び割合

(単位: 件、%)

府 省	実施 件数	分析対象期間が設定されているもの	
		件数	割合
内 閣 府	1	—	—
公正取引委員会	3	—	—
国家公安委員会・警察庁	18	—	—
金 融 庁	22	—	—
総 務 省	11	2	18.2
法 務 省	1	—	—
文部科学省	12	—	—
厚生労働省	30	1	3.3
農林水産省	2	1	50.0
経済産業省	19	7	36.8
国土交通省	30	—	—
環 境 省	7	1	14.3
計 12 府省	156	12	7.7
(参考) 平成19年10月~12月 計 7 府省	25	12	48.0

(注) 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

図表 I - 2 - 4 - ⑦ 分析対象期間が設定されている例

府 省 名	経済産業省												
政策評価の名称	情報通信ネットワーク上でデータ中継を行うルーティング機器、スイッチング機器のエネルギー消費効率の向上を進める（エネルギー消費効率の向上を義務付ける対象品目の追加を行う規制の影響の事前評価書）												
<p>6. 規制の費用</p> <p>費用及び便益の分析にあたって、可能な限り、金銭的価値による定量的評価を行うため、以下の前提・単純化により算出した。</p> <p>【試算の前提】 （略）</p> <p>○ルーティング機器・スイッチング機器の市場での普及割合と製品サイクル ルーティング機器・スイッチング機器については、情報通信技術の進展に合わせた機能向上が必要であるため、製品の陳腐化が他の機器に比べて早く、製品耐用年数としては4年程度であることが調査の結果判明していることから、目標年度開始から4年間で製品の全てが置き換わると仮定する。（また、単純化のため、両機器の販売台数は現状で推移と仮定としている）</p> <p>○分析対象期間 トップランナー基準については、各目標年度から基準達成した製品が徐々に普及し、更にその製品が使用されることで効果を発揮するため、開発に係る費用の発生と実際に便益が発生する時期にはズレが生じる。このため、分析対象期間としては、①目標年度から全ての製品が置き換わるまでの4年間と、②置き換わった製品が効果を発揮し続ける耐用年数相当の4年間との2つの期間に分けて評価することとする。以上を整理するとルーティング機器・スイッチング機器対象年度は以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;"><評価年度></th> <th style="text-align: center;">目標年度</th> <th style="text-align: center;">置換え完了（4年後）</th> <th style="text-align: center;">効果発揮（8年後）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・ルーティング機器</td> <td style="text-align: center;">2010年度</td> <td style="text-align: center;">2013年度</td> <td style="text-align: center;">2017年度</td> </tr> <tr> <td>・スイッチング機器</td> <td style="text-align: center;">2011年度</td> <td style="text-align: center;">2014年度</td> <td style="text-align: center;">2018年度</td> </tr> </tbody> </table>		<評価年度>	目標年度	置換え完了（4年後）	効果発揮（8年後）	・ルーティング機器	2010年度	2013年度	2017年度	・スイッチング機器	2011年度	2014年度	2018年度
<評価年度>	目標年度	置換え完了（4年後）	効果発揮（8年後）										
・ルーティング機器	2010年度	2013年度	2017年度										
・スイッチング機器	2011年度	2014年度	2018年度										
<p>8. 政策評価の結果</p> <p>（略）改正案においては、エネルギー効率の高い新製品が既存製品に全て置き換わる期間（4年間）でみれば費用が便益を上回ってしまうが、やがて新製品が普及・定着し省エネ効果が発現するその後の4年間までの期間（目標年度後8年間）でみれば、便益が費用を十分に上回り、優れた費用対効果であることが示された（また8年後の結果によれば、CO2削減といった社会的な便益までを含まなくても、電気料金節約という利用者にとって現実的な便益の数字だけでも、費用を上回っている結果となっている）。</p>													

（注）経済産業省の評価書を基に当省が作成した。

図表 I - 2 - 4 - ⑧ 費用及び便益の各要素の説明例

府 省 名	環境省
政策評価の名称	対象品目の追加（液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機）
内 容	<p>現行の家電リサイクル法では、再商品化等を行うことが義務づけられている対象品目として、エアコン、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機の4品目が指定されている。今般、家電製品を取り巻く環境の変化を踏まえ、対象品目として新たに、液晶テレビ・プラズマテレビと衣類乾燥機を追加する方向にて改正を行う。</p>
費 用	<p>遵守費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 製造業者等の負担 <p>これまで、液晶テレビ・プラズマテレビ又は衣類乾燥機を処分する場合には、地方自治体等が、粗大ごみとして埋立てを含めた処理費用を負担していたが、本改正によって、製造業者等が引き取った排出家電の再商品化等を実施することになるため、それに必要な費用を新たに負担することとなる。</p> <p>製造業者が新たに負担する費用の具体的な内容としては、追加品目に係る排出家電の指定引取場所での引取費用、引取場所からリサイクルプラントへの輸送費、液晶テレビ・プラズマテレビの構造・特性に応じて分解・部品選別等を行うための既存品目とは別個の処理ラインの新設などの設備投資や当該ラインに配置する作業員の人件費、システム運営費用、最終的にリサイクルを出来なかった残余物の埋立処分費用が発生する。</p> ○ 小売業者の負担 <p>対象品目が追加されることから、それら新品目について排出者からの引取り・製造業者等への引渡しを行う際、回収・管理・保管や、指定引取場所への輸送の面で追加の負担が発生するが、追加品目については配送率も高いことから、新たに取り扱うこととなる台数が既存品目の引取り・引渡しのための保管場所や輸送車両の活用が可能な範囲であれば、追加負担は限定的であると考えられる。（なお、地域や店舗の規模によって引取り・引渡しを行う台数等の条件が大きく異なることから、個別に定量化は困難である。）</p> ○ 中古品を取り扱う事業者、資源回収業者、最終処分事業者の負担 <p>追加する品目については、小売業者による引取り及び製造業者等への引渡しが義務付けられることから、それらに係る取扱量が減少し、販売等収入の減少が予想される。</p> ○ 国民（消費者）・社会の負担 <p>今後、消費者が、液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機を処分する際には、製造業者及び小売業者等に対してそれぞれ実費程度の再商品化等料金・収集運搬料金を支払うことになるが、現状においても、それらを処分する際には、市町村における粗大ゴミ等の処理料金等を支払っているため、消費者の負担増は当該料金の差額の範囲に限られる。</p> ○ 市町村の負担 <p>液晶テレビ・プラズマテレビ及び衣類乾燥機について、これまで粗大ゴミとして市町村で処理していたが、対象品目の追加により、製造業者等が引き取った排</p>

	出家電の再商品化等を実施することになるため、それらの処理に要していた費用（収集運搬や埋立てを含めた処理に必要となる費用）が減少する。
行政費用	品目追加に伴って新たに製造業者等となる場合や設備の新設・指定引取場所の増設等を行う場合の認定（家電リサイクル法第23条、第24条）や追加品目の取扱いの状況についての立入検査等の執行のための費用の増加が考えられるが、これらは現行の業務の一環として十分に対応が可能と考えられるため、費用としては計上しない。
その他の費用	特になし
便 益	社会全体としては、現行よりも効率性を落とすことなく、更に廃棄物の適正な処理及び資源の有効利用が実現されると考えられる。また製造業者等としては、対象品目の追加に伴い、再商品化等により得られる資源回収量が増加するため、それらの売却益の増加や自社での再利用が可能となる便益が発生する。

(注) 1 環境省の評価書を基に当省が作成した。
2 本規制を共管する経済産業省においても、本規制を対象とした評価を実施しており、本事例と同様の分析が行われている。

図表 I - 2 - 4 - ⑨ 費用及び便益の各要素の分析手法

(単位：件 (%))

(区分)		分析手法			言及されていないもの
		金銭価値化 (注2)	定量化 (注2)	定性的記述 負担なし (注3)	
費用	遵守費用	18 (11.5%) 【11 (44.0%)】	3 (1.9%) 【-】	132 (84.6%) 【14 (56.0%)】 10 (6.4%)	3 (1.9%) 【-】
	行政費用	4 (2.7%) 【3 (12.0%)】	6 (3.8%) 【-】	135 (86.5%) 【22 (88.0%)】 16 (10.3%)	11 (7.1%) 【-】
	その他の社会的費用	- 【-】	- 【-】	105 (67.3%) 【19 (76.0%)】 50 (32.1%)	51 (32.7%) 【6 (24.0%)】
	便 益	11 (7.1%) 【2 (8.0%)】	7 (4.5%) 【2 (8.0%)】	138 (88.4%) 【21 (84.0%)】	- 【-】

(府省別)

(区分)	実施 件数	分析手法			言及されて いないもの
		金銭価値化 (注2)	定量化 (注2)	定性的記述	
				負担なし (注3)	
(遵守費用)					
内閣府	1	—	—	1 (100%)	—
公正取引 委員会	3	—	1 (33.3%)	2 (66.7%)	—
国家公安委員 会・警察庁	18	1 (5.6%)	—	17 (94.4%) 4 (22.2%)	—
金融庁	22	—	—	22 (100%)	—
総務省	11	3 (27.3%)	—	8 (72.7%)	—
法務省	1	—	—	1 (100%)	—
文部科学省	12	—	—	12 (100%) 2 (16.7%)	—
厚生労働省	30	2 (13.3%)	—	28 (93.3%) 3 (10.0%)	—
農林水産省	2	1 (50.0%)	—	1 (50.0%) 1 (50.0%)	—
経済産業省	19	9 (47.4%)	1 (5.3%)	9 (47.4%)	—
国土交通省	30	2 (13.3%)	—	25 (83.3%)	3 (10.0%)
環境省	7	—	1 (14.3%)	6 (85.7%)	—
(行政費用)					
内閣府	1	—	—	1 (100%)	—
公正取引 委員会	3	—	—	3 (100%)	—
国家公安委員 会・警察庁	18	—	—	13 (72.2%) 2 (11.1%)	5 (27.8%)
金融庁	22	—	—	22 (100%)	—
総務省	11	—	1 (9.1%)	7 (63.7%) 2 (18.2%)	3 (27.3%)
法務省	1	—	—	1 (100%)	—
文部科学省	12	—	—	12 (100%) 3 (25.0%)	—
厚生労働省	30	1 (3.3%)	—	29 (96.7%) 6 (20.0%)	—
農林水産省	2	1 (50.0%)	—	1 (50.0%) 1 (50.0%)	—
経済産業省	19	2 (10.5%)	5 (26.3%)	12 (63.2%)	—
国土交通省	30	—	—	27 (90.0%)	3 (10.0%)
環境省	7	—	—	7 (100%) 2 (28.5%)	—
(その他の社 会的費用)					
内閣府	1	—	—	1 (100%) 1 (100%)	—
公正取引 委員会	3	—	—	3 (100%)	—
国家公安委員 会・警察庁	18	—	—	13 (72.2%) 13 (72.2%)	5 (27.8%)
金融庁	22	—	—	22 (100%) 2 (9.1%)	—

	総務省	11	—	—	—	11 (100%)
	法務省	1	—	—	1 (100%) 1 (100%)	—
	文部科学省	12	—	—	12 (100%) 11 (91.7%)	—
	厚生労働省	30	—	—	30 (100%) 8 (26.7%)	—
	農林水産省	2	—	—	2 (100%) 2 (100%)	—
	経済産業省	19	—	—	10 (52.6%) 4 (21.1%)	9 (47.4%)
	国土交通省	30	—	—	5 (16.7%) 1 (3.3%)	25 (83.3%)
	環境省	7	—	—	6 (85.7%) 6 (85.7%)	1 (14.3%)
便 益	内閣府	1	—	—	1 (100%)	—
	公正取引 委員会	3	—	—	3 (100%)	—
	国家公安委員 会・警察庁	18	—	—	18 (100%)	—
	金融庁	22	—	—	22 (100%)	—
	総務省	11	3 (27.3%)	1 (9.1%)	7 (63.6%)	—
	法務省	1	—	—	1 (100%)	—
	文部科学省	12	—	—	12 (100%)	—
	厚生労働省	30	—	—	30 (100%)	—
	農林水産省	2	1 (50.0%)	—	1 (50.0%)	—
	経済産業省	19	7 (36.8%)	6 (31.6%)	6 (31.6%)	—
	国土交通省	30	—	—	30 (100%)	—
環境省	7	—	—	7 (100%)	—	

(注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

2 費用又は便益の要素が複数ある場合においては、一部の要素について金銭価値化又は定量化されていれば該当するものとしている。

3 改正案に係る費用について「費用が発生（増加）しない」、「特になし」等としているものの件数で内数である。

4 【 】内の数値は、平成19年10月から12月までの7府省25件の評価書に係るものである。

図表 I - 2 - 4 - ⑩ 費用を負担する主体（行政費用については主体の別（国、地方公共団体又は関係法人）を示した上で分析を行っている評価の件数及び割合

（単位：件、％）

府 省	実施 件数	主体又は主体の別を示しているもの		
		遵守費用	行政費用	その他の社会的費用
内閣府	1	1 (100%)	1 (100%)	1 (100%)
公正取引委員会	3	3 (100%)	2 (66.7%)	3 (100%)
国家公安委員会・ 警察庁	18	15 (83.3%)	11 (61.1%)	13 (72.2%)
金融庁	22	15 (68.2%)	16 (72.7%)	22 (100%)
総務省	11	11 (100%)	8 (72.7%)	—
法務省	1	1 (100%)	—	1 (100%)
文部科学省	12	12 (100%)	11 (91.7%)	12 (100%)
厚生労働省	30	28 (93.3%)	22 (73.3%)	30 (100%)
農林水産省	2	2 (100%)	2 (100%)	2 (100%)
経済産業省	19	19 (100%)	12 (63.2%)	10 (52.6%)
国土交通省	30	27 (90.0%)	20 (66.7%)	5 (16.7%)
環境省	7	7 (100%)	5 (71.4%)	6 (85.7%)
計 12 府省	156	141 (90.4%)	110 (70.5%)	105 (67.3%)

(注) 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

③ 点検項目：費用と便益の関係の分析（規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうか）が行われているか。

（考え方）

規制の事前評価の目的は、規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化（justify）できるかどうかを示すことにあり、代表的なものとしては、（以下の）三つの手法（費用便益分析、費用効果分析及び費用分析）がある。このうち、便益と費用を金銭価値化する費用便益分析が規制の事前評価の主要な手法とされている。しかしながら、①規制のもたらす便益や費用のなかで定量的な予測が困難な要素や、②定量的な予測ができたとしても金銭価値化することが困難な要素が存在する。また、通常の費用便益分析においては、分配の公平等の効率性以外の要因が扱われない。したがって、費用便益分析を用いる場合には、推計された便益や費用だけによるのではなく、金銭価値化されていない要素を費用効果分析の手法等により分析し、効率性以外の政策目的も考慮した総合的な評価が必要である。

定量的な予測が困難な場合には、定性的な分析を行う。定性的な分析による場合は、要素ごとの重要度を踏まえた分かりやすい説明が必要である。定量的な予測が可能であるが、金銭価値化が困難な場合には、費用効果分析を用いることができる（ガイドラインⅡ-3-(3)）。

（点検結果）

すべての評価において、費用と便益の関係の分析（規制によって得られる便益が、当該規制がもたらす費用を正当化できるかどうか）が行われている。

一方、費用と便益の関係の分析手法については、図表 I - 2 - 4 - ⑪のとおり、費用便益分析を用いているものが 2.6%（156 件中 4 件）、費用効果分析を用いているものが 3.2%（156 件中 5 件）、その他費用分析又は定性的な分析を用いているものが 94.2%（156 件中 147 件）（注5）となっている（費用便益分析を用いている例については、図表 I - 2 - 4 - ⑫参照）。

前述のとおり、費用及び便益の各要素について、金銭価値化又は定量化により分析されているものが少ないため、費用便益分析及び費用効果分析を用いているものの割合は少ないものとなっている。

（注5） うち、費用のみ金銭価値化又は定量化して分析を行っているものが 11 件、便益のみ金銭価値化又は定量化して分析を行っているものが 6 件となっている。

図表 I - 2 - 4 - ⑪ 費用と便益の関係の分析手法

(単位：件 (%))

府 省	実施 件数	費用便益分析	費用効果分析	費用分析等
内 閣 府	1	—	—	1 (100%)
公正取引委員会	3	—	—	3 (100%)
国家公安委員会・警察庁	18	—	—	18 (100%) (注2)
金 融 庁	22	—	—	22 (100%)
総 務 省	11	—	1 (9.1%)	10 (90.9%) (注3)
法 務 省	1	—	—	1 (100%)
文部科学省	12	—	—	12 (100%)
厚生労働省	30	—	—	30 (100%) (注4)
農林水産省	2	—	—	2 (100%) (注5)
経済産業省	19	4 (21.0%)	4 (21.0%)	11 (57.9%) (注6)
国土交通省	30	—	—	30 (100%) (注7)
環 境 省	7	—	—	7 (100%) (注8)
計 7府省	156	4 (2.6%)	5 (3.2%)	147 (94.2%) (注9)
(参考) 平成19年10月～12月 計 7府省	25	—	2 (8.0%)	23 (92.0%) (注10)

- (注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。
 2 費用のみ金銭価値化して分析を行っているもの1件を含む。
 3 費用のみ金銭価値化して分析を行っているもの2件及び便益のみ金銭価値化して分析を行っているもの2件を含む。
 4 費用のみ金銭価値化して分析を行っているもの2件を含む。
 5 費用のみ金銭価値化して分析を行っているもの1件を含む。
 6 費用のみ金銭価値化又は定量化して分析を行っているもの2件及び便益のみ金銭価値化又は定量化して分析を行っているもの4件を含む。
 7 費用のみ金銭価値化して分析を行っているもの2件を含む。
 8 費用のみ定量化して分析を行っているもの1件を含む。
 9 費用のみ金銭価値化又は定量化して分析を行っているもの11件及び便益のみ金銭価値化又は定量化して分析を行っているもの6件を含む。
 10 費用のみ金銭価値化して分析を行っているもの7件及び便益のみ金銭価値化して分析を行っているもの1件を含む。

図表 I - 2 - 4 - ⑫ 費用便益分析を用いている例

府 省 名	経済産業省
政策評価の名称	家庭用のガスこんろの安全確保のための調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置の設置義務づけ（「ガス事業法」及び「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」の規制対象製品追加（家庭用のガスこんろ）に係る事前評価書）
<p>5. 想定される代替案</p> <p>家庭用のガスこんろの火災事故発生を防ぐため、調理油過熱防止装置と立ち消え安全装置の両安全装置について、全口バーナーへの搭載を義務付ける改正案に対して、下記のような代替案が想定される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●代替案1：家庭用のガスこんろの製品構成は現状のまま（安全装置をバーナー全口に搭載することは義務づけず、現状の業界取組みのまま）であるが、消費者への正しい使用法の普及・周知にかかる広報をより強化（例えば、業界として広報予算を倍増）して、消費者側に安全対策を促す案。 ●代替案2：事業者・業界による自主的な取組みが拡大する。業界としてより安全面で対策を進め、統一的な技術基準（バーナー全口への安全装置の設置等）を定められていく。 →強制法規による規制は行わない。 	
<p>6. 規制の費用</p> <p>(1) 【改正案】 製造・輸入事業者に対し、家庭用のガスこんろのバーナーの全口に対して、安全装置の設置義務を課す場合</p> <p>① 製造・輸入事業者の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守費用 <p>事業者に対する調理油過熱防止装置等の設置義務履行費用としては、開発費（製品の設計変更等）、防止装置取付け等にかかる製造設備変更等でおよそ 200 億円の追加費用が必要とされ、今後 4 年間でその経費回収を図るとすると、業界全体の年間費用として、50 億円/年と推定される。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 【代替案】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●代替案1（正しい使用法の周知徹底等による消費者側での安全対策）の場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 製造・輸入事業者の負担 <p>今後、業界全体として、現状約 1 億円/年の広報予算を倍増（約 2 億円/年の負担）することにより、消費者が、家庭用のガスこんろを正しく使用できるよう、積極的な広報を行うとする。→追加負担額としては、1 億円。</p> ●代替案2（業界の自主的な取組の拡大）を実施する場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 製造・輸入事業者の負担 <ul style="list-style-type: none"> ・自主規制費用 <p>業界で定めた技術基準に従う事業者は、調理油過熱防止装置等の設置履行費用として、開発費、製造設備変更等が新たに必要となる。しかし、あくまで、自主的な取組みに任せ、全事業者で対応が行われるとは限らないため、必要な費用も改正案の半分の規模と仮定し、100 億円にとどまるとする（経費回収は 4 年間で同様）。その場合、業界全体で、25 億円/年の費用負担が必要となると推定される。</p> 	
<p>7. 規制の便益</p> <p>家庭用のガスこんろによる火災は、前述のとおり、年間 5,000 件程度発生しているが、今回の改正案あるいは代替案では、その火災による被害（物質的、人的）を減少させる便益が期待される。まず、家庭用のガスこんろ製品の事故発生件数が減少すると、家庭用のガスこんろを原因とする</p>	

火災による年間の物質的な損害額（建物損害額として年間約 68 億円と推定）が減少する。

さらに、家庭用のガスこんろ火災による年間死亡者は 49 名であることから、1 名当たり約 2 億円の損害額と仮定すると、2 億円×49 人／年＝98 億円／年の人身損害額が発生していることになるが、この減少にも寄与する。（略）

(1) 【改正案】

現状に比べて、家庭用のガスこんろ火災が90%減少するものと仮定する（略）

(2) 【代替案】

●**代替案 1（正しい使用法の周知徹底等による消費者側での安全対策）の場合**

改正案と同様に試算を行い、家庭用のガスこんろを原因とする火災件数が微減（10%）すると仮定する（略）

●**代替案 2（業界による自主的な取組みの拡大）の場合**

同様に便益の試算を行い、家庭用のガスこんろを原因とする火災は、改正案に比べて効果が半減し、現状より45%減少すると仮定する（略）

8. 政策評価の結果

【各選択肢の費用便益分析（費用、便益、純・便益）の結果】

	(費用)	(便益)	(純・便益)
改正案（義務付け）	▲50 億円	+ 149 億円	= 99 億円／年
代替案 1（広報活動強化）	▲1 億円	+ 17 億円	= 16 億円／年
代替案 2（自主的取組）	▲25 億円	+ 75 億円	= 50 億円／年

【各選択肢の評価】

（略）現状分析及び各種仮定の上に試算した費用効果分析の試算結果をみると、改正案では、他の代替案に比べて、実施に要する費用は最も多くなるものの、火災事故が大きく減少するため便益の額も大きくなっている。また、その差として表れる「純・便益」（社会全体としての効用）でも、改正案は（他の代替案は得られる便益を高めに見積もっているにも拘わらず）最も大きくなっている。

これらの結果をまとめると、代替案に比べ、より多くの事故を防止でき、また社会全体としても大きな効用が見込まれる改正案を選択することが妥当である。

（注） 経済産業省の評価書を基に当省が作成した。

④ 点検項目：代替案との比較について

- i) 代替案との比較を行い、当該案と代替案の比較考量の結果を示しているか。
- ii) 規制緩和の場合においては、規制の廃止も代替案として比較が行われているか。
- iii) 代替案の費用及び便益についても、ベースラインとの比較により分析しているか。

（考え方）

的確な政策の採択の検討に有用な情報を提供するとともに、国民への説明責任を果たす観点からは、想定できる代替案を提示して、当該代替手段についても（3）に掲げる分析（費用と便益の関係の分析）を行い、比較考量を行うべきである。

可能であれば、代替案として、規制以外の手段を執る案も提示する。また、

規制緩和の場合、当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことを基本とする（ガイドラインⅡ－３－（４））。

（点検結果）

図表Ⅰ－２－４－⑬のとおり、ベースライン以外の代替案（以下「代替案」という。）を提示している評価の割合は78.8%（156件中123件）、代替案は想定されない、「想定される代替案：特になし」等としている評価の割合は9.0%（156件中14件）となっている。一方、代替案についての記述がない評価の割合は12.2%（156件中19件）（注6）となっている（代替案との比較を行っている例については、図表Ⅰ－２－４－⑭参照）。

（注6） 代替案についての記述がない19件のうち10件は、評価書において、ベースラインを代替案としている。

また、図表Ⅰ－２－４－⑮のとおり、規制緩和の場合（注7）において、規制の廃止を代替案として比較を行っている評価の割合は、18.5%（27件中5件）となっている（規制緩和の場合において規制の廃止を代替案としている例については、図表Ⅰ－２－４－⑯参照）。その他の評価については、廃止以外の代替案との比較を行っているものが66.7%（18件）、「代替案は想定されない」等としているものが3.7%（1件）、代替案についての記述がないものが10.7%（3件）となっている。特に、代替案について記述のないもののうち1件については、緩和後の規制の必要性が明確に説明されていない。

（注7） 規制の新設等と規制の緩和の両方に該当するものは除く。

また、代替案との比較を行っている123件すべてについて、代替案の費用及び便益についてもベースラインとの比較による分析が行われている。

図表 I - 2 - 4 - ⑬ 代替案との比較

(単位：件 (%))

府 省	実施 件数	代替案を提示 しているもの	「代替案が想定 されない」等と しているもの	代替案につい ての記述がな いもの
内 閣 府	1	1 (100%)	—	—
公正取引委員会	3	—	1 (33.3%)	2 (66.7%) (注2)
国家公安委員会・警察庁	18	10 (55.6%)	4 (22.2%)	4 (22.2%) (注3)
金 融 庁	22	22 (100%)	—	—
総 務 省	11	1 (9.1%)	1 (9.1%)	9 (81.8%)
法 務 省	1	1 (100%)	—	—
文部科学省	12	8 (66.7%)	1 (8.3%)	3 (25.0%) (注4)
厚生労働省	30	30 (100%)	—	—
農林水産省	2	1 (50.0%)	—	1 (50.0%) (注5)
経済産業省	19	16 (84.2%)	3 (15.8%)	—
国土交通省	30	30 (100%)	—	—
環 境 省	7	4 (57.1%)	3 (42.9%)	—
計 12 府省	156	123 (78.8%)	14 (9.0%)	19 (12.2%) (注6)
(参考) 平成 19 年 10 月～12 月 計 7 府省	25	12 (48.0%)	8 (32.0%)	5 (20.0%) (注7)

- (注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。
 2 評価書においてベースラインを代替案としているもの2件が該当する。
 3 評価書においてベースラインを代替案としているもの4件が該当する。
 4 評価書においてベースラインを代替案としているもの3件が該当する。
 5 評価書においてベースラインを代替案としているもの1件が該当する。
 6 評価書においてベースラインを代替案としているもの10件を含む。
 7 評価書においてベースラインを代替案としているもの5件が該当する。

図表 I - 2 - 4 - ⑭ 代替案との比較を行っている例

府 省 名	経済産業省
政策評価の名称	工場又は事業場における事業者単位の総合的なエネルギー管理の義務付け対象者の範囲を定める規制（工場又は事業場における事業者単位のエネルギー管理の義務付け対象者の範囲を定める規制の影響の事前評価書）
4. 規制の目的、内容及び必要性等	
<p>(1) 規制の目的</p> <p>原油等のエネルギー価格の高騰、国際的な中長期的なエネルギー需給逼迫、地球温暖化問題の深刻化といったエネルギーをめぐる環境の変化に対し、一層の省エネルギー対策の強化が必要となっている。こうした状況を踏まえ、平成 20 年 5 月に「エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）の一部改正法が成立し、「事業者単位」でのエネルギー管理が義務付けられることとなった。</p> <p>事業者に対する規制対象の範囲を決める「エネルギー使用量の裾切り値」については、省エネ法においてエネルギーの使用の合理化に関する法律施行令（以下「政令」という。）に委任されており、エネルギーを原油換算で年間でどの程度使用している事業者を規制の対象とするかについて定めている。</p> <p>(2) 規制の内容</p> <p>（略）今回の政令改正では、改正省エネ法の施行にあたり、特定事業者・特定連鎖化事業者の指定にかかるエネルギー使用量の裾切り値を 1,500k1（原油換算値）／年と定めるものである。（略）</p> <p><特定事業者・特定連鎖化事業者に義務づけされた事項></p> <p>① 事業者が設置している全工場・事業場におけるエネルギーの使用の状況に関する定期報告</p> <p>② 事業者が設置している全工場・事業場に関する中長期計画（省エネルギーに係る設備投資等についての計画）の作成</p> <p>③ 事業者ごとにエネルギー管理統括者（資格は必要としない）及びエネルギー管理企画推進者（エネルギー管理講習の課程修了者）の選任 等</p> <p>(3) 規制の必要性</p> <p>事業者単位でのエネルギー管理規制に加え、事業者単位のエネルギー管理規制を導入することの必要性については、概ね、以下の二点にまとめられる（略）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ エネルギー管理の状況を規制するに当たっては、事業者が、設置する全工場又は事業場を俯瞰して最適なエネルギー管理を行う取組を適切に行っているか否かという観点を評価し、対策を進める必要があること。 ・ 事業者全体としてエネルギー管理を進めるためには、既に工場単位の省エネルギーを相当程度進めてきた産業部門だけでなく、業務部門においてもエネルギー管理を徹底する必要があるところ、事業場当たりのエネルギー使用量が相対的に少ない結果、潜在的なエネルギー管理の余地のある業務部門の事業場が規制の対象から外れ、すでにカバー率が 9 割となっている産業部門に比し、バランスを欠くものであること 	
5. 想定される代替案	
<p>エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令の一部を改正する政令案（以下「改正案」という。）では、特定事業者・特定連鎖化事業者の規制対象範囲を決める「エネルギー使用量の裾切り値」として、京都議定書目標達成計画で掲げる目標 4 を達成する基準として、1,500k1／年としている（この場合の、業務部門のカバー率は約 5 割、産業部門のカバー率は約 9 割。）。</p>	

一方、これに対する代替案としては、京都議定書目標達成計画をより進めていくことも求められていることから、裾切り値を、改正案よりも 1,000k1 下げて 500k1/年とすることにより、業務部門のカバー率を、改正案よりも約 2 割増加（約 6 割～約 7 割程度）させる案を検討する。なお、産業部門のカバー率は裾切り値を 500k1～2,500k1 と動かしたとしても約 9 割のままであり、大きな変化は見られない。今回の改正は、産業部門に対し業務部門のカバー率が著しく低いといったバランスを欠く現状を改め、事業者単位として省エネルギー対策の効果がより期待される業務部門をより含めていくことが必要であるとして実施されたことから、本評価書においても業務部門のカバー率に着目し、これを改正案よりも増加させる案を代替案とする。

ちなみに、事業者の省エネルギー対策に係る負担を考慮して、裾切り値を改正案の 1,500k1/年以上に上げてカバー率を下げる場合も考えられるが、その場合は、京都議定書目標達成計画における追加的対策の達成が難しくなることから、代替案になり得ない。

表 改正案と代替案の内容比較

規制項目	本 案	代替案
規制対象範囲を決めるエネルギー使用量の裾切り値	1,500k1/年	500k1/年
影響の概要（内容の比較）	<p>産業部門のカバー率は引き続き約 9 割に、業務部門のカバー率は、現行の省エネ法では約 1 割であったのが、約 5 割となり、対象となる事業者数は全体で約 1 万社になると考えられる。</p> <p>また、京都議定書目標達成計画における追加対策として試算されている 300 万 t-CO2 の達成が予想される。</p>	<p>改正案と比べて、産業部門のカバー率はほぼ同等なままであるが、業務部門のカバー率は約 2 割増加する。一方、対象となる事業者数は改正案の約 3 倍になると考えられる（後述）。また、従業員数が 300 人未満の中小規模の事業者についても、対象となる事業者数は、改正案の約 5 倍に増加すると考えられる。</p> <p>また、カバー率が改正案よりも大きいことから、京都議定書目標達成計画における追加対策を改正案よりも速やかに達成すると予想される。</p>

8. 政策評価の結果

今回の政令改正は、省エネ法の改正に伴い、規制対象となる「事業者」の範囲を決める「エネルギー使用量の裾切り値」を定めるものである。

改正案・代替案では、省エネルギー対策の規制の管理体系は同じであるが、規制の影響が及ぶ範囲が異なる。国全体として、より少ない負担において一層の省エネルギー対策の効果が上がる案がいずれであるか検討を行った。改正案については、京都議定書目標達成計画における追加対策として試算されている 300 万 t-CO2 の達成が可能となると同時に、規制対象事業者は、省エネルギー対策を事業者単位で行うことによる効果が十分に期待できる、総合スーパー等の適切な範囲に設定されると考えられる。

一方、代替案では、改正案よりもよりカバー率を高く設定（約 2 割増加）することとなるため、改正案よりも国全体で期待できる省エネルギーの効果が高く、京都議定書目標達成計画で追加的対策として試算している 300 万 t-CO2 を達成することが予想される。その反面、対象となる事業者数が大幅に増加（約 3 倍）し、対象事業者に含まれる中小企業の数も大幅に増加するおそれがある。中小規模の事業者は省エネルギー対策についてのノウハウ面、資金調達面等で課題を有し、また、大企業に比べ、中小規模の事業者に期待される省エネルギー対策の実効性も限定的である。したがって、総合的にみれば、事業者に対する負担が大幅に増えると考えられる。更に、事業者数の大幅増加に伴い、行政が実施する業務も増加が見込まれ負担が増えてしまうことも勘案すると、代替案は改正案に比較すれば費用対効果の観点からみて、優れているとはいえない。

したがって、京都議定書目標達成計画における追加対策として試算されている 300 万 t-CO2 の達成が最低限担保され、事業者等の負担も合理的範囲にとどめることができる改正案（1,500k1/年）が妥当であると考えられる。

(注) 経済産業省の評価書を基に当省が作成した。

図表 I - 2 - 4 - ⑮ 規制緩和の場合における代替案との比較

(単位：件(％))

府 省	規制緩和の件数 (注2)	規制の廃止を代替案としているもの	廃止以外の代替案を提示しているもの	「代替案が想定されない」等としているもの	代替案についての記述がないもの
金融庁	14	1 (7.1%)	13 (92.9%)	—	—
総務省	3	—	—	—	3 (100%)
法務省	1	—	1 (100%)	—	—
文部科学省	3	2 (66.7%)	—	1 (33.3%)	—
厚生労働省	4	2 (50.0%)	2 (50.0%)	—	—
経済産業省	—	—	—	—	—
国土交通省	2	—	2 (100%)	—	—
計 7府省	27	5 (18.5%)	18 (66.7%)	1 (3.7%)	3 (10.7%)
(参考) 平成19年 10月～12月 計 7府省	5	1 (20.0%)	1 (20.0%)	3 (60.0%)	—

(注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。

2 規制の新設等と規制の緩和の両方に該当するものは除く。

図表 I - 2 - 4 - ⑯ 規制緩和の場合において規制の廃止を代替案としている例

府 省 名	金融庁
政策評価の名称	銀行の出張所の設置等に関する事前届出制度の見直し
<p>現状及び問題点、規制の新設又は改廃の目的及び必要性</p> <p>① 現状 当局は、銀行の監督の実効性を確保するために、銀行が営業を行っている場所を把握している必要がある。このため、銀行が支店及び出張所（臨時もしくは巡回型の施設又は無人の設備を除く）の設置、位置の変更又は廃止をしようとするときは、内閣総理大臣への事前の届出が必要とされている。</p> <p>② 問題点 銀行の効率的な店舗の設置・廃止等を阻害しているとして、当該届出制の廃止が適当との指摘がある。</p> <p>③ 規制の新設又は改廃の目的及び必要性 監督の実効性を確保しつつ、銀行の効率的な店舗の設置・廃止等を可能にする必要がある。</p> <p>規制の新設又は改廃の内容 本店又は支店に従属して業務を行う施設である有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止に係る内閣総理大臣への事前届出については、半期ごとの事後届出とする。</p>	

想定される代替案

代替案：支店及び有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止に係る届出制度の廃止

規制の費用及び便益

	本 案	代替案
規制の費用		
遵守費用	銀行において、出張所の設置、位置の変更又は廃止に係る内閣総理大臣への届出に伴う費用が発生するものの、その費用は、現行の費用に比べて軽減される。	遵守費用は発生しない。
行政費用	国において、出張所の設置、位置の変更又は廃止に係る内閣総理大臣への届出に係る受付業務に伴う費用が発生するものの、その費用は、現行の費用に比べて軽減される。	銀行からの届出に係る受付業務に伴う費用は発生しないものの、例えば、災害等の危機発生時に、国は銀行に対して速やかに適切な対応を求める必要があるため、被災地に店舗を有する銀行を把握するための費用が発生する。
その他の社会的費用	有人の出張所は本店又は支店に従属して業務を行う施設であり、母店である支店の状況は常時把握しているため、直ちに監督の実効性を損われることはなく、預金者等の保護に著しい支障は生じない。	母店である支店の状況を常時把握できないことから、例えば、災害等の危機発生時に、国は銀行に対して速やかに適切な対応を求めることが困難となる可能性があり、監督の実効性を確保することができず、預金者等の保護に支障を来す懸念がある。
規制の便益	有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止の都度要していた届出を半期に一度の届出とすることにより、銀行及び国において、届出に係る遵守・行政費用を軽減することができる。また、母店である支店の状況は常時把握しているため、直ちに監督の実効性を損われることはなく、預金者等の保護に著しい支障は生じない。	支店及び有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止届出の必要が無くなることから、銀行及び国において届出に係る遵守・行政費用が無くなる。しかしながら、国は銀行が営業を行っている場所を把握していないことから、例えば、災害等の危機発生時に、国は銀行に対して速やかに適切な対応を求めることが困難となる可能性があり、監督の実効性を確保することができず、預金者等の保護に支障を来す懸念がある。

代替案との比較

代替案では、支店及び有人の出張所の設置、位置の変更又は廃止届出の必要が無くなることから、銀行及び国において届出に係る遵守・行政費用が無くなる。

しかしながら、国は銀行が営業を行っている場所を把握していないことから、例えば、災害等の危機発生時に、国は銀行に対して速やかに適切な対応を求めることが困難となる可能性があり、監督の実効性を確保することができず、預金者等の保護に支障を来す懸念がある。この場合、これら便益の減少というマイナスの効果は、費用の軽減というプラスの効果を上回ると考える。

以上を踏まえると、本案を選択することが適当であると考え

(注) 金融庁の評価書を基に当省が作成した。

⑤ 点検項目：レビューを行う時期又は条件を記載しているか。

(考え方)

当該規制（新設又は改正）が社会経済情勢に照らしてなお適切であるか否かの判断を行う時期・条件について記載する。なお、レビューの一環として定期的に費用及び便益の実績を把握（モニタリング）することも重要であり、モニタリングを予定している場合は、その旨を説明するよう努める（ガイド

ラインⅡ－３－（６））。

（点検結果）

６件の評価（注８）において、レビューを行う時期又は条件が記載されていない。

なお、一部の府省においては、レビューを行う時期又は条件の特定に加え、レビューの方法を明示しているものがみられる（図表Ⅰ－２－４－⑰参照）。

（注８） 金融庁の３件の評価（規制の新設等についての１件及び規制の緩和についての２件）及び文部科学省の規制の緩和についての３件の評価が該当する。

図表Ⅰ－２－４－⑰ レビューを行う時期又は条件の特定に加え、レビューの方法を明示している例

府 省 名	国土交通省	
政策評価の名称	長期優良住宅の普及の促進に関する法律案	
施策等の概要	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた者に対する報告徴収制度の創設 所管行政庁は、認定計画実施者に対して認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求めることができることとする。 【長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 12 条】	
施策等の必要性	長期優良住宅建築等計画の認定制度を創設し、認定計画実施者に対して認定長期優良住宅の建築及び維持保全の状況について報告を求めることができることとすることで、長期優良住宅建築等計画の適切な実施を確保し、長期優良住宅の普及の促進を図る。	
政策目標	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	
施策目標	2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する	
業績指標	3 住宅の利活用期間（①滅失住宅の平均築後年数、②住宅の滅失率）	
業績指標の目標値（目標年次）	①約 35 年（平成 22 年） ②約 7.5%（平成 17～22 年）	
その他特記すべき事項	（略） ○ 附則第 2 項において、法律の施行後 10 年以内に、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。 ○ 平成 22 年度政策チェックアップにおいて事後検証を実施。	

（注） 1 「政策チェックアップ」とは、国土交通省の主要な行政目的に係る政策目標をあらかじめ設定し、それに対する業績を測定し、その達成度を評価するものである。
2 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。

⑥ 点検項目：不確実性の程度についての説明を行っているか。

(考え方)

将来の事象の予測によって行う規制の事前評価には、不確実性が伴う。推計値の不確実性の程度についての説明を、例えば、幅を持った数量（上位値や下位値の設定等）を用いて行う必要がある。また、定量化又は金銭価値化による分析を行うためのデータの入手が難しく、データの一部を把握できていない場合でも一定の前提条件を置いて定量化するなどの努力をし、これを説明する必要がある（ガイドラインⅡ－４－（１））。

(点検結果)

図表Ⅰ－２－４－⑱のとおり、不確実性の程度についての説明を行っている評価（例：幅を持った数量（上位値や下位値の設定等）を用いて行う。）の割合は、1.9%（156件中3件）となっている。

また、図表Ⅰ－２－４－⑲のとおり、一定の前提条件を置いて定量化又は金銭価値化による分析を行っているものがみられる。

図表Ⅰ－２－４－⑱ 不確実性の程度についての説明を行っている評価の件数及び割合

(単位：件、%)

府 省	実施 件数	不確実性の程度について説明を行っているもの	
		件数	割合
内 閣 府	1	—	—
公正取引委員会	3	—	—
国家公安委員会・警察庁	18	—	—
金 融 庁	22	—	—
総 務 省	11	1	9.1
法 務 省	1	—	—
文部科学省	12	—	—
厚生労働省	30	—	—
農林水産省	2	—	—
経済産業省	19	2 (注2)	10.5
国土交通省	30	—	—
環 境 省	7	—	—
計 12 府省	156	3	1.9
(参考) 平成19年10月～12月 計 7 府省	25	7	28.0

- (注) 1 各府省から送付を受けた評価書を基に当省が作成した。
 2 経済産業省の不確実性の程度についての説明を行っていない17件のうち、8件は「本試算は、期待される効果及び想定される負担について各選択肢の比較を行うために相対的な評価を行ったものであり、(略)あくまでも概算値である」、「厳密な額を現時点において算出することは困難である。しかし、改正案・代替案のもたらしうる影響を見定めるため、一定の仮定の下で、(略)試算する」等と言及している。

図表 I - 2 - 4 - ⑱ 一定の前提条件を置いて定量化又は金銭価値化による分析を行っている例

府 省 名	総務省
政策評価の名称	大規模地震等に対応した自衛消防力確保対策
<p>2 規制の費用</p> <p>(1) 遵守費用</p> <p>今回新たに義務付けられることとなる、</p> <p>① 防災管理者の選任について、防災管理者の資格を得るための講習の費用等</p> <p>② 自衛消防組織の設置について、自衛消防組織の統括管理者の資格を得るための講習の費用等が発生する。</p> <p>① 防災管理者の選任義務付けに係る費用</p> <p>(略)</p> <p>○試算条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象防火対象物数を 6,000 件として試算（予防課調べ）。 ・義務付けの対象となる管理権原者の数を 60,000 人として試算（当該防火対象物の現在の防火管理者数）。 ・防災管理者は、義務付けの対象となる管理権原者ごとに選任されるものとする。 ・防災管理者に選任される者のうち、半数は既に防火管理者の資格を有しているものとする。 （防火管理者の資格をもつ者は追加講習の受講のみで、防災管理者の資格を取得できる） ・防災管理者講習の講義内容及び講義形式は、従来の防火管理者講習にならって行う（施行規則で規定）。 ・防災管理者講習の必要講習時間数は、従来の防火管理者講習と比較し、2割程度増加（14時間を予定。防火管理者講習は12時間）させるものとする。（施行規則で規定） ・防火管理者講習の受講費用は実施主体により異なるため、平均的な額として6千円と仮定。 <p>(略)</p> <p>② 自衛消防組織の設置義務付けに係る費用</p> <p>(略)</p> <p>○試算条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自衛消防組織設置対象物数を 6,000 件として試算。 ・自衛消防業務講習の講義内容及び講義形式は、従来の防災センター要員講習にならって行うものとする。（施行規則で規定） ・自衛消防業務講習の必要講習時間数は、従来の防災センター要員講習と比較し、1割程度増加（13時間を予定、防災センター要員講習は12時間）させるものとする。（施行規則で規定） <p>(略)</p> <p>4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）</p> <p>① 規制の費用</p> <p>規制の費用については、上記で設定した試算条件の下で、対象となる防火対象物1件あたりの防災管理者の設置に要する初期費用が、3,500円～7,000円程度、維持費用が1年あたり700円程度となり、自衛消防組織の設置に要する初期費用が、40,000円程度、維持費用が1年あたり4,000円程度であり、今回の規制導入全体では、初期費用が、4万3,500円～4万7,000円程度、維持費用が1年あたり4,700円程度となると考えられる。</p>	
<p>(注) 総務省の評価書を基に当省が作成した。</p>	

(3) 今後の課題

- ① 規制の目的、内容及び必要性の説明に関し、規制緩和の場合においては、緩和後の規制の必要性を説明することが必要である。
- ② 分析の対象とする期間として個別の事例に応じた適切な期間を明示していく必要がある。
- ③ 客観的な評価を行うためには、費用及び便益は、可能な限り定量化又は金銭価値化して算定した上で、両者の関係について可能な限り定量的な手法を用いて分析することが望まれる。
- ④ 費用要素について、(ア) 遵守費用、(イ) 行政費用及び(ウ) その他の社会的費用の各区分を明示して分析を行っていくことが必要である。また、その際、費用を負担する主体を示すことが必要である。
- ⑤ 想定できる代替案がある場合には、当該代替手段についても費用と便益の関係の分析を行い、比較考量を行っていくことが必要である。また、代替案が想定されない場合には、その旨を説明することが必要である。当該規制を廃止することも想定されるときは、規制の廃止も代替案として比較を行うことが望まれる。
- ⑥ 規制の事前評価に係るレビューを適切に実施していくことが必要である。また、レビューを行う時期又は条件の特定に加えて、レビューの方法を明示していくことが望まれる。さらに、法律により新たな制度を創設して規制の新設を行うものについて「規制改革推進のための3か年計画」(平成19年6月22日閣議決定)等累次の閣議決定の趣旨を踏まえて盛り込まれた一定期間経過後見直しを行う旨の条項(見直し条項)に基づき当該規制の見直しを行う場合には、ガイドラインに基づくレビューを活用することが望まれる。
- ⑦ 不確実性が伴う場合には、推計値の不確実性の程度についての説明を行っていく必要がある。定量化又は金銭価値化による分析を行うためのデータの入手が難しく、データの一部を把握できていない場合でも、一定の前提条件を置いて定量化するなどして、これを説明していくことが望まれる。

Ⅱ 各府省の政策評価の状況と今後の課題

1 内閣府

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成 17 年度から 19 年度までの 3 年間を計画期間とする「内閣府本府政策評価基本計画」(平成 17 年 4 月 1 日)及び 1 年ごとに定められる「内閣府本府政策評価実施計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注 1)。
- ② 事後評価は、内閣府本府の主要な行政目的に係る政策を対象として実績評価方式により、また、各種中長期計画等の政策や部局横断的な政策等を対象として総合評価方式によりそれぞれ行うこととされている。実績評価方式による評価は、原則として、基本計画に掲げられた 43 政策を対象として基本計画期間の 3 年間に分けて評価する仕組みがとられている。
- ③ 事業評価方式による事前評価及び事後評価を行うこととされているが、内閣府では、基本計画で定める事業評価方式による評価の対象となる政策がないとしており、実績はほとんどない。

(注 1) 評価書は、内閣府ホームページで公表されている。<http://www8.cao.go.jp/hyouka/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

政策名「社会連帯等の国民運動」等 23 件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは 22 件 (95.7%) である。なお、達成目標については、162 件中 147 件 (90.7%)、測定指標については 203 件中 188 件 (92.6%) が目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行うことが基本であり、目標に関し達成しようとする水準について、数値化等により特定することが必要である。

目標に関し達成しようとする水準がほぼすべての評価について数値化等により特定されており、今後もこうした取組が進められることが期待される。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成 17 年度から 19 年度までの 3 年間を計画期間とする「内閣府本府政策評価基本計画」(平成 17 年 4 月 1 日)及び 1 年ごとに定められる「内閣府本府政策評価実施

計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注2)。

基本計画において、事前評価は、予算要求を伴う新たな政策等のうち、評価法第9条第1号(国民生活若しくは社会経済に相当程度の影響を及ぼすもの又は多額の費用を要するもの)に該当すると考えられる政策を対象として事業評価方式により行うこととされている。

一方、事後評価は、内閣府本府の主要な行政目的に係る政策を対象として実績評価方式により、また、各種中長期計画等の政策や部局横断的な政策等を対象として総合評価方式によりそれぞれ行うこととされている。また、事前評価を実施した政策のうち、事後の検証が必要と認められるものを対象として事業評価方式による事後評価を行うこととされている。

(注2) 平成20年2月18日に、20年度から22年度までの3年間を計画期間とする新たな「内閣府本府政策評価基本計画」が策定されており、20年6月30日に「平成20年度内閣府本府政策評価実施計画」が策定されている。

今回審査の対象とした政策評価は、平成17年度から19年度までの3年間を計画期間とする「内閣府本府政策評価基本計画」(平成17年4月1日策定、18年3月31日一部改定、19年6月8日一部改定)及び「平成19年度内閣府本府政策評価実施計画」(平成19年6月8日)に基づくものである。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ-1-①のとおり、これまで事前評価及び事後評価が行われている。事後評価は、実績評価方式及び総合評価方式によりそれぞれ行われている。このうち、実績評価方式による評価は、基本計画に掲げられた43政策を対象として基本計画期間の3年間に分けて評価する仕組みがとられている(注3)。なお、基本計画において、所掌事務の追加等の理由により新たに評価が必要になった政策や、時々々の社会情勢に応じ評価が必要と考えられる政策については、これにかかわらず評価を行うこととされている。

一方、事前評価は、平成14年度に事業評価方式による評価が3件行われているが、内閣府では基本計画で定める事業評価方式による評価の対象となる政策がないとしており、その後は行われていない。

(注3) 新たな「内閣府本府政策評価基本計画」(平成20年2月18日)の計画期間においては、密接に関連する政策をまとまりごとに包括的に評価することとし、毎年度すべての政策を対象とした評価を実施することが予定されている。

(取組状況—義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、規制については、図表Ⅱ-1-①のとおり、事業評価方式により事前評価が行われている。

図表Ⅱ-1-①

内閣府における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><実績評価方式> 対象： 内閣府本府の主要な行政目的に係る政策のうち、「施策」レベルで捉えることが可能な政策全般 実施状況： 平成 15年 7月 18件 16年 7月 17件 17年 7月 18件 18年 6月 15件 19年 9月 11件 20年 9月 23件</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><総合評価方式> 対象： 各種中長期計画等「政策（狭義）」レベルで捉えることが可能な政策や部局横断的な政策等 実施状況： 平成 15年 7月 1件 17年 3～12月 3件 20年 6～12月 3件</p> </div>
	事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：評価法第9条第1号に定める政策 実施状況：平成 14年 11月 3件</p> </div>	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：事前評価を実施した政策のうち事後の検証が必要と認められるもの 実施状況：—</p> </div>
義務付け4分野の政策	規制 事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(事前) 対象：規制の新設等 実施状況：平成 20年 9月 1件</p> </div>	
<p><特徴> 内閣府の所掌事務のうち、評価法上政策評価の対象から除かれている内閣補助事務（*1）以外の分担管理事務（*2）を評価対象とし、主として実績評価方式による評価を実施。また、政策の単位に応じて、事業評価方式による事前評価及び事後評価並びに総合評価方式による事後評価も実施 （*1） 内閣府設置法第4条第1項及び第2項に定める事務 （*2） 内閣府設置法第4条第3項に定める事務</p>			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはⅡ-1-3、規制の政策評価についてはⅡ-2-4参照）。

ア 現状

(審査の対象)

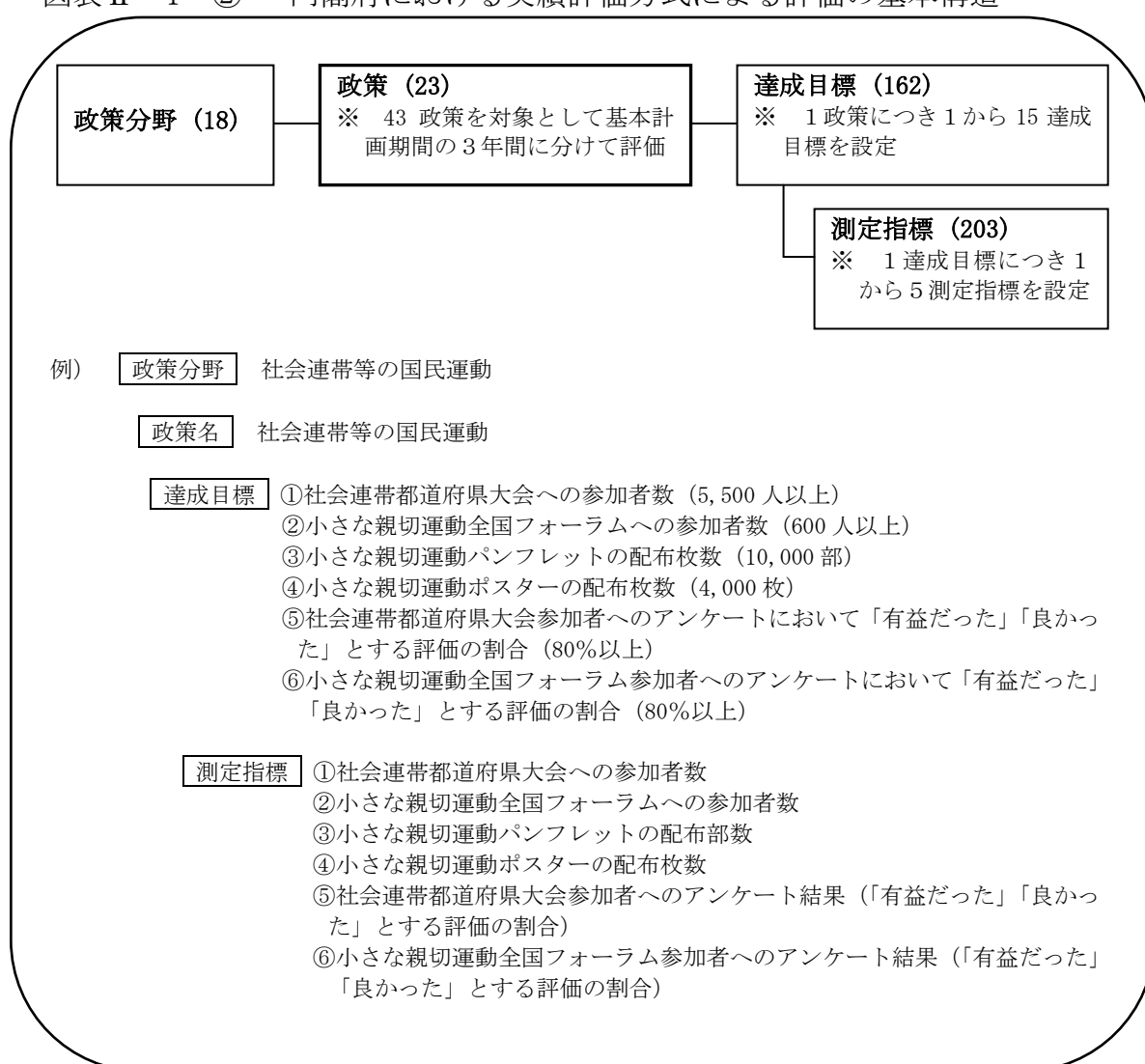
実績評価方式による評価が行われ、平成 20年 1月 1日から 12月 31日までに評価書が総務大臣に送付された 23 件を審査の対象とした。

(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる政策について、図表Ⅱ-1-②のとおり、政策の下に達成目標が設定されている。そして、達成目標の下にその達成度合いを測定する指標が設定されている。審査の対象とした23件には、一つの政策の下に1達成目標から15達成目標が設定され、合計162達成目標が設定されている。そして、一つの達成目標の下に1測定指標から5測定指標が設定され、合計で203測定指標が設定されている。

また、目標の達成度合いの判定は、設定された測定指標により達成目標単位で行われ、その結果に基づき政策の評価が行われている。

図表Ⅱ-1-② 内閣府における実績評価方式による評価の基本構造



(注) 内閣府の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

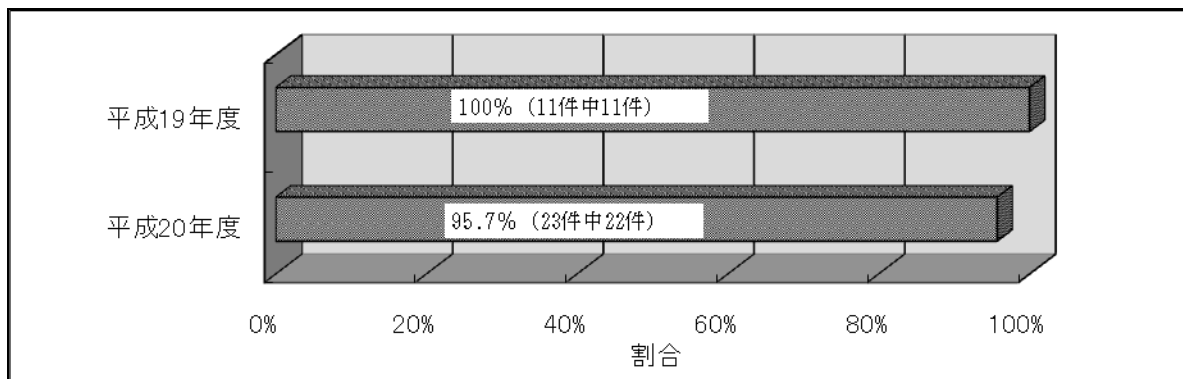
実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測

定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－1－③のとおり、平成19年度は100%（11件中11件）であったが、20年度は95.7%（23件中22件）となっている。なお、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されていない1件（国際平和協力業務等の推進）については、平成19年度は評価の対象となっていないものであり、内閣府では「政策の性質上、数値化した定量評価になじまない」としている。

なお、達成目標については162件中147件（90.7%）、測定指標については203件中188件（92.6%）が目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

図表Ⅱ－1－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



- (注) 1 内閣府の評価書を基に当省が作成した。
2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

（特記事項－取組の工夫がみられる点）

内閣府では、実施計画において、評価対象となる政策について、あらかじめ測定指標及び目標値を設定する取組を行っており、また、実施計画の策定に併せ、測定指標等が政策の流れのどの段階に係るものであるのかを整理した参考資料（「政策の流れと測定指標及び目標値との関係」）を公表している（図表Ⅱ－1－④参照）。

図表Ⅱ－１－④ 政策の流れと測定指標及び目標値との関係

政策名：政府広報の実施			
	アウトプット (内閣府本府の行政活動や行政活動により提供されたモノやサービスの量)	成果（アウトカム） (他の行政機関の活動、国民生活又は社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響)	上位の政策
政策の流れ	<p>政府の重要施策について、テレビ、ラジオ、新聞、雑誌、インターネット等の各種広報手段を活用して政府広報を実施する</p>	<p>国民が各種広報媒体を通じて政府広報に接触する</p> <p>政府の重要施策に関して、その背景、必要性、内容等が広く国民に認知される</p>	<p>政府の重要政策に対する国民の理解と協力を得る</p> <p>政府の重要政策の円滑な実施</p>
測定指標及び目標値（「」内）		<ul style="list-style-type: none"> 政府広報オンラインのアクセス数 [1,200 万 PV] 政府インターネットテレビのアクセス数（コンテンツ再生数） [220 万件] 	<p>国政モニターに対するアンケートにおいて、各媒体別の「満足した」「ある程度満足した」とする評価の合計の割合 [75%]</p> <p>政府広報に関する意識調査（インターネット調査）における、重要広報テーマ等の「関心が高まった」「内容がわかりやすい」等の肯定的な評価の割合 [75%]</p>

(注) 内閣府の資料から抜粋した。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行うことが基本であり、目標に関し達成しようとする水準について、数値化等により特定することが必要である。

目標に関し達成しようとする水準がほぼすべての評価について数値化等により特定されており、今後もこうした取組が進められることが期待される。

2 宮内庁

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成19年度から23年度までの5年間を計画期間とする「宮内庁政策評価基本計画」(平成19年3月12日)及び1年ごとに定められる「宮内庁政策評価実施計画」に基づき、一般政策を対象に事業評価方式による事後評価が行われている(注)。
- ② 基本計画では、個々の研究開発、個々の公共事業、個々の政府開発援助及び規制の新設等を対象に事業評価方式による事前評価を行うこととされている。しかし、これまでに該当する政策がないことから、それらを対象とした政策評価の実績はない。
- ③ 宮内庁では、平成19年度に基本計画を見直し、これまで運用上評価対象としてきた「直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの」を新たに評価対象として位置付けている。

(注) 評価書は、宮内庁ホームページで公表されている。

<http://www.kunaicho.go.jp/seisakuhyoka/seisakuhyoka00.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした事業評価方式による事後評価1件について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

審査対象とした政策名「皇居東御苑入園者及び三の丸尚蔵館入館者の利便性の向上」に係る政策評価は、把握された効果は具体的に特定されていたが、得ようとした効果が具体的に特定されていなかった。

イ 今後の課題

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしていくことが求められている。「得ようとした効果」について、どの程度の効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定し、効果の発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成19年度から23年度までの5年間を計画期間とする「宮内庁政策評価基本計画」(平成19年3月12日)及び1年ごとに定められる「宮内庁政策評価実施計画」に基づき、政策評価が行われている。

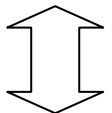
基本計画において、事前評価及び事後評価は、事業評価方式を基本として行うこ

ととされている。事前評価は、評価法施行令第3条で定める政策(個々の研究開発、個々の公共事業、個々の政府開発援助及び規制の新設等)を対象として、また、事後評価は、国民生活や社会経済に相当程度の影響を及ぼすものや多額の費用を要することが見込まれるもの及び直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるものを対象として行うこととされている。

(取組状況)

平成18年度までは、基本計画において評価対象政策としている「国民生活や社会経済に相当程度の影響を及ぼすものや多額の費用を要することが見込まれるもの」がないことから、「直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される政策」を運用上対象として政策評価が行われていたが、19年度から、これを事後評価の対象とすることが基本計画で位置付けられた。

図表Ⅱ-2-① 宮内庁における政策評価の取組

評価対象範囲		事前評価	事後評価
一般政策	政策(狭義) ・ 施策レベル  事務事業 レベル		<div style="border: 2px solid black; padding: 5px;"> <事業評価方式> 対象:国民生活や社会経済に相当程度の影響を及ぼすものや多額の費用を要することが見込まれるもの 直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの 実施状況:平成16年5月 2件 17年6月 1件 18年7月 1件 20年4月 1件 </div>
義務付け4分野の政策	事務事業レベル	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <事業評価方式> 対象:評価法施行令第3条で定める政策 実施状況:- </div>	
<特徴> 平成19年度から、これまで運用上対象としていた「直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される政策」を対象とすることを基本計画に位置付けている。			

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
 2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした事業評価方式による事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(審査の対象)

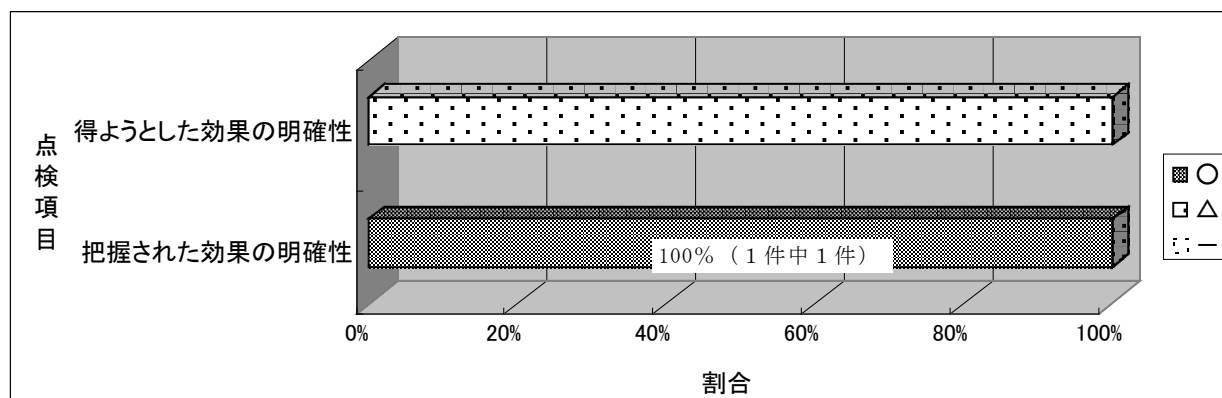
事業評価方式による事後評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された1件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

事後評価の結果を、以後の政策評価や政策の企画立案に反映させていくためには、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしていくことが必要である。

しかし、審査対象とした「皇居東御苑入園者及び三の丸尚蔵館入館者の利便性の向上」では、図表Ⅱ－2－②のとおり、「何を」、「どうする」のかは明らかにされているが、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのが明らかにされていない。

図表Ⅱ－2－② 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事後評価）



(注) 1 宮内庁の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明確性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」は明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明確性」

「○」、「△」及び「－」の分類については、上記2と同様である。

イ 今後の課題

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしていくことが求められている。「得ようとした効果」について、どの程度の効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定し、効果の発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。

3 公正取引委員会

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成20年度から22年度までの3年間を計画期間とする「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」(平成20年3月28日)及び1年ごとに定められる「公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② あらかじめ明らかにした政策体系に基づき事務事業レベルの政策について、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により評価を行うこととされている。
- ③ 実績評価方式による評価を行う政策については、必要に応じて、総合評価方式による事後評価を行うこととされている。

(注1) 評価書は、公正取引委員会ホームページで公表されている。

<http://www.jftc.go.jp/info/seisaku.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

政策名「企業結合の審査(平成19年度)」等5件のすべてにおいて、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

イ 今後の課題

平成20年度の評価でも、すべての政策で、少なくとも一つ以上の測定指標において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されたところであり、今後もこうした取組が進められることが期待される。

一方で、実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いを評価することが基本である。その他の測定指標についても、必要に応じて、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが可能か否か引き続き検討をすることが必要である。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成20年度から22年度までの3年間を計画期間とする「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」(平成20年3月28日)(注2)及び1年ごとに定められる「公正取引委員会政策評価実施計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている。

基本計画においては、政策評価の体系的かつ合理的で的確な実施を確保するため、

あらかじめ明らかにした政策体系について網羅的に評価を行うこととされている。また、評価を行うに当たっては、施策等の特性等に応じて合目的的に「実績評価」、「総合評価」及び「事業評価」やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いるとされている。

実績評価方式による評価を行う政策については、必要に応じて、これに加えて総合評価方式による事後評価を行い、政策の効果や問題点等を把握するとともに、その原因について分析・検証を行うこととされている。

(注2) 平成19年度中に実施された評価については、17年度から19年度までの3年間を計画期間とする旧「公正取引委員会における政策評価に関する基本計画」に基づき実施されている。

(取組状況－一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ－3－①のとおり、実績評価方式を中心に事後評価が行われている。

(取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、規制については、図表Ⅱ－3－①のとおり、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ－３－① 公正取引委員会における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価		
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象： 測定可能な特定の政策効果を得ることを期待して実施する事務事業に係る政策</p> <p>実施状況：－</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象： 測定可能な特定の政策効果を得ることを期待して実施した事務事業</p> <p>実施状況： 平成15年 8月 3件 16年 7月 1件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><実績評価方式> 対象： 法違反行為に対する措置等継続的に実施することが予定されており、目標に対してどのような実績が挙がっているかを定期的に測定する必要がある施策等</p> <p>実施状況： 平成14年10月 1件 15年6～8月 4件 16年7月 5件 17年3～7月 6件 18年7月 5件 19年7月 4件 20年8月 5件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><総合評価方式> 対象： 多様な効果が期待されるため、多角的な分析が必要な施策、その重要性から掘り下げた分析が必要な施策等</p> <p>実施状況： 平成15年6～8月 2件 17年7～11月 4件 18年7月 2件 19年7月 7件 20年3～8月 4件</p> </div>
	事務事業 レベル				
義務付け 4分野の 政策	規制 事務 事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象： 測定可能な特定の政策効果を得ることを期待して実施する規制に係る政策</p> <p>実施状況： 平成20年3月 3件</p> </div>			
<p><特徴> あらかじめ明らかにした政策体系について網羅的に評価を実施するとし、評価を行うに当たっては、施策等の特性等に応じて合目的に、実績評価、総合評価及び事業評価やこれらの主要な要素を組み合わせた一貫した仕組みなど、適切な方式を用いることとされている。 なお、事前評価については、基本計画において、政策効果の把握の手法に関する研究・開発を積極的に進め、その状況を踏まえつつ順次実施に向けて取り組むものとされている。</p>					

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはI-1-3、規制の政策評価についてはI-2-4参照）。

ア 現状

（審査の対象）

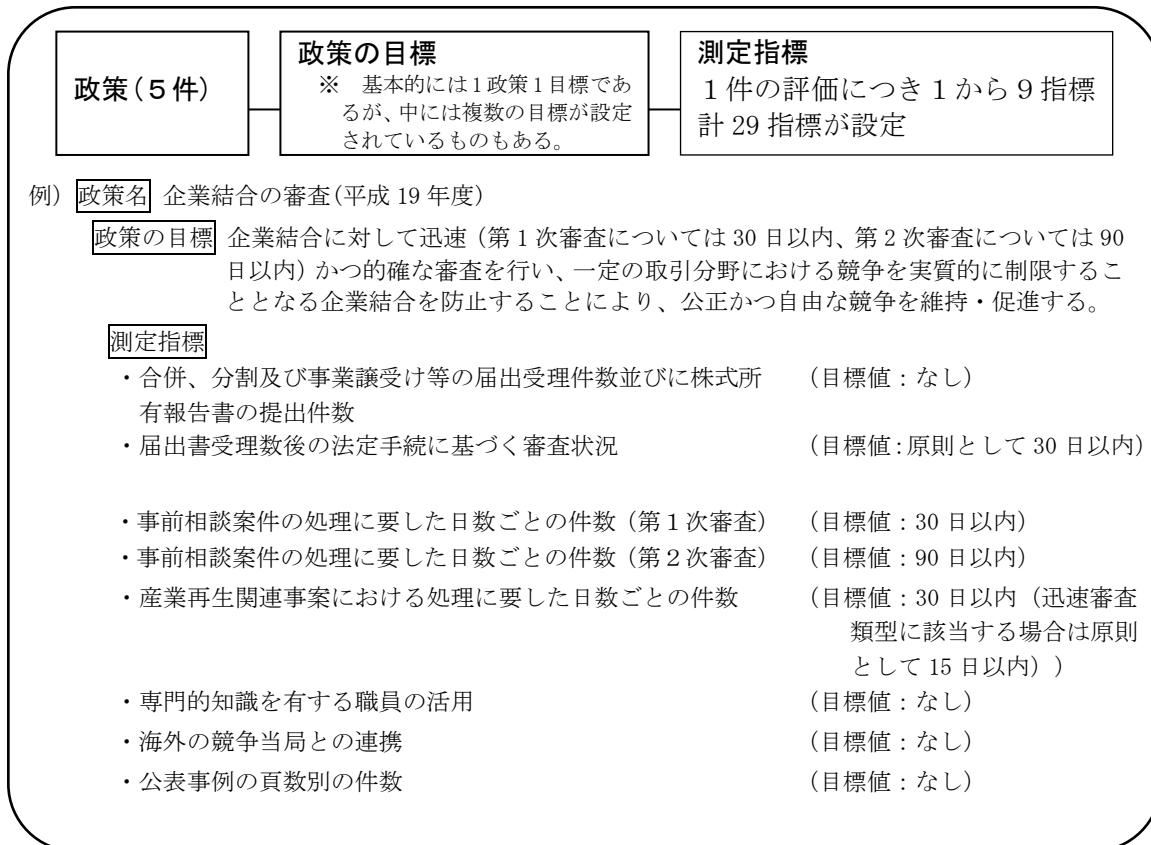
実績評価方式による評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された5件を審査の対象とした。

（評価の設計）

実績評価方式による評価の対象となる政策ごとに、図表II-3-②のとおり、政策の目標が設定されている。具体的な達成状況については、測定指標を設定し、その結果により政策効果を把握しようとしている。審査の対象とした5件の政策評価は、1件当たり測定指標が1指標から9指標設定され、合計では29指標が設定されている。

また、目標の達成度合いの判定は、設定された測定指標により達成度合いや進捗状況を測定し、その結果に基づき、事務事業レベルの政策単位で行われている。

図表II-3-② 公正取引委員会における実績評価方式による評価の基本構造



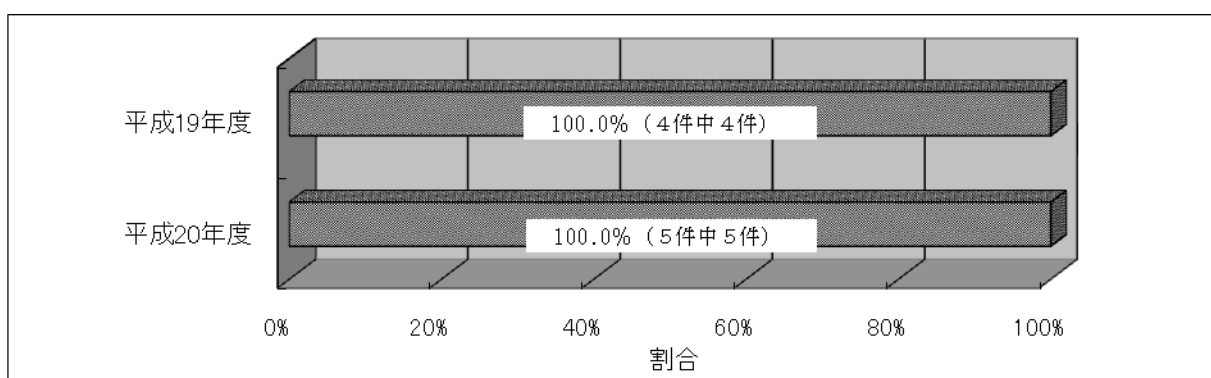
(注) 公正取引委員会の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

平成20年度の評価では、図表Ⅱ－3－③のとおり、19年度に引き続き、評価が行われた5件すべての政策で、少なくとも一つ以上の測定指標において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているが、その他の測定指標については特定されていないものがある。

図表Ⅱ－3－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



(注) 1 公正取引委員会の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

イ 今後の課題

平成20年度の評価でも、すべての政策で、少なくとも一つ以上の測定指標において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されたところであり、今後こうした取組が進められることが期待される。

一方で、実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いを評価することが基本である。その他の測定指標についても、必要に応じて、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが可能か否か引き続き検討をすることが必要である。

4 国家公安委員会・警察庁

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成18年1月1日から20年12月31日までの3年間を計画期間とする「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」(平成17年12月)及び1年ごとに定められる「政策評価の実施に関する計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 事前評価は、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業等について重点的に行うこととされている。
事後評価は、警察行政の各分野における主要な政策については実績評価方式により、既に実施されている国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業等については事業評価方式により行うこととされている。さらに、社会経済情勢の変化により見直し・改善が必要とされるものなどの特定の行政課題については総合評価方式により行うこととされている。
- ③ 平成17年までは、事業評価方式による事前評価及び事後評価を中心に政策評価が行われ、実績評価方式による評価は、主に17年までを評価期間とする28業績目標について、経過を記載した経過報告書が作成されていた。
- ④ 平成18年以降は、実績評価方式による評価を中心とし、20年はあらかじめ設定した27業績目標について実績評価方式による評価が行われている。

(注1) 評価書は、警察庁ホームページで公表されている。http://www.npa.go.jp/seisaku_hyoka/index.htm

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

業績目標「犯罪予防対策の推進による安全・安心なまちづくり」等27件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、20件(74.1%)である。なお、業績指標については、69件中42件(60.9%)が目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行うことが基本であり、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが必要である。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成18年1月1日から20年12月31日までの3年間を計画期間(注2)とする「国

家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」(平成17年12月)及び1年ごとに定められる「政策評価の実施に関する計画」に基づき、一般政策及び規制を対象として政策評価が行われている。

基本計画において、事前評価は、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業等について重点的に行うこととされている。

事後評価は、各年の実施計画で政策評価の対象とする政策、評価期間及び評価方式等を定め、評価期間が経過したものについて政策評価を行うこととされている(注3)。具体的には、警察行政の各分野における主要な政策については実績評価方式により、既に実施されている国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業等については事業評価方式により行うこととされている。さらに、社会経済情勢の変化により見直し・改善が必要とされるものなどの特定の行政課題については総合評価方式により行うこととされている。

(注2) 平成20年12月25日に、21年1月1日から24年3月31日までを計画期間とする新たな「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」及び21年1月1日から22年3月31日までを計画期間とする「平成21年度政策評価の実施に関する計画」が策定されている。

今回審査の対象とした政策評価は、18年1月1日から20年12月31日までを計画期間とする「国家公安委員会及び警察庁における政策評価に関する基本計画」(平成17年12月27日)及び「平成20年政策評価の実施に関する計画」(平成19年12月20日)に基づくものである。

また、国家公安委員会及び警察庁では、平成20年までは暦年を単位として政策評価が行われていたが、今後は年度を単位として政策評価が行われることとなる。

(注3) 評価に2年以上の期間を要する政策のうち、評価期間が経過していないものについて、必要に応じて経過報告書を作成することとされている。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策について、図表Ⅱ-4-①のとおり、平成17年までは事業評価方式による事前評価及び事後評価を中心に政策評価が行われていた。平成18年以降は、実績評価方式による評価を中心としている。

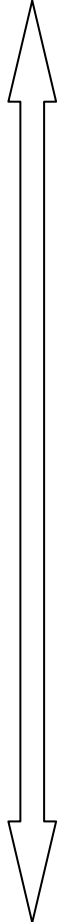
なお、平成20年は、あらかじめ設定した27業績目標すべてについて実績評価方式による評価が行われている。

また、平成17年まで中心として行われてきた事業評価方式による事前評価及び事後評価は、20年は行われていない。これは、各年の実施計画により事前評価の対象としてきた予算概算要求の重点事項とする政策は、実績評価方式による評価を行うことにより評価が可能としたためである。平成20年の実施計画では、国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制及び市民生活や社会経済に与える影響が大きい政策について、必要に応じて事業評価方式による事前評価を実施することとされている。

(取組状況—義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、規制については、図表Ⅱ-4-①のとおり、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ－４－① 国家公安委員会・警察庁における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル 	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><実績評価方式> 対象：警察行政における主要な政策</p> <p>実施状況： 平成 16 年 8 月 1 件 17 年 1 月 1 件 18 年 8 月 28 件 19 年 7 月 28 件 20 年 7 月 27 件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><総合評価方式> 対象： ①経済社会情勢の変化により見直し・改善が必要とされるもの ②国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に採り上げて実施することが要請されるもの ③社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの ④従来の政策を見直して、新たな政策展開を図ろうとするもの ⑤評価を実施してから長期間が経過したもの</p> <p>実施状況： 平成 17 年 1 月 1 件 17 年 12 月 1 件 18 年 12 月 1 件 19 年 7 月 1 件 20 年 12 月 1 件</p> </div>
	事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象： 新規に開始しようとする政策のうち、 ①国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制 ②多額の支出を伴う事業 ③その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策</p> <p>実施状況： 平成 14 年 9 月 17 件 15 年 8 月 16 件 16 年 8 月 16 件 17 年 8 月 13 件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象： 既に実施されている国民の権利・利益に重大な影響を及ぼす規制、多額の支出を伴う事業その他国民生活や社会経済に与える影響が大きい政策</p> <p>実施状況： 平成 17 年 1 月 2 件 17 年 12 月 3 件 19 年 7 月 1 件 19 年 12 月 1 件</p> </div>
義務付け 4 分野の政策	規制 事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制（国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用）を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策</p> <p>実施状況：平成 20 年 2 月 6 件 20 年 10 月 12 件</p> </div>	
<p><特徴> 平成 17 年までは、事業評価方式による事前評価及び事後評価を中心に評価が行われてきた。18 年以降は、実績評価方式による評価が国家公安委員会及び警察庁の政策評価の中心になっている。</p>			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはⅠ－1－3、規制の政策評価についてはⅠ－2－4参照）。

ア 現状

(審査の対象)

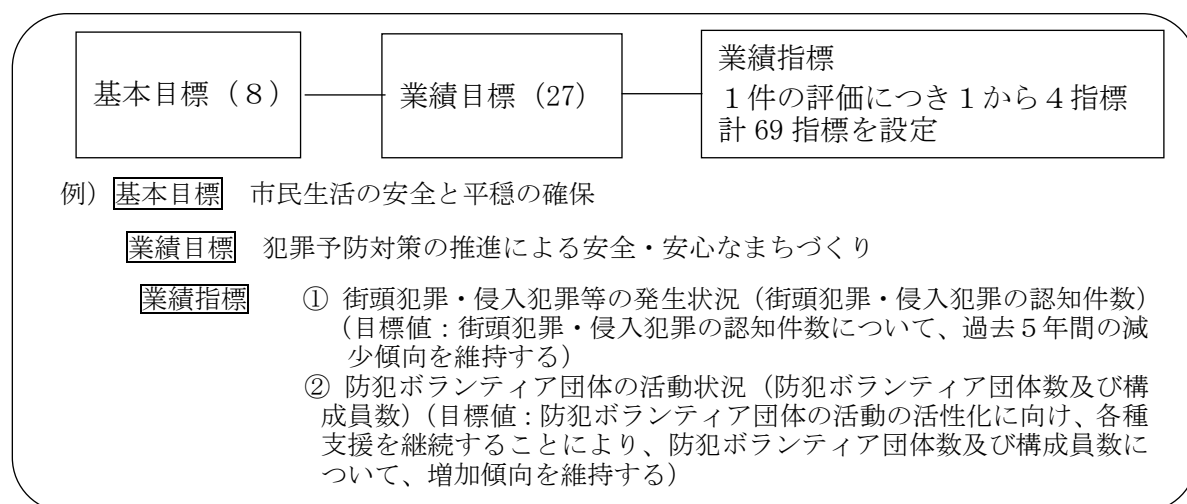
実績評価方式による評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された27件を審査の対象とした。

(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象とする政策について、国家公安委員会及び警察庁の所掌する政策の体系が構築されている。警察行政における主要な目標(基本目標)、当該基本目標を実現するための個別の政策が目指す具体的目標(業績目標)が、図表Ⅱ－4－②のとおり設定されている。審査の対象とした27件の業績目標には、業績指標が1件当たり1指標から4指標設定され、合計で69指標(注4)が設定されている。

(注4) これら69指標のほかに、業績目標をめぐる社会経済情勢を的確に把握・分析するための指標として参考指標が35指標設定されている。

図表Ⅱ－4－② 国家公安委員会・警察庁における実績評価方式による評価の基本構造



(注) 国家公安委員会及び警察庁の評価書を基に当省が作成した。

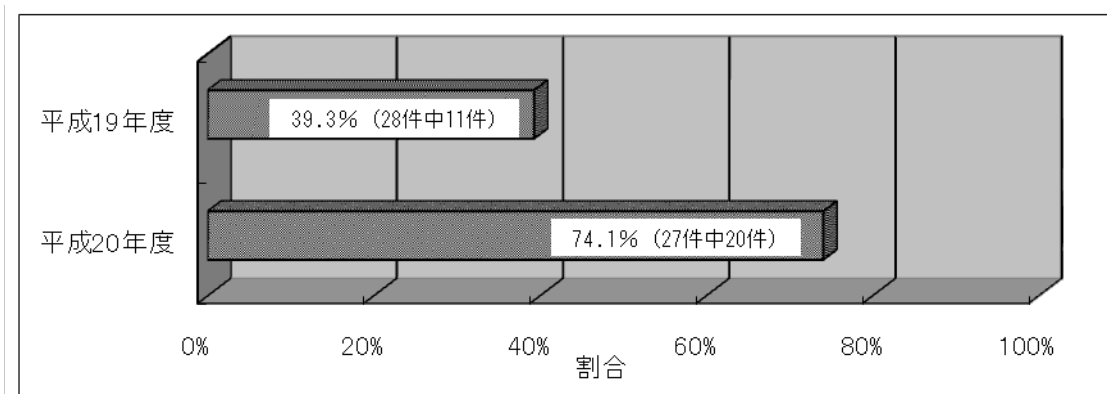
(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。国家公安委員会及び警察庁では平成18年か

ら実績評価方式による評価を中心として評価が行われたところであるが、20年度について目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－４－③のとおり、74.1%（27件中20件）であり、19年度の39.3%（28件中11件）と比べて増加している。

なお、業績目標についても、達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は60.9%（69件中42件）であり、平成19年度の24.5%（98件中24件）と比べて増加している。

図表Ⅱ－４－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



(注) 1 国家公安委員会及び警察庁の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。国家公安委員会及び警察庁において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、平成19年度と比べて増加している。今後もこのような取組をより一層推進する必要がある。

5 金融庁

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成15年7月1日から20年6月30日までの5年間を計画期間とする「金融庁における政策評価に関する基本計画」(平成14年4月1日)及び1年ごとに定められる「金融庁政策評価実施計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 事前評価は事業評価方式により、事後評価は実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により行われている。評価の中心は、実績評価方式による評価である。

(注1) 評価書は、金融庁ホームページで公表されている。<http://www.fsa.go.jp/seisaku/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 25件

政策名「金融機関を巡る業務の変化に対応した、効果的・効率的なオフサイト・モニタリングの実施」等25件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、みられなかった。

(イ) 事業評価方式による事前評価 1件

事業名「金融庁業務支援統合システムの開発」に係る政策評価は、得ようとする効果、事後的検証を行う時期及び効果の把握の方法が具体的に特定されていた。

(ウ) 事業評価方式による事後評価 6件

- ① 事業名「少額短期保険募集人管理業務システム開発」等6件について、得ようとした効果が具体的に特定されているものは、1件(16.7%)である。
- ② 把握された効果が具体的に特定されているものは、2件(33.3%)である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。このため、参考指標から測定指標への変更が可能なものがあるかどうかを検討するなどして、目標に関し達成しようとする水準について数値化等により特定していくことが必要である。

なお、平成20年7月に新たに基本計画及び実施計画が策定され、施策の目標に関し達成しようとする水準について数値化等により特定されるなど改善に向けた取組もみられる。今後はこの取組を着実に実行していくことが必要である。

(イ) 事業評価方式による事後評価

事後評価を行うに当たっては、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況を踏まえた評価が行われることが望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成 15 年 7 月 1 日から 20 年 6 月 30 日までの 5 年間を計画期間とする「金融庁における政策評価に関する基本計画」(平成 14 年 4 月 1 日)(注 2)及び 1 年ごと(注 3)に定められる「金融庁政策評価実施計画」に基づき、政策評価が行われている。

基本計画において、事前評価は、評価法第 9 条により義務付けられている政策及び新規に開始又は拡充される事業を対象として、事業評価方式により行うこととされている。

事後評価は、金融庁の任務を達成するために重要な政策を対象として、実績評価方式により行うこととされている。さらに、新規に開始した制度等で一定期間を経過した政策又は社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされる政策を対象として、総合評価方式により行うこととされている。また、評価法第 7 条第 2 項第 2 号に該当する政策及び事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたものを対象として、事業評価方式により行うこととされている。

(注 2) 当初の基本計画では、平成 14 年 4 月 1 日から 17 年 6 月 30 日までを計画期間とされていたが、15 年 7 月の改定により 15 年 7 月 1 日から 20 年 6 月 30 日までの 5 年間が計画期間とされた。

(注 3) 毎年 7 月 1 日から翌年 6 月 30 日までの事務年度を単位として、評価が行われている。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ-5-①のとおり、これまで事前評価及び事後評価が行われている。事前評価については、事業評価方式により行われている。一方、事後評価は、実績評価方式による評価が中心となっており、総合評価方式による評価も行われている。また、平成 18 年度から事業評価方式による事後評価が行われている。

(取組状況—義務付け 4 分野の政策についての政策評価)

義務付け 4 分野の政策のうち、規制については、図表Ⅱ-5-①のとおり、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ－５－①

金融庁における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価	
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象： 規制の新設など新規に開始又は拡充される事業 実施状況：平成 15年8月 6件 16年8月 5件 17年8月 7件 18年8月 4件 19年8月 3件 20年8月 1件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><実績評価方式> 対象： 金融庁の任務を達成するために重要な政策 実施状況： 平成 14年12月 26件 15年8月 27件 16年8月 38件 17年8月 43件 18年8月 28件 19年8月 26件 20年8月 25件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><総合評価方式> 対象： 新規に開始した制度等で一定期間を経過した政策又は社会的状況の急激な変化等により見直しが必要とされる政策 実施状況： 平成 17年8月 1件 20年8月 1件</p> </div>
	事務事業 レベル		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象： 事業評価方式により事前評価を実施した政策のうち途中又は事後の時点での検証が必要と認められたもの 実施状況：平成 18年8月 5件 19年8月 3件 20年8月 6件</p> </div>	
義務付け4分野の政策	規制 事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(事前) 対象：評価法第9条に規定する政策 実施状況： 20年 2月 2件 20年 3月 9件 20年 5月 2件 20年 7月 1件 20年10月 6件 20年11月 2件</p> </div>		
<p><特徴> 評価の中心は、実績評価方式による評価である。 また、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。総合評価方式による評価も行われている。</p>				

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはⅠ－１－３、規制の政策評価についてはⅠ－２－４参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

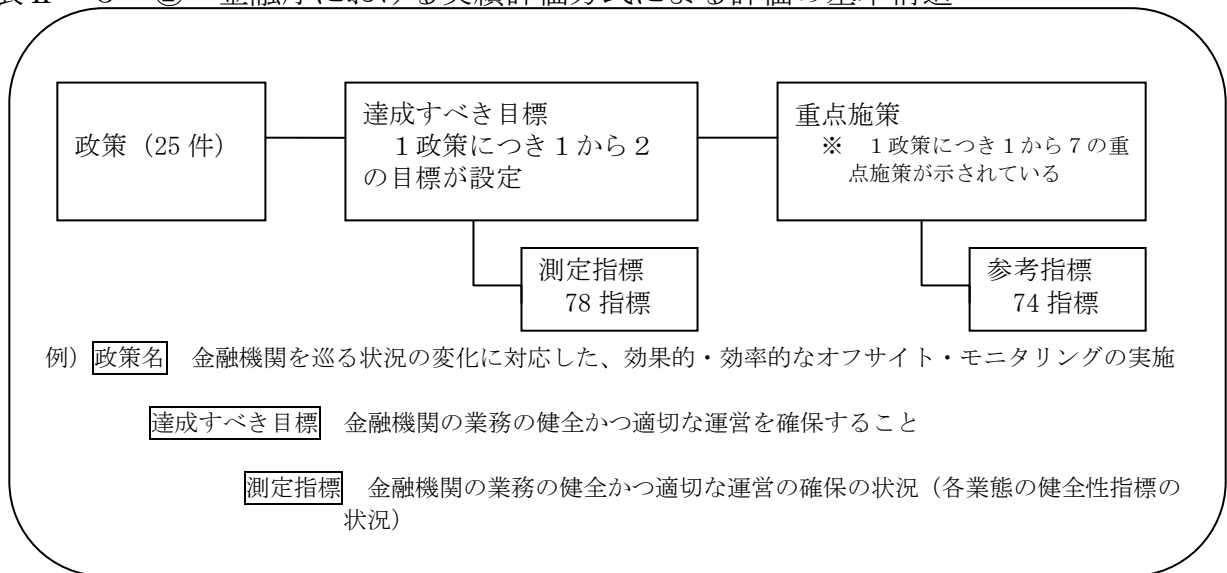
に評価書が総務大臣に送付された 25 件を審査の対象とした。

(評価の設計)

審査対象とした 25 件には、図表Ⅱ－5－②のとおり、個々に達成すべき目標が設定されている。これについての測定指標が 1 指標から 11 指標設定され、合計で 78 指標が設定されている。各政策には、当該年度に重点的に取り組むべき施策及び参考指標が提示され、政策の達成すべき目標と重点施策を関連付けて評価する試みが行われている。

また、目標の達成度合いの判定は、指標の測定結果に基づき政策（達成すべき目標）単位で行われている。

図表Ⅱ－5－② 金融庁における実績評価方式による評価の基本構造



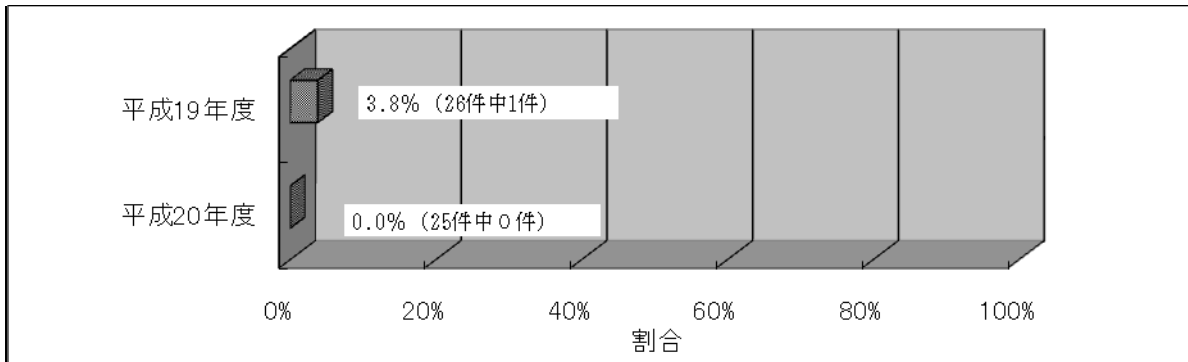
(注) 金融庁の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

しかし、図表Ⅱ－5－③のとおり、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものはみられない。

図表Ⅱ－５－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



(注) 1 金融庁の評価書を基に当省が作成した。
 2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(特記事項－取組の工夫が求められる点)

府省共通の点検項目による審査の結果のほか、取組の工夫が必要な点として、以下の状況がみられる。

政策評価は、政策効果を把握し、これを基礎として評価することが基本である。しかしながら、金融庁の政策評価においては、図表Ⅱ－５－④のとおり、法令の整備状況等業務の実施状況を測定指標として設定し、業務の実施状況の説明により評価を行っているものが多くみられる。

図表Ⅱ－５－④ 法令の整備状況など業務の実施状況に関する記述が中心となっている例

政策	達成すべき目標 (「達成目標」)	測定指標	目標値
Ⅱ 預金者、保険契約者、投資者等の保護			
1 国民が金融サービスを適切に利用できること			
(1) 金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	①金融実態に即した利用者保護ルール等の整備・徹底	金融サービスの利用者保護の仕組みが確保されていること	—
		(測定指標) 関連する政令・内閣府令等及び監督指針の整備状況 保険契約者等保護のための施策の検討状況	

法令の整備状況など業務の実施状況に関するものが中心となっている。

(注) 1 金融庁の評価書を基に当省が作成した。
 2 表中下線は、当省が付したものである。

(イ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 1 件を審査の対象とした。

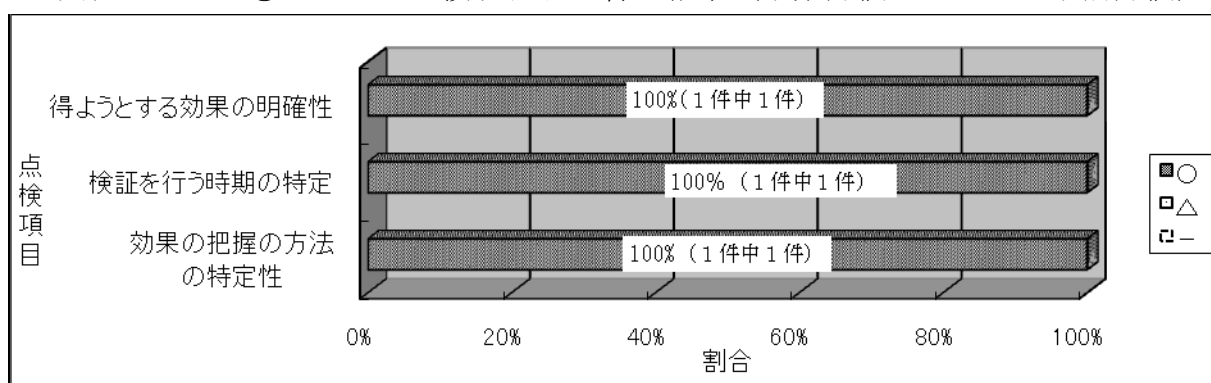
(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが必要である。

また、政策効果が発現した際にどのような方法で把握・測定するのか、その手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことは、事後的検証を適切に行うためには不可欠である。

審査対象とした「金融庁業務支援統合システムの開発」では、図表Ⅱ－5－⑤のとおり、得ようとする効果、事後的検証を行う時期及び効果の把握の方法が特定されている。

図表Ⅱ－5－⑤ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 金融庁の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」 「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

事業評価方式による事後評価が行われている府省は限られている中で、平成 18 年度から、事後評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事後評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日ま

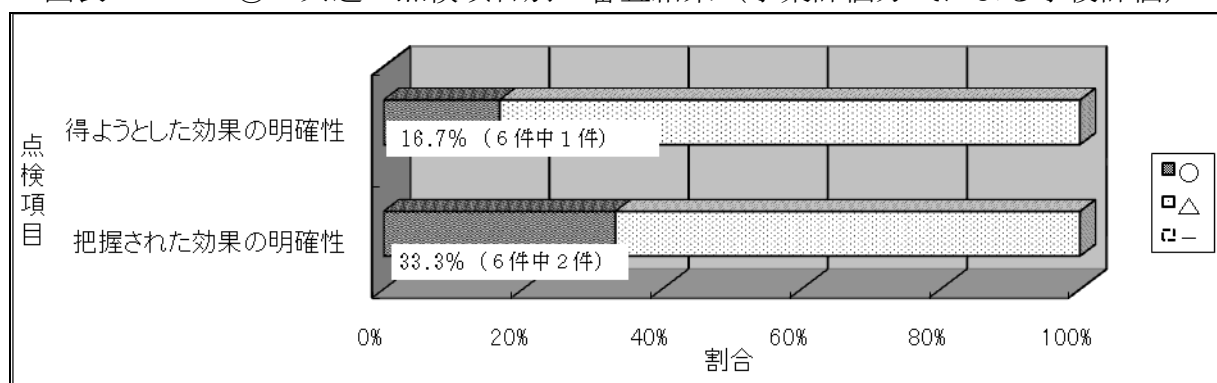
でに評価書が総務大臣に送付された6件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしていくことが必要である。

このうち、得ようとした効果が明らかにされているものは、図表Ⅱ－5－⑥のとおり、6件中1件(16.7%)であり、残りの5件については、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。また、把握された効果が特定されているものは6件中2件(33.3%)にとどまっている。

図表Ⅱ－5－⑥ 共通の点検項目別の審査結果(事業評価方式による事後評価)



(注) 1 金融庁の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明瞭性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明瞭性」

「○」、「△」及び「－」の分類については、上記2と同様である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。このため、参考指標から測定指標への変更が可能なものがあるかどうかを検討するなどして、目標に関し達成しようとする水準について数値化等により特定していくことが必要である。

なお、平成20年7月に新たに基本計画及び実施計画が策定され、施策の目標に関し達成しようとする水準について数値化等により特定されるなど改善に向けた取組もみられる。今後はこの取組を着実に実行していくことが必要である。

また、法令の整備状況など業務の実施状況に関する記述が中心となっているなど、必ずしも政策効果を的確に把握する指標が設定されないまま評価が行わ

れているものについては、政策の実施が国民生活及び社会経済情勢に及ぼす影響を測定・評価できるようアウトカムに着目した測定指標を設定することを検討する必要がある。

(イ) 事業評価方式による事後評価

事後評価を事業評価方式により実施する場合には、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。

6 総務省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

① 平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「総務省政策評価基本計画」(平成19年11月26日)及び1年ごとに定められる「総務省政策評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に政策評価が行われている(注1)。

② 一般政策については、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により評価が行われている。

総務省の主要な政策を対象として、実績評価方式又は総合評価方式により事後評価が行われている。また、相当程度の社会的影響等があると認められるもの(予定総事業費10億円以上の予算要求を伴う新規事業等一定額以上の事業規模の事業)について、事業評価方式により事前評価及び事後評価が行われている。

③ 研究開発については、総事業費が5億円を超える個々の研究開発(事業規模は予算要求額)について、事業評価方式により事前評価が行われている。また、一定期間継続している研究開発制度及び事前評価を実施した個々の研究開発を対象として、事業評価方式により事後評価が行われている。

個々の公共事業については、総事業費が5億円を超えるもの(事業規模は予算要求額)について、事業評価方式により事前評価が行われている。

規制については、規制の新設又は改廃を目的とする政策を対象として、事業評価方式により事前評価が行われている。

(注1) 評価書は、総務省ホームページで公表されている。

http://www.soumu.go.jp/menu_02/hyouka/index.html

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価、総合評価方式による事後評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 総務省の主要な政策を対象とする政策評価

a 実績評価方式による評価 3件

政策名「情報通信技術の研究開発・標準化の推進」等3件すべてが、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

b 総合評価方式による事後評価 9件

政策名「国家公務員の人事管理の推進」等9件の中には、基本目標の達成状況の分析について、当該政策の下位レベルの施策の必要性の説明にとどまっているなど、基本目標の達成状況を様々な角度から掘り下げて分析したとは言い

難しいものがみられる。

(イ) 事務事業レベルの政策を対象とする政策評価

a 事業評価方式による事前評価 3件

- ① 政策名「ICT先進事業国際展開プロジェクトの推進」等3件すべてが、得ようとする効果について、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。
- ② 事後的検証を行う時期は、3件すべてが特定されている。一方、効果の把握の方法が特定されているものはみられない。

b 事業評価方式による事後評価 4件

政策名「地方公共団体に対する調査・照会業務システム整備」等4件のうち、得ようとした効果が具体的に特定されているものは、2件（50.0%）である。また、把握された効果が具体的に特定されているものは、1件（25.0%）である。

イ 今後の課題

(ア) 総務省の主要な政策を対象とする政策評価

a 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行うことが基本であり、今後も、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定していく取組の推進が期待される。

b 総合評価方式による事後評価

基本目標の達成状況を「参考となる指標その他の参考となる情報」や「目標（値）を設定した指標」を用いて分析するに当たり、様々な角度から掘り下げて分析し、その結果を踏まえ、達成状況についての合理的な説明が行われることが必要である。

(イ) 事務事業レベルの政策を対象とする政策評価

a 事業評価方式による事前評価

事前評価を行うに当たっては、①得ようとする効果を具体的に特定することや、②事後における効果の検証の方法を明らかにすることが望まれる。

b 事業評価方式による事後評価

事後評価を行うに当たっては、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間を計画期間とする「総務省政策評価基本計画」（平成 19 年 11 月 26 日）及び 1 年ごとに定められる「総務省政策評価実施計画」に基づき、政策評価が行われている。

これら基本計画等において、一般政策については、総務省の主要な政策を対象に実績評価方式又は総合評価方式により事後評価を行うほか、相当程度の社会的影響等があると認められるもの（予定総事業費 10 億円以上の予算要求を伴う新規事業等一定額以上の事業規模の事業）について、事業評価方式による事前評価及び事後評価を行うこととされている。

また、研究開発及び個々の公共事業については、総事業費が 5 億円を超えるもの等一定額以上の事業規模（予算要求額）の事業等について、事業評価方式により事前評価及び事後評価を行うこととされている。さらに、規制については、規制の新設又は改廃を目的とする政策について、事業評価方式により事前評価を行うこととされている。

（取組状況－一般政策についての政策評価）

一般政策については、図表Ⅱ－6－①のとおり、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により評価が行われている。総務省の主要な政策について、平成 19 年度までは、毎年度、すべての主要な政策を対象として、実績評価方式により事後評価を実施していたが、20 年度からは、政策によって、「毎年度」、「2 年に 1 回」又は「3 年に 1 回」の頻度で、実績評価方式又は総合評価方式により事後評価を実施している。

（取組状況－義務付け 4 分野の政策についての政策評価）

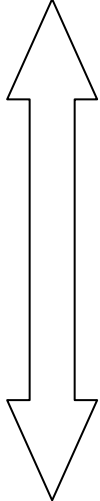
義務付け 4 分野の政策のうち、研究開発については、図表Ⅱ－6－①のとおり、個々の研究開発について、事業評価方式により事前評価が行われている。個々の研究開発は、平成 16 年度までは総事業費が 10 億円以上のものを評価対象としていたが、17 年度からは、自発的な取組として、総事業費が 5 億円を超えるものに評価対象を拡大している。また、一定期間継続している研究開発制度及び事前評価を実施した個々の研究開発を対象として、事業評価方式により事後評価が行われている。

個々の公共事業については、図表Ⅱ－6－①のとおり、事業評価方式により事前評価が行われている。なお、事後評価については、これまでのところ実績がない。

規制については、図表Ⅱ－6－①のとおり、事業評価方式により事前評価が行われている。

図表Ⅱ－6－①

総務省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価	
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル  事務事業 レベル	<p><実績評価方式> 対象：総務省の主要な政策 実施状況： 平成14年8月 83件 15年7月 79件 16年7月 79件 17年7月 26件 18年7月 26件 19年7月 26件 20年7月 3件</p> <p><総合評価方式> 対象：総務省の主要な政策 実施状況： 平成20年7月 9件 <総合評価方式> 対象：分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は総務省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策 実施状況： 平成16年3月 1件 18年3月 1件 19年7月 1件</p>	<p><事業評価方式> 対象：新規又は相当程度の内容の見直しを伴う予算要求を予定している事業のうち相当程度の社会的影響等があると認められる事業（注3） 実施状況：平成17年8月 9件 18年8月 9件 19年8月 12件 19年8月 12件 20年8月 3件</p>	
	義務付け4分野の政策	研究開発 事務事業 レベル	<p>(事前) 対象：既に予算措置がなされており当該事業を行うことで相当程度の社会的影響等があると認められる研究開発課題（注5） 実施状況：平成14年11月 18件 15年8月 6件 16年8月 4件 17年2月 6件 17年8月 6件 18年8月 9件 19年8月 6件 20年8月 5件</p>	<p>(事後) 対象：一定期間継続している研究開発制度 実施状況：平成18年7月 1件 19年7月 1件</p> <p>(事後) 対象：事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの 実施状況：平成19年7月 3件 20年7月 3件</p>
		公共事業 事務事業 レベル	<p>(事前) 対象：既に予算措置がなされており当該事業を行うことで相当程度の社会的影響等があると認められる公共事業（注6） 実施状況：平成17年8月 2件</p>	<p>(事後) 対象：事前評価を実施した事業であって、事後の検証が必要と認められるもの 実施状況：－</p>
規制	事務事業 レベル	<p>(事前) 対象：規制の新設又は改廃を目的とする政策 実施状況：平成19年7月 1件 19年12月 2件 20年1月 2件 20年2月 3件 20年3月 2件 20年8月 2件 20年9月 1件 20年12月 1件</p>		

<特徴>

- 総務省は、行政改革・行政運営、地方行財政、選挙、情報通信（ICT政策）、郵政行政、統計、消防などの幅広い行政分野を担っている。このため、国民からみて分かりやすく、また、体系的かつ合理的で的確な政策評価を実施する観点から、総務省の所管政策を七つの行政分野—20の「主要な政策」—80の「下位レベルの施策」—「事務事業（施策の実施手段）」に体系化し、この政策体系をあらかじめ明らかにした上で、「主要な政策」を対象として、実績評価方式又は総合評価方式により事後評価を実施している。
- 平成17年度からは、自発的な取組として、一般政策を対象に、事業評価方式による事前評価及び事後評価を実施している。
- 個々の研究開発及び個々の公共事業は、事前評価について、評価法により実施を義務付けられているもの以外も評価を行っている。

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

3 予定総事業費が10億円以上の新規事業等

4 5年間の予算の合計額が10億円以上の継続事業等

5 総事業費が5億円を超えるもの（平成16年度までは10億円以上のもの）

6 総事業費が5億円を超えるもの

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価、総合評価方式による事後評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（個々の研究開発の評価についてはI-2-1、規制の政策評価についてはI-2-4参照）。

ア 現状

(ア) 総務省の主要な政策を対象とする政策評価

(評価の設計)

総務省は、幅広い行政分野にかかわる政策を所管していることから、国民からみて分かりやすく、また、体系的かつ合理的で的確な政策評価を実施する観点から、評価対象政策について、図表II-6-②のとおり、「行政改革・行政運営」、「地方行財政」、「選挙制度等」、「電子政府・電子自治体」、「情報通信（ICT政策）」、「郵政行政」及び「国民生活と安心・安全」の七つの行政分野を中心に、政策体系が構築されている。

行政分野の下には、政策評価と予算・決算との連携の要請を踏まえて整理した、20の「主要な政策」（予算書・決算書の表示科目と対応）が設定されており、「主要な政策」は80の「下位レベルの施策」で構成されている。「主要な政策」ごとに基本目標が設定され、「主要な政策」の単位で評価が行われている。

「主要な政策」の評価は、上記の政策体系のほか、当該政策の基本目標、その達成度合いを測るための目標（値）を設定した指標及び参考となる指標その他の参考となる情報をあらかじめ明らかにした上で、政策の特性等に応じて、実績評価方式又は総合評価方式により評価を行うこととされている。評価方式の選択については、「主要な政策」が、その基本目標の達成度合いを目標（値）を設定した指標群を用いることによりおおむね測定できるものである場合には、実績評価方式により評価し、必要に応じて参考となる指標その他の参考となる情報を補完的に用いることとされている。一方、「主要な政策」が、それに該当

しない場合には、参考となる指標その他の参考となる情報を中心的に用いて総合評価方式により評価し、必要に応じて目標（値）を設定した指標を補完的に用いることとされている。

また、平成19年度までは、すべての「主要な政策」について毎年度評価を実施していたが、20年度からは、評価の重点化・効率化の観点から、政策の特性等に応じて「毎年度」、「2年に1回」又は「3年に1回」の頻度で評価を実施することとされている（当該年度に評価を実施しない「主要な政策」については、直近の指標等の状況を把握するための「モニタリング」を実施）。

図表Ⅱ－6－② 総務省の主要な政策ごとの評価方式等

行政分野	主要な政策名	下位レベルの施策数	評価方式	評価頻度	平成20年度評価対象	指標数等
行政改革・行政運営	政策1 国家公務員の人事管理の推進	9	総合	2年ごと	○	3 (16)
	政策2 適正な行政管理の実施	3	総合	2年ごと		2 (5)
	政策3 行政評価等による行政制度・運営の改善	4	総合	2年ごと	○	0 (11)
地方行財政	政策4 分権型社会にふさわしい地方行政体制整備等	6	総合	2年ごと		0 (18)
	政策5 地域振興	5	総合	2年ごと	○	2 (9)
	政策6 地方財源の確保と地方財政の健全化	4	総合	1年ごと	○	0 (8)
	政策7 分権型社会を担う地方税制度の構築	1	総合	1年ごと	○	0 (7)
選挙制度等	政策8 選挙制度等の適切な運用	3	総合	3年ごと	○	0 (7)
電子政府・電子自治体	政策9 電子政府・電子自治体の推進	2	総合	2年ごと	○	3 (7)
情報通信 (ICT政策)	政策10 情報通信技術の研究開発・標準化の推進	2	実績	1年ごと	○	3 (0)
	政策11 情報通信技術高度利活用の推進	6	実績	3年ごと		7 (0)
	政策12 ユビキタスネットワークの整備	5	実績	3年ごと		6 (8)
	政策13 情報通信技術利用環境の整備	5	実績	3年ごと		10 (9)
	政策14 電波利用料財源電波監視等の実施	6	総合	3年ごと	○	0 (9)
	政策15 ICT分野における国際戦略の推進	2	実績	1年ごと	○	5 (2)
郵政行政	政策16 郵政行政の推進	3	総合	1年ごと	○	0 (10)
国民生活と安心・安全	政策17 一般戦災死没者追悼等の事業の推進	3	総合	2年ごと		5 (4)
	政策18 恩給行政の推進	3	総合	2年ごと		2 (8)
	政策19 公的統計の体系的な整備・提供	4	総合	2年ごと		9 (8)
	政策20 消防防災体制の充実強化	4	実績	1年ごと	○	14 (15)

(注) 1 「総務省政策評価基本計画」(平成19年11月26日)、「平成19年度以降に総務省において実施する主要な政策ごとの目標設定等について(平成19年度目標設定表)」(平成19年11月30日公表)等を基に当省が作成した。

2 「指標数等」欄には、「あらかじめ目標(値)を設定した指標」の数を記載した。また、同欄の()内には、「参考となる指標その他の参考となる情報」の数を記載した。

(評価の実施状況)

20の「主要な政策」のうち、平成20年度においては、図表Ⅱ-6-②のとおり、12政策について評価を実施している。この12政策のうち、実績評価方式により評価を行ったものは、政策名「情報通信技術の研究開発・標準化の推進」等3政策、総合評価方式により評価を行ったものは、政策名「国家公務員の人事管理の推進」等9政策となっている。

a 実績評価方式による評価

(審査の対象)

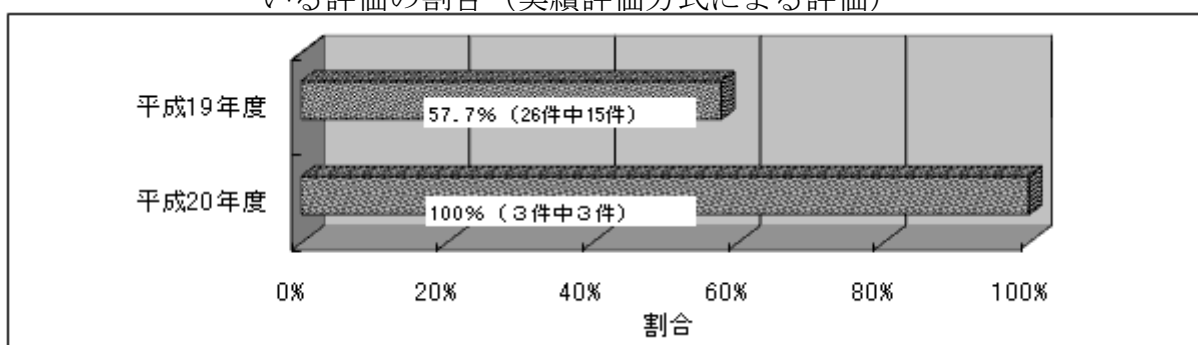
実績評価方式による評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された3件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ-6-③のとおり、100%（3件中3件）である。これは、前述のとおり、総務省の主要な政策について、平成19年度までは、すべて実績評価方式により評価していたが、20年度からは、当該政策の基本目標の達成度合いを目標（値）を設定した指標群を用いることによりおおむね測定できるものを実績評価方式による評価の対象としていることによるものである。

図表Ⅱ-6-③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



(注) 1 総務省の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

b 総合評価方式による事後評価

(審査の対象)

総合評価方式による事後評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された9件（注2）を審査の対象とした。

(注2) 総務省の政策評価における総合評価方式による事後評価には、①同省の主要な政策をその対象とし、当該政策の方向性等について検証し、その見直し等に活用するものと、②分野横断的なテーマを設定して若しくは特定の評価目的を設定して又は同省の主要な政策の評価の結果を受けて、掘り下げた分析が必要と認められる政策をその対象とし、同省の政策評価を充実する評価方式として活用するものがあり、審査の対象とした9件は、すべて①に該当するものである。

総合評価方式による事後評価については、別途Ⅰ－1－3において、府省横断的に整理しているところであるが、審査の対象とした9件は、特定のテーマを設定して評価を行うものには該当しないため、個別に本項目において整理することとした。

(審査の結果－取組の工夫が求められる点)

総務省の主要な政策を対象とした総合評価方式による事後評価は、当該政策の基本目標の達成状況を、「参考となる指標その他の参考となる情報」を中心的に用いつつ、必要に応じて「目標(値)を設定した指標」を補完的に用いて分析する評価であることから、審査に当たっては、基本目標の達成状況を「参考となる指標その他の参考となる情報」や「目標(値)を設定した指標」を用いて分析するに当たり達成状況についての合理的な説明が行われているかなどの視点から点検した。

9件の中には、基本目標の達成状況の分析について、当該政策の下位レベルの施策の必要性の説明にとどまっているなど、基本目標の達成状況を様々な角度から掘り下げて分析したとは言い難いものがみられる。

(イ) 事務事業レベルの政策を対象とする政策評価

a 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された3件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

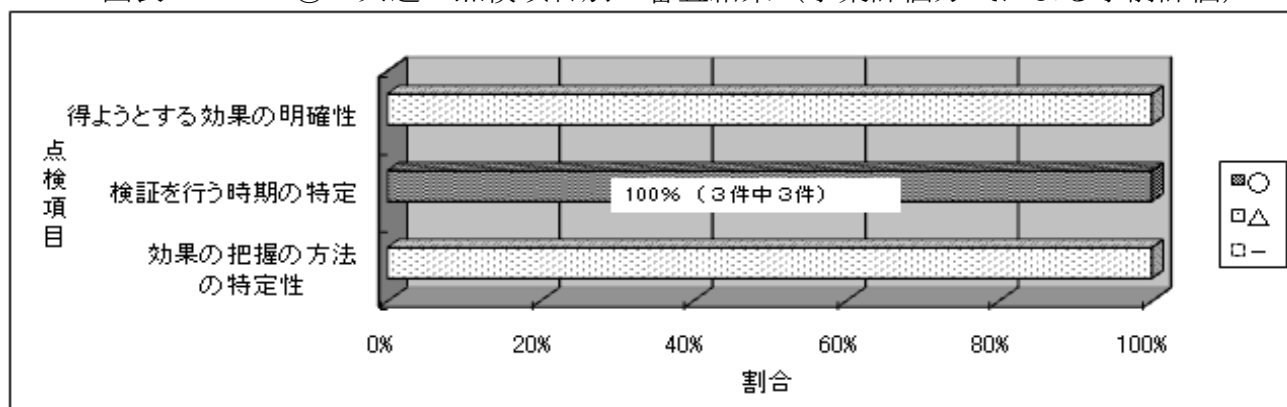
得ようとする効果について、図表Ⅱ－6－④のとおり、3件すべてが「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。

また、事後的検証を適切に行うためには、事前評価を行った政策について、政策の効果が発現した際にどのような方法で把握・測定するのか、その時期や

手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことが求められている。

事後的検証を行う時期は、図表Ⅱ－６－④のとおり、３件すべてが特定されている。一方、政策の効果の把握の方法が特定されているものはみられない。

図表Ⅱ－６－④ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 総務省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

b 事業評価方式による事後評価

現在のところ、事業評価方式による事後評価を行っている府省は限られている中で、事後評価が取り組まれている。

（審査の対象）

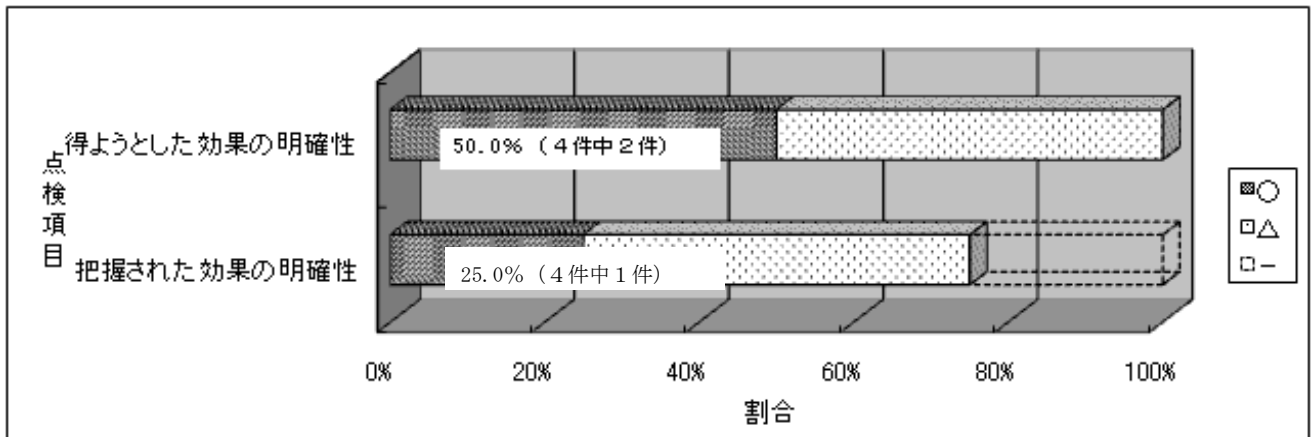
事業評価方式による事後評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された4件を審査の対象とした。

（共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点）

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしていくことが求められている。

得ようとした効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ－６－⑤のとおり、4件中2件（50.0%）である。また、把握された効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ－６－⑤のとおり、4件中1件（25.0%）である。

図表Ⅱ－6－⑤ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事後評価）



- (注) 1 総務省の評価書を基に当省が作成した。
 2 「得ようとした効果の明瞭性」
 「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。
 3 「把握された効果の明瞭性」
 「○」、「△」及び「－」の分類については、上記2と同様である。

イ 今後の課題

(ア) 総務省の主要な政策を対象とする政策評価

a 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。今後も、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定していく取組の推進が期待される。

b 総合評価方式による事後評価

基本目標の達成状況を「参考となる指標その他の参考となる情報」や「目標（値）を設定した指標」を用いて分析するに当たり、様々な角度から掘り下げて分析し、その結果を踏まえ、達成状況についての合理的な説明が行われることが必要である。

(イ) 事務事業レベルの政策を対象とする政策評価

a 事業評価方式による事前評価

事前評価を事業評価方式により実施する場合においては、①どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定しておくことや、②着実に事後の評価・検証を実施していくために、事後における効果の検証の方法を明らかにすることが望まれる。

b 事業評価方式による事後評価

事後評価を事業評価方式により実施する場合には、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。

7 公害等調整委員会

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成17年度から19年度までの3年間を計画期間とする「公害等調整委員会政策評価基本計画」(平成17年3月22日)及び1年ごとに定められる「公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、一般政策を対象として政策評価が行われている(注)。
- ② 一般政策については、実績評価方式及び事業評価方式により評価が行われている。

(注) 評価書は、公害等調整委員会ホームページで公表されている。

<http://www.soumu.go.jp/kouchoi/substance/news/information/hyouka-top.htm>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 2件

2件のうち1件は、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

(イ) 事業評価方式による事前評価 1件

効果の把握の方法は特定されているものの、得ようとする効果及び事後的検証を行う時期については特定されていない。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行うことが基本であり、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されていないものについては、数値化等により特定することが可能であるかどうか検討が必要である。その際には、政策の特性に応じた、他の評価方式への変更も視野に入れた検討を併せて行うことが必要である。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価を行うに当たっては、得ようとする効果を具体的に特定することや、事後における効果の検証の時期を明らかにすることが望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成 17 年度から 19 年度までの 3 年間を計画期間とする「公害等調整委員会政策評価基本計画」（平成 17 年 3 月 22 日）及び 1 年ごとに定められる「公害等調整委員会事後評価実施計画」に基づき、一般政策を対象に政策評価が行われている。

基本計画において、公害等調整委員会において実施する政策評価の評価方式は、政策の特性等に応じ、同委員会の主要な政策について、実績評価方式を基本としつつ、適切な方式を用いるものとされている。

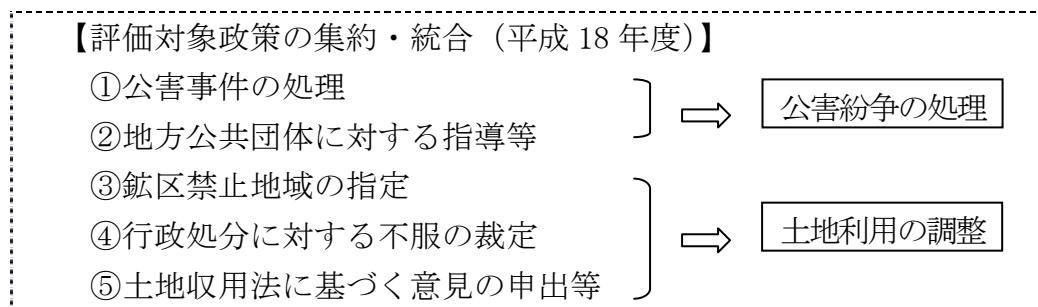
また、事前評価は、政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとされている。一方、事後評価は、所掌事務の処理状況について取りまとめた上でその政策効果を把握し、必要に応じて政策の見直し及び改善並びに新たな政策の企画立案等に反映させるための情報を見いだすよう努めるものとされている。

（取組状況－一般政策についての政策評価）

公害等調整委員会は、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決を図るとともに、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は農業、林業その他の産業との調整を図るほか、土地その他の物又は地上権その他の権利の収用又は使用に関する手続に寄与することを任務としている。すなわち、「公害紛争の処理」及び「土地利用の調整」が同委員会の二大任務となっている。

この公害等調整委員会の任務を遂行するために実施する主要な政策を対象として、図表Ⅱ－7－①のとおり、実績評価方式による評価が行われている。

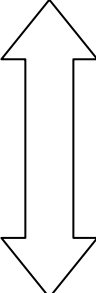
評価対象とする政策は、平成 17 年度までは 5 政策であったが、18 年度からは、次のとおり、公害等調整委員会の二大任務に対応した 2 政策に集約・統合されている。



また、事前評価については、前述のとおり、基本計画において、政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行う旨が定められているものの、図表Ⅱ－7－①のとおり、平成 19 年度までは実績がなく、20 年度に初めて 1 件実施された。

図表Ⅱ－７－①

公害等調整委員会における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：身近で効率的な公害紛争処理 実施状況：平成 20 年 8 月 1 件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><実績評価方式> 対象：①公害紛争の処理 ②土地利用の調整 実施状況： 平成 15 年 7 月 5 件 16 年 8 月 5 件 17 年 7 月 5 件 18 年 8 月 2 件 19 年 8 月 2 件 20 年 8 月 2 件</p> </div>
	 事務事業 レベル		
<p><特徴></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政策評価の取組は、実績評価方式による評価が中心 ○ 事前評価は、政策の見直し及び改善並びに新たな政策を行う場合に必要に応じて行うものとされている。 ○ 事後評価は、所掌事務の処理状況について取りまとめた上でその政策効果を把握し、必要に応じて政策の見直し及び改善並びに新たな政策の企画立案等に反映させるための情報を見いだすよう努めるものとされている。 			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 2 件を審査の対象とした。

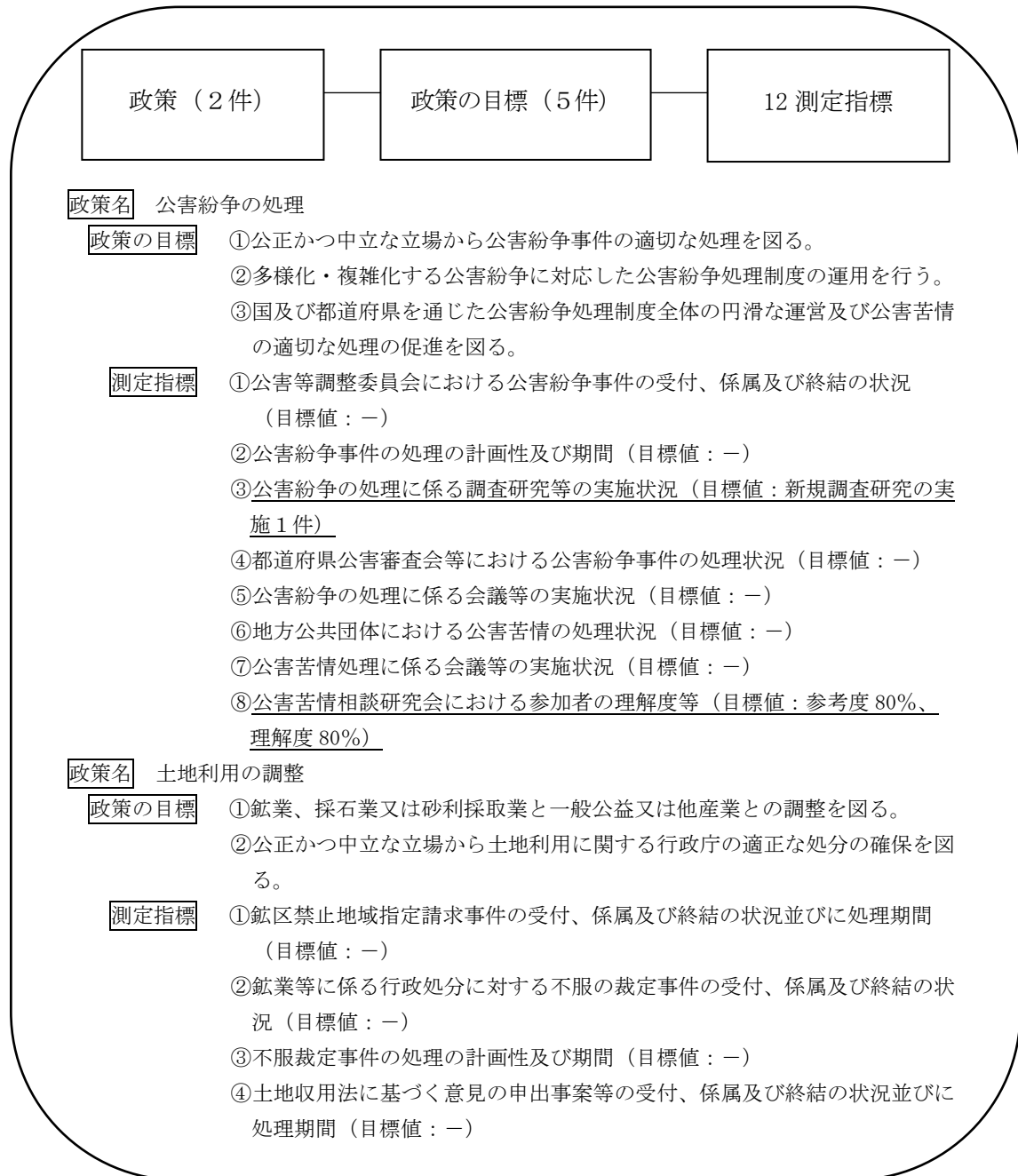
(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる 2 政策について、図表Ⅱ－７－②のとおり、政策の目標が設定され、その下に測定指標が設定されている。「公害紛争の処理」には 8 測定指標、「土地利用の調整」には 4 測定指標、2 政策で計 12 測定指標が設定されている。

また、目標の達成度合いの判定は、設定された測定指標により目標の達成度合いや進ちょく状況が測定され、その結果に基づき政策単位で行われている。

なお、「公害紛争の処理」に設定されている測定指標「公害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況」について、これまでは目標値が設定されていなかったが、今回目標値として「新規調査研究の実施 1 件」が新たに設定された。

図表Ⅱ－7－② 公害等調整委員会における実績評価方式による
評価の基本構造



（注）公害等調整委員会の評価書を基に当省が作成した。

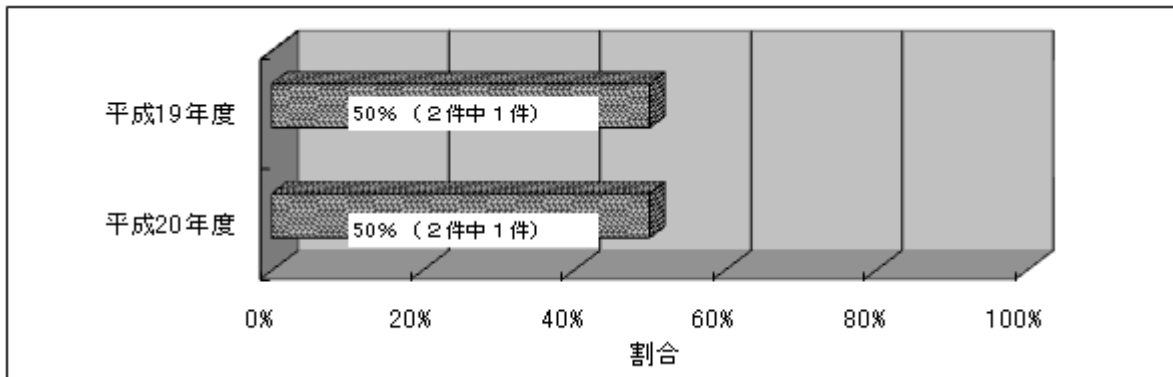
（共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点）

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－7－③のとおり、平成19年度と同じ50.0%（2件中1件）である。具体的には、図表Ⅱ－7－②のとおり、「公害紛争の処理」については、測定指標「公

害紛争の処理に係る調査研究等の実施状況」（目標値：新規調査研究の実施1件）及び「公害苦情相談研究会における参加者の理解度等」（目標値：参考度80%、理解度80%）が設定されており、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものの、「土地利用の調整」については、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されていない。

図表Ⅱ－7－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



- (注) 1 公害等調整委員会の評価書を基に当省が作成した。
 2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(イ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された1件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

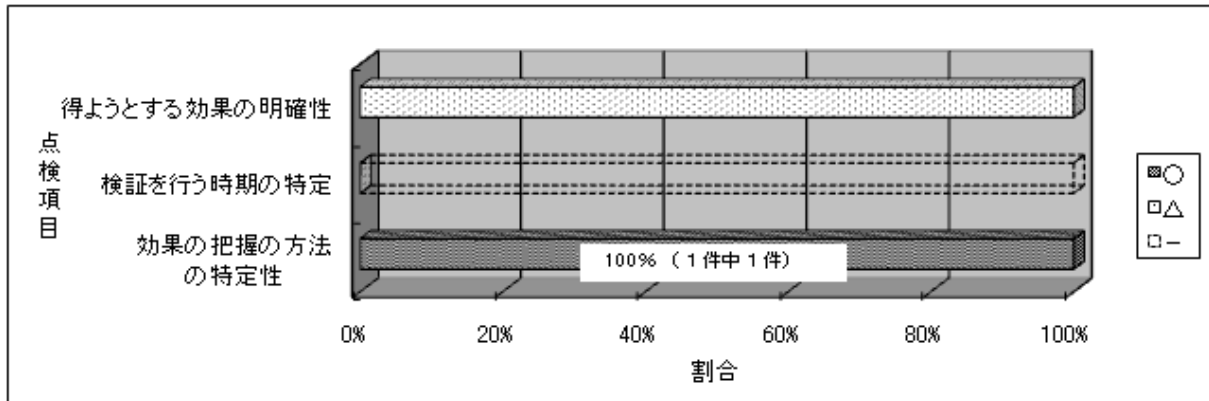
しかしながら、図表Ⅱ－7－④のとおり、得ようとする効果について、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。

また、事後的検証を適切に行うためには、事前評価を行った政策について、政策の効果が発現した際にどのような方法で把握・測定するのか、その時期や

手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことが求められている。

しかしながら、図表Ⅱ－７－④のとおり、政策の効果の把握の方法は特定されているものの、事後的検証を行う時期については特定されていない。

図表Ⅱ－７－④ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 公害等調整委員会の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「-」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「-」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。

① 「公害紛争の処理」については、更に測定指標について目標値を設定する余地がないか検討が必要である。

② 「土地利用の調整」については、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが可能であるかどうか検討が必要である。その際には、政策の特性に応じた、他の評価方式への変更も視野に入れた検討を併せて行うことが必要である。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価を事業評価方式により実施する場合には、①どのような効果が

発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定しておくことや、②着実に事後の評価・検証を実施していくために、事後における効果の検証の時期を明らかにすることが望まれる。

8 法務省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成17年度から19年度までの3年間を計画期間とする「法務省政策評価に関する基本計画」(平成17年1月4日)及び1年ごとに定められる「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 一般政策については、庁舎及び収容施設の施設整備事業等を対象として事業評価方式により事前評価が行われている。また、所掌事務全般にわたって共通の目的を有する行政活動のまとまりを対象として実績評価方式による評価が行われ、特定の行政課題に関連する行政活動のまとまりを対象として総合評価方式による事後評価が行われている。
- ③ 法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制(国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用)を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策について、事業評価方式により事前評価が行われている。

(注1) 評価書は、法務省ホームページで公表されている。

上記②<http://www.moj.go.jp/KANBOU/HYOUKA/hyouka01-03.html> 上記③<http://www.moj.go.jp/RIA/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 9件

政策名「検察権の適正迅速な行使(検察権行使を支える事務の適正な運営)」等9件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、7件(77.8%)である。

(イ) 事業評価方式による事前評価 7件

庁舎の施設整備事業「松戸法務総合庁舎新営工事」等7件のうち、得ようとする効果が具体的に特定されているものは、5件(71.4%)である。また、事後的検証を行う時期が特定されているものは、5件(71.4%)、効果の把握の方法が特定されているものは5件(71.4%)である。

(ウ) 事業評価方式による事後評価 2件

法務に関する調査研究「配偶者暴力及び児童虐待に関する総合的研究」及び「高齢犯罪者に関する総合的研究」について、得ようとした効果及び把握された効果は具体的に特定されていない。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価について、目標に関し達成しようとする水準が数値

化等により特定されている評価の割合は、平成 19 年度と比べて減少している。目標に関し達成しようとする水準について、一層、数値化等により特定することが必要である。また、目標が未達成であるにもかかわらず、原因分析がなされていない事例もみられ、これを徹底することが必要である。

(イ) 事業評価方式による事前評価及び事後評価

事前評価の対象とした政策について事後的な検証を行う取組をより有意義なものにするためにも、得ようとする効果、事後的検証を行う時期及び効果の把握の方法を特定しておくことが望まれる。また、事後評価においては、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成 17 年度から 19 年度までの 3 年間を計画期間とする「法務省政策評価に関する基本計画」(平成 17 年 1 月 4 日)及び 1 年ごとに定められる「法務省事後評価の実施に関する計画」に基づき、一般政策及び規制を対象に政策評価が行われている(注 2)。

基本計画において、事後評価は、法務省の主要な政策について、その状況を明らかにするとともに、政策の決定後において、政策の効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものとしている。また、事後評価(事業評価方式により事前評価を行った政策につきその事後検証として行う評価・検証を除く。)における評価の方式は、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とし、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行うこととしている。

一方、事前評価は、①法務省所管に係る新規採択事業で事業費 10 億円以上の施設の整備(ただし、施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。)、②法律又は法律の委任に基づく政令の制定又は改廃により、規制(国民の権利を制限し、又はこれに義務を課する作用)を新設し、若しくは廃止し、又は規制の内容の変更をすることを目的とする政策及び③新規事業(①又は②に該当するものを除く。)のうち事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているものを対象として事業評価方式により行うこととされている。

(注 2) 平成 20 年 3 月 28 日に、20 年度から 22 年度までの 3 年間を計画期間とする新たな「法務省政策評価に関する基本計画」及び 20 年度を計画期間とする「法務省事後評価の実施に関する計画」(平成 21 年 1 月 23 日改定)が策定されている。

今回審査の対象とした政策評価は、平成 17 年度から 19 年度までの 3 年間を計画期間とする「法務省政策評価に関する基本計画」(平成 17 年 1 月 4 日決定)及び「法務省事後評価の実施に関する計画」平成 19 年 4 月 2 日決定)に基づくものである。

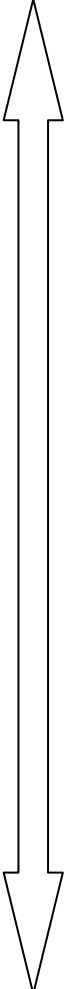
(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ－８－①のとおり、事前評価及び事後評価が行われている。事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式によりそれぞれ行われている。事前評価は、事業評価方式により行われている。

(取組状況—義務付け４分野の政策についての政策評価)

義務付け４分野の政策のうち、規制については、図表Ⅱ－８－①のとおり、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ－８－① 法務省における政策評価の取組

評価対象政策	事前評価	事後評価
<p style="text-align: center;">政策 (狭義) ・ 施策レベル</p>  <p style="text-align: center;">事務事業 レベル</p> <p style="text-align: center;">一般政策</p>	<p style="text-align: center;"><事業評価方式> 対象： ①新規採択事業で事業費 10 億円以上の施設の整備（施設の維持、修繕、災害復旧、施設の部分整備、宿舍整備、緊急整備に係るものを除く。） ②新規事業のうち事前評価の対象とする必要があると認めるものであって、事前評価の方法が開発されているもの 実施状況：平成 15 年 9 月 4 件 16 年 8 月 6 件 17 年 8 月 5 件 18 年 8 月 2 件 19 年 8 月 9 件 20 年 8 月 7 件</p>	<p style="text-align: center;">対象： 法務省の主要な政策 評価方式： 事業評価方式により事前評価を行った政策につきその事後検証として行う評価・検証を除き、当該政策の特性に応じ、実績評価方式又は総合評価方式のいずれかを基本とし、必要に応じ、他の評価方式を適宜加味して評価を行う。 <実績評価方式> 実施状況： 平成 15 年 7 月 19 件 16 年 7 月 22 件 17 年 7 月 28 件 18 年 8 月 27 件 19 年 8 月 26 件 20 年 8 月 9 件 <総合評価方式> 実施状況： 平成 15 年 7 月 1 件 16 年 7 月 1 件（中間報告） 17 年 7 月 1 件（中間報告） 18 年 8 月 1 件 18 年 8 月 2 件（中間報告） 19 年 8 月 2 件（中間報告） 20 年 8 月 2 件（中間報告）</p> <p style="text-align: center;"><事業評価方式> 対象：事前評価の実施対象とする諸施策 実施状況：法務に関する研究 平成 15 年 7 月 5 件 16 年 7 月 10 件 17 年 7 月 2 件 18 年 8 月 2 件 19 年 8 月 2 件 20 年 7 月 2 件</p>

4 分野 の 政策	義務 付け 規制	事務事業 レベル	<事業評価方式> 対象：法律又は法律の委任に基づく政令の 制定又は改廃により、規制（国民の 権利を制限し、又はこれに義務を課 する作用）を新設し、若しくは廃止 し、又は規制の内容の変更をするこ とを目的とする政策 実施状況：平成20年9月 1件
			<特徴> 法務省の所掌事務全般にわたって施策を単位とした実績評価方式による評価が行われている。また、事務事業を対象とした事業評価方式による評価（事前評価及び事後評価）及び特定の行政課題に関連する施策を対象とした総合評価による事後評価が行われている。

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
 2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価についての審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはI-1-3、規制の政策評価についてはI-2-4参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

(審査の対象)

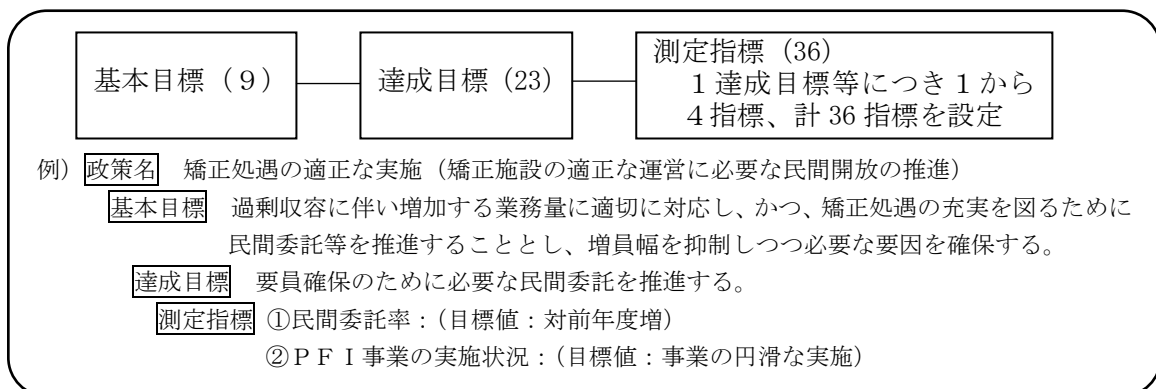
実績評価方式による評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された9件を審査の対象とした。

(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる政策について、図表II-8-②のとおり、基本目標が設定され、その下に達成目標が設定されている。そして、達成目標等の下にその達成度合いを測定する指標が設定されている。審査の対象とした9件には、一つの達成目標等の下に1測定指標から4測定指標が設定され、合計で36測定指標が設定されている。

また、目標の達成度合いの判定は、設定された測定指標により目標の達成度合いや進捗よく状況が測定され、その結果に基づき政策単位で行われている。

図表II-8-② 法務省における実績評価方式による評価の基本構造



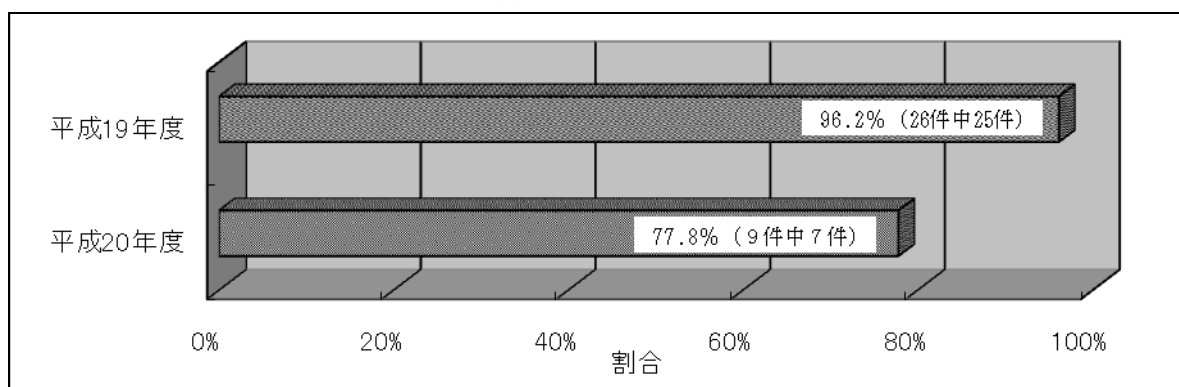
(注) 法務省の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－８－③のとおり、77.8%（9件中7件）であり、平成19年度の96.2%（26件中25件）と比べて低くなっている。

図表Ⅱ－８－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



(注) 1 法務省の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(イ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された7件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

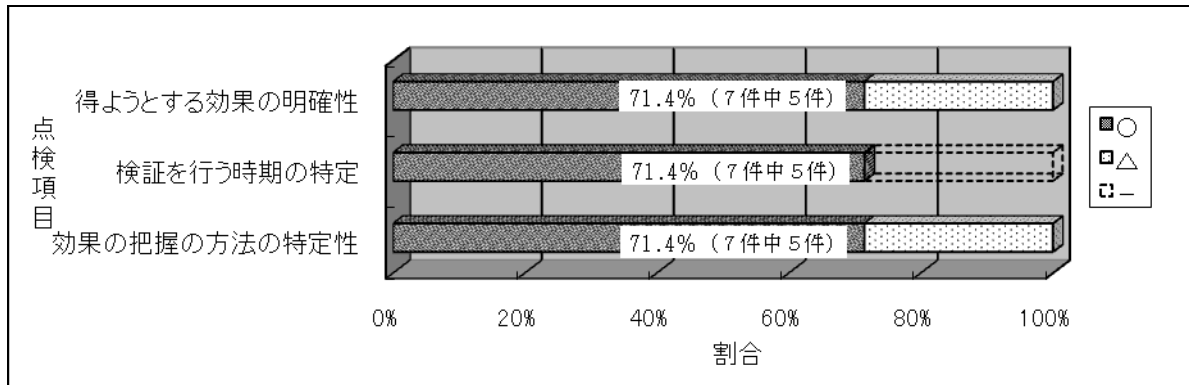
得ようとする効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ－８－④のとおり、7件中5件（71.4%）である。残りの2件（28.6%）については、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。

また、事後的検証を適切に行うためには、事前評価を行った政策について、政策の効果が発現した際にどのような方法で把握・測定するのか、その時期や手立

てを事前評価の時点で明らかにしておくことが求められている。

事後的検証を行う時期及び政策の効果の把握の方法が特定されているものは、図表Ⅱ－８－④のとおり、それぞれ7件中5件（71.4%）である。

図表Ⅱ－８－④ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 法務省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」は明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

現在のところ、事業評価方式による事後評価を行っている府省は限られている中で、事後評価が取り組まれている。

(審査の対象)

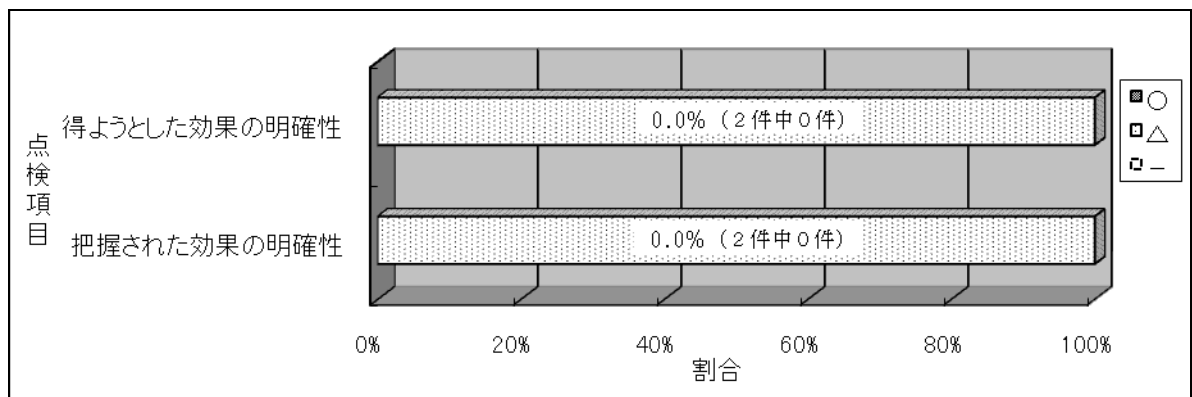
事業評価方式による事後評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された2件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしていくことが求められている。

2件すべてについて、図表Ⅱ－８－⑤のとおり、得ようとした効果及び把握された効果は具体的に特定されていない。

図表Ⅱ－８－⑤ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事後評価）



(注) 1 法務省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明確性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「-」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明確性」

「○」、「△」及び「-」の分類については、上記2と同様である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。法務省において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、平成19年度と比べて減少している。目標に関し達成しようとする水準について、一層、数値化等により特定することが必要である。また、目標が未達成であるにもかかわらず、原因分析がなされていない事例もみられ、これを徹底することが必要である。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価を事業評価方式により実施する場合においては、①どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定しておくことや、②着実に事後の評価・検証を実施していくために、事後における効果の検証の時期や方法を明らかにすることが望まれる。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

事後評価を事業評価方式により実施する場合においては、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。

9 外務省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成17年度から19年度までの3年間を計画期間とする「外務省における政策評価の基本計画」（平成18年2月17日）及び1年ごとに定められる「平成19年度を対象とした外務省事後評価実施計画（改訂版）」に基づき、一般政策及び個々の政府開発援助を対象に政策評価が行われている（注1）。
- ② 一般政策については、「総合評価方式」（注2）により事後評価が行われている。
- ③ 個々の政府開発援助については、事前評価及び事後評価が行われている。

（注1） 評価書は、外務省ホームページで公表されている。

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/hyouka/index.html>

（注2） 基本計画においては、「実績評価方式の手法を踏まえつつ、外交政策の特性を勘案し、総合評価方式の手法を取り入れた評価」としている。しかし、評価法第19条に基づく政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況についての報告において、総合評価方式に分類されているため、「総合評価方式」として整理している。また、「総合評価方式」を用いて主要な行政目的に係る政策を毎年度網羅的に評価しようとしており、特定のテーマを設定して評価が行われている他の府省とは異なる枠組みの下で「総合評価方式」により評価が行われている。外務省の独自性を表すため、「 」で記載している。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした「総合評価方式」による事後評価（66件）について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

外務省では、平成18年度の評価書から「評価の結果（目標の達成状況）」欄において、「目標を達成した」、「目標の達成に向けて相当な進展があった」等、5種類に類型化された表現の中から選択・記載し、政策評価の結論が容易に特定できるようにしている。

しかし、平成18年度から引き続き、目標に関して達成すべき水準が特定されておらず、目標に対する実績の水準をどのように評価するのかの判定基準も示されていない。

イ 今後の課題

政策レベルの政府開発援助の評価において、効率的かつ戦略的な政府開発援助の実現に向け、今後は「有効性」の観点からのみではなく、「必要性」、「効率性」等の複数の観点から多角的な評価が行われることが望まれる。

また、類型化された表現により政策評価の結論を記載する取組を更に有意義なものとするためには、外交政策の特性を考慮しつつ、可能な施策についてあらかじめ政策効果に着目した目標を定量的又は定性的に特定して評価を行うことが望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成17年度から19年度までの3年間を計画期間とする「外務省における政策評価の基本計画」（平成18年2月17日）及び1年ごとに定められる「平成19年度を対象とした外務省事後評価実施計画（改訂版）」に基づき、政策評価が行われている。

事前評価は、個々の政府開発援助及び規制影響分析を対象としている。事後評価は、「基本目標の下、重要性のある中期的な施策とし、外務省において重点的に取り組むこととした政策、施政方針演説等に掲げられた外交上の重要政策及び国民の関心の高い外交政策」を対象としている。事後評価については「総合評価方式」による評価を行うとしている。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ－9－①のとおり、「地域別外交」、「広報、文化交流及び報道対策」等の分野及び政府開発援助を対象として、「総合評価方式」による事後評価が行われている。

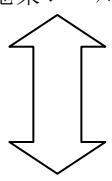
なお、政府開発援助については、政策レベルの評価（国別評価、重点課題別評価）について「総合評価方式」による事後評価が行われており、平成19年度までは、個々の評価は施策（19年度の施策目標に相当）レベルの評価に位置付けられていたが、20年度からは施策「Ⅵ－1 経済協力」の下の事務事業として位置付けられた。

(取組状況—義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、政府開発援助について、図表Ⅱ－9－①のとおり、当該資金供与の額が10億円以上となることが見込まれる無償資金協力や当該資金供与の額が150億円以上となることが見込まれる有償資金協力について事前評価が行われている。

また、個々の有償資金協力における未着手・未了案件について、事後評価が行われている。

図表Ⅱ－９－① 外務省における政策評価の取組

評価対象範囲		事前評価	事後評価
一般政策	政策（狭義） ・ 施策レベル  事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (事前) 対象：法律又は政令による規制の新設・改正 実施状況：平成 17 年 8 月 1 件（試行） </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <「総合評価方式」> 対象：基本政策目標の下、重要性のある中期的な施策とし、外務省において重点的に取り組むこととした政策、施政方針演説等に掲げられた外交上の重要政策及び国民の関心の高い外交政策 実施状況：平成 15 年 5 月 118 件 16 年 6 月 108 件 17 年 8 月 62 件 18 年 8 月 70 件 19 年 8 月 73 件 20 年 8 月 66 件 </div>
	義務付け 4 分野の政策	個々の政府開発援助 事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> (事前) 対象：評価法施行令第 3 条第 5 号に掲げる個々の政府開発援助に係る案件 実施状況：平成 15 年 8 ～11 月 15 件 16 年 1 ～10 月 29 件 17 年 2 ～12 月 38 件 18 年 1 ～ 8 月 28 件 19 年 1 ～12 月 45 件 20 年 1 ～12 月 43 件 </div>
<特徴> 「総合評価方式」を用いることによって主要な行政目的に係る政策を毎年度網羅的に評価しようとしている。			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした「総合評価方式」による事後評価（注3）について審査を行った結果は、以下のとおりである（個々の政府開発援助の評価についてはⅠ－2－3参照）。

（注3） 総合評価方式による事後評価については、別途Ⅰ－1－3において、府省横断的に整理しているところである。しかし、（注2）のとおり、外務省の「総合評価方式」による事後評価は、特定のテーマを設定して評価が行われておらず、他府省とは異なる枠組みの下で行われている。

そのため、他府省と同様の整理にはなじまないため、個別に本項目において整理することとした。

ア 現状

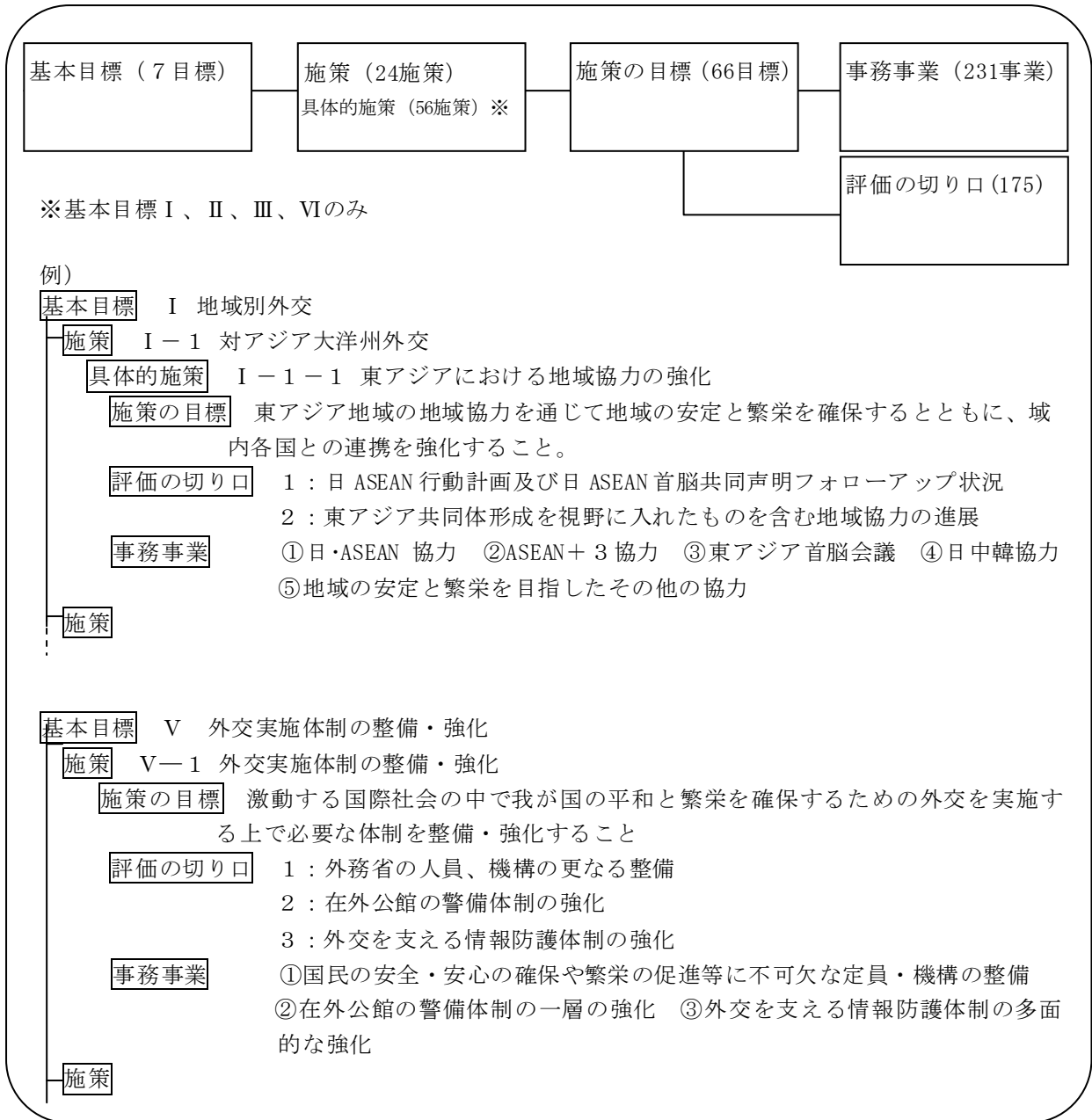
（審査の対象）

「総合評価方式」による事後評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに政策評価書が総務大臣に送付された 66 件を審査の対象とした。

（評価の設計）

「総合評価方式」による事後評価の対象となる施策ごとに、図表Ⅱ－9－②のとおり、施策の目標が設定されており、その施策の効果を測定する指標である「評価の切り口」を設定し、その指標が具体的な事務事業の実施により、どのように変動したのかによって進展状況を測る（政策効果を把握する）こととしている。

図表Ⅱ－９－② 外務省における「総合評価方式」による事後評価の基本構造



(注) 外務省の評価書を基に当省が作成した。

(審査の結果－取組の工夫が求められる点)

外務省の政策評価では、実績評価方式の手法を踏まえ、「評価結果」欄において、以下のとおり、５種類に類型化された表現によって政策評価の結論を整理している（基本目標Ⅰ、Ⅱ（うち、Ⅱ－１～Ⅱ－５）、Ⅲ、Ⅵ（うち、Ⅵ－２）の施策の評価結果は、個別の具体的施策の評価結果の平均値）。

- ・「目標を達成した。」
- ・「目標の達成に向けて相当な進展があった。」
- ・「目標の達成に向けて進展があった。」

- ・「目標の達成に向けて一定の進展があった。」
- ・「目標の達成に向けてほとんど進展が見られなかった。」

しかし、外交的な目標は数量化しにくいという事情により、引き続き、外務省の政策評価では、図表Ⅱ－9－③のとおり、目標に関して達成すべき水準が特定されておらず、また目標に対する実績の水準をどのように評価するのかの判定基準が示されないまま、上記の類型化された表現により政策評価の結果が出されている。

図表Ⅱ－9－③ 外務省の評価の記載振り（達成すべき水準や判定基準が明確とはいえない）の例

施策名（具体的施策）	1-2 対北米外交（1-2-1 北米諸国との政治分野での協力推進）
施策の目標	日・北米諸国が直面する政治分野での共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携を一層強化すること。
評価の切り口（指標）	1. 政府間（首脳外相レベルを含む）での、共通の諸課題における連携の進展 2. 民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の進展 3. 米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘 4. 平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話及びカナダの諸政策の決定に影響力を有する各界の人物の招聘
目標の達成状況	
<p>評価の切り口1：政府間（首脳外相レベルを含む）での、共通の諸課題における連携の進展</p> <p>（1）米国について：日米首脳会談（4回）、外相会談（6回）に加え、日米戦略対話（2回）等を実施し、北朝鮮、イラク、テロとの闘い等日米両国が直面する政治面での共通の政策課題について調整を行い、両国政府間の緊密な連携が一層強化された。</p> <p>（2）カナダについて：首脳レベルでは平成19年11月に電話会談を行い、また外相レベルでは平成19年7月のAPECの際の外相会談に加え、数度にわたる電話会談を実施し、国連改革、気候変動をはじめとする日加間に共通する諸課題について緊密な協議を行う等日加両国に共通する政策課題について調整を行い、より広範な課題について、事務レベルでの協議・対話を実施することにより、両国政府間の緊密な連携が一層強化された。</p> <p>詳細は、事務事業①「政府間（首脳、外相レベルを含む）での、共通の諸課題に関する協議・政策調整の実施」を参照。</p> <p>評価の切り口2：民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の進展</p> <p>（1）日米交流強化イニシアティブ及び日米交流懇談会：平成19年11月の福田総理訪米の際に、日米交流強化のためのイニシアティブを発表するとともに、同訪米の機会を捉えて、在米国日本大使公邸において日米交流懇談会を実施。</p> <p>（2）マンسفールド計画：平成18年度から継続して、米国行政官が日本の官公庁・民間で一年間勤務するマンسفールド研修計画を実施し、平成19年度は第12期生5名が訪日。</p> <p>（3）在米日系人との対話・交流：在米日系人リーダー13名を招聘し、在米日系人とのネットワークの拡充や若い世代のリーダー発掘に寄与するとともに、在米日系人リーダーと在米公館長との会合を実施。</p> <p>詳細は、事務事業②「民間有識者を含む重層的な日米対話・交流の実施」を参照。</p>	

評価の切り口3：米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘

- (1) 米国連邦議会関係者6名（民主・共和両党の有力議員直属スタッフ等）を招聘。
- (2) 有識者の招聘時には、被招聘者の多面的な対日理解を促進。

詳細は、事務事業③「米国の諸政策への決定に直接参画または影響力を有する各界の人物の招聘」を参照。

評価の切り口4：平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話及びカナダの諸政策への決定に影響を有する各界の人物の招聘

- (1) 第6回「平和と安全保障に関する日加協力シンポジウム」を東京で開催。
- (2) 日加友好議員連盟がカナダを訪問し、日本・カナダ議員連盟との間で年次総会を実施。
- (2) ブライオン・ウィルファート下院議員を招聘し、我が国への理解を促進。
- (3) JET プログラム、ワーキング・ホリデイ制度等を通じた草の根レベルの交流の実施。

詳細は、事務事業④「平和と安全保障に関する協議等民間有識者を含む重層的な対話の実施及びカナダの諸政策への決定に影響を有する各界の人物の招聘」を参照。

評価結果

「目標の達成に向けて相当な進展があった。」

(理由)

1. 米国について：安倍総理（当時）及び福田総理の米国公式訪問（4月、11月）やライス国務長官の来日（平成20年2月）等が実現し、種々の機会に首脳会談、外相会談及び日米戦略対話等が行われたことから、日米両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化され、**総合的に見て、当初の想定以上の成果があったと言える。**

2. カナダについて：
平成19年9月のAPECの際に日加外相会談が行われ、また11月には日加首脳電話会談、その他数度にわたって日加外相電話会談が行われたことから、日加両国が直面する共通の諸課題についての両国政府間の緊密な連携が一層強化され、**総合的にみて、カナダとの緊密な連携強化という目標に向けて、十分な成果があったと言える。**

(注) 1 外務省の評価書を基に当省が作成した。
2 これらの評価には、第三者の所見として評価の妥当性について有識者から聴取した意見が併せて記載されている。

また「外務省における政策評価の基本計画」では、評価を実施するに当たって、「必要性」、「有効性」、「効率性」の3つの観点を基本とするとしており、効率性について、「投入された資源量に見合った効果が得られるかなど」の観点から分析するとしている。しかし、評価書の分析においては、投入資源と結果の比較基準が不明瞭である評価や、効率的であると判断した根拠が示されていない評価がみられる。

図表Ⅱ－９－④ 外務省の評価の記載振り（効率性の記載が不明瞭である）の例

投入資源と結果の比較が不明瞭である例	
Ⅱ－４－４ 経済安全保障の強化	限られた資源の中、エネルギー安全保障、食糧安全保障、及び、漁業・海洋問題に対応する施策が目標に向けて進展したことから、とられた手段は適切かつ効率的だった。
効率的であるとする判断根拠が示されていない例	
Ⅱ－３－１ 原子力の平和利用のための国際協力の推進	二国間協定の締結交渉、原子力の平和利用における保健分野でのリード・カンントリー就任及びアウトリーチ活動への参加等を行ったが、施策を実施する際、とられた手段は適切かつ効率的であった。

イ 今後の課題

各政策レベルの政府開発援助の評価について、平成 20 年度より事務事業に位置付けられた結果、19 年度までは「必要性」、「有効性」及び「効率性」の観点から評価が行われていたが、20 年度からは、「有効性」の観点のみから評価が行われている。しかし、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）は、政府開発援助について、援助の質の向上に向け、徹底したコスト削減を前提に費用対効果を最大化、及び供与対象国・分野の更なる戦略的重点化が必要としており、本方針を受け、平成 20 年 12 月 1 日の行政支出総点検会議の指摘事項は、政府開発援助について徹底したコスト縮減及び予算への反映を行うとともに、これを国民に分かりやすい形で説明すべきであると提言している。したがって、効率的かつ戦略的な政府開発援助の実現に向け、今後は「有効性」の観点からのみではなく、「必要性」、「効率性」等の複数の観点から多角的な評価が行われることが望まれる。

また同様に、一般政策の評価においても、上記指摘事項において無駄の削減に一層資するように政策評価の取組を強化すべきであると提言されていることから、効率性の観点からの評価を強化することが望まれる。

さらに、一般政策の評価において、類型化された表現により政策評価の結論を記載する取組を更に有意義なものとするためには、外交政策の特性を考慮しつつ、可能な施策についてあらかじめ政策効果に着目した目標を定量的又は定性的に特定して評価を行うことが望まれる。その際、一つの手法として、①施策を構成する事務事業又は②施策の効果を測定する指標である「評価の切り口」ごとに、それらが達成すべき水準を特定し、その達成度を測ることにより評価を行うことが考えられる。

10 財務省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成17年度から19年度までの3年間を計画期間とする「政策評価に関する基本計画」(平成17年3月)及び1年ごとに定められる「政策評価実施計画」等に基づき、一般政策及び個々の研究開発を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 基本計画において、財務省の行政分野すべてについて実績評価方式による評価を行い、特に重要な政策・施策について総合評価方式による評価を計画的に行うこととされている。
- ③ 個別の事務事業については、基本計画において、実績評価方式や総合評価方式による評価の枠組みの中で評価するものと個別に事業評価方式による評価を行うものを区別して政策評価を行うこととされている。

(注1) 評価書は、財務省ホームページで公表されている。<http://www.mof.go.jp/jouhou/hyouka/top.htm>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

政策名「重点的な予算配分を通じた財政の効率化・質的改善の推進」等31件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、15件(48.4%)である。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。財務省において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、平成19年度と比べて増加しているが、今後も、このような取組について、より一層の推進が期待される。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成17年度から19年度までの3年間を計画期間とする「政策評価に関する基本計画」(平成17年3月)(注2)及び1年ごとに定められる「政策評価実施計画」等に基づき、一般政策及び個々の研究開発を対象として政策評価が行われている。

基本計画において、財務省の行政分野すべてについて実績評価方式による評価を行い、特に重要な政策・施策について総合評価方式による評価を計画的に行うこととされている。また、個別の事務事業については、個々の事業の特性に応じて最も

適した評価方式を検討し、実績評価方式や総合評価方式による評価の枠組みの中で評価するものと個別に事業評価方式による評価を行うものを区別して評価を行うこととされている。

(注2) 平成20年3月31日に、20年度から24年度までの5年間を計画期間とする新たな「政策評価に関する基本計画」が策定されている。

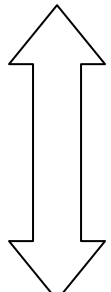
(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ-10-①のとおり、これまで事前評価及び事後評価が行われている。事後評価は、実績評価方式による評価が中心に行われている。

(取組状況—義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、個々の研究開発については、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ-10-① 財務省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><実績評価方式> 対象：所掌する行政分野全般 実施状況： 平成14年6月 40件 15年6月 39件 16年6月 34件 17年6月 34件 18年6月 34件 19年6月 34件 20年6月 31件</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-left: 20px;"> <p><総合評価方式> 対象：特に重要な政策・施策 実施状況： 平成15年6月 1件 17年6月 1件 19年6月 2件</p> </div>
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：規制、補助事業等 実施状況：平成17年6月 1件</p> </div>	<p><事業評価方式> 対象：事前評価を実施した政策のうち、途中や事後の検証が必要とされたもの 実施状況：-</p>
義務付け4分野の政策	研究開発 事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>対象：個々の研究開発 実施状況：平成18年3月 1件</p> </div>	
<p><特徴> 財務省では、政策評価の実施を通じて、評価の結果を企画立案やそれに基づく実施に反映させるとともに、政策評価の継続的な実施を通じて得られる知見・経験を蓄積・活用していくことにより、政策の質の向上及び行政の政策形成能力の向上を図るものとしている。</p>			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(審査の対象)

実績評価方式による評価が実施され、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付されてきた 31 件を審査の対象とした。

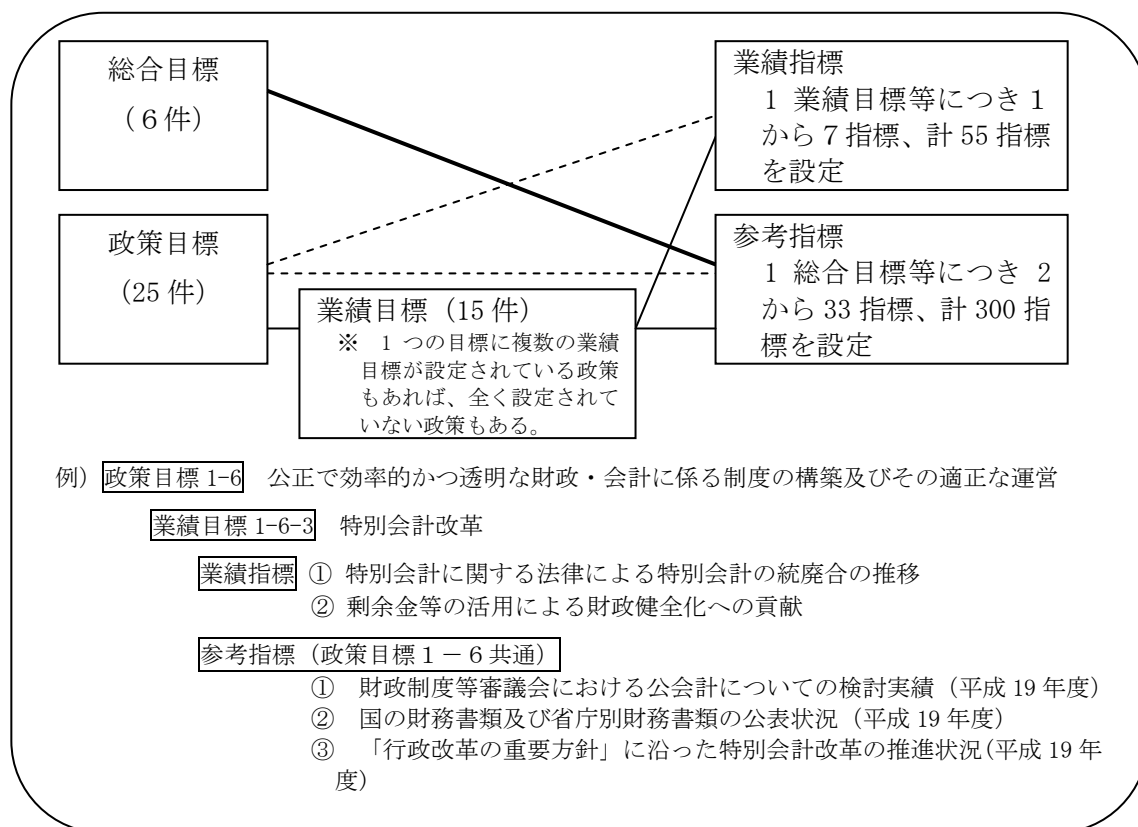
(政策評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる政策について、図表Ⅱ-10-②のとおり、財務省の政策の目標の基本となる総合目標及び各分野の政策の目標である政策目標が設定されている。総合目標及び政策目標の下に細目としての目標を設定することが適切な場合は、業績目標が設定されている。そして、業績目標等の下にその達成度合いを測定する業績指標（客観的に測定可能な定量的・定性的な指標であり、あらかじめ目標値が設定されている指標）が設定されている。審査の対象とした 31 件には、原則、一つの業績目標等の下に 1 業績指標から 7 業績指標が設定され、合計で 55 指標（注 3）が設定されているが、業績指標が設定されていないものが 16 件ある。また、目標値の設定はないが、事務運営の参考としてモニタリングするための指標である参考指標が 300 指標設定されている。

なお、目標の達成度合いの判定は、指標等に照らした目標の達成度合いに基づき総合目標及び政策目標の単位で行われている。

（注 3） 審査の対象とした 31 件には、54 業績指標が設定されているが、異なる目標に重複して設定された業務指標が 1 指標あるため、これを加えた 55 業績指標を審査の対象とした。

図表Ⅱ－10－② 財務省における実績評価方式による事後評価の基本構造



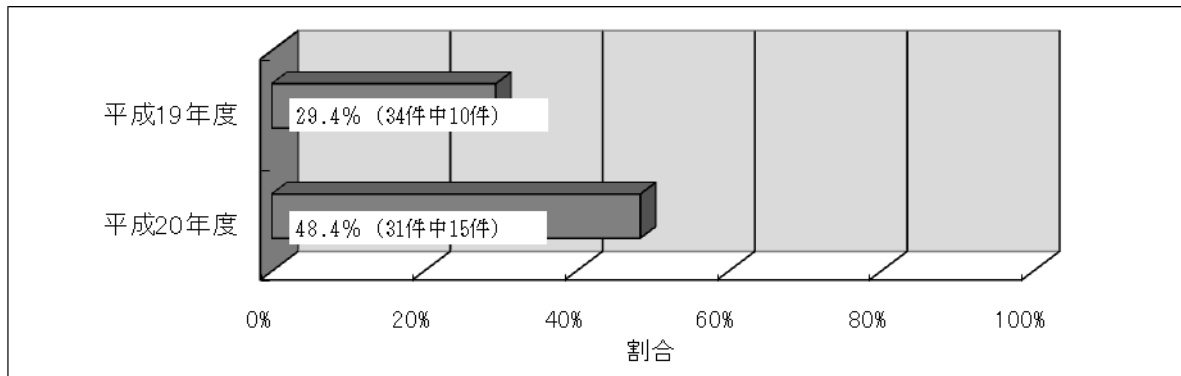
(注) 財務省の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－10－③のとおり、48.4% (31件中15件) であり、平成19年度の29.4% (34件中10件) と比べて増加している。

図表Ⅱ－10－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による事後評価）



(注) 1 財務省の評価書を基に当省が作成した。
 2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている場合及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。財務省において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、平成19年度と比べて増加しているが、今後も、このような取組について、より一層の推進が期待される。

11 文部科学省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「文部科学省政策評価基本計画」(平成20年3月31日)及び1年ごとに定められる「文部科学省政策評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発及び規制を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 一般政策については、主に、実績評価方式による評価と事業評価方式による事前評価が行われている。

実績評価方式による評価は、「文部科学省の使命と政策目標(基本計画別紙)」に掲げられた政策目標(13政策目標)、施策目標(47施策目標)及び達成目標(161達成目標)が対象となっている。また、事業評価方式による事前評価は、新規又は拡充を予定している事業で、社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの等が対象となっている。
- ③ 個々の研究開発については、事業評価方式により事前評価及び事後評価が行われている。また、規制については、新設又は改廃される法律又は政令に基づく規制を対象として、事業評価方式により事前評価が行われている。

(注1) 評価書は、文部科学省ホームページで公表されている。

http://www.mext.go.jp/a_menu/hyouka/index.htm

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 60件

- ① 政策目標名「生涯学習社会の実現」等、政策目標を対象とした13件すべてについて目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。
- ② 施策目標名「教育改革に関する基本的な政策の推進等」等、施策目標を対象とした47件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、42件(89.4%)である。
- ③ すべての政策目標、施策目標及び達成目標について、個々の政策の特性に応じた達成度合いの判定基準が設定されている。このように政策ごとに判定基準を設定する取組を行っている府省は、文部科学省のみである。

(イ) 事業評価方式による事前評価 86件

- ① 事業名「専修学校を活用した就業能力向上支援事業(新規)」等86件のうち、得ようとする効果が具体的に特定されているものは、57件(66.3%)である。
- ② 事後的検証を行う時期が特定されているものは、15件(17.4%)である。

効果の把握の方法が具体的に特定されているものは、83件（96.5%）である。

イ 今後の課題

（ア）実績評価方式による評価

目標に関し達成しようとする水準の数値化等による特定や達成度合いの判定基準の明確化の取組について、より一層の推進が期待される。

（イ）事業評価方式による事前評価

得ようとする効果やその把握の方法を特定しておくことについて、平成19年度から改善が図られており、今後もこの取組が進められることが重要である。

（説明）

（１）政策評価の枠組み

（基本計画等）

平成20年度から24年度までの5年間を計画期間とする「文部科学省政策評価基本計画」（平成20年3月31日）及び1年ごとに定められる「文部科学省政策評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発及び規制を対象に政策評価が行われている。

（取組状況－一般政策についての政策評価）

一般政策については、「文部科学省政策評価基本計画」において、実績評価方式による評価、事業評価方式による評価、総合評価方式による評価を行うこととされ、この3方式の適用に当たっては、有機的に機能させていくことが重要とされている（図表Ⅱ-11-①参照）。

- ① 実績評価方式による評価は、「文部科学省の使命と政策目標（基本計画別紙）」に掲げられた政策目標（13政策目標）、施策目標（47施策目標）及び達成目標（161達成目標）が対象とされている。
- ② 事業評価方式による事前評価は、新規又は拡充を予定している事業のうち社会的影響が大きいと想定されるもの又は予算規模の大きいもの等が対象とされている。
- ③ 事業評価方式による事後評価は、過去に事前評価が行われ当該年度に達成年度が到来する事業（以下「達成年度到来事業」という。）で、上記①実績評価方式による評価において当該事業に係る記述がないもの等が対象とされている。
- ④ 総合評価方式による事後評価は、政策の実施から一定期間を経過した特定のテーマに係る政策・施策等が対象とされている。

（取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価）

義務付け4分野の政策のうち、個々の研究開発については、図表Ⅱ-11-①のとおり、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。その政策評価を行うに当たっては、大綱的指針等を踏まえて行うこととされている。

規制については、図表Ⅱ-11-①のとおり、事業評価方式により事前評価が行われている。

図表Ⅱ－11－①

文部科学省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><実績評価方式> 対象：所管行政に係る主要な政策（「文部科学省の使命と政策目標」に掲げられた政策）</p> <p>実施状況： 平成 14 年 7 月 42 件 15 年 7 月 42 件 16 年 8 月 42 件 17 年 8 月 42 件 18 年 8 月 45 件 19 年 8 月 53 件 20 年 9 月 60 件 (達成目標 161 件)</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p><総合評価方式> 対象：所管行政に係る特定のテーマに関連する政策について、政策の実施後に実施</p> <p>実施状況： 平成 15 年 3 月 2 件 18 年 3 月 1 件 19 年 12 月 1 件 20 年 9 月 2 件</p> </div>
	事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> (対象) ○ 新規・拡充事業のうち、社会的影響又は予算規模の大きいもの等 実施状況：平成 14 年 9 月 30 件 15 年 8 月 40 件 16 年 8 月 53 件 17 年 8 月 51 件 18 年 8 月 66 件 19 年 8 月 69 件 20 年 9 月 86 件</p> <p>○ 規制に関するもの（注2） 実施状況：平成 17 年 3 月 9 件 18 年 3 月 2 件 19 年 3 月 1 件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> (対象) ○ 達成年度到来・継続事業 実施状況：平成 14 年 9 月 11 件 15 年 8 月 18 件 16 年 8 月 5 件 17 年 8 月 2 件 19 年 8 月 2 件 19 年 12 月 2 件</p> </div>
義務付け4分野の政策	研究開発	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 評価法第9条に基づき定められた政令に該当する研究開発課題 実施状況：平成 14 年 9 月 24 件 15 年 3 月 8 件 15 年 8 月 21 件 16 年 8 月 25 件 17 年 8 月 22 件 18 年 8 月 32 件 19 年 8 月 34 件 20 年 9 月 25 件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 評価法第9条に基づき定められた政令に該当する研究開発課題 －中間（継続）評価－ 実施状況：平成 14 年 9 月 4 件 15 年 8 月 8 件 17 年 8 月 4 件 18 年 8 月 3 件 19 年 8 月 1 件</p> <p>－事後評価－ 実施状況：平成 16 年 8 月 3 件 20 年 9 月 1 件</p> </div>
	規制	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 新設又は改廃される法律又は政令に基づく規制 実施状況：平成 19 年 11 月 1 件 20 年 2 月～8 月 7 件</p> </div>	
<p><特徴> 実績評価方式による評価において、各施策目標の下に、より具体的な達成目標を設定し、政策評価を行っている。 達成年度到来事業については、原則、実績評価方式によることとされ、実績評価に当該事業に係る「記述がない」ものについて、事業評価方式による評価を行うこととされている。 施策を対象とした総合評価についても行う仕組みとなっている。</p>			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
2 事前評価の義務付け（平成 19 年 10 月 1 日）以前に行われたものに限る。
3 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはI-1-3、研究開発の評価についてはI-2-1、規制の政策評価についてはI-2-4参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

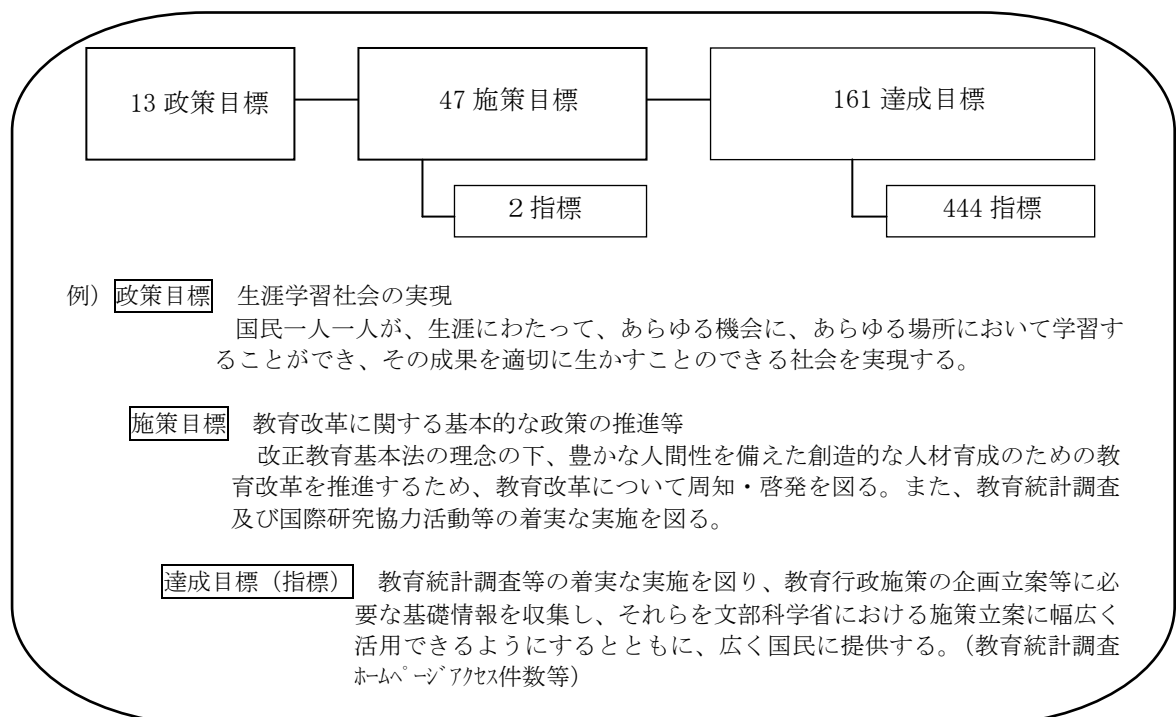
(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された60件を審査の対象とした。

(評価の設計)

政策・施策の見直しや改善に資する情報を提供することを目的に、「文部科学省の使命と政策目標（基本計画別紙）」に掲げられた13政策目標、47施策目標及び161達成目標に対する実績を測定することとされている。さらに、施策目標期間、達成目標期間が終了した時点で目標期間全体における取組や最終的な実績等を総括し、目標の達成度合いについて評価することとされている。具体的な達成状況を把握するための測定指標は、施策目標について2指標（47施策目標のうちの2施策目標において各1指標）、達成目標について444指標が設定されている（図表II-11-②参照）。

図表II-11-② 文部科学省における実績評価方式による評価の基本構造



(注) 文部科学省の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

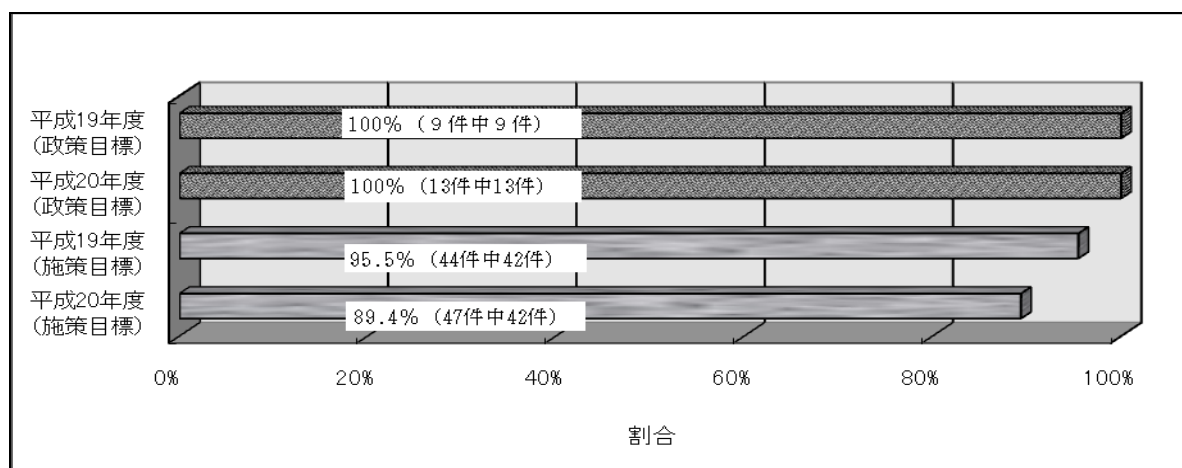
実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

「文部科学省の使命と政策目標（基本計画別紙）」に掲げられた13政策目標及び47施策目標を実現するため、161達成目標及びその達成度合いを測定するための444指標が設定され、体系的な評価を行うための取組が図られている。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－11－③のとおり、政策目標を対象とした評価では、平成19年度と同様に100%（13件中13件）である。また、施策目標を対象とした評価では89.4%（47件中42件）であり、平成19年度の95.5%（44件中42件）と比べて若干減少しているものの、9割近くの評価について、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

なお、達成目標においては、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は72.7%（161件中117件）であり、平成18年度の72.5%（167件中121件）と比べてほぼ横ばいとなっている。

図表Ⅱ－11－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



- (注) 1 文部科学省の評価書を基に当省が作成した。
2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(特記事項－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式による評価においては、目標の達成度合いの判定が客観的なものといえるためにも、その判定がどのような基準に基づいて行われるのかを定量的な基準で示すことなどによりあらかじめ具体的に明示しておくことが重要である。

当省からの指摘等を踏まえ、平成17年度から、施策目標及び達成目標ごと

に、個々の政策の特性に応じた「達成度合いの判断基準」を設定する取組が行われており、20年度においても、すべての政策目標、施策目標及び達成目標について、「達成度合いの判断基準」が設定されている。このように政策ごとに判定基準を設定する取組が行われている府省は、文部科学省のみである（図表Ⅱ-11-④参照）。

図表Ⅱ-11-④ 個々の達成目標ごとに「達成度合いの判断基準」が設定されている例

<p>S = 想定した以上に達成・想定した以上に順調に進捗 A = 想定どおり達成・概ね順調に進捗 B = 一定の成果があがっているが、一部については想定どおり達成できなかった・進捗にやや遅れが見られる C = 想定どおりには達成できなかった・想定したとおりには進捗していない</p>	
政策名等	指標
政策目標 1 生涯学習社会の実現	—
施策目標 1-2 生涯を通じた学習機会の拡大	—
<p>達成目標 1-2-7 大学・専修学校において社会人等が学ぶ機会の充実を図る。（基準年度：19年度 達成年度：20年度）</p> <p>【達成度合い（進捗状況）の判断基準】 指標の数値の対前年度比 S = 前年度に比べ指標①から③のすべて数値が増加 A = 前年度に比べ指標①から③のうち2つの数値が増加 B = 前年度に比べ指標①から③のうち2つの数値が減少 C = 前年度に比べ指標①から③のすべての数値が減少</p>	<p>① 学生以外の者を対象とした教育課程を提供する大学数 〔18年度 221校〕 〔19年度 未調査※〕 ※ 平成20年度中に調査を実施予定（平成21年度中公表予定）</p> <p>② 私立専修学校における社会人受入数 〔18年度 51,364人〕 〔19年度 77,250人〕</p> <p>③ 私立専修学校における社会人受入学校数 〔18年度 816校〕 〔19年度 1,296校〕</p>
<p>評価結果：A （判断理由） 専修学校における社会人受入数及び受入学校数が伸長しており、大学数については未調査であるが増加が期待されていることから、概ね順調に進捗していると判断した。</p>	

（注） 文部科学省の評価書を基に当省が作成した。

平成19年度の認定関連活動で、文部科学省が行った実績評価方式による評価のうち関連施策の実施率など業務の実施状況に関する測定指標のみに基づき評価を行っているものについて、政策効果（注2）を把握した上で、これを基礎として政策評価を行うべきではないかとの指摘をしている。指摘を行った評価について、平成20年度の状況をみると、図表Ⅱ-11-⑤のとおり、アウトカムに着目した指標が設定されており、改善が図られた。

また、評価書において、アウトカムに着目した測定指標の設定を検討することが必要としているものについては、「政策評価担当部局の所見」として、「現段階では制度の普及状況が指標となっているものが多いが、長期的課題として、

目標の達成の程度を質的に捉える指標を検討すべき」、「中長期的な観点から、よりアウトカムを捉えた指標を設定すべき」等と明示している。

(注2) 評価法において、政策効果は、「当該政策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が国民生活及び社会経済に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響」とされている。

図表Ⅱ-11-⑤ アウトカムに着目した指標の設定について改善が図られた例

平成19年度の認定関連活動における主な指摘事項

- 「公立中学校におけるスクールカウンセラーの配置校数」を指標として設定しているが、予算上の配置校数に対する配置状況は、予算の執行の状況を示しているものであり、本政策については、スクールカウンセラー配置校において児童生徒が専門的な教育相談を受けることができることによって、どのような政策効果が得られているのかを把握する指標を設定すべき。

19年度 (実績評価書－平成18年度実績－)	20年度 (実績評価書－平成19年度実績－)
<p>政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>施策目標2-3 児童生徒の問題行動等への適切な対応</p> <p>達成目標2-3-1 児童生徒が専門的な教育相談を受けることができる体制を整備する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【指標（目標値）】 「公立中学校におけるスクールカウンセラーの配置校数（当該年度のスクールカウンセラー配置予定校数を100%として90%以上）」</p> </div>	<p>政策目標2 確かな学力の向上、豊かな心と健やかな体の育成と信頼される学校づくり</p> <p>施策目標2-3 児童生徒の問題行動等への適切な対応</p> <p>達成目標2-3-1 いじめや暴力行為、不登校など児童生徒の問題行動等に対処するため、学校内外における相談体制の整備を進めるとともに、関係機関等と連携した取組を進める。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【指標（目標値）】</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「少年非行等の概要」（警察庁調べ）の「いじめに起因する事件」において、被害少年が相談しなかった割合（20%未満） ②いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合（80%以上） ③いじめの認知件数に占める、いじめられた児童生徒が誰にも相談していない件数の割合（15%未満） ④学校におけるいじめの問題に対する日常の取組のうち、地域の関係機関と連携協力した対応を図った学校数の割合（20%以上） ⑤不登校児童生徒数に占める、指導の結果登校する又はできるようになった児童生徒の割合（30%以上） ⑥不登校児童生徒数に占める、学校内外の相談機関等で相談、指導、治療を受けた児童生徒の割合（65%以上） </div>

(注) 文部科学省の評価書を基に当省が作成した。

(イ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも十分に開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された86件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点及び取組の工夫がみられる点)

① 得ようとする効果の明確性

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが必要である。

しかし、得ようとする効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ-11-⑥のとおり、86件中57件(66.3%)である。残りの29件(33.7%)については、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。

一方、平成19年度における得ようとする効果が具体的に特定されているものの割合は、10.1%(69件中7件)であり、20年度は19年度を大きく上回っている(注3)。

② 検証を行う時期の特定及び効果の把握の方法の特定性

事前評価を実施した政策等について、事後に把握された政策効果の評価・検証を行い、それにより得られたデータや知見を以後の評価や政策の企画立案に活用していくことが有益であり、着実に事後の評価・検証を実施していく必要がある。

また、効果が発現した際に、いつ、どのような方法で把握・測定するのか、その手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことは、事後的な検証を適切に行うためには不可欠である。

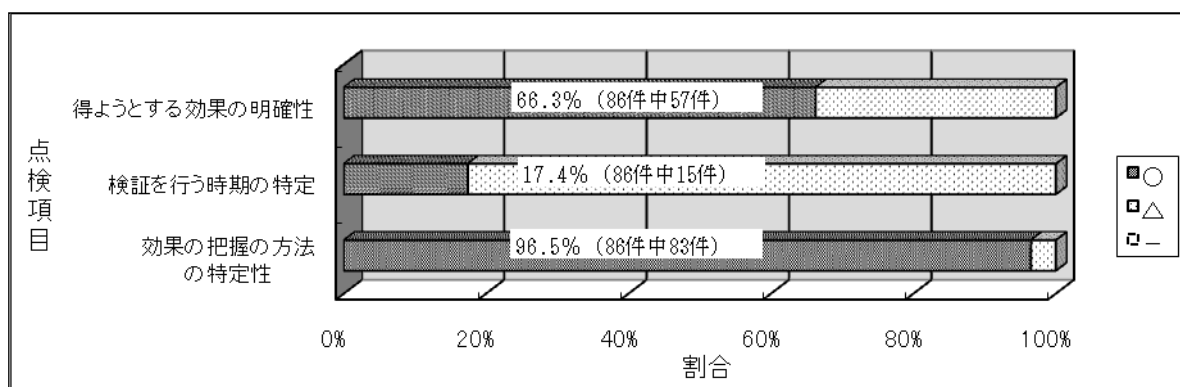
図表Ⅱ-11-⑥のとおり、事後的検証を行う時期が特定されているものは86件中15件(17.4%)である(注4)。効果の把握の方法が特定されているものは86件中83件(96.5%)である。

一方、平成19年度における効果の把握の方法が特定されているものの割合は8.7%(69件中6件)であり、20年度は19年度を大きく上回っている(注3)。

(注3) 平成20年度の文部科学省政策評価実施計画から、評価書の様式が変更され、事業のアウトカム指標と、目標の達成度をできるだけ測定できるような指標を記述するための欄が新設されている。

(注4) 事後的検証を行う時期が特定されていないものについては、基本計画において事業達成年度到来時に必要に応じ事業評価を実施する旨規定されている。

図表Ⅱ－11－⑥ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 文部科学省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

目標に関し達成しようとする水準の数値化等による特定や達成度合いの判定基準の明確化の取組について、より一層の推進が期待される。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価の対象とした政策について事後的な検証を行う取組をより有意義なものにするためにも、得ようとする効果やその把握の方法を特定しておくことが望まれる。この点について、平成20年度においては、19年度から改善が図られており、今後もこの取組が進められることが重要である。

12 厚生労働省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成19年度から23年度までの5年間を計画期間とする「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」（平成19年3月30日）及び1年ごとに定められる「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、一般政策、研究開発、個々の公共事業及び規制の新設等を目的とする政策を対象に政策評価が行われている（注）。
- ② 一般政策については、事業評価方式による事前評価が、対象となる政策の特性に応じて実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式による事後評価が行われている。

このうち、実績評価方式による評価は、厚生労働行政全般について、政策体系及び評価予定表をあらかじめ定め、計画的に評価が行われている。実績評価方式による評価が行われない年度は、評価指標のモニタリングが行われている。

事業評価方式による事前評価を行った事業については、実施後、一定期間が経過したもの（事業開始から原則3年経過後）について、事後評価を行うこととされている。
- ③ 研究開発及び個々の公共事業については、事業評価方式により事前評価及び事後評価が行われている。また、規制の新設等を目的とする政策についても、事業評価方式による事前評価が行われている。

（注） 評価書は、厚生労働省ホームページで公表されている。

<http://www.mhlw.go.jp/wp/seisaku/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 41件

施策目標名「日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること」等41件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、33件（80.5%）である。

(イ) 事業評価方式による事前評価 29件

- ① 政策名「救急医療体制の基盤整備・強化」等29件のうち、得ようとする効果が特定されているものは、8件（27.6%）である。
- ② 政策の効果の把握の方法が特定されているものは、25件（86.2%）である。

(ウ) 事業評価方式による事後評価 19件

- ① 政策名「災害派遣医療チーム（DMAT）研修事業」等19件のうち、得ようとした効果が特定されているものは、11件（57.9%）である。
- ② 把握された効果が特定されているものは、10件（52.6%）である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。また、厚生労働省は、国民生活の安定と向上を図ることを目的として、国民の生活に密着した政策を行っていることから、目標を明らかにして政策を行うことがより一層求められている。このため、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定する取組のより一層の推進が期待される。また、あらかじめ定めた目標が未達成であるにもかかわらず、その原因分析が十分になされていない事例もみられるが、これを徹底することが必要である。あわせて、アウトカムに着目した評価指標の検討が必要である。

(イ) 事業評価方式による事前評価及び事後評価

事前評価の対象とした政策について事後的な検証を行う取組をより有意義なものにするためにも、得ようとする効果を特定しておくことが望まれる。また、事後評価においては、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成19年度から23年度までの5年間を計画期間とする「厚生労働省における政策評価に関する基本計画（第2期）」（平成19年3月30日）及び1年ごとに定められる「厚生労働省における事後評価の実施に関する計画」に基づき、一般政策、研究開発、個々の公共事業及び規制の新設等を目的とする政策を対象に政策評価が行われている。

基本計画において、評価の目的・観点、政策効果の把握の手法、事前評価及び事後評価の対象とする政策など評価の実施に関する基本的事項が明らかにされている。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ-12-①のとおり、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により評価が行われている。

事前評価については、評価法の義務付け以外の取組として、予算要求等を伴う新たな政策や事業のうち、重点的な施策又は10億円以上の費用が見込まれるものについて、事業評価方式による評価を行うこととしている。

また、事後評価については、対象となる政策の特性に応じて評価の方式を選択す

ることとし、以下の二つの取組が行われている。

- ① 厚生労働行政全般について、政策体系（厚生労働行政の基本目標、施策目標、施策目標に係る指標、個別目標、個別目標に係る指標及び事務事業を設定したもの）及び評価予定表（政策体系の施策目標ごとに、事後評価を実施するおおむねの時期及び評価方法を示したもの）が定められている。

それに基づき、同一の評価対象政策について、年度により実績評価方式による評価を行う年度、評価指標のモニタリングを行う年度に分けるとともに、並行して総合評価方式による評価が行われている。

- ② 上記①以外に、事業評価方式による事前評価（新規事業関係）を実施した政策について、評価の実施後、一定期間（「厚生労働省における政策評価実施要領」（平成 19 年 4 月厚生労働省政策評価官室、平成 19 年 9 月一部変更）において、「原則として事業開始後 3 年」と規定している。）が経過したものについて、事業評価方式による事後評価が行われている。

（取組状況－義務付け 4 分野の政策についての政策評価）

義務付け 4 分野の政策のうち、個々の研究開発及び公共事業について、事業評価方式により事前評価及び事後評価が行われている。具体的には、

- ① 事前評価については、評価法第 9 条に規定されている 10 億円以上の費用を要することが見込まれる個々の研究開発や個々の公共事業、大綱的指針に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発等、
- ② 事後評価については、大綱的指針に基づき事後評価の対象とすることとされた研究開発や、個々の公共事業であって、「水道施設整備事業の評価実施要領」（平成 16 年 7 月 12 日厚生労働省健康局長通知）で定めるところにより事後評価の対象とすることとされたもの

について評価が行われている。

また、規制の新設等を目的とする政策についても、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ-12-① 厚生労働省における政策評価の取組

評価対象範囲		事前評価	事後評価	
一般政策	政策（狭義） ・ 施策レベル		<p><実績評価方式> 対象：厚生労働行政全般 実施状況： 平成14年11月 161件 平成15年8月 85件 平成15年10月 19件 平成16年2月 5件 平成16年7月 40件 平成16年8月 68件 平成17年8月 108件 平成18年7月 108件 平成19年8月 40件 平成20年8月 41件</p>	<p><総合評価方式> 対象： ①厚生労働行政全般 ②主要な制度の変更を行う場合（計画等の改定や法律改正など） 実施状況： 平成15年12月 1件 16年3月 2件 16年5月 1件 16年8月 1件 17年2～3月 3件 18年2～3月 5件 19年3月 3件 20年3月 6件 20年10月 3件</p>
	事務事業 レベル	<p><事業評価方式> 対象： ①評価法第9条に規定する政策以外の政策であって、予算要求又は財政投融资資金要求を伴う新たな政策（重点的な施策とするもの又は10億円以上の費用を要することが見込まれるもの） 実施状況：平成14年11月 51件 15年8月 29件 16年8月 35件 17年8月 39件 18年8月 35件 19年8月 21件 20年8月 29件</p>	<p><事業評価方式> 対象： ①事前評価を実施した政策について、事前評価の実施後、一定期間が経過したもの ②事前評価を実施した政策について、事前評価の際に設定した評価指標のモニタリング結果や推移、政策効果の発現時期を参考にして必要が生じたもの ③評価法第7条第2項第2号に規定する政策 ④骨太方針に基づき定める成果重視事業 ⑤国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの 実施状況：平成15年8月 1件 16年6月 5件 17年8月 5件 18年3～9月 59件 19年8月 18件 20年8月 19件</p>	
義務付け4分野の政策	研究開発 事務事業 レベル	<p>（事前） 対象： ①評価法第9条に規定する政策 実施状況：－ ②大綱的指針等に基づき事前評価の対象とすることとされた研究開発 実施状況：平成14年11月 16件 15年8月 1件 17年8月 38件 18年8月 39件 19年8月 27件 20年8月 31件</p>	<p>（中間） 対象：大綱的指針に基づき事後評価の対象とすることとされた研究開発 実施状況： 平成17年8月 一件 18年8月 32件 19年8月 29件 20年8月 28件</p>	<p>（事後） 対象：大綱的指針に基づき事後評価の対象とすることとされた研究開発 実施状況： 平成17年8月 426件 18年8月 325件 19年8月 502件 20年8月 515件</p>

公共事業	事務事業レベル	(事前) 対象:評価法第9条に規定する政策 実施状況:平成 16年2月 39件 16年7月 49件 17年6月 34件 18年4月 29件 18年12月 4件 19年4月 18件 20年4月 28件	(再) 対象:個々の公共事業であつて、別途定めるところ(事業採択後5年間の経過した時点で継続中の事業等)により事後評価の対象とすることとしたもの 実施状況:平成 16年2月 34件 16年7月 47件 17年6月 131件 18年4月 144件 18年12月 11件 19年4月 63件 20年4月 78件
		(事前) 対象:評価法第9条に規定する政策 実施状況:平成 19年10月 6件 19年12月 2件 20年1月 1件 20年2月 1件 20年3月 11件 20年4月 3件 20年5月 2件 20年9月 6件 20年10月 2件 20年11月 4件	
規制	事務事業レベル		
<p><特徴></p> <p>施策レベルの事後評価において評価の対象としている「厚生労働行政全般」については、政策体系及び評価予定表により、当該年度において用いる評価方式を決めている。実績評価方式による評価を実施しない場合(年度)は、評価指標のモニタリングを実施することとしている。</p> <p>また、事務事業レベルの事後評価において評価対象としている「評価法第7条第2項第2号に規定する政策」及び「国民生活又は社会経済に相当程度の影響を及ぼすと認められるもの」については、政策の特性に応じて評価方式を選択することとしている。さらに、「一定期間が経過したもの」については、厚生労働省では、「厚生労働省における政策評価実施要領」において、「原則として事業開始後3年を経過したもの」と規定している。</p>			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである(総合評価方式による事後評価についてはI-1-3、研究開発の評価についてはI-2-1、個々の公共事業の評価についてはI-2-2、規制の政策評価についてはI-2-4参照)。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された41件を審査の対象とした。

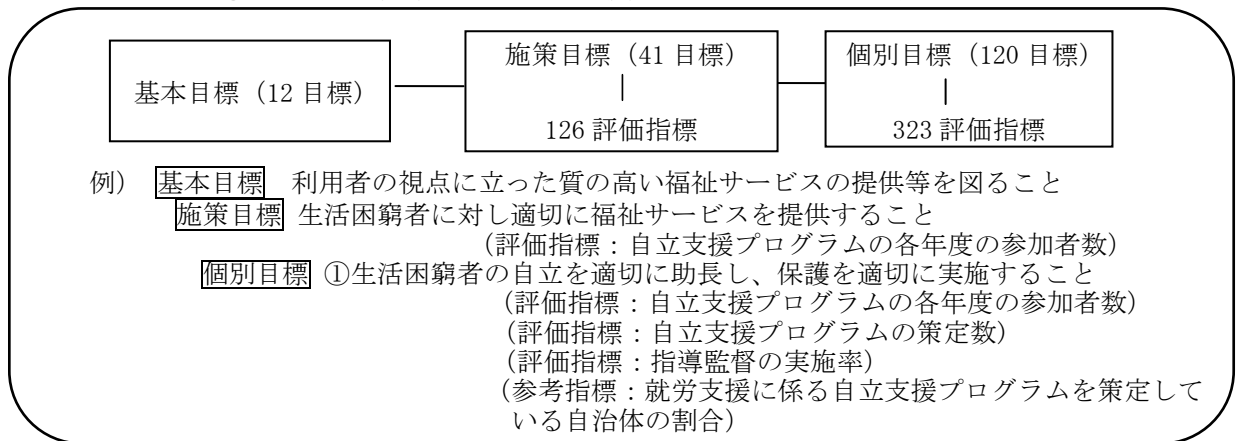
(評価の設計)

図表II-12-②のとおり、12基本目標、それを達成するために実施する41施

策目標、施策目標を達成するために実施する個々の施策に関する120個別目標、施策目標の達成状況を評価するための126評価指標及び個別目標の達成状況を評価するための323評価指標が設定されている。

目標の達成度合いの判定は、施策目標を単位として実施され、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に評価される。個別目標の達成状況の判定は、それに設定されている評価指標の測定結果に基づき個別目標単位で行われている。

図表Ⅱ－12－② 厚生労働省における実績評価方式による評価の基本構造



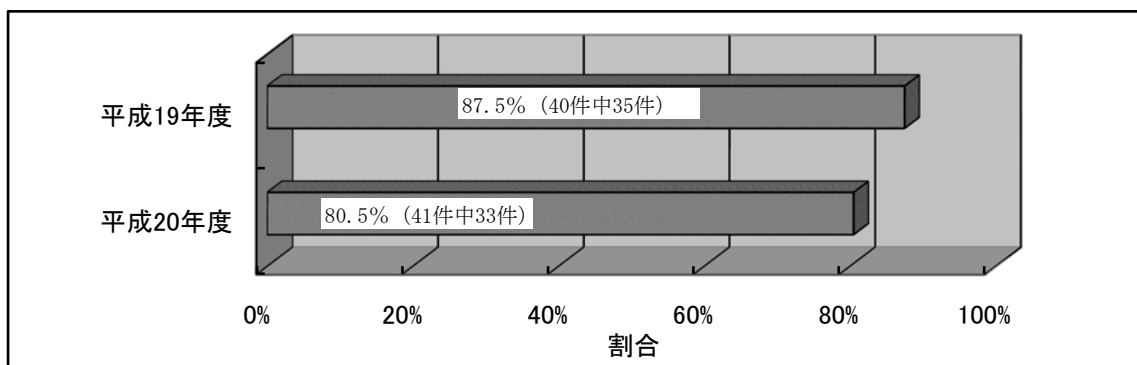
(注) 厚生労働省の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－12－③のとおり、80.5% (41件中33件) である。

図表Ⅱ－12－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合 (実績評価方式による評価)



- (注) 1 厚生労働省の評価書を基に当省が作成した。
2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(特記事項－取組の工夫が求められる点)

府省共通の点検項目による審査の結果のほか、取組の工夫が必要な点として、以下の状況がみられる。

- ① 目標の達成状況をアウトプットに着目した測定指標の測定結果のみにより評価していることから、業務活動の実態説明にとどまっているものがみられる。
- ② あらかじめ定めた目標を達成できず、かつ、達成できなかった原因等についての説明がないにもかかわらず「目標達成に向けて進展があった」と評価されているものがある。

(イ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された29件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を特定することが求められている。

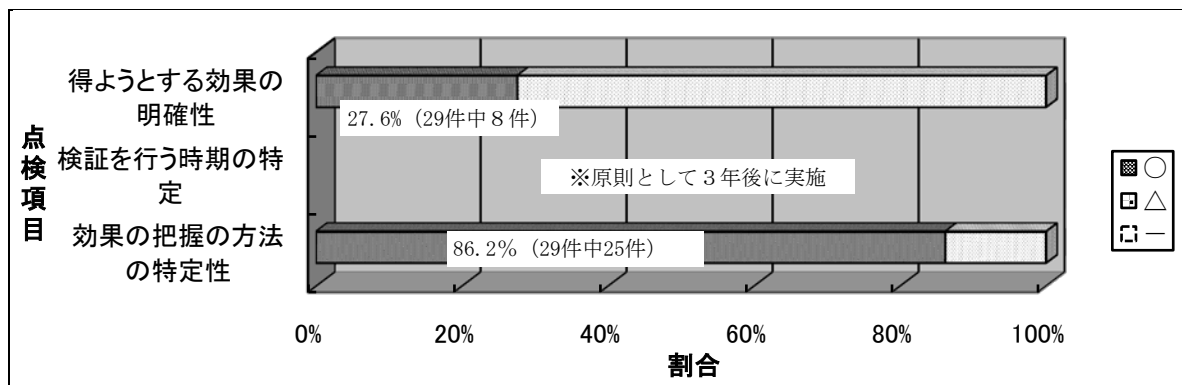
得ようとする効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ-12-④のとおり、29件中8件(27.6%)となっており、平成19年度(21件中0件)から一定の改善効果はみられるものの、残りの21件については、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。得ようとする効果を具体的に特定する取組を一層推進することが望まれる。

また、事後的な検証を適切に行うためには、政策の効果が発現した際にどのような方法で把握・測定するのか、その手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことが求められる。

政策の効果の把握の方法が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ-12-④のとおり、29件中25件(86.2%)となっている。

なお、検証を行う時期の特定については、前記「(1) 政策評価の枠組み」の「(取組状況－一般政策についての政策評価)」に記載した取組が行われている。

図表Ⅱ－12－④ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 厚生労働省の評価書を基に本省が作成した。

2 「得ようとする効果の明瞭性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うこととはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

現在のところ、事業評価方式による事後評価が行われている府省は限られている中で、前記「(1) 政策評価の枠組み」の「(取組状況—一般政策についての政策評価)」に記載のとおり、事後評価の対象とする事業の要件を基本計画及び実施計画で明確にし、積極的に事後評価に取り組んでいる。

(審査の対象)

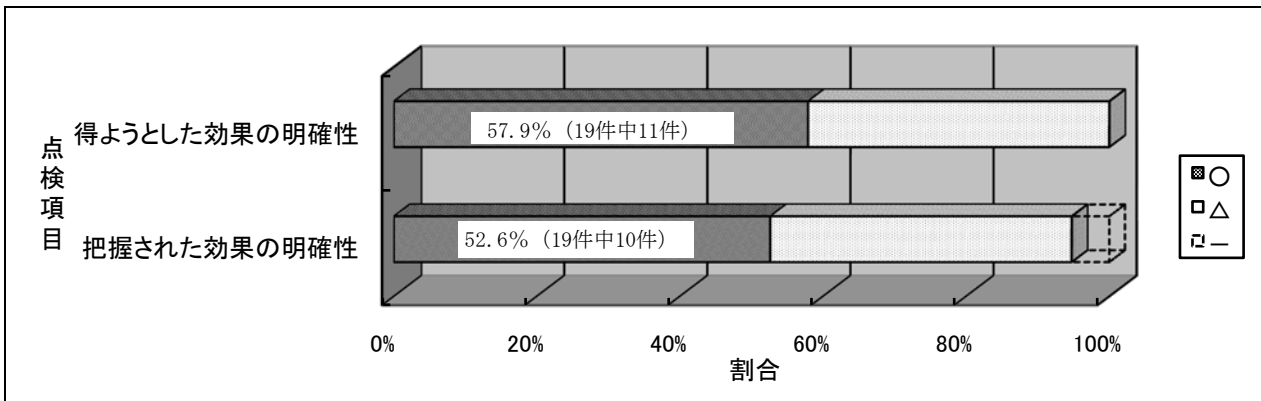
事業評価方式による事後評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された19件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査—取組の工夫が求められる点)

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしていくことが求められている。

得ようとした効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ－12－⑤のとおり、19件中11件(57.9%)である。また、把握された効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ－12－⑤のとおり、19件中10件(52.6%)である。

図表Ⅱ-12-⑤ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事後評価）



(注) 1 厚生労働省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明確性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「-」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明確性」

「○」、「△」及び「-」の分類については、上記2と同様である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。また、厚生労働省は、国民生活の安定と向上を図ることを目的として、国民の生活に密着した政策を行っていることから、目標を明らかにして政策を行うことがより一層求められている。このため、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定する取組のより一層の推進が期待される。また、あらかじめ定めた目標が未達成であるにもかかわらず、その原因分析が十分になされていない事例もみられるが、これを徹底することが必要である。あわせて、アウトカムに着目した評価指標の検討が必要である。

(イ) 事業評価方式による事前評価及び事後評価

厚生労働省では、事前評価の対象とした政策について事後的な検証を行う取組を行っているが、この取組をより有意義なものにするためにも、事前評価を行うに当たって、得ようとする効果を特定しておくことが望まれる。また、事後評価においては、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に明らかにし、その発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。

13 農林水産省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「農林水産省政策評価基本計画」(平成18年3月28日)及び1年ごとに定められる「農林水産省政策評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に政策評価が行われている(注)。
- ② 一般政策については、実績評価方式及び総合評価方式による事後評価が行われている。実績評価方式による評価は、農林水産省が行う行政分野全般について政策体系を明らかにした上で、重点政策分野ごとに行われ、総合評価方式による事後評価は、時々の重要課題に対応した政策を対象に行われている。また、実績評価方式による評価を補完するものとして、必要に応じて、政策分野を構成する個々の政策手段(予算事業等)を対象に政策手段別評価が行われている。
- ③ 研究開発及び個々の公共事業については、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われており、評価の対象の重点化を図りつつ評価手法の改善を図るなど、その取組を推進するものとされている。
- ④ 規制については、事業評価方式による事前評価が行われており、規制の質の向上や国民への説明責任を果たすことに資するよう、その取組を推進するものとされている。

(注) 評価書は、農林水産省ホームページで公表されている。

<http://www.maff.go.jp/j/assess/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。なお、政策手段別評価についても併せて審査を行った。

ア 現状

- ① 政策分野名「食品産業の競争力の強化」等17件のすべてにおいて、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。
- ② 基本計画において、目標の達成度合いの定量的な判定基準が定められている。
- ③ 事業名「『教育ファーム』の取組への支援」等4件の政策手段別評価については、得ようとした効果が具体的に特定されている(100%)。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。農林水産省において、目標に関し達成しようとする水準がすべて数値化等により特定されており、今後もこうした取組が進められることが期待される。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「農林水産省政策評価基本計画」(平成18年3月28日)及び1年ごとに定められる「農林水産省政策評価実施計画」に基づき、政策評価が行われている。

基本計画においては、実績評価方式、総合評価方式及び事業評価方式の三つの評価方式を基本とすることとされている。

一般政策については、農林水産政策は、国民生活全般とのかかわりが深く、国民に対する説明責任と施策の有効性が強く要請されていることから、農林水産省が行う行政分野全般について政策体系を明らかにした上で、重点政策分野ごとに実績評価方式による評価を行うこととされている。また、時々の重要課題に対応するため、特定の課題について、総合評価方式による事後評価を行うこととされている。

研究開発及び個々の公共事業については、事業評価方式による事前評価及び事後評価を行うこととされている。特に事業の効率性や事業実施過程の透明性の一層の向上が求められていることから、評価対象の重点化を図りつつ評価手法の改善を図るなど、その取組を推進するものとされている。

規制については、事業評価方式による事前評価を行うこととされている。農林水産省においては従来から法律又は政令の改正に伴う規制の新設又は改廃について事前評価を実施しており、規制の質の向上や国民への説明責任を果たすことに資するよう、その取組を推進するものとされている。

(取組状況－一般政策についての政策評価)

一般政策については、実績評価方式及び総合評価方式による事後評価が、図表Ⅱ-13-①のとおり行われている(なお、平成20年度については、総合評価方式による評価は行われていない)。

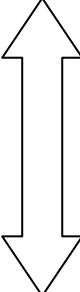

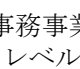
また、実績評価方式による評価を補完するものとして、必要に応じて、政策分野を構成する個々の政策手段(予算事業等)を対象に政策手段別評価が行われている。

(取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、研究開発、個々の公共事業及び規制について、事業評価方式による事前評価及び事後評価が、図表Ⅱ-13-①のとおり行われている。研究開発及び個々の公共事業に係る事後評価は、引き続き、期中及び完了後に行うこととされている。期中の評価は、評価法により政策評価の実施が義務付けられた事業に加え、対象となる事業が10年を超えて継続する場合、直前に期中の評価を実施した年度から起算して5年ごとに行われている。完了後の評価は、評価法により政策評価の実施が義務付けられていないが、総事業費10億円以上の事業を対象に行われている。

図表Ⅱ-13-①

農林水産省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価	
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル 		<p><実績評価方式> 対象：農政、林政及び水産行政に係る主要施策のすべて（注3） 実施状況： 平成14年 7月 70件 15年 7月 82件 16年 7月 59件 17年 7月 57件 18年 7月 16件 19年 7月 16件 20年 7月 17件 </p> <p>対象： 実績評価を補完するため、個々の政策手段（予算事業） 実施状況： 平成14年 7月 180件 15年 7月 94件 16年 7月 60件 17年 7月 46件 18年 7月 21件 19年 7月 1件 20年 7月 4件</p>	<p><総合評価方式> 対象： ①社会経済情勢の変化により改善・見直しが必要とされるもの ②国民からの評価に対するニーズが高く、緊急に取り上げて実施することが要請されるもの ③社会経済や国民生活に与える影響が大きいもので開始から一定期間が経過したもの等 実施状況： 平成15年 7月 1件 16年11月 3件 17年 3月 2件 18年 3月 2件 18年 7月 1件</p>
	事務事業 レベル 			
義務付け4分野の政策	研究開発 (注4) 事務事業 レベル	<p>(事前) 対象：総事業費10億円以上の研究開発課題 実施状況： 平成14年 12月 22件 15年3～8月 82件 16年3～8月 105件 17年5～9月 174件 18年1～8月 12件 19年 8月 7件 20年 8月 2件</p>	<p>(中間) 対象：①評価法により義務付けられた研究開発課題②10年を超えて継続する研究開発課題 実施状況： 平成15年3～4月 57件 16年3～8月 96件 17年3～5月 32件 18年 3月 8件 19年 3月 2件 20年3～6月 6件</p>	<p>(事後) 対象：総事業費10億円以上の研究開発課題 実施状況： 平成15年3～4月 111件 16年3～8月 144件 17年3～7月 77件 18年 3月 66件 19年 3月 4件 20年 3月 3件</p>
	公共事業 (注5) 事務事業 レベル	<p>(事前) 対象：総事業費10億円以上の事業 実施状況： 平成14年 12月 28件 15年4～12月 6,155件 16年3～12月 3,856件 17年3～9月 3,712件 18年3～8月 3,163件 19年3～9月 238件 20年3～8月 240件</p>	<p>(期中) 対象：①評価法により義務付けられた事業②10年を超えて継続する事業 実施状況： 平成14年8～12月 101件 15年4～12月 590件 16年3～8月 822件 17年3～8月 682件 18年3～8月 946件 19年3～9月 82件 20年3～12月 242件</p>	<p>(完了後) 対象：総事業費10億円以上の事業 実施状況： 平成14年 8月 20件 15年4～8月1,007件 16年3～8月1,238件 17年3～8月1,347件 18年3～8月1,599件 19年3～9月 313件 20年3～8月 303件</p>
	規制 事務事業 レベル	<p>(事前) 対象：規制の新規又は改廃 実施状況： 平成19年 11月 4件 20年1～10月 2件</p>		
<p><特徴> 農林水産省では、行政分野全般にわたる主要施策を対象に、実績評価による評価が行われている。また、これを補完するものとして、政策分野を構成する個々の政策手段（予算事業等）を対象に政策手段別評価が行われている。</p>				

- (注) 1 農林水産省の基本計画等を基に当省が作成した。
 2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。
 3 平成18年度からは、評価の重点化・効率化の観点から、政策体系の大ぐくり化が行われている。
 4 平成17年度までは、すべての研究開発課題及び研究開発施策を対象としていたが、18年度からは、評価対象の重点化の観点から、評価法により評価を義務付けられているもの等を対象として評価が行われている。
 5 平成17年度までは、施設の維持管理及び災害復旧事業等を除くすべての公共事業を対象としていたが、18年度からは、評価対象の重点化の観点から、評価法により評価の実施が義務付けられているもの等を対象として評価が行われている。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。なお、政策手段別評価についても併せて審査を行った（研究開発の評価についてはⅠ－２－１、個々の公共事業の評価についてはⅠ－２－２、規制の政策評価についてはⅠ－２－４参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 17 件を審査の対象とした。

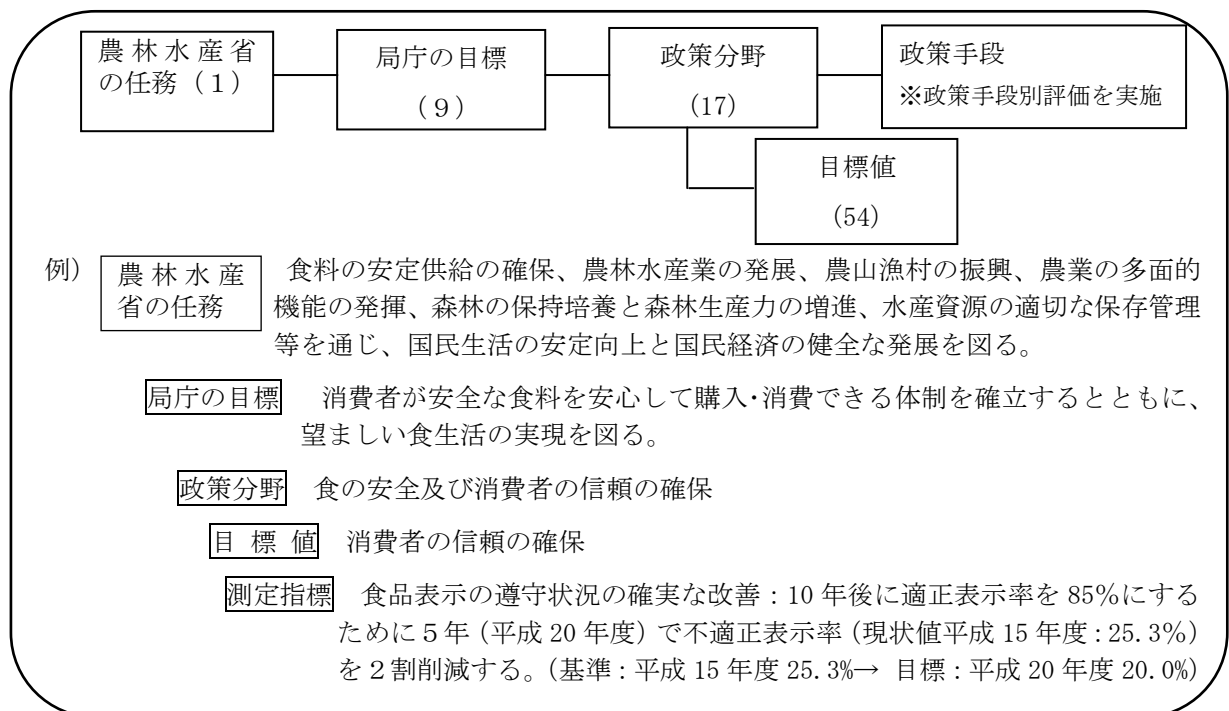
(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる政策は、図表Ⅱ－13－②のとおり、農政、林政及び水産行政に係る主要政策のすべてを政策分野に分類することを基本とし、毎年度、実施計画により決定されている。

決定された 17 政策分野には、それぞれ 1 目標値から 8 目標値が設定され、合計で 54 目標値が設定されている。設定された目標値により達成度合いが判定され、その結果に基づき、政策分野の単位で評価が行われている。

必要に応じ、政策分野を構成する個々の政策手段を対象に、政策手段別評価が行われている。

図表Ⅱ－13－② 農林水産省における実績評価方式による評価の基本構造

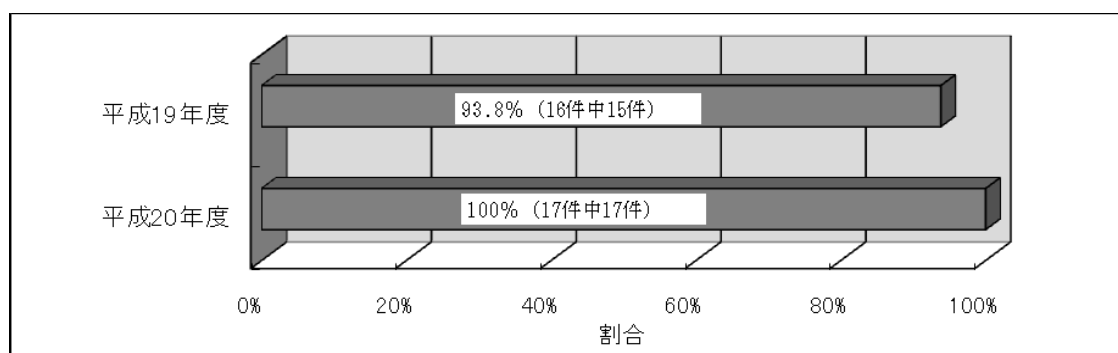


(注) 農林水産省の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にしておく必要がある。目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－13－③のとおり、100%（17件中17件）となっている。

図表Ⅱ－13－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



- (注) 1 農林水産省の評価書を基に当省が作成した。
 2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

実績評価方式は、目標の達成度合いについて評価することが基本である。目標の達成度合いの判定が客観的なものといえるためには、定量的な判定基準などを、あらかじめ具体的に明示しておくことが重要である。

農林水産省では、基本計画において、定量的な目標については、図表Ⅱ－13－④のとおり、目標の達成度合いの定量的な判定基準が定められており、目標の達成度合いをA、B及びCにランク分けした上で、有効性及び必要性の観点から評価することとされている。

図表Ⅱ－13－④ 農林水産省における達成度合いの判定基準

ランク	達成度合	評価
A	90%以上	おおむね有効
B	50%以上 90%未満	有効性の向上が必要である
C	50%未満	有効性に問題がある

- (注) 1 農林水産省の基本計画を基に当省が作成した。
 2 基本計画では、150%を超える達成度合いとなった政策分野については、特に効率性の観点も含め、総合的に評価を行うこととし、過剰な達成による負の影響がないことが明らかなものを除き、達成度合いによるランク分けを原則行わないこととされている。

(特記事項－取組の工夫がみられる点)

「政策評価の点検結果」(平成20年3月)において、毎年度一定の水準を確保・維持することを目標としているものについては、達成ランクが「A」(おおむね有効)であっても、実績値が目標とする水準を下回り、かつ、その推移が減少傾向となっている場合には、目標とする水準を下回っている原因を分析する必要があることについて、「今後の課題」としたところであるが、農林水産省において改善が図られ、実績値が目標とする水準を下回り、かつ、その推移が減少傾向となっている指標については原因分析が行われ、その内容について評価書に記載された。

(イ) 政策手段別評価

(審査の対象)

政策手段別評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された4件を審査の対象とした。

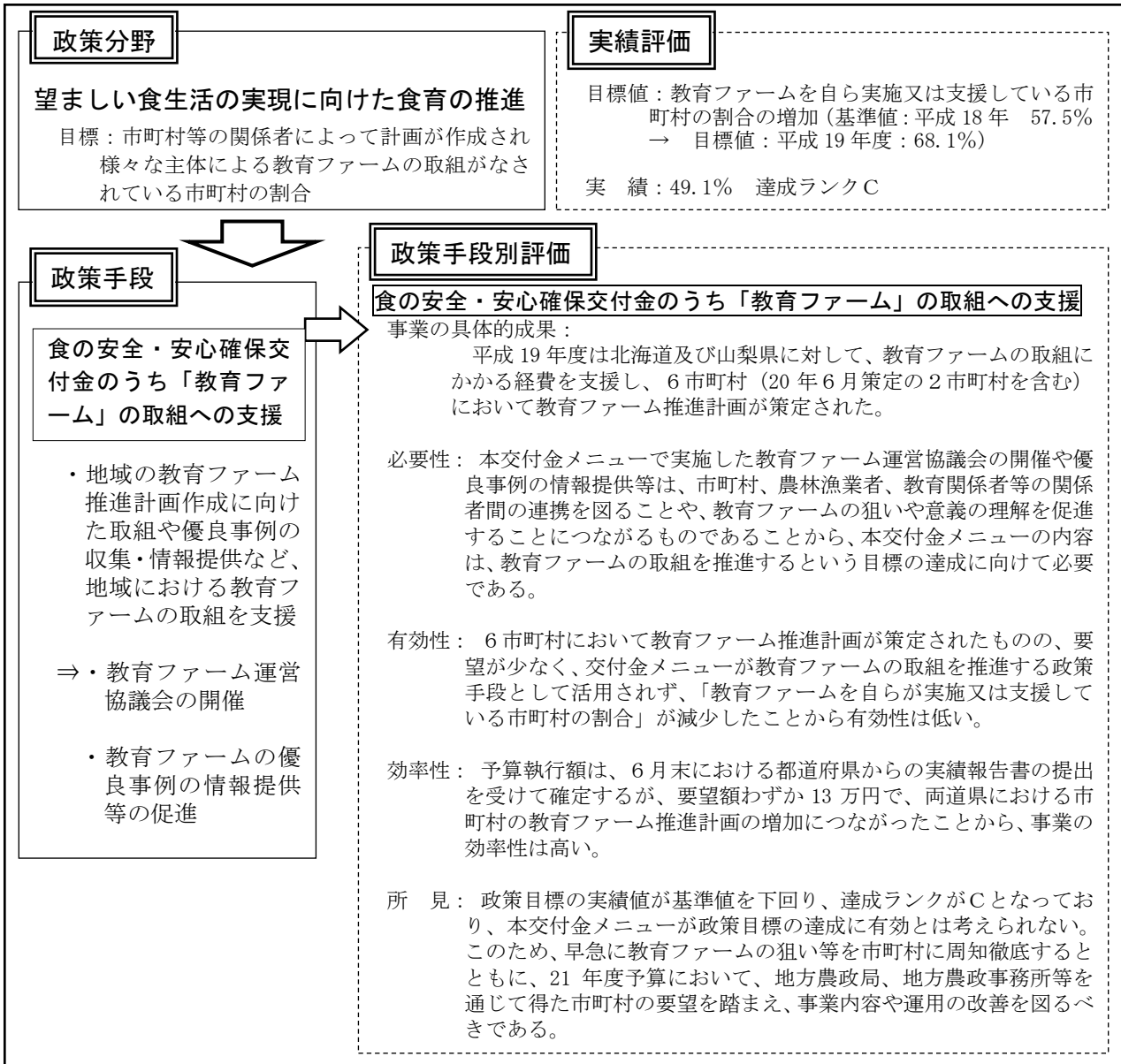
(評価の取組状況)

農林水産省では、必要に応じて、政策分野を構成する個々の政策手段を対象に評価が行われている。図表Ⅱ-13-⑤の例のとおり、政策手段に期待される効果を発揮させるために、特に実施の必要があると認めるものなどを対象として、評価が行われている。

実績評価方式による評価では、目標が達成されたかどうかは明らかになるものの、目標が達成されていない場合の原因について必ずしも把握することができない。このため、目標期間中の達成度合いが芳しくない、目標が達成されないなどの問題のある政策等について、政策分野を構成する個々の政策手段にまで掘り下げた分析・検証を行うことは有益である。

図表Ⅱ-13-⑤

政策手段別評価の実施例



(注) 農林水産省の評価書等を基に当省が作成した。

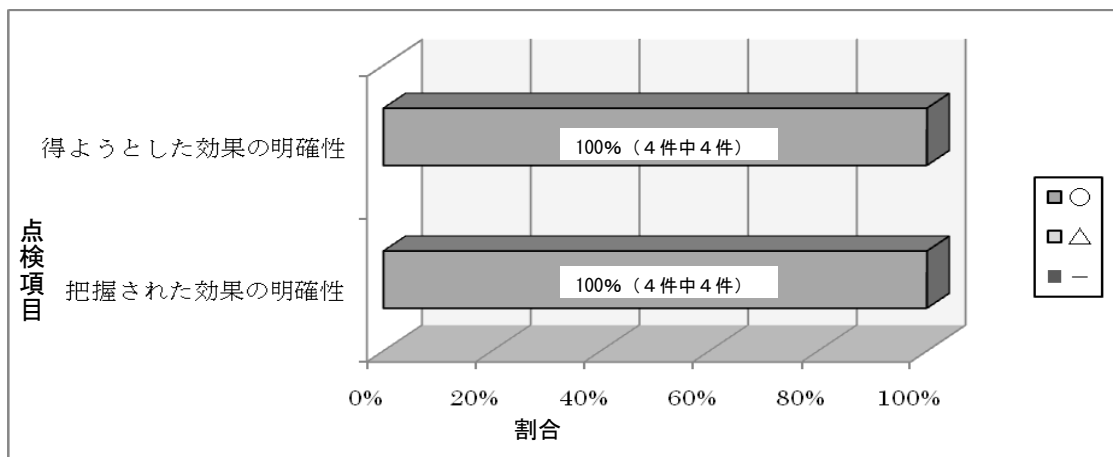
(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

政策分野を構成する個々の政策手段にまで掘り下げた評価・検証を行う場合においては、当該政策手段により当初得ようとした効果が実際に発現しているのか、当初得ようとした効果と把握された効果の関係はどのようになっているのかを明らかにしておくことが必要である。

審査の対象とした4件については、図表Ⅱ-13-⑥のとおり、得ようとした効果や把握された効果は具体的に特定されている。また、当初得ようとした効果が実際に得られたのかについても明らかにされている。

図表Ⅱ－13－⑥

共通の点検項目別の審査結果（政策手段別評価）



- (注) 1 農林水産省の評価書を基に当省が作成した。
 2 「得ようとした効果の明瞭性」
 「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。
 3 「把握された効果の明瞭性」
 「○」、「△」及び「－」の分類については、上記2と同様である。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価することが基本である。農林水産省において、目標に関し達成しようとする水準がすべて数値化等により特定されており、今後もこうした取組が進められることが期待される。

14 経済産業省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間を計画期間とする「経済産業省政策評価基本計画」(平成 18 年 3 月 31 日)及び 1 年ごとに定められる「経済産業省事後評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に、政策評価が行われている(注1)。
- ② 政策評価の実施に当たっては、特定の行政課題に対応するために目標を掲げ、その実現へ向けて財政措置や法令などに基づいて行政活動を行う一定のまとまりとしての「施策」を基本的な単位として評価が行われている。また、施策単位の評価に加えて、必要に応じて個別に事業レベルでの評価が行われている。
- ③ 基本計画で定めた施策を対象に、事前評価については毎年度、事後評価については、原則として 3 年から 5 年の間に一度、評価が行われている。

(注1) 評価書は、経済産業省ホームページで公表されている。

http://www.meti.go.jp/policy/policy_management/index.html

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 9 件

- ① 施策名「技術革新の促進・環境整備」等 9 件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、7 件(77.8%)である。
- ② 事業名「大学等技術移転事業費補助金(補助事業)」等 142 件の事業レベルの評価のうち、得ようとした効果が具体的に特定されているものは 42 件(29.6%)、把握された効果が具体的に特定されているものは 100 件(70.4%)である。
- ③ 経済産業省の評価実施要領において、事後評価は、原則として事前評価で定めた目標・指標に基づいて効果を検証することとされている。しかし、事業レベルの評価について、事前評価で設定された目標・指標の達成状況が低調であるにもかかわらず、その原因等が明らかになっていないものがみられる。

(イ) 事業評価方式による事前評価 248 件

事業名「産学連携人材育成事業(委託)」等 248 件のうち、得ようとする効果が具体的に特定されているものは 75 件(30.2%)である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

- ① 実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定して評価を行

うことが基本である。目標に関し達成しようとする水準については、平成19年度に比べて、数値化等により特定されている評価の割合が増加しているものの、より一層、数値化等により特定することが必要である。

- ② 事業レベルの評価について、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に特定しておくことや、事前評価で設定された目標・指標の達成状況が低調である場合には、その原因等を明らかにすることが望まれる。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価を行うに当たっては、得ようとする効果を具体的に特定しておくことが望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成18年度から22年度までの5年間を計画期間とする「経済産業省政策評価基本計画」(平成18年3月31日)及び1年ごとに定められる「経済産業省事後評価実施計画」に基づき、一般政策、研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に政策評価が行われている。なお、対象政策ごとに評価実施要領が定められている。

基本計画において、政策評価の実施に当たっては、特定の行政課題に対応するために目標を掲げ、その実現へ向けて財政措置や法令などに基づいて行政活動を行う一定のまとまりとしての「施策」が基本的な単位とされている。

また、施策の成果(アウトカム)に着目して目標を設定し、その実現へ向けた具体的な取組や実施期間、最終的な実績・成果等を総合的に勘案して目標の達成度合いを評価する「実績評価」を行うことを基本とし、施策単位に基づく実績評価に加えて、必要に応じて個別に事業レベルでの評価を行うこととされている。

政策評価の実施に当たり、経済産業省の「ミッション」や政策の方向性、それらと施策の関係を明確にするために、政策・施策体系を6政策34施策に整理している。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ-14-①のとおり、実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価が行われている。

事前評価の実施に当たっては、基本計画で定めた施策を基本的な単位とした評価と、予算規模の大きいもの等、特に重要と判断される事業について事業評価方式で評価が行われている。

一方、事後評価の実施に当たっては、基本計画で定めた施策を対象に実績評価方式で評価が行われている。評価の対象となる施策については、原則として3年から5年の間に一度事後評価を行うこととされ、具体的な対象については、毎年度、実施計画において明らかにされている。

また、実績評価方式による評価に加えて、評価の対象となる施策の目標を実現するための具体的措置のうち、予算規模の大きいもの等、特に重要と判断される事業の評価が行われている。

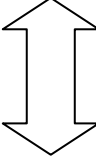
（取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価）

義務付け4分野の政策のうち、研究開発、個々の公共事業及び規制については、事業評価方式により事前評価及び事後評価が行われている。

研究開発の評価は「経済産業省技術評価指針」、個々の公共事業の評価は「工業用水道事業に係る政策評価実施要領」、規制の評価は「規制に係る事前評価に関する経済産業省政策評価実施要領」により行われている。

図表Ⅱ-14-①

経済産業省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価		
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル  事務事業 レベル	対象： 基本計画で定めるすべての施策 実施状況： 平成 14 年 11 月 78 件 15 年 9 月 79 件 16 年 8 月 73 件 17 年 8 月 75 件 18 年 8 月 34 件 19 年 9 月 34 件 20 年 9 月 34 件	対象： 基本計画で定めるすべての施策を対象とし、毎年度、 実施計画で定めるもの 実施状況： 平成 14 年 7 月 1 件 15 年 3～5 月 28 件 16 年 7 月～17 年 1 月 18 件 17 年 3～9 月 15 件 18 年 3～8 月 27 件 19 年 3～6 月 9 件 19 年 12 月 4 件 20 年 2～6 月 10 件		
	研究開発	事務事業レベル	(事前) 実施状況： 平成 14 年 11 月 52 件 (注3) 15 年 9 月 38 件 (注3) 16 年 8 月 36 件 (注3) 17 年 8 月 32 件 (注3) 18 年 8 月 9 件 19 年 9 月 14 件 20 年 9 月 72 件	(中間) 実施状況： 平成 15 年 3～4 月 2 件(注3) 15 年 12 月 ～16 年 4 月 6 件(注3) 16 年 2～8 月 8 件(注3) 16 年 11 月 1 件(注3) 17 年 6～10 月 25 件(注3) 18 年 4～8 月 7 件(注3) 19 年 12 月 4 件 20 年 2 月 10 件	(事後) 実施状況： 平成 15 年 4 月 5 件(注3) 17 年 1 月 1 件(注3) 17 年 6 月 1 件(注3) 19 年 1 月 1 件(注3)
義務付け 4 分野の政策	公共事業	事務事業レベル	(事前) 実施状況： 平成 14 年 11 月 4 件 15 年 9 月 4 件 16 年 8 月 4 件 17 年 8 月 7 件 18 年 8 月 3 件 19 年 9 月 7 件 20 年 9 月 8 件	(再) 実施状況： 平成 14 年 9 月 4 件 15 年 9 月 19 件 16 年 4 月 6 件 16 年 9 月 11 件 17 年 2～9 月 4 件 18 年 2～8 月 8 件 19 年 2～3 月 3 件 19 年 9 月 2 件 20 年 9 月 8 件	
	規制	事務事業 レベル	(事前) 実施状況： 平成 15 年 3～4 月 3 件 16 年 10 月 2 件 17 年 1 月 1 件 19 年 10～11 月 5 件 20 年 1～12 月 19 件	(中間・事後) 実施状況： 平成 15 年 3 月 1 件 17 年 3 月 58 件 19 年 3 月 11 件 19 年 12 月 1 件 20 年 2 月 16 件	
<p><特徴> 特定の行政課題に対応するために目標を掲げ、その実現に向けて財政措置や法令などに基づいて行政活動を行う一定のまとまりとしての施策を評価の基本単位としつつ、事前評価については毎年度、事後評価については3年から5年に一度評価を行っている。施策の評価に加え必要に応じて個別に事業レベルでの評価を行う仕組みとしている。</p>					

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。
3 経済産業省の政策評価の単位である施策の件数を記載した。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（研究開発の評価についてはI-2-1、個々の公共事業の評価についてはI-2-2、規制の政策評価についてはI-2-4参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付されてきた9件（注2）を審査の対象とした。

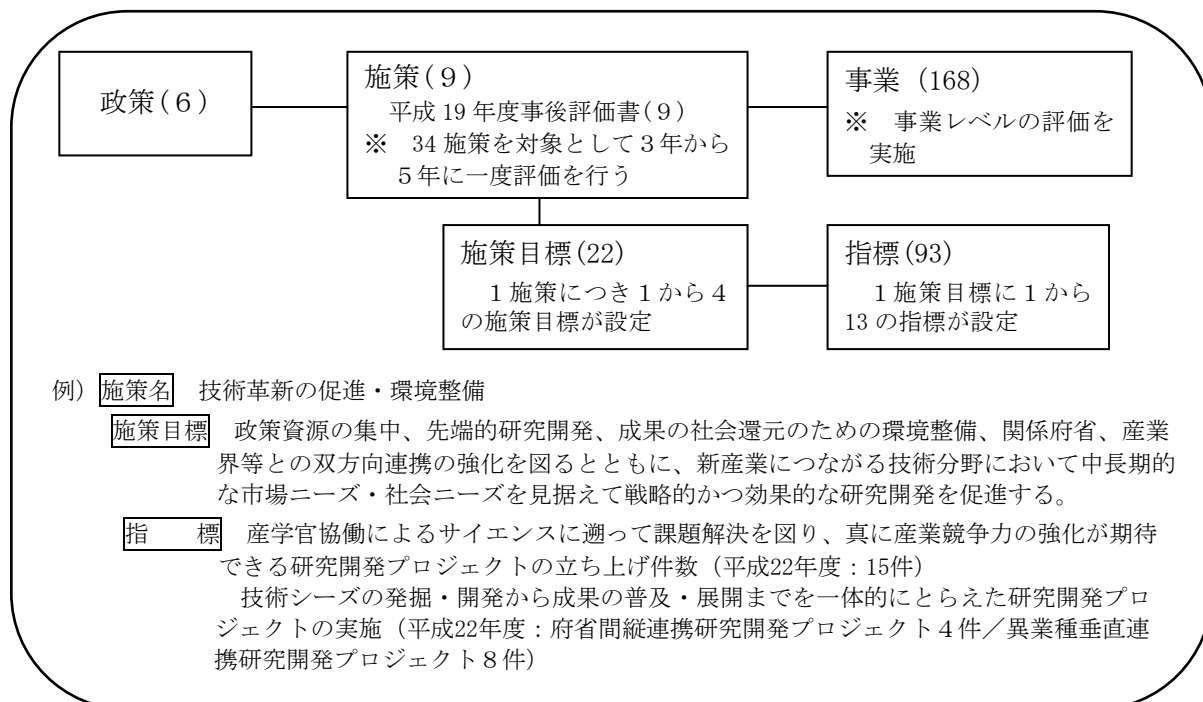
（注2）総務省に送付された10件の評価書のうち、政策の特性上、独自の評価方法により評価が行われている通商政策に関する評価書（1件）を除いた9件を審査の対象とした。

(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる施策は、図表II-14-②のとおり、施策ごとに施策目標が設定され、その下に達成度合いを測定する指標が設定されている。審査の対象とした9件には、一つの施策目標の下に1指標から13指標が設定され、合計で93指標が設定されている。

また、目標の達成度合いの判定は、設定された指標の測定結果に基づき施策単位で行われている。

図表II-14-② 経済産業省における実績評価方式による評価の基本構造



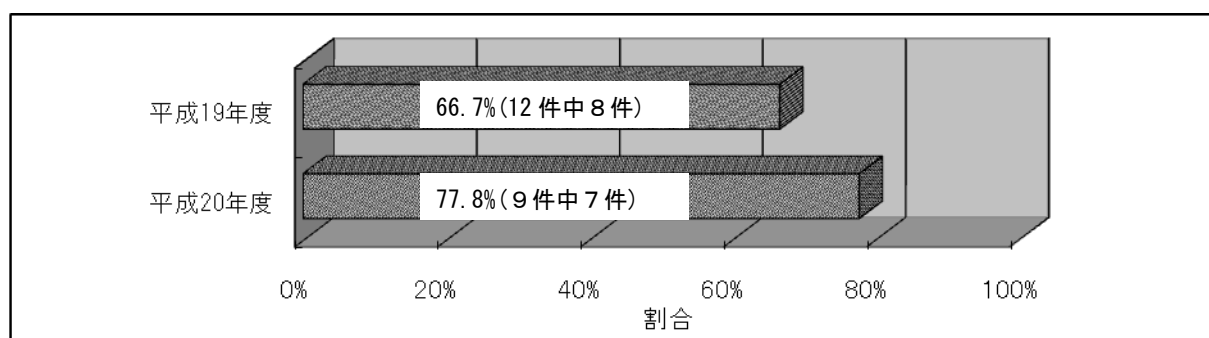
（注）経済産業省の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－14－③のとおり、77.8%（9件中7件）であり、平成19年度の66.7%（12件中8件）と比べて増加している。

図表Ⅱ－14－③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



(注) 1 経済産業省の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(イ) 事業レベルの評価

(審査の対象)

事業レベルの評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された142件を審査の対象とした。

(評価の取組状況)

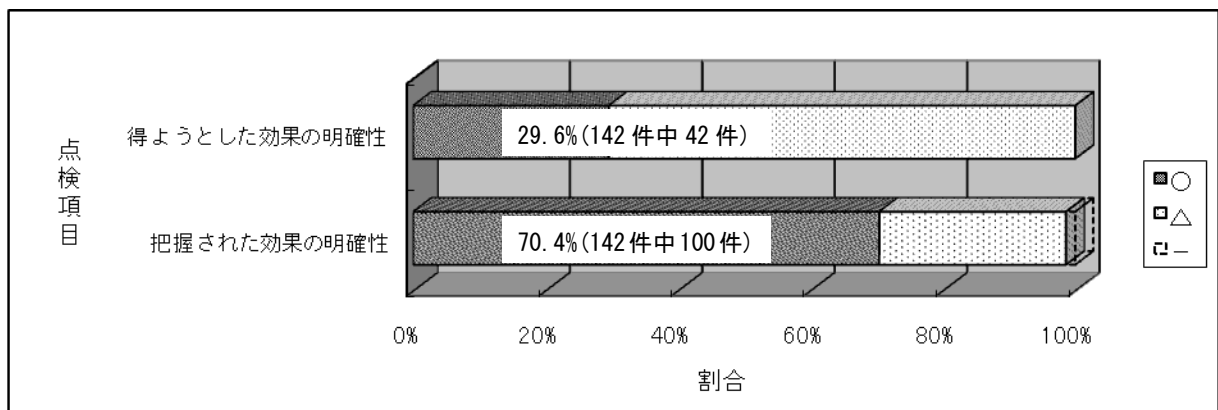
経済産業省では、必要に応じて、評価の対象となる施策の目標を実現するための具体的措置のうち、予算規模の大きいもの等、特に重要と判断される事業の評価が行われている。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

政策分野を構成する個々の事業にまで掘り下げた評価・検証を行う場合においては、当該事業により得ようとした効果について、その状態を具体的に特定することや、得ようとした効果が実際に発現しているのかを明らかにしておくことが求められている。

しかし、図表Ⅱ－14－④のとおり、得ようとした効果が具体的に特定されているものは142件中42件(29.6%)であり、把握された効果が具体的に特定されているものは142件中100件(70.4%)である。

図表Ⅱ－14－④ 共通の点検項目別の審査結果（事業レベルの評価）



- (注) 1 経済産業省の評価書を基に当省が作成した。
 2 「得ようとした効果の明瞭性」
 「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。
 3 「把握された効果の明瞭性」
 「○」、「△」及び「－」の分類については、上記2と同様である。

(特記事項－取組の工夫が求められる点)

府省共通の点検項目による審査の結果のほか、取組の工夫が必要な点として、以下の状況がみられる。

経済産業省の評価実施要領において、事後評価は、原則として事前評価で定めた目標・指標に基づいて効果を検証することとされている。

しかし、事後評価のうち、事業レベルの評価についてみると、事前評価で設定された目標・指標の達成状況が低調であるにもかかわらず、その原因等が明らかになっていないのがみられる。

(ウ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付されてきた 34 件の施策レベル及び 328 件の事務事業レベルの政策評価のうち、研究開発、個々の公共事業及び規制の評価を除く 248 件（事務事業レベル）を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようと

する効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが求められている。

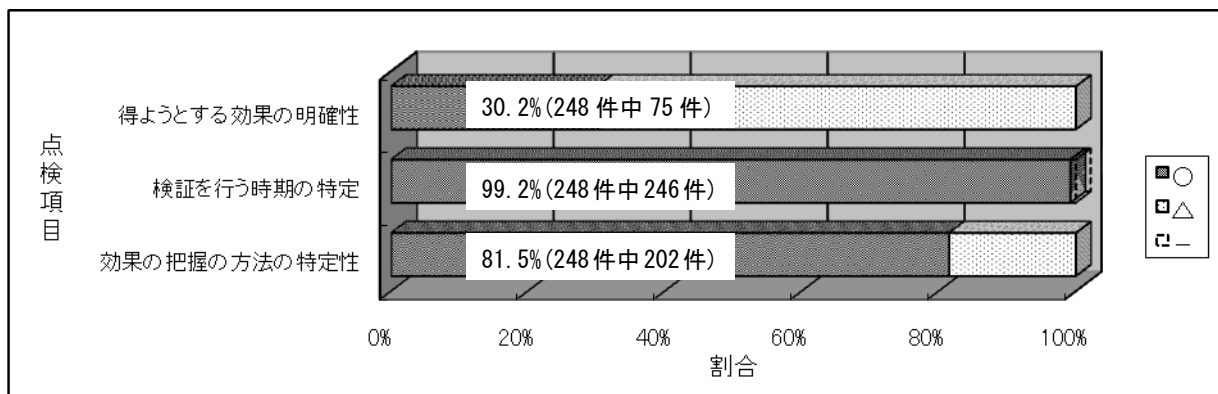
得ようとする効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ－14－⑤のとおり、248件中75件(30.2%)である。残りの173件(69.8%)については、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が特定されていない。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点－)

事後的検証を適切に行うためには、事前評価を行った事業について、効果が発現した際にどのような方法で把握・測定するのか、その時期を事前評価の時点で明らかにしておくことが求められている。

事後的検証を行う時期が特定されているものの割合は、図表Ⅱ－14－⑤のとおり、99.2%(248件中246件)であり、平成19年度の1.6%(62件中1件)と比べて増加している。

図表Ⅱ－14－⑤ 共通の点検項目別の審査結果(事業評価方式による事前評価)



(注) 1 経済産業省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策(施策や事業)について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は、当該政策(施策や事業)の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達

成度合いを評価することが基本である。目標に関し達成しようとする水準については、平成 19 年度に比べて、数値化等により特定されている評価の割合が増加しているものの、より一層、数値化等により特定することが必要である。

また、事業レベルの評価について、得ようとした効果及び把握された効果を具体的に特定しておくことや、事前評価で設定された目標・指標の達成状況が低調なものについては、その原因等を明らかにすることが望まれる。

(イ) 事業評価方式による事前評価

当該政策の必要性が認められるためには、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定しておくことが望まれる。

15 国土交通省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成19年度から23年度までの5年間を計画期間とする「国土交通省政策評価基本計画」(平成19年4月制定、同年10月改正)及び1年ごとに定められる「国土交通省事後評価実施計画」に基づき、一般政策、個々の研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 一般政策については、事業評価方式による事前評価(政策アセスメント)並びに実績評価方式及び総合評価方式による事後評価(政策チェックアップ及び政策レビュー)が行われている。評価の中心は実績評価方式による評価であり、3つの主要な評価方式を相互に有機的に連携させて、政策のマネジメント・サイクルを確立させ、国民本位で効率的な質の高い行政の実現を図ることとされている。
- ③ 個々の研究開発及び公共事業については、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。
- ④ 規制については、事業評価方式による事前評価が行われている。

(注1) 評価書は、国土交通省ホームページで公表されている。

<http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 13件(46施策目標、266業績指標)

政策名「少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進」等13件(46施策目標、266業績指標)すべてについて、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

(イ) 事業評価方式による事前評価 63件

事業名「公的賃貸住宅ストックの有効活用に向けた地域住宅交付金の拡充」等63件のうち、得ようとする効果が具体的に特定されているものは、23件(36.5%)である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

目標に関し達成しようとする水準がすべて数値化等により特定されており、今後もこの取組が進められることが期待される。

目標の達成度合いの判定方法(判定基準)に関しては、現在のところ、事前に判定基準を記すことができないものは、評価の際に判定根拠の記述を徹底す

ることで分かりやすい記述に努める取組が進められているところであり、その充実を図ることは有意義であるが、一方で、目標の達成度合いの判定基準を事前に記すことは、実績評価方式による評価の客観性を高める上で効果的であることから、あらかじめ具体的で明確なものとして示す取組を検討することが望まれる。

(イ) 事業評価方式による事前評価

得ようとする効果の明確性及び効果の把握の方法の特定性については、特定されていないものもみられ、政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、また、事後的な検証を可能とするためにも、事前評価の際に、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定しておくことが望まれる。

国土交通省においては、事業評価方式による事前評価の事後的検証は、実績評価方式又は総合評価方式による事後評価で行うとしており、施策の導入前に見込んでいた効果が実際に発現しているかについては、実績評価方式による評価の業績指標で検証するとしている。しかしながら、得ようとする効果又は効果の把握の方法が特定されていないもののうち、特に業績指標が検討されていないものについては、事後的検証を行う時期は特定されているものの、その際にどのような効果をどのような方法で把握するのか不明確であることから、事前評価の対象とした政策についての事後的な検証を行う取組をより有意義なものにするためにも、得ようとする効果又は効果の把握の方法をあらかじめ特定しておくことが望まれる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成19年度から23年度までの5年間を計画期間とする「国土交通省政策評価基本計画」(平成19年4月制定、同年10月改正)及び1年ごとに定められる「国土交通省事後評価実施計画」に基づき、一般政策、個々の研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に政策評価が行われている。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、国土交通省の主要な政策分野を対象として評価を行うこととしている。

具体的には、以下のような評価が行われている。

① 実績評価方式による評価(政策チェックアップ)

国土交通省の主要な行政目的に係る政策を対象とし、それらに関して国民的視点から(アウトカムベース)横断的かつ体系的に整理した政策目標をあらかじめ設定し、それに対する業績を測定、その達成度を評価する手法である。

② 総合評価方式による事後評価（政策レビュー）

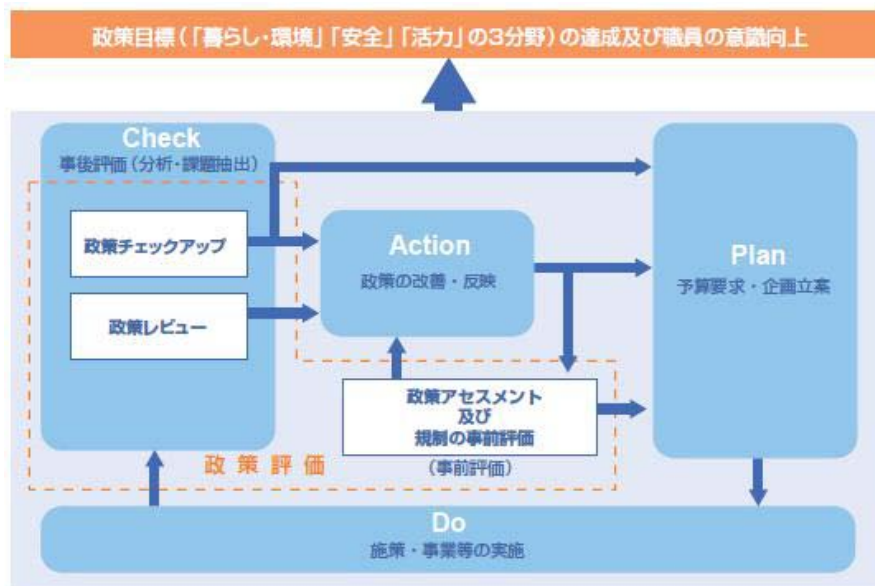
国土交通省の政策課題として重要なもの、国民からの評価に対するニーズが特に高いもの、他の評価の実施結果等を踏まえ、より総合的な評価を実施する必要があると考えられるもの、社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの等を対象とし、それらが目的に照らして所期の効果を上げているかどうかを検証するとともに、結果と施策等の因果関係等について詳しく分析し、課題とその改善方策等を発見する観点から行われる評価手法である。

③ 事業評価方式による事前評価（政策アセスメント）

新たに導入を図ろうとする施策等及び既存の施策等のうち、その改正、廃止、緩和、延長等を図ろうとするものを対象とし、必要性、有効性、効率性等の観点から評価を行い、政策等の導入の採否や選択等に資する情報を提供するとともに、政策意図と期待される効果を明確に説明する観点から行われる評価手法である。

さらに、図表Ⅱ－15－①のとおり、これらの評価を相互に有機的に連携させて、「政策のマネジメント・サイクル」を確立させ、実施した施策・事業等の効果や問題点を絶えず把握し、予算要求や政策の企画立案にいかしていくことで、国民本位で効率的な質の高い行政の実現を図ることとしている。

図表Ⅱ－15－① 国土交通省における「政策のマネジメント・サイクル」



(注) 国土交通省のHPによる。

(取組状況—義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、個々の研究開発及び個々の公共事業については、図表Ⅱ－15－②のとおり、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。

具体的には、以下のような評価が行われている。

① 個々の研究開発についての評価

研究開発機関等において重点的に推進する研究開発課題及び本省又は外局から独立行政法人研究機関、民間等に対して補助又は委託を行う研究開発課題を対象に評価を行う手法である。

② 個々の公共事業についての評価

維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業を除くすべての国土交通省所管公共事業を対象に評価を行う手法である。

また、規制については、図表Ⅱ-15-②のとおり、事業評価方式による事前評価が行われている。

図表Ⅱ-15-② 国土交通省における政策評価の取組

評価対象施策		事前評価	事後評価	
一般政策	政策 (狭義)・ 施策 レベル	<p><事業評価方式> 対象： ①新規の施策等（予算、規制、税制、財投（政策金融を含む）、法令等） ②既存施策等の改正、廃止、緩和、延長等 実施状況（平成）： 14年9月 48件 15年7月 49件 15年8月 43件 16年8月 95件 17年8月 43件 17年8月 56件 18年8月 40件 18年8月 42件 19年8月 67件 19年8月 11件 20年8月 63件</p> <p>※規制に関するもの（注4） 実施状況（平成）： 19年3月 9件 19年8月 11件</p>	<p><実績評価方式> 対象： 主要な行政目的に係る政策 実施状況（平成）： 15年7月 27件 16年8月 27件 17年8月 27件 18年8月 27件 19年8月 27件 （151業績指標） 20年8月 13件 （266業績指標）</p>	<p><総合評価方式> 対象： ①政策課題として重要なもの ②国民からの評価に対するニーズが特に高いもの ③他の評価の実施結果等を踏まえ、より総合的な評価の実施が必要と考えられるもの ④社会経済情勢の変化等に対応して、政策の見直しが必要と考えられるもの 等 実施状況（平成）： 15年4月 11件 16年3月 8件 17年3月 5件 18年3月 9件 19年3月 3件 20年3月 5件</p>
	事務事業 レベル		<p>（事前） 対象： 研究開発課題 実施状況（平成）： 14年9月 16件 15年4月 13件 15年8月 17件 16年3月 23件 16年8月 20件 17年3月 8件 17年8月 31件 18年3月 28件 18年8月 25件 19年3月 25件 19年8月 38件 20年4月 36件 20年8月 36件</p>	<p>（中間） 対象： 研究期間が5年以上のもの又は期間の定めのないもの 実施状況（平成）： 15年4月 2件 15年8月 1件 16年3月 2件 16年8月 1件 17年3月 11件 18年3月 3件 18年8月 2件 19年3月 4件 20年4月 5件</p>
義務付け4分野の政策	研究開発 事務事業 レベル			

評価対象政策		事前評価	事後評価	
義務付け4分野の政策	公共事業	(事前) 対象： すべての国土交通省所管公共事業 (維持管理、災害復旧事業等を除く) 実施状況(平成)： 14年9月 36件 15年4月 886件 15年8月 27件 16年3月 760件 16年8月 28件 17年3月 575件 17年8月 15件 18年3月 570件 18年8月 26件 19年3月 473件 19年8月 38件 20年4月 359件 20年5月 75件 20年8月 38件	(再) 対象： 事業採択後5年間が経過した時点で未着工の事業、事業採択後10年間が経過した時点で継続中の事業等 実施状況(平成)： 14年9月 11件 15年4月 1071件 15年8月 42件 16年3月 2461件 16年8月 14件 17年3月 926件 17年8月 6件 18年3月 899件 18年8月 11件 19年3月 746件 19年8月 13件 20年4月 644件 20年5月 282件 20年8月 57件	(完了後) 対象： 事業完了後の一定期間(5年以内)が経過した事業及び改めて完了後の評価を行う必要のある事業 実施状況(平成)： 16年3月 164件 17年3月 113件 18年3月 156件 19年3月 181件 20年4月 118件
	規制	(事前) 対象： ①新規の施策等(予算、規制、税制、財投(政策金融を含む)、法令等) ②既存施策等の改正、廃止、緩和、延長等 実施状況(平成)： 19年10月 1件 20年1月 4件 20年2月 4件 20年3月 2件 20年8月 2件		
<特徴> 国土交通省では、実績評価方式による評価(政策目標を具体的な指標によって明示し、その達成度を事後的に評価)、総合評価方式による事後評価(実施中の施策のうち、特定のテーマについて効果の検証等を総合的に評価)及び事業評価方式による事前評価(新規施策の導入に当たっての事前評価)の3つの主要な評価方式を有機的に連携させ、政策のマネジメント・サイクルを確立させ、国民本位で効率的な質の高い行政の実現を図るとしている。				

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。
 2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを示す。
 3 事業評価方式の事前評価については、概算要求に係る評価を予算成立後に修正したものも含む。
 4 規制については、平成19年10月1日以降事前評価が義務付けられたことから、それ以降に行われた事業評価方式による事前評価について計上している。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価及び事業評価方式による事前評価について審査を行った結果は以下のとおりである(総合評価方式による事後評価についてはI-1-3、個々の研究開発の評価についてはI-2-1、個々の公共事業の評価についてはI-2-2、規制の政策評価についてはI-2-4参照)。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 13 件（46 施策目標、266 業績指標）を審査の対象とした。

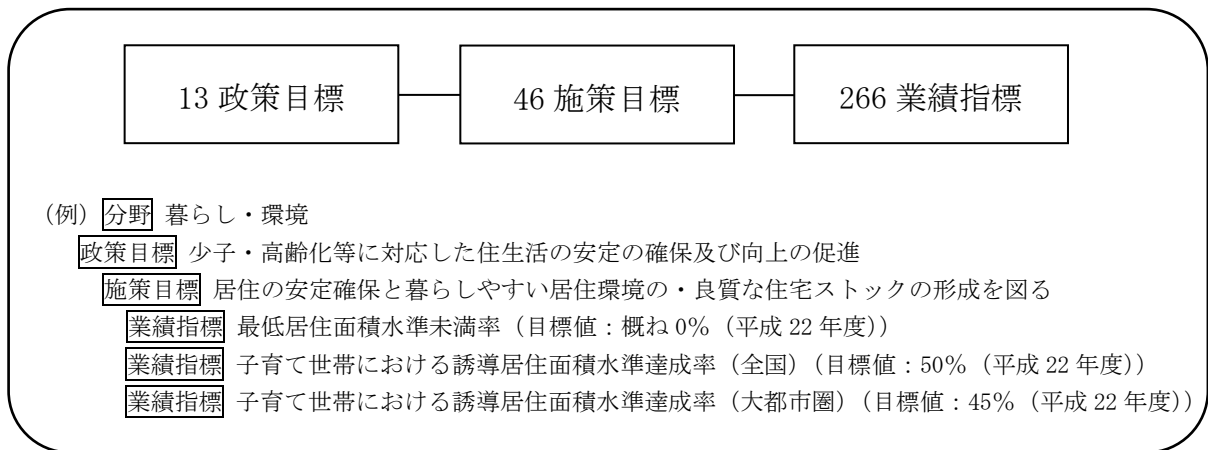
(評価の設計)

国土交通省の主要な行政目的に係る政策は、「暮らし・環境」、「安全」、「活力」の 3 分野に分類され、それらに関して国民的視点から（アウトカムベース）横断的かつ体系的に整理した 13 の政策目標が明らかにされ、その政策を実現するための具体的な方策や対策である施策に関して、46 の施策目標が明らかにされている。その上で、上記政策目標及び施策目標について、その達成度合いを測定する 266 の業績指標（注 2）及びそれぞれの業績指標に係る今後 5 年以内の目標値（業績目標）が設定されている。

目標の達成度合いの判定は、各業績指標に関する測定の結果に基づき、当該指標に係る業績目標単位で行われている（図表Ⅱ－15－③参照）。

なお、平成 19 年度に「政策評価と予算・決算の連携強化に伴う政策評価体系の見直し」による施策の大ぐくり化、政策評価の対象範囲の拡大及び業績指標の追加がなされ、従来の 27 政策目標（98 施策目標、151 業績指標）から 13 政策目標（46 施策目標、266 業績指標）へと再編が行われた。

図表Ⅱ－15－③ 国土交通省における実績評価方式による評価の基本構造



(注) 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。

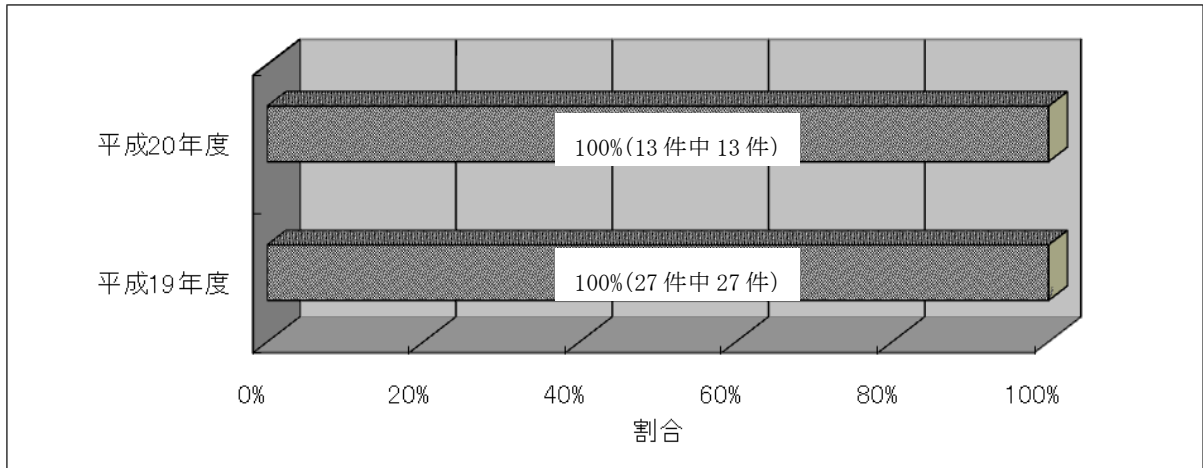
(注 2) 国土交通省では、例えば、「子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（全国）」及び「子育て世帯における誘導居住面積水準達成率（大都市圏）」（図表Ⅱ－15－③参照）といった業績指標は、種類別（全国、大都市圏）に分けて分類せず、1 件としているため、総数は 216 となっている（再編前は 119）。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式である。このため、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標の設定状況についてみると、図表Ⅱ－15－④のとおり、平成19年度に引き続き、評価が行われた13政策目標（46施策目標、266業績指標）すべてについて、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

図表Ⅱ－15－④ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



- (注) 1 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。
 2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(特記事項－取組の工夫が求められる点)

目標の達成度合いの判定方法に関し、国土交通省では、評価の際にすべての指標について、その進捗よく状況等に関する評価を9つに区分(注3)して表示することとしているが、当該年度にどのような実績値を示せば、成果が上がっている、上がっていない、又は判断できないと判定するのかについての客観的な判断基準はあらかじめ明示されていない。

この点につき、政策レビュー「行政行動の改革－改革はどこまで進んだか」(平成19年3月23日省議決定)においては、事前に中間年度の目標や判定基準を記せるものは記述し、できないものは判定根拠を記述することを徹底することで、分かりやすい記述に努めるとともに、特に実績値が目標値への伸びを示していないものでA(成果を示している)という評価をつけるものや、B(成果を示していない)として2(現状の施策を維持)の評価をつけているものはその判定根拠の説明の充実に努めることとしている。

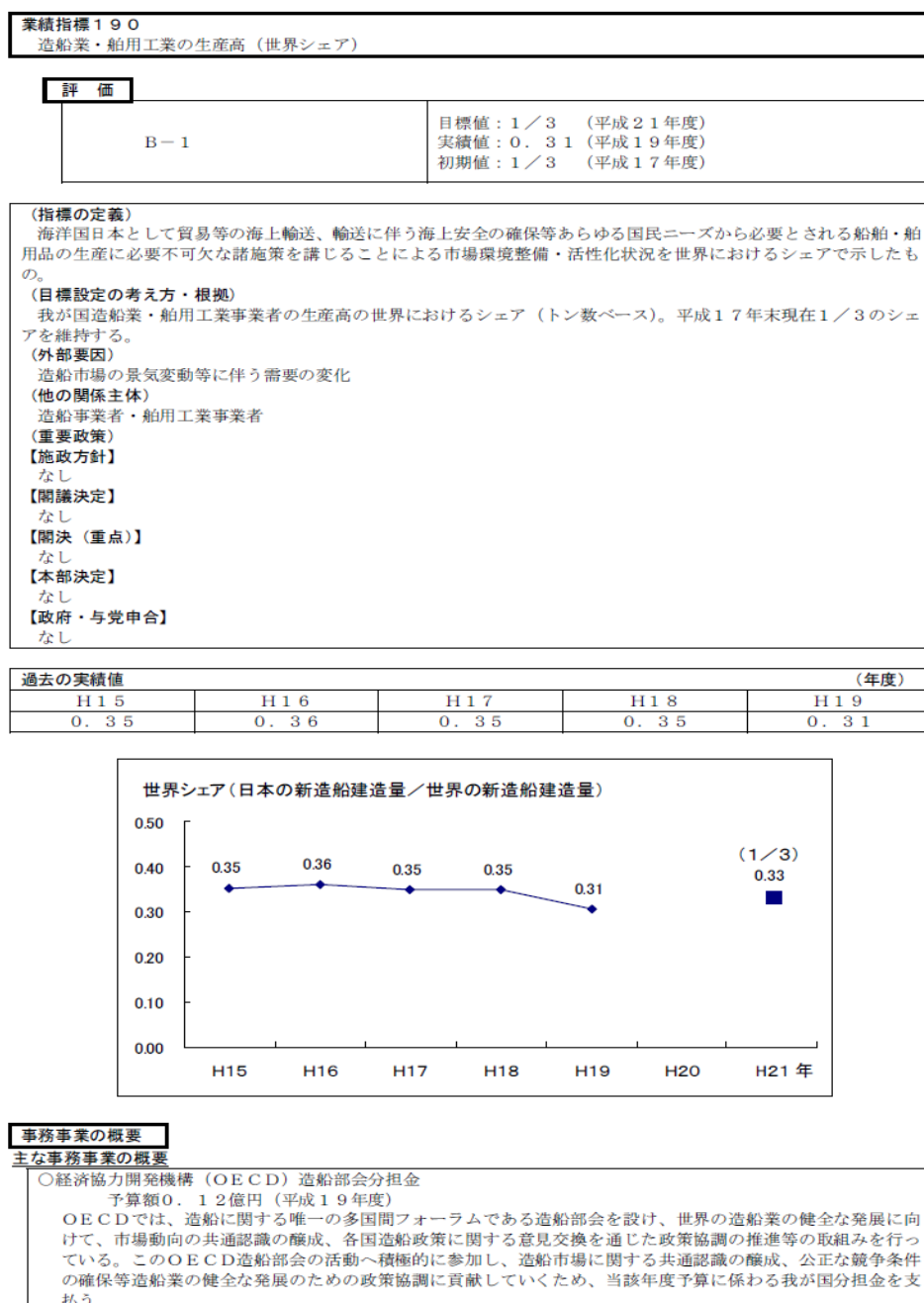
- (注3) 以下の2つの分類(AからC及び1から3)の組合せで9つに区分
- A：業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示している
 - B：業績指標の実績値が目標達成に向けた成果を示していない
 - C：判断できない
 - 1：施策の改善等の方向性を提示
 - 2：現在の施策を維持
 - 3：施策の中止(施策は継続するが、業績指標のみ廃止する場合を含む。)

(特記事項－取組の工夫がみられる点)

政策評価は、評価に関する情報を公表することを通じ、国民に説明する責任を全うすることを目的の一つとしていることから、国民にとって分かりやすい評価書を作成することが重要である。

評価書の様式についてみると、図表Ⅱ－15－⑤のとおり、図表やグラフを積極的に活用するとともに、評価書の構成・デザインが見やすく、また各々の政策の評価結果がよく整理されており、分かりやすい評価書の作成に向けた工夫がみられる。

図表Ⅱ－15－⑤ 国土交通省の実績評価方式による評価の様式と評価書の例



○超高速船の輸出振興等の推進
 予算額0.45億円(平成19年度)
 高速船の国際海事展出展及びセミナーの開催等により超高速船の運航性能・有効性を世界に発信する事を通じて、超高速船の輸出振興・国際展開を図る。

○造船産業人材育成支援事業
 予算額0.45億円(平成19年度)
 造船技能者の大量退職を迎える中、次世代を担う人材に効率的な訓練を施して造船に関する「匠」の技能を円滑に伝承するとともに、人材データベースを構築して技能者の活用を促進することにより、造船業の技術基盤を維持して国際競争力を確保し、もって雇用創出と地域経済活性化を図る。

○船用工業における国際市場環境整備の推進
 予算額0.05億円(平成19年度)
 船用工業における国際市場環境整備を推進し、我が国船用工業の国際競争力の強化を図る。

関連する事務事業の概要

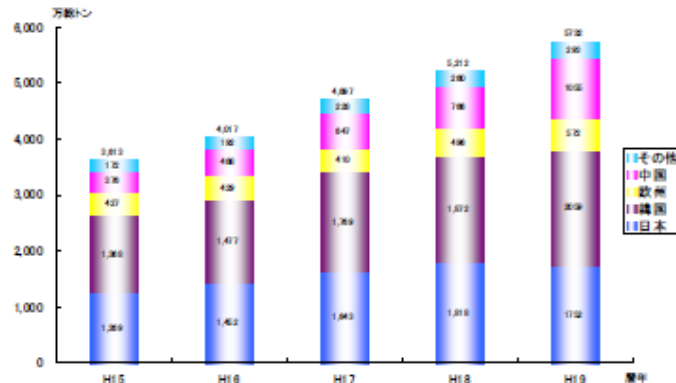
該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成19年度の実績値は0.31であり、平成18年度に比べ0.04ポイントの減少であった。
 ・新造船建造量で見ると、世界の実績値は5,212万総トン(平成18年末)から5,732万総トン(平成19年末)へ急増。我が国の平成19年度の実績値は1,752万総トン(平成19年末)となり、昨年度と同水準であった。



世界の新造船建造量の推移

(事務事業の実施状況)

○OECD造船部会・主要造船国との対話
 OECD造船部会において、造船市場に関する共通認識の醸成や公正な競争条件の確保を図ったほか、主要造船国(韓国、中国、欧州)と、二国間・多国間の実務者レベルによる協議を定期的に行い、更なる国際協調の円滑化に努めた。

○造船産業人材育成支援事業
 業界団体による新卒・中途採用者用の即戦力化のための座学・実技研修や、中堅技能者への専門研修等、効率的な訓練の実施を支援することにより、経験豊富な高齢層が有している技術・技能を円滑に伝承するよう努めた。

○船用工業における国際市場環境整備の推進
 船用工業製品における模倣品による被害実態を把握し、被害国間の連携強化を図るとともに、侵害国に対して対策を取るよう要請を行った。

課題の特定と今後の取組の方向性

・これまで、我が国は新造船建造量において世界シェア1/3を順調に維持してきたが、平成19年度の世界シェアは0.31となり、目標値の1/3にはわずかに至らなかった。今後、世界シェア1/3を確保するため、地球環境問題に対応した技術力の向上、海洋環境立国を支える人材の育成等の施策を実施することから、B-1と評価した。

・海上荷動量の増加により世界の新造船建造量が急激に拡大している中、中国・韓国造船業は低労働コスト・技術力向上により引き続き競争力を高めていることから、今後、当該各国との国際競争がより一層激化していく見込みである。そこで、上記事務事業に加え、地球環境問題に対応する新たな燃費指標の開発・国際基準化や省エネ船・運航システムの開発など、我が国造船産業の国際競争力を強化する各種施策を実施することとする。

平成20年度以降における新規の取組

○海洋環境イニシアティブ総合施策の推進
 現在、国際的規制の枠組みが存在しない国際海運からの二酸化炭素排出削減及び技術力向上を通じた我が国造船業の国際競争力向上をめざした施策群を総合的かつ集中的に展開する。

- ・国際基準化戦略の推進
 実際の運航状態での船の燃費(CO₂排出量)を設計段階で評価できる「実燃費指標」等、国際基準の開発等により、新技術の普及促進にかかる環境整備を推進する。
- ・海洋環境立国を支える人材の育成支援
 産官学連携強化により、我が国造船業の基盤となる人材(技術者)を確保・育成する。

担当課等(担当課長名等)

担当課: 海事局船舶産業課(課長 瀬部 充一)

(注) 国土交通省の平成19年度政策チェックアップ結果評価書による。

(イ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成 20 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までに評価書が総務大臣に送付された 63 件を審査の対象とした。これらは、平成 21 年度予算概算要求等に係る評価である。

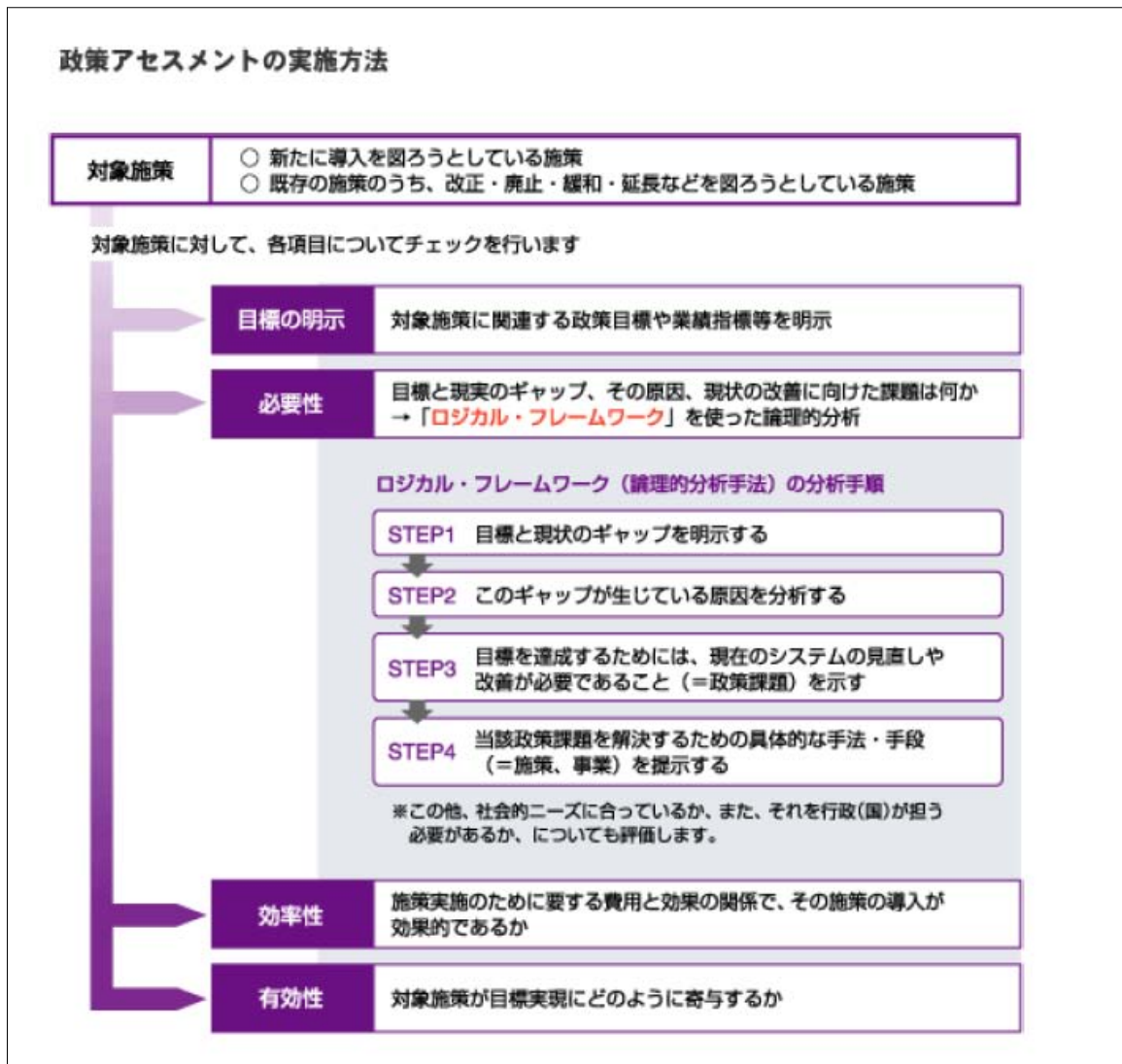
(特記事項－取組の工夫がみられる点)

国土交通省では、事業評価方式による事前評価において、当該施策が基本計画に掲げる政策目標のいずれに関連するものであるかを明らかにした上で、その目標の達成手段としての当該施策の妥当性を、必要性、有効性、効率性等の観点から評価している（図表Ⅱ－15－⑥参照）。その際、施策の必要性の検証には、「ロジカルフレームワーク（論理的分析手法）」と呼ばれる分析手法を用いて評価を行っている。これは、政策目標とその実現手段である施策との間の因果関係について論理的に分析するものである。具体的には、①目標と現状のギャップ分析、②現状が政策目標を達成していない原因分析、③そこに存する課題分析、④当該課題を解決するための具体的手法・手段の分析を実施することを通じて、当該施策実施の必要性を論理的に検証している。

国土交通省では、この理由について、「目標によるマネジメント」と論理的な政策分析を省全体に定着させることを目指しており、目標に照らした当該施策の客観的な必要性や施策の実施が目標達成に結び付く論理的プロセスを明らかにすることで、政策判断の根拠を明確にし、政策形成過程を国民に明らかにすることができるためとしている。

また、この観点から、国土交通省の事業評価方式による事前評価の事後的検証は、事前評価を行った施策の単位で事後的に政策効果を把握することを前提とせず、政策目標とその実現手段である施策との間の論理的な因果関係を検証すべく、実績評価方式又は総合評価方式で行うこととしている。

図表Ⅱ－15－⑥ 事業評価方式による事前評価（政策アセスメント）の実施方法



(注) 国土交通省の資料による。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

① 得ようとする効果の明確性

政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定することが必要である。

この点、国土交通省では、事業評価方式による事前評価の事後的検証は、実績評価方式又は総合評価方式による評価で行うとしており、施策の導入前に見込んでいた効果が実際に発現しているかについては、実績評価方式による評価の業績指標で検証するとしている。

得ようとする効果の明確性についてみると、得ようとする効果が具体的に特定されているものは、図表Ⅱ－15－⑦のとおり、63件中23件（36.5%）と

なっている。それ以外の40件については、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態は必ずしも特定されていないが、うち29件は業績指標について検討中とされている（注4）。

（注4）これに関し国土交通省は、「国土交通省においては、これまで毎年度、政策アセスメント（事前評価）の実施前に行われている業績指標・業績目標の更新が、平成20年度から24年度を計画期間とする社会資本整備重点計画等の作成状況を踏まえ、今年度は延期されているため、「検討中」とされている場合がある。また、それに伴い効果の把握の方法を明確に記述することが困難であった場合がある」としている。

② 検証を行う時期の特定及び効果の把握の方法の特定性

事前評価を実施した政策について、事後に把握された政策効果の評価・検証を行い、それにより得られたデータや知見を以後の評価や政策の企画立案に活用していくことが有益であり、着実に事後の評価・検証を実施していく必要がある。

また、政策効果が発現した際に、いつ、どのような方法で把握・測定するのか、その手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことは、事後的検証を適切に行うためには不可欠である。

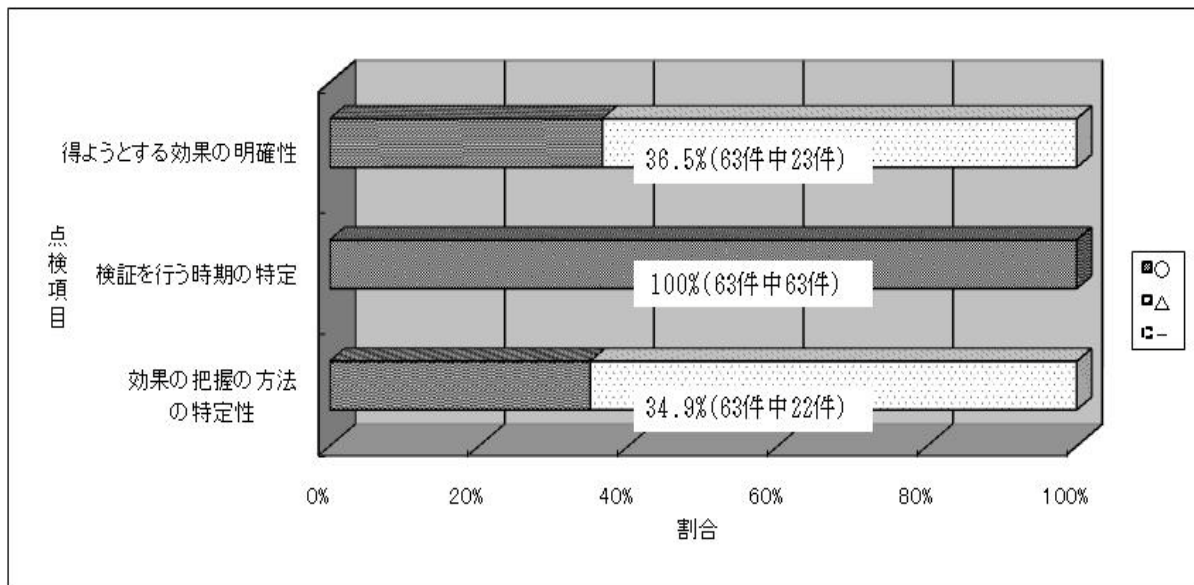
この点、国土交通省では、前述のとおり、事後の評価・検証及び効果把握の方法については、実績評価方式又は総合評価方式による評価で行うとしている。

事後的検証を行う時期の特定及び効果の把握の方法の特定性をみると、事後的検証を行う時期が特定されているものは、図表Ⅱ-15-⑦のとおり、63件中63件（100%）となっている。

一方、効果の把握の方法が特定されているものは、図表Ⅱ-15-⑦のとおり、63件中22件（34.9%）となっている。それ以外の41件については、効果の把握の方法が政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされていないが、うち29件は業績指標について検討中とされている（注5）。

（注5）これに関し国土交通省は、「国土交通省においては、これまで毎年度、政策アセスメント（事前評価）の実施前に行われている業績指標・業績目標の更新が、平成20年度から24年度を計画期間とする社会資本整備重点計画等の作成状況を踏まえ、今年度は延期されているため、「検討中」とされている場合がある。また、それに伴い効果の把握の方法を明確に記述することが困難であった場合がある」としている。

図表Ⅱ－15－⑦ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 国土交通省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

目標に関し達成しようとする水準がすべて数値化等により特定されており、今後もこの取組が進められることが期待される。

目標の達成度合いの判定方法（判定基準）に関しては、現在のところ、事前に判定基準を記すことができないものは、評価の際に判定根拠の記述を徹底することで分かりやすい記述に努める取組が進められているところであり、その充実を図ることは有意義であるが、一方で、目標の達成度合いの判定基準を事前に記すことは、実績評価方式による評価の客観性を高める上で効果的であることから、あらかじめ具体的で明確なものとして示す取組を検討することが望まれる。

(イ) 事業評価方式による事前評価

得ようとする効果の明確性及び効果の把握の方法の特定性については、特定

されていないものもみられ、政策の実施によって何らかの効果が得られることは、当該政策の必要性が認められるための前提であり、また、事後的な検証を可能とするためにも、事前評価の際に、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定しておくことが望まれる。

国土交通省においては、事業評価方式による事前評価の事後的検証は、実績評価方式又は総合評価方式による事後評価で行うとしており、施策の導入前に見込んでいた効果が実際に発現しているかについては、実績評価方式による評価の業績指標で検証するとしている。しかしながら、得ようとする効果又は効果の把握の方法が特定されていないもののうち、特に業績指標が検討されていないものについては、事後的検証を行う時期は特定されているものの、その際にどのような効果をどのような方法で把握するのか不明確であることから、事前評価の対象とした政策についての事後的な検証を行う取組をより有意義なものにするためにも、得ようとする効果又は効果の把握の方法をあらかじめ特定しておくことが望まれる。

16 環境省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間を計画期間とする「環境省政策評価基本計画」(平成 18 年 4 月 1 日)及び 1 年ごとに定められる「環境省政策評価実施計画」に基づき、一般政策、個々の研究開発、個々の公共事業及び規制を対象に政策評価が行われている(注)。
- ② 一般政策については、施策を対象に実績評価方式による評価、成果重視事業を対象に事業評価方式による事後評価が行われている。
- ③ 個々の研究開発、個々の公共事業については、事業評価方式による事前評価が行われている。
- ④ 規制については、事業評価方式による事前評価が行われている。

(注) 評価書は、環境省ホームページで公表されている。<http://www.env.go.jp/guide/seisaku/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

施策名「地球温暖化対策の推進」等 9 件のうち、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは、8 件(88.9%)である。

イ 今後の課題

目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定する取組のより一層の推進が望まれる。

また、目標の達成度合いが低調であるような場合は、なぜ目標が低調な達成度合いにとどまったかについての十分な原因分析を行うことが求められる。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間を計画期間とする「環境省政策評価基本計画」(平成 18 年 4 月 1 日)及び 1 年ごとに定められる「環境省政策評価実施計画」に基づき、政策評価が行われている。

基本計画等において、環境省の政策全体の進捗よく状況を把握・評価し、新たな政策の企画立案及び既存政策の見直しに活用することを目的に事後評価を行うこととされている。また、個々の研究開発、個々の公共事業、個々の政府開発援助及び規制を対象として事前評価を行うこととされている。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ-16-①のとおり、環境省の行う政策のすべてを対象として実績評価方式による評価(成果重視事業においては事業評価方式による事後評価)が行われている。

(取組状況－義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、個々の研究開発、個々の公共事業及び規制について、事業評価方式による事前評価が行われている。

個々の研究開発については、平成15年度に7件の事業評価方式による事前評価が行われたが、それ以降は対象となる事業がないため行われていない。

図表Ⅱ-16-①

環境省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価
一般政策	政策 (狭義) ・ 施策 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：環境省のすべての規制の新設（法律の制定・改正による新たな規制枠組の構築） 実施状況： 平成14年10月 1件 15年 5月 3件 16年 6月 5件 17年 7月 14件 18年 7月 17件 19年 2月 4件 19年 3月 6件</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><実績評価方式> 対象：環境省のすべての政策 実施状況：平成14年10月 48件 15年 8月 48件 16年 8月 48件 17年 8月 47件 18年 8月 42件 19年 8月 9件 20年 8月 9件</p> <p>対象：成果重視事業（モデル事業） 実施状況：平成18年 8月 2件 19年 8月 3件</p> </div>
	事務事業 レベル		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><事業評価方式> 対象：成果重視事業 実施状況：平成20年 8月 2件</p> </div>
義務付け4分野の政策	研究開発	事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(事前) 対象：評価法施行令第3条に定める政策 実施状況：平成15年 8月 7件</p> </div>
	公共事業	事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(事前) 対象：評価法施行令第3条に定める政策 実施状況： 平成15年 1～11月 60件 16年 1～10月 60件 17年 3～8月 23件 18年 2～12月 39件 19年 3～10月 3件 20年 3～7月 23件</p> </div>
	援助	政府開発 事務事業 レベル	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>(事前) 対象：評価法施行令第3条に定める政策 実施状況：－</p> </div>
	規制	事務事業 レベル	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(事前) 対象：評価法施行令第3条に定める政策 実施状況： 平成19年 10月 3件 20年 3月 3件 20年 9月 1件 20年 10月 3件</p> </div>
<p><特徴> 環境省では、同省のすべての政策について、目的と手段との関係を明確にし、施策レベルで事後評価を行うこととしており、その際、必要に応じて事務事業レベルの評価を行うとしているが、現在のところ評価はされていない。</p>			

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価

は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（個々の公共事業の評価についてはI-2-2、規制の政策評価についてはI-2-4参照）。

ア 現状

（審査の対象）

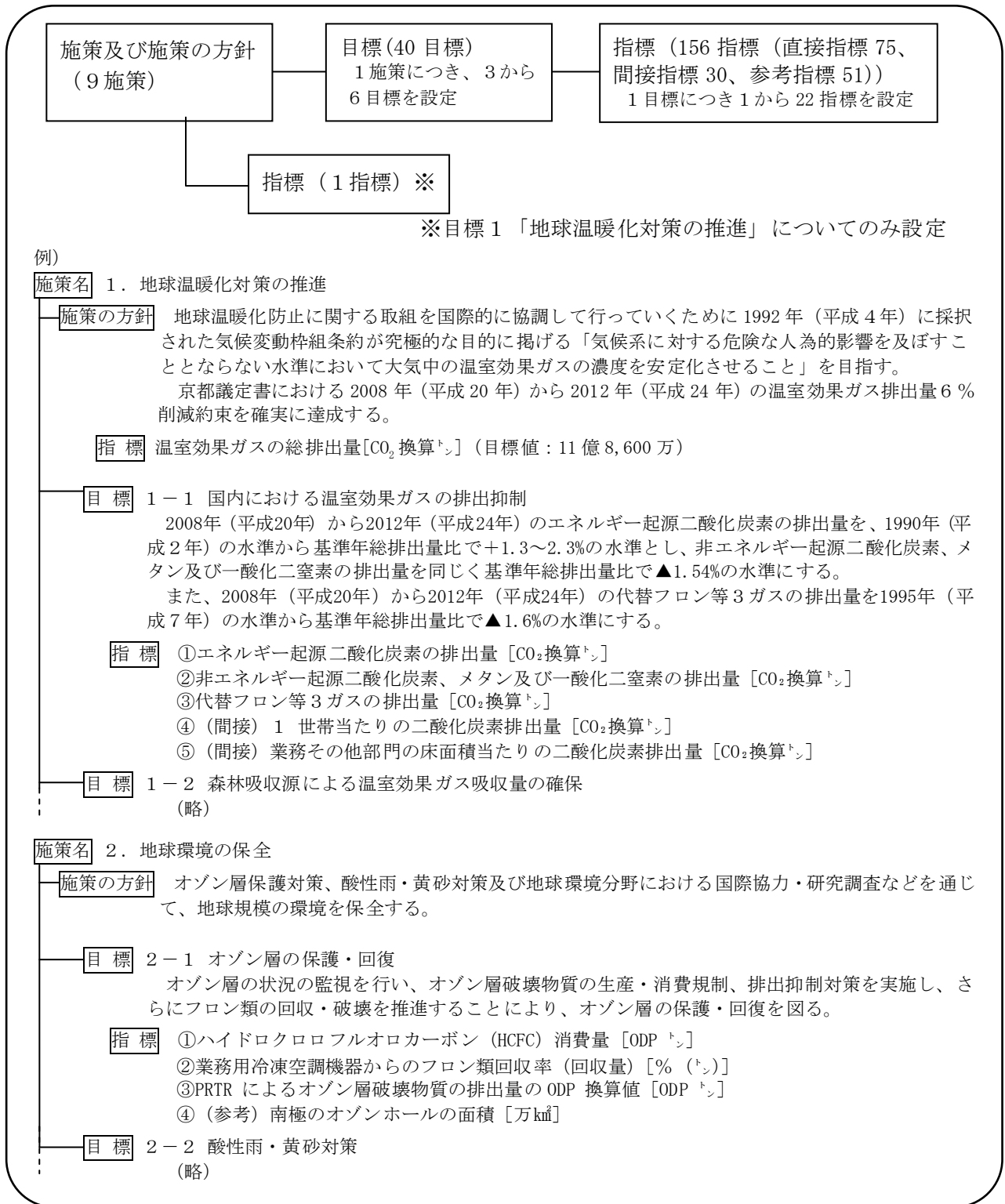
実績評価方式による評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された9件を審査の対象とした。

（評価の設計）

環境省の行う政策は9施策に分類され、実績評価方式による評価の対象となる施策の下には複数の目標が設定されている。目標の具体的な達成状況については、目標の達成やその進ちよく状況が直接的に判断できる又は影響を及ぼす「直接指標」、目標の達成やその進ちよく状況が間接的に判断できる又は影響を及ぼす「間接指標」、そして目標の達成やその進ちよく状況を示すとは言い難いが参考になると考えられる「参考指標」を設定し、これらの測定結果により目標の達成状況を把握しようとしている。ただし、政策「地球温暖化対策等の推進」に関しては、施策にも直接指標が設定されている。審査の対象とした9件は、原則として一つの施策の下に4目標から6目標が設定され、さらに、目標の下に、直接指標、間接指標又は参考指標が1指標から22指標設定され、合計では156指標が設定されているが、指標が設定されていない目標もある。

評価・分析については、平成19年度までは「必要性」、「有効性」、「効率性」の3項目で構成されていたが、20年度はこれら3項目を総括した目標ごとの全体的な評価結果、及び前年度の政策評価の実施以降に実施された施策にかかわる重要な動き（法案の提出・成立、指針・基準の策定、基礎的調査の実施等）を具体的に記載する「達成の状況」の項目も追加して評価が行われている。

図表Ⅱ－16－② 環境省における実績評価方式による評価の基本構造



(注) 環境省の評価書を基に当省が作成した。

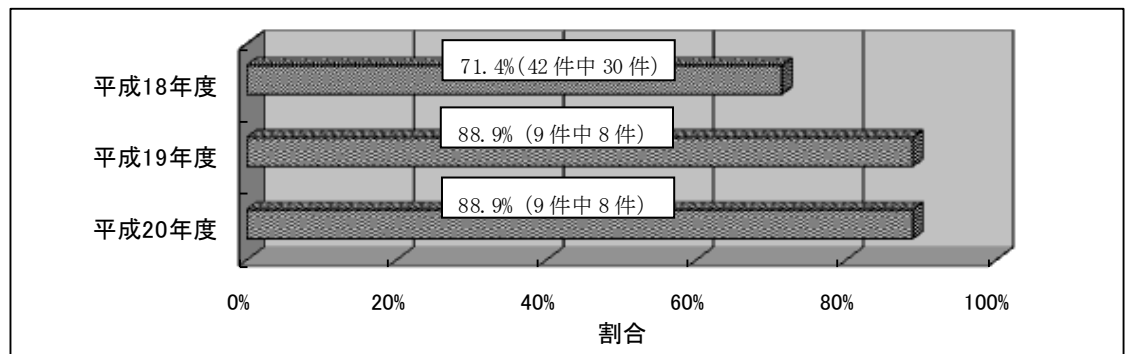
(共通の点検項目による審査—取組の工夫が求められる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ-16-③のとおり、88.9%（9件中8件）である。

また、施策を構成している目標レベル（平成18年度までの施策レベルに相当）においては、40件の評価が行われ、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されているものは80.0%（40件中32件）である。

図表Ⅱ-16-③ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



(注) 1 環境省の評価書を基に当省が作成した。

2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(特記事項－取組の工夫がみられる点)

目標の達成状況を測定する指標について、見直しが行われている。例えば、施策名「環境政策の基盤整備（環境基本計画の効果的実施）」においては、平成19年度の当省の指摘に沿って、目標の進捗よく状況をより直接的に示す第三次環境基本計画の総合的環境指標の一部を参考指標として取り入れ、分析に用いている。

(特記事項－取組の工夫が求められる点)

平成20年度の評価において、過去に立てた目標年度に目標を達成しなかったにもかかわらず、その原因分析が行われていない評価がみられた（第3章事Ⅱ参照）。しかし、事後評価は、政策の決定後における政策効果を把握し、これを基礎として、政策の見直し・改善や新たな政策の企画立案及びそれに基づく実施に反映させるための情報を提供する見地から行うものであるため、目標年度に目標を達成しなかった施策については、原因分析を行うことが求められる。

実績評価方式による評価においては、目標を達成するために実施する個々の事務事業等が当然に評価・検証の対象となるわけではないという評価方式の特性上、目標の達成度合いが芳しくない場合の原因等の詳細な情報までは必ずしも提供されない。一方、環境省では施策を構成する事務事業（予算事項）を関連する目標ごとに分類し、予算額（動向）、評価結果による予算への反映の方向

(増額、継続、減額、新規及び完了・廃止)及び終期を迎えた予算事項についての分析・検証を記載し、施策と事務事業との関係を明らかにして評価を行っている。よって、この分析・検証を更に有意義なものにするためにも、目標の達成度合いが芳しくない場合は、必要に応じて事業評価方式や総合評価方式を用いることで、施策を構成する個々の事務事業等や政策効果の発現状況を様々な角度から掘り下げて分析・検証し、施策に係る問題点を把握するとともにその原因について分析・検証を行うことについて検討することが望まれる。

また、評価・分析を行うに際して平成 20 年度より導入した「達成の状況」の項目について、必要性・有効性・効率性を踏まえて全体的な観点から目標の進捗よく状況を分析する取組は有用である一方、「有効性」の項目との違いが不明確な事例、「有効性」の項目との評価結果が不整合である評価もみられた。

イ 今後の課題

実績評価方式による評価は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、目標の達成度合いを評価していくことが基本である。

環境省の評価書において、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている施策の割合は 88.9%である。施策を構成する目標レベル(平成 18 年度までの施策レベルに相当)では、80.0%となっている。今後は、引き続き、残りの目標に関し、達成しようとする水準を数値化等により特定することが必要である。

また、目標年度に目標を達成しなかった施策については、原因分析を行うことが重要であり、目標期間中であっても目標の達成度合いが芳しくない等の問題がある場合は、必要に応じて他の評価方式を活用することも考慮しながら、原因分析を行うことが求められる。さらに、平成 20 年度より追加された「達成の状況」の項目において、「有効性」の項目との違いを意識した総合的な観点からの分析を行うことで、この取組をより効果的にすることが望まれる。

17 防衛省

(要旨)

(1) 政策評価の枠組み

- ① 平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間を計画期間とする「防衛省における政策評価に関する基本計画」(平成 18 年 3 月 30 日)及び 1 年ごとに定められる「防衛省における事後評価の実施に関する計画」に基づき一般政策及び個々の研究開発を対象に政策評価が行われている(注1)。
- ② 一般政策については、事業評価方式により事前評価が行われ、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により事後評価が行われている。このうち、評価の中心は、総合評価方式による事後評価である。

基本計画において、政策体系として 1 政策、6 政策目標、7 施策(広義)及び 31 施策(狭義)が示されている。計画期間の 5 年間に於いて、各々の施策に対する政策評価を、平均 2 回程度、網羅的に実施することが計画されている。
- ③ 事務事業レベルの政策の評価については、事前、中間段階、事業完了後の各時点において、一貫して評価を行う枠組みがあり、このような取組は有益である。
- ④ 個々の研究開発については、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。

(注1) 評価書は、防衛省ホームページで公表されている。

<http://www.mod.go.jp/j/info/hyouka/index.html>

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価 2 件

政策名「事務活動における環境配慮」等 2 件すべてについて、目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

(イ) 事業評価方式による事前評価 8 件

事業名「対空戦闘指揮統制システム」等 8 件のすべてについて、得ようとする効果及び効果の把握の方法が具体的に特定されているが、事後的検証を行う時期が特定されているものは 5 件(62.5%)である。

(ウ) 事業評価方式による事後評価 7 件

事業名「百里燃料貯蔵施設整備事業」等 7 件のすべてで、得ようとした効果及び把握された効果が具体的に特定されている。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

今後も、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが

期待される。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価を行うに当たっては、事後における効果の検証の時期を明らかにすることが望まれる。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

今後も、事前評価と連携して行うとともに、得ようとした効果及び把握された効果を明確にすることが期待される。

(説明)

(1) 政策評価の枠組み

(基本計画等)

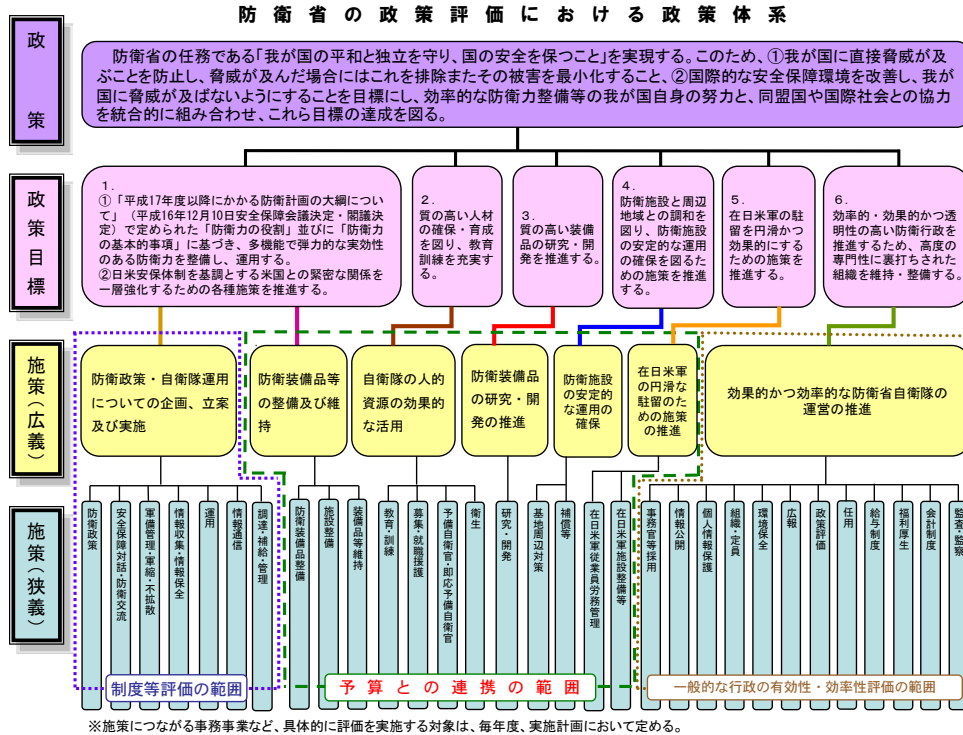
平成 18 年度から 22 年度までの 5 年間を計画期間とする「防衛省における政策評価に関する基本計画」(平成 18 年 3 月 30 日)及び 1 年ごとに「防衛省における事後評価の実施に関する計画」が定められている。また、「防衛省政策評価実施要領」(平成 18 年 3 月 27 日)が定められ、これらに基づき、政策評価が行われている。

基本計画では、図表Ⅱ-17-①のとおり「防衛省の政策評価における政策体系」として 1 政策、6 政策目標、7 施策(広義)及び 31 施策(狭義)が示され、当該政策体系に従い、計画期間の 5 年間に於いて、各々の施策別に政策評価を、平均 2 回程度、網羅的に実施することが計画されている。

また、事前評価は、新規主要装備品等の整備(総事業費 10 億円以上のもの)、新規研究開発(技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究)、その他の新規事業(総事業費 10 億円以上のもの、その他重要なもの)を対象として事業評価方式により行うこととされている。事後評価については、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式により行うこととされている。

事務事業レベルの政策を対象とした評価については、図表Ⅱ-17-②のとおり、事前、中間段階及び事業完了後の各時点において、一貫して評価を行う枠組みがあり、このような取組は有益と考えられる。

図表Ⅱ-17-① 防衛省の政策評価における政策体系



(注) 防衛省の基本計画による。

(取組状況—一般政策についての政策評価)

一般政策については、図表Ⅱ-17-②のとおり、事前評価及び事後評価が行われている。事前評価は、事業評価方式により行われている。また、事後評価は、実績評価方式、事業評価方式及び総合評価方式により行われている。

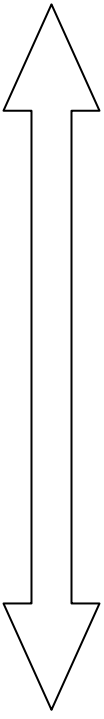
このうち、総合評価方式による事後評価が、防衛省の事後評価の中心である。実績評価方式による評価は、防衛省の主要政策については行われていない。これについて、防衛省では従来から、防衛省の主要政策（防衛力整備等）は、周辺諸国との相対的な関係で決定されるなど、政策目標の数値化が困難であるためとしている。このことから、防衛任務を達成するために行う各種の施策等についての評価には、様々な角度からの分析が可能である総合評価方式による事後評価を中心として行っているとしている。

(取組状況—義務付け4分野の政策についての政策評価)

義務付け4分野の政策のうち、個々の研究開発について、図表Ⅱ-17-②のとおり、事業評価方式による事前評価及び事後評価が行われている。事前、中間段階及び事業完了後の各時点において、一貫して評価を行う枠組みがあるが、中間段階の評価については、評価対象となる10年未了の研究開発事業は少ないとしており、評価法施行後は実績がない。

図表Ⅱ-17-②

防衛省における政策評価の取組

評価対象政策		事前評価	事後評価	
一般政策	政策(狭義)・施策レベル  事務事業レベル	<p><事業評価方式> 対象： ・新規主要装備品（総事業費 10 億円以上のもの） ・その他の新規事業（総事業費 10 億円以上のもの、その他重要なもの）</p> <p>実施状況： 平成 14 年 9 月 8 件 15 年 8 月 9 件 16 年 8 月 8 件 17 年 8 月 6 件 18 年 8 月 9 件 19 年 9 月 5 件 20 年 9 月 8 件</p>	<p><実績評価方式> 対象： 実績評価方式による評価が適当と判断されるもの</p> <p>実施状況： 平成 16 年 3 月 1 件 17 年 3 月 1 件 17 年 8 月 1 件 18 年 3 月 3 件 18 年 8 月 1 件 19 年 3 月 3 件 19 年 9 月 1 件 20 年 4 月 2 件</p>	<p><総合評価方式> 対象： 業務遂行のための制度、計画、政策方針等</p> <p>実施状況： 平成 15 年 4 月 16 件 16 年 3 月 10 件 16 年 4 月 1 件 16 年 8 月 3 件 17 年 3 月 9 件 18 年 3 月 13 件 19 年 3 月 8 件 20 年 4 月 12 件</p>
		<p><事業評価方式> 対象： ・新規主要装備品（総事業費 10 億円以上のもの） ・その他の新規事業（総事業費 10 億円以上のもの、その他重要なもの）</p> <p>実施状況： 平成 14 年 9 月 8 件 15 年 8 月 9 件 16 年 8 月 8 件 17 年 8 月 6 件 18 年 8 月 9 件 19 年 9 月 5 件 20 年 9 月 8 件</p>	<p><事業評価方式> (中間) 対象： 開始からおおむね 10 年を経過し、引き続き概算要求する以下の事業 ・主要装備品（総事業費 10 億円以上） ・その他の新規事業（総事業費 10 億円以上）</p> <p>実施状況： 平成 14 年 9 月 7 件 15 年 8 月 2 件 16 年 8 月 2 件 16 年 12 月 1 件 17 年 8 月 2 件 18 年 8 月 1 件 19 年 9 月 1 件 20 年 9 月 1 件</p>	<p><事業評価方式> (事後) 対象： 実施を完了した以下の事業 ・主要装備品（総事業費 10 億円以上） ・その他の事業（総事業費 10 億円以上）</p> <p>実施状況： 平成 15 年 4 月 5 件 16 年 3 月 4 件 17 年 3 月 3 件 18 年 3 月 2 件 19 年 3 月 8 件 20 年 4 月 6 件</p>
義務付け 4 分野の政策	研究開発 事務事業レベル	<p><事業評価方式> 対象： 新規研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究）</p> <p>実施状況： 平成 14 年 9 月 10 件 15 年 8 月 10 件 16 年 8 月 12 件 17 年 8 月 12 件 18 年 8 月 7 件 19 年 9 月 11 件 20 年 9 月 11 件</p>	<p><事業評価方式> 対象： 開始からおおむね 10 年を経過し、引き続き概算要求する以下の事業 ・研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究）</p> <p>実施状況：-</p>	<p><事業評価方式> 対象： 実施を完了した事業 ・研究開発（技術開発、重要技術研究及び総事業費 10 億円以上の技術研究）</p> <p>実施状況： 平成 15 年 4 月 10 件 15 年 5 月 1 件 15 年 12 月 3 件 16 年 3 月 7 件 17 年 3 月 12 件 17 年 8 月 1 件 18 年 3 月 8 件 19 年 3 月 8 件 20 年 4 月 12 件</p>
<p><特徴> 1 政策～6 政策目標～7 施策（広義）～31 施策（狭義）を評価対象とし、様々な角度からの分析が必要であるとして、主として総合評価方式による事後評価を実施している。また、政策の特性に応じた適切な評価方式を採用するとして、事業評価方式による評価（事前評価及び事後評価）及び実績評価方式による評価も実施している。</p>				

(注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。

2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

(2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした実績評価方式による評価並びに事業評価方式による事前評価及び事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである（総合評価方式による事後評価についてはⅠ－１－３、個々の研究開発の評価についてはⅠ－２－１参照）。

ア 現状

(ア) 実績評価方式による評価

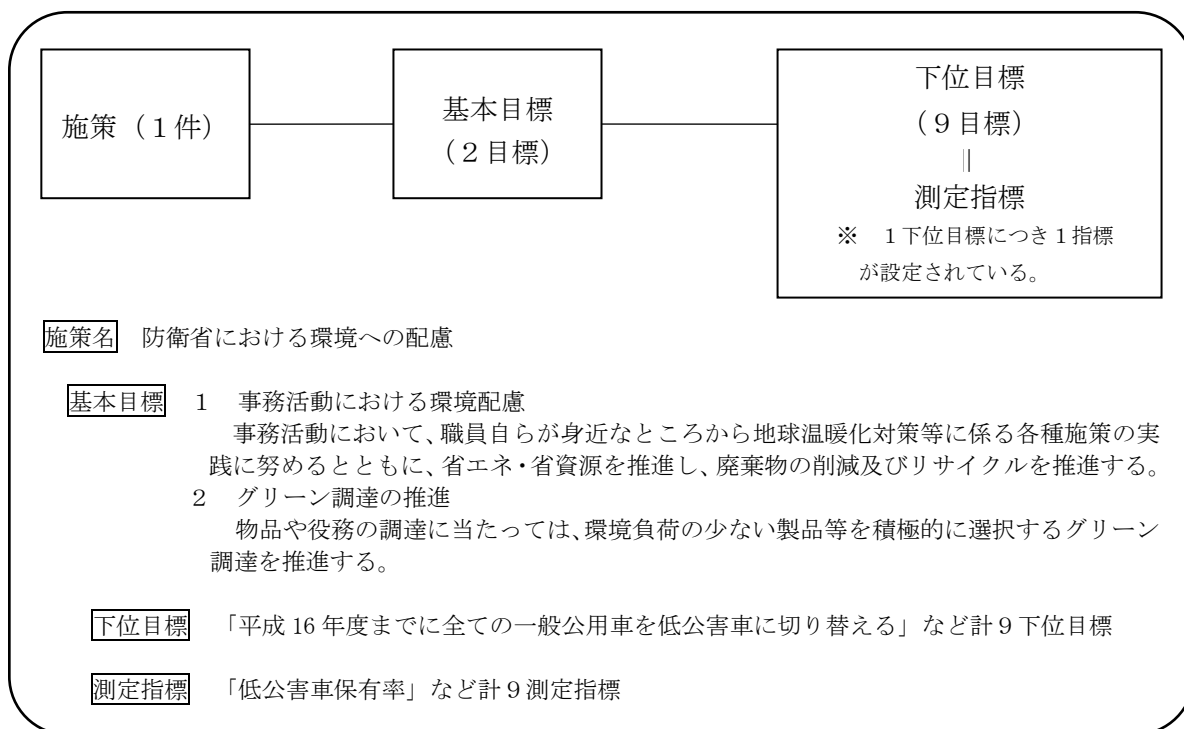
(審査の対象)

実績評価方式による評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された2件を審査の対象とした。

(評価の設計)

実績評価方式による評価の対象となる政策について、図表Ⅱ－17－③のとおり、基本目標が設定されるとともに、それを具体化した下位目標が設定されている。下位目標には、その実績の推移を測定する指標が一つ設定され、達成しようとする目標値が設定されている。この下位目標の単位ごとに達成度合いの検証が行われ、評価の結果と今後の課題が整理されている。また、それらを束ねることにより基本目標についても評価の結果が整理されて示されている。

図表Ⅱ－17－③ 防衛省における実績評価方式による評価の基本構造



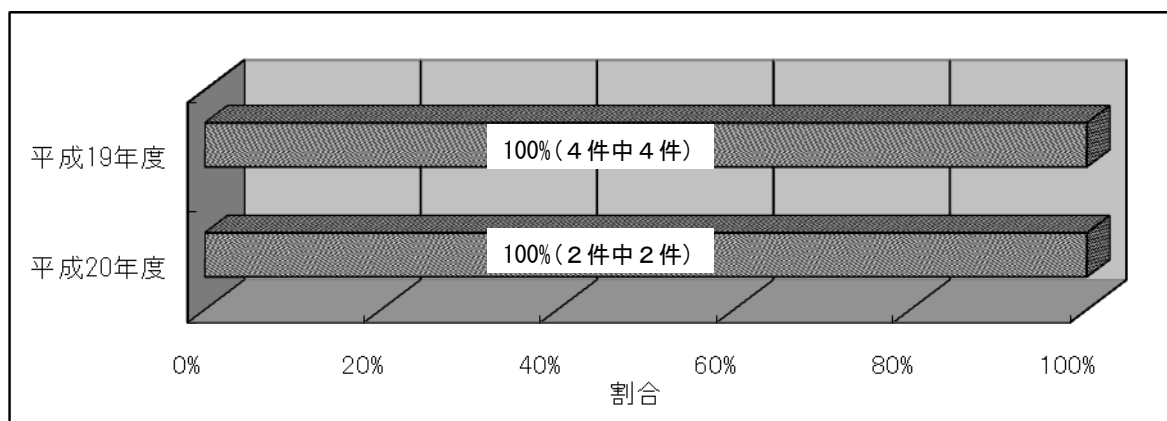
(注) 防衛省の評価書を基に当省が作成した。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

実績評価方式は、あらかじめ達成すべき目標を設定し、これに対する実績を測定して目標の達成度合いについて評価する方式であることから、当該目標に関して達成すべき水準を明確にする必要がある。

目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合は、図表Ⅱ－17－④のとおり、100%（2件中2件）であり、すべて達成しようとする水準が数値化等により特定されている。

図表Ⅱ－17－④ 目標に関し達成しようとする水準が数値化等により特定されている評価の割合（実績評価方式による評価）



- (注) 1 防衛省の評価書を基に当省が作成した。
2 目標に関し達成すべき水準が数値化されている評価及び定性的であっても目標が達成される水準が具体的に特定されている評価の割合を表す。

(イ) 事業評価方式による事前評価

一般政策については、事前評価における政策効果の把握の手法その他の評価の方法が必ずしも開発されているとはいえない状況の中で、事前評価が行われている。

(審査の対象)

事業評価方式による事前評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された8件を審査の対象とした。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

事前評価においては、政策の実施により得ようとする効果について、その状態を具体的に特定することが求められている。また、事前評価を行った政策について、事後に把握された政策効果の評価・検証を行うことは有益であり、事後的な検証を適切に行うためには、その手立てを事前評価の時点で明らかにしておくことが求められている。

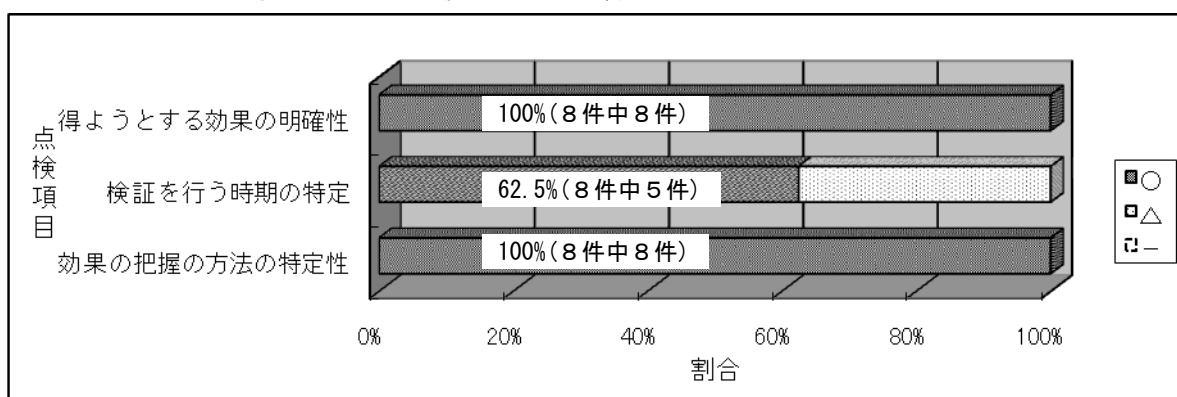
事業評価方式による事前評価については、図表Ⅱ－17－⑤のとおり、8件すべてで得ようとする効果及び効果の把握の方法が特定されている。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

事前評価を行った政策について、事後に把握された政策効果の評価・検証を行うことは有益であり、事後的な検証を適切に行うためには、その時期を事前評価の時点で明らかにしておくことが求められている。

事後的検証を行う時期が特定されている割合についてみると、図表Ⅱ－17－⑤のとおり、62.5%（8件中5件）であり、平成19年度の80.0%（5件中4件）を下回っている。

図表Ⅱ－17－⑤ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事前評価）



(注) 1 防衛省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとする効果の明確性」

「○」は、得ようとする効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとする効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかは説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとする効果についての記載がないものを表す。

3 「検証を行う時期の特定」

「○」は、当該政策（施策や事業）について、事後的検証を行う時期が特定されているものを表す。「△」は、事後的検証を行うことはしているが時期が特定されていないもの、又は当該政策（施策や事業）の一部についてのみ時期が特定されているものを表す。「－」は、事後的検証を行うことが明らかにされていないものを表す。

4 「効果の把握の方法の特定性」

「○」は、政策の実施により発現した効果を把握できる程度に明確にされているものを表す。「△」は、効果の把握の方法が不明確なものを表す。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

現在のところ、事業評価方式による事後評価が行われている府省は限られている中で、事後評価が取り組まれている。

(審査の対象)

事業評価方式による事後評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された7件（注2）を審査の対象とした。

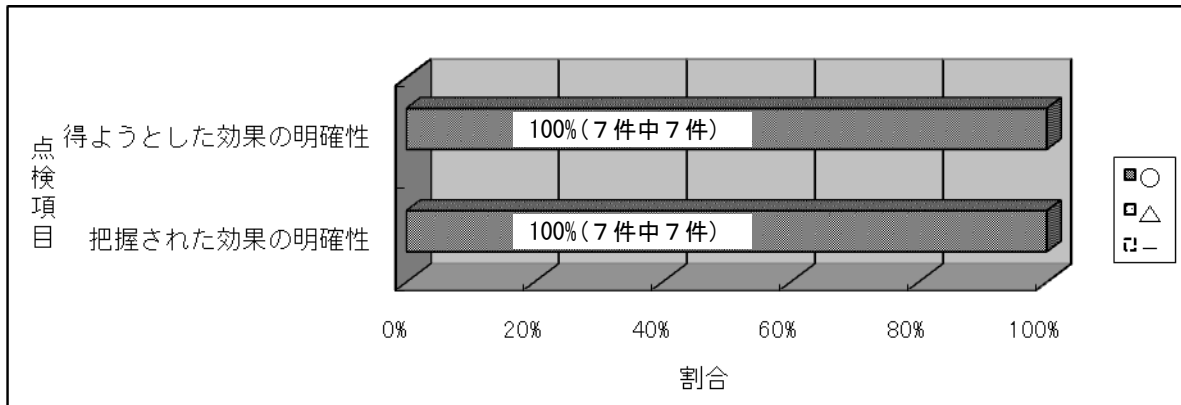
(注2) 事業評価方式による事後評価の7件のうち、6件については百里燃料貯蔵施設整備事業等に係る事業完了後の評価であり、1件については99式自走155mmりゅう弾砲の中間段階の評価である。

(共通の点検項目による審査－取組の工夫がみられる点)

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしておくことが求められている。

事業評価方式による事後評価については、図表Ⅱ－17－⑥のとおり、7件すべてで得ようとした効果及び把握された効果が特定されている。

図表Ⅱ－17－⑥ 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事後評価）



(注) 1 防衛省の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明確性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」かは明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明確性」

「○」、「△」及び「－」の分類については、上記2と同様である。

イ 今後の課題

(ア) 実績評価方式による評価

今後も、目標に関し達成しようとする水準を数値化等により特定することが期待される。

(イ) 事業評価方式による事前評価

事前評価を行うに当たっては、事後における効果の検証の時期を明らかにすることが望まれる。

(ウ) 事業評価方式による事後評価

今後も、事前評価と連携して行うとともに、得ようとした効果及び把握された効果を明確にすることが期待される。